1　第162回国会概観

1　会期及び活動等の概要

（召集と会期）

第162回国会（常会）は、平成17年（2005年）１月21日に召集された。会期は、当初６月19日までの150日間の予定であったが、55日間延長され、８月13日までとなった。しかし、８月８日、衆議院が解散され、最終的には計200日間となった。

開会式は、召集日の午後１時から、参議院議場で行われた。

（院の構成）

参議院では、召集日の本会議において、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、イラク・事態及び拉致問題の５特別委員会が前国会同様設置された。同日、各特別委員会において、それぞれ特別委員長が選任された。

７月11日には、本会議において、郵政民営化に関連する諸法案を審査し、併せて郵政民営化に関する諸問題を調査するため、郵政民営化に関する特別委員会が賛成多数で設置された。特別委員長は、13日に選任された。

（施政方針演説と主な議論）

召集日、衆参両院本会議において、施政方針演説等政府４演説が行われた。施政方針演説において小泉内閣総理大臣は、郵政公社を民営化する法案を今国会に提出し成立を期すとした。このほか、災害対策と被災者支援、国民の安全と安心の確保、社会保障制度改革、行財政改革、国連安全保障理事会常任理事国入り、イラク人道復興支援、北朝鮮による日本人拉致問題などについて基本方針を述べた。政府４演説に対する代表質問は、１月24日、25日に衆議院、１月25日、26日に参議院でそれぞれ行われた。

今国会は、郵政民営化、社会保障制度改革、災害対策等が主に議論された。

（議案の審議概況）

今国会において、閣法は、介護保険法改正案、会社法案等76件が成立し、衆議院を通過した郵政民営化法案等６件（以下、郵政民営化関連６法案）は、参議院において否決され衆議院に返付されたが、そのまま成立に至らなかった。また、参議院において２件、衆議院において７件が未了となった。条約は、石綿使用安全条約等９件すべてが承認された。

衆法は、祝日法改正案、食育基本法案（ともに159回国会提出）、文字・活字文化振興法案等19件が成立し、衆議院において３件が否決され、37件が未了、２件が撤回された。

参法は、母体保護法改正案１件が成立し、会計検査院法改正案１件が衆議院において未了、８件が本院において未了となった。

また、スマトラ沖大地震支援決議、社会保障制度改革決議等４件の決議案が衆参両院において議決されたほか、参議院において政策評価制度見直し決議が、衆議院において終戦・被爆60周年決議が議決された。

（会期延長と衆議院解散）

６月16日、自民、公明両党幹事長から衆参両院議長に対し、議案の審議状況にかんがみ、会期を８月13日まで55日間延長するよう申し入れがあった。翌17日、衆議院本会議において55日間の会期延長が賛成多数で可決され､会期は８月13日までとなった。なお、参議院では会期延長の議決は行われなかった。

８月８日、参議院本会議において郵政民営化関連６法案が否決された。同法案の否決は内閣不信任であるとする小泉内閣総理大臣は同日、衆議院を解散し、第162回国会は閉会した。

（その他）

２月16日、気候変動枠組条約京都議定書が発効した。政府は、４月28日に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定するとともに、地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季において政府全体として軽装（ノーネクタイ・ノー上着）での執務を促すことを申し合わせた。

衆参両院においても京都議定書の発効を受け、本会議決議を行ったほか、地球温暖化防止対策等の観点から、夏季における院内の服装等に関する申し合わせを行った。

２　予算・決算

（１）予算

召集日の１月21日、平成十六年度補正予算及び平成十七年度総予算が国会に提出され、谷垣財務大臣の財政演説が衆参両院の本会議において行われた。

（平成十六年度補正予算）

平成十六年度補正予算は、平成16年に発生した台風や新潟県中越地震等、災害対策を中心に編成されたものであり、１月28日の衆議院予算委員会及び本会議で全会一致で可決され、２月１日の参議院予算委員会及び本会議で全会一致で可決・成立した。

なお、参議院において予算が全会一致で可決されたのは、10年ぶりのことである。

（平成十七年度総予算）

平成十七年度総予算は、「改革と展望－2004」に掲げられた2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、歳出構造を抜本的に見直すことを目標に編成されたものである。一般会計の予算規模は82兆1,829億円、前年度当初比0.1％の増加であるが、政策的経費である一般歳出は47兆2,829億円と前年度当初比で0.7％の減少となった。一方歳入面では、18年度（予定）の所得税から住民税への税源移譲等の税制改正を展望しつつ、定率減税を縮小するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等の見直しが行われることになった。最近の景気回復も

あいまって、17年度の一般会計の税収は、前年度当初比5.4％増の44兆70億円となり、４年ぶりに前年度よりも増加することになった。

衆議院予算委員会では、１月28日に提案理由説明を聴き、質疑を２月２日から開始した。３月２日、平成十七年度総予算は委員会及び本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院予算委員会では、２月１日、予算委員会において趣旨説明を聴いた。３月３日、４日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して基本的質疑を行い、以後、一般質疑を重ねた。この間、17日には外交防衛等に関する集中審議を、22日には証券・金融・規制緩和についての参考人質疑及び集中審議を行った。翌23日には政治・政治資金に関する集中審議を行った。公聴会は15日に開かれ、委嘱審査が18日、22日の両日行われた。

３月23日、小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して締めくくり質疑を行った後、平成十七年度総予算は賛成多数で可決され、同日の本会議において賛成多数で可決・成立した。

（２）平成十五年度決算等の審査

平成十五年度決算外２件は、決算の早期審査のための具体策についての参議院改革協議会の報告（平成15年１月）等、決算の早期国会提出に関する要求を受けて、平成16年11月19日（第161回国会）に提出された。参議院決算委員会では、第161回国会に審査を開始し、今国会も引き続き審査を行った。

今国会においては、２月10日及び15日の両日、会計検査院の機能強化について、22日に政府開発援助についてそれぞれ参考人及び政府に対し質疑を行った。３月１日には社会保険庁等の業務執行の効率性について政府に対し質疑を行った。

その後、６回にわたり省庁別審査を進め、５月16日に締めくくり総括的質疑、６月７日には小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して締めくくり総括質疑を行った。同日、適切な措置と結果の報告を各省庁に求める36項目の平成十五年度決算審査措置要求決議を行い、平成十五年度決算外２件については賛成多数で是認すべきものと議決した後、内閣に対する警告を全会一致をもって議決した。また、国会法第105条に基づき、会計検査院に対して９項目の検査要請を参議院決算委員会としては初めて行った。

６月８日の本会議において平成十五年度決算外２件は賛成多数で是認され、内閣に対する警告は全会一致で議決された。これで３年連続して常会会期内に決算審議を終了した。

また、参議院決算委員会は、国等の締結する契約の多様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保等のため、会計検査院法一部改正案を提出した。同法案は、８月３日の参議院本会議で可決されたが、衆議院の解散に伴い、衆議院において未了となった。

３　法律案

（１）郵政民営化関連６法案

郵政民営化は小泉内閣総理大臣の長年の主張であり、平成15年９月の自民党総裁選においても、平成17年に改革法案を提出することを公約とし、再選されていた。平成16年９月には「郵政民営化の基本方針」を閣議決定し、今国会の施政方針演説では、日本郵政公社を民営化する法案を今国会に提出し成立を期すとした。

その後、政府と与党との間で法案作成作業が続けられ、平成17年４月27日、日本郵政公社を持株会社の下に４分社化することなどを内容とする郵政民営化関連６法案（正式な議案名は「Ⅱ　議案の審議経過」参照）が国会に提出された。

衆議院では、５月20日の本会議において郵政民営化に関する特別委員会が設置されたが、特別委員会設置に反対する民主、社民両会派は、同日の本会議を欠席し、５月31日まで衆参すべての審議を欠席した。

その間、５月26日には衆議院本会議において郵政民営化関連６法案の趣旨説明・質疑を行った。郵政特別委員会は、23日に特別委員長を選任し、26日に趣旨説明を、翌27日、30日、31日に質疑を行った。民主、社民両会派は、その後の国会正常化の合意を受けて、６月１日から委員会に出席した。

委員会では、その後、政府質疑、参考人質疑を行うほか、６月28日には北海道札幌市、新潟県上越市及び佐賀県唐津市において地方公聴会を開催した。

委員会審査は進んでいたが、郵政民営化法案に対する自民党内の反発も根強く、法案は否決されかねない状況にあった。そのため、自民党執行部は修正協議に乗り出し、６月28日、４法案について一部を修正すること等を決定した。

６月29日、郵政特別委員会に自民、公明両会派共同で郵政民営化法案外３法案に対する修正案が提出された。翌30日、修正案について趣旨説明を聴取し、７月１日、小泉内閣総理大臣が出席して質疑を行った。４日、参考人質疑及び小泉内閣総理大臣が出席して質疑を行った後、郵政民営化法案外３法案は、賛成多数で修正議決され、郵便事業株式会社法案外１法案は、賛成多数で原案どおり可決された。

翌５日、衆議院本会議において記名投票による採決を行った結果、郵政民営化関連６法案は賛成多数で委員長報告のとおり議決された。なお、この時、一部の自民党議員が退席や反対をしたため、賛否は５票差であった。

参議院では、７月11日の本会議において、郵政民営化に関連する諸法案を審査し、併せて郵政民営化に関する諸問題を調査するため、郵政民営化に関する特別委員会が賛成多数で設置された。次いで13日の本会議において郵政民営化関連６法案の趣旨説明・質疑を行った。

郵政特別委員会では、７月14日に趣旨説明を行い、15日に小泉内閣総理大臣が出席して総括質疑を行った。その後も質疑を重ね、８月２日には小泉内閣総理大臣が出席

して質疑を行った。また、３日には金融を中心とした郵政事業について、４日には郵便事業を中心とした郵政事業について集中審議を行った。さらに、７月26日、29日の両日に参考人質疑を、７月27日には東京中央郵便局等の現地調査を行い、翌28日には京都府京都市及び岩手県盛岡市において地方公聴会を開催した。

８月５日、小泉内閣総理大臣が出席して締めくくり総括質疑を行った後、郵政民営化関連６法案は賛成多数でそれぞれ可決された。なお、６法案に対する附帯決議がなされた。

８月８日、参議院本会議において記名投票による採決を行ったところ、自民から反対や棄権をする議員が相次ぎ、賛成108、反対125で否決された。６法案は、同日、衆議院に返付されたが、衆議院が解散され成立に至らなかった。

なお、参議院に送付された閣法が否決され、廃案となったのはこれで３例目となった。昭和26年(1951年)以来54年ぶりのことである。

（２）介護保険法改正案

平成９年に成立し、平成12年４月に施行された介護保険法の附則には、施行後５年を目途として制度全般の見直しを行う旨が規定されていた。

政府は、平成15年から見直し作業を本格的に進め、平成17年２月８日、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し等を内容とする介護保険法改正案を国会に提出した。

衆議院では、３月22日、本会議で趣旨説明・質疑を行い、25日から厚生労働委員会において審査が始まった。４月27日、改正法施行後３年を目途として介護予防の在り方等について再検討を行うこと等を内容とする修正案が自民、民主、公明の３会派共同で提出され、同日、賛成多数で修正議決された。５月10日の本会議においても委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、５月11日、本会議において趣旨説明・質疑を行い、翌12日から厚生労働委員会で審査が始まった。２回の参考人質疑を含む７回の審査を経て、６月16日、改正案は賛成多数で可決された。６月22日、同法案は参議院本会議において賛成多数で可決・成立した。

なお、衆参両院の厚生労働委員会において、附帯決議がなされた。特に参議院における附帯決議は、24項目にわたった。

（３）障害者自立支援法案

我が国の障害者福祉は、身体障害、知的障害、精神障害とそれぞれの分野で独自に施策が拡充されてきた。

政府は、こうした障害種別等によって福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容が異なる制度を一元化し、制度をより安定的かつ効率的なものとするため、２

月10日、自立支援給付の創設等を内容とする障害者自立支援法案を国会に提出した。

衆議院では、４月26日、本会議で趣旨説明・質疑を行い、27日から厚生労働委員会において審査が始まった。７月８日、目的規定における基本的理念の明確化及び自立支援医療に関する規定の施行期日の延期等を内容とする修正案が自民、公明の両会派共同で提出され、原案と一括して審査された後、13日、賛成多数で修正議決された。15日の本会議においても委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、７月22日、本会議において趣旨説明・質疑を行い、26日から厚生労働委員会において審査を行っていたが、衆議院の解散に伴い、未了となった。

４　調査会等

（１）調査会

第161回国会の冒頭、平成16年10月に設置された国際問題、経済・産業・雇用及び少子高齢社会の各調査会は、初年度における調査結果をそれぞれ以下の表のとおり中間報告として取りまとめた。

調査会名	報告書のテーマ	提出日	本会議における報告日
国際問題に関する調査会	多極化時代における新たな日本外交	17. 7.20	17. 7.22
経済・産業・雇用に関する調査会	成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応	17. 6.13	17. 6.15
少子高齢社会に関する調査会	少子高齢社会への対応の在り方について	17. 7. 8	17. 7.11

（２）憲法調査会

（二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書）

参議院憲法調査会の下に設置された「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」は、二院制と参議院の在り方に関する件について意見の交換を行い、３月９日、約１年間に及ぶ議論の結果として、憲法調査会長に調査報告書を提出することを賛成多数で議決した。同日の憲法調査会では、小委員長から報告を聴いた後、報告書を踏まえて意見交換を行った。

小委員会報告は、二院制の堅持、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、直接選挙制維持等を一致した意見とした。また、参議院が独自性を発揮すべき分野として長期的・基本的政策課題、決算、行政監視・政策評価などを挙げるとともに、両院不一致の場合の再議決要件の緩和には慎重な姿勢を示した。

（日本国憲法に関する調査報告書）

平成12年１月20日に設置された衆参の憲法調査会は、５年を目途として、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行ってきたが、最終年に当たる今国会、それぞれ最終報告書を提出した。

参議院憲法調査会は、今国会においては、「統治システムとその相互関係」について意見交換を行ったほか、報告書のまとめに先立ち公聴会を開催し、今後の日本と憲法について８人の公述人から意見を聴き、質疑を行った。また、日本国憲法について３回にわたり締めくくり自由討議を行った。

４月20日、憲法調査会は「日本国憲法に関する調査報告書」を賛成多数で議決し、扇参議院議長に提出した。

報告書では、三大基本原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）の維持、二院制と参議院の在り方等33項目について共通又はおおむね共通の認識が得られたとするとともに、プライバシー権、環境権等新しい人権を憲法上明記すること等６項目をすう勢の意見（自民、民主、公明の３党がおおむね一致した意見）とした。また、意見が分かれた主なものとして、憲法前文に書かれるべき理念・内容、憲法第９条第２項改正の要否等20項目を挙げた。

４月27日の参議院本会議において、関谷憲法調査会会長から同報告書についての報告がなされた。

なお、衆議院憲法調査会は４月15日に最終報告書を河野衆議院議長に提出した。

５　その他国政調査等

（１）国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会においては、２月23日、４月６日、４月20日の３回開かれ、社会保障制度改革、外交問題、郵政民営化等について岡田民主党代表と小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（２）年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議

平成16年５月（第159回国会）に自民、民主、公明の３党で行った「年金制度改革に関する３党合意」に基づき、与野党は、社会保障制度について議論するための枠組作りに向けた協議を続けてきた。その結果、自民、民主、公明、共産、社民の５党は、平成17年３月25日の幹事長・書記長会談において「両院合同会議」の設置について確認し、28日、衆参両院議長に対し申入れを行った。

４月１日、衆参両院本会議において「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」が行われ、これに基づき、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」が設置された。会議は公開とし、同年秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すとされた。

両院合同会議の初会合は４月８日に行われ、与謝野衆議院議員が会長に選出された。その後、各党による意見表明や自由討議など、今国会中８回開催された。

（３）北朝鮮による日本人拉致問題

平成16年12月８日、政府は、同年11月に開催された日朝実務者協議において北朝鮮側が提出した日本人拉致被害者の遺骨について、別人のものであるとの鑑定結果を発表した。

参議院拉致問題特別委員会は、第161回国会閉会中の12月14日、北朝鮮による拉致問題等に関する件について村田国家公安委員会委員長及び細田内閣官房長官から説明を聴いた後、質疑を行い、「北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議」を行った。同様の決議は、12月10日の衆議院拉致問題特別委員会においてもなされた。また、12月16日及び17日の両日には、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため新潟県に委員を派遣した。

今国会において拉致問題特別委員会は、平成17年６月10日、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する件について拉致被害者の家族らを参考人として招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

（４）自衛隊イラク派遣と邦人行方不明事件

平成16年12月９日、政府は「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」の変更を閣議決定し、イラクへの自衛隊派遣期間を平成17年12月14日まで１年間延長した。これを受け参議院イラク・事態特別委員会は、第161回国会閉会中の平成16年12月13日、同基本計画の変更に関する件について細田内閣官房長官から報告を聴いた後、質疑を行った。

今国会においてイラク・事態特別委員会は、４月15日、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等に関する件について大野防衛庁長官及び町村外務大臣から報告を聴いた。

５月８日、イラクで勤務していた邦人が武装勢力に襲撃され、拘束された。５月11日、イラク・事態特別委員会は、イラクにおける邦人行方不明事件に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、同件並びにイラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等について質疑を行った。

（５）スマトラ沖大地震・大津波被害

平成16年12月26日、スマトラ沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生し、津波が沿岸諸国を襲った。津波は周辺諸国に甚大な被害をもたらし、犠牲者は20万人を超えた。我が国は、緊急支援を表明するとともに、被災地に自衛隊及び国際緊急援助隊を派遣した。

衆参両院は、第162回国会召集日の１月21日、本会議において犠牲者の冥福を祈り、黙禱を捧げるとともに、スマトラ沖大地震支援決議を行った。また、全議員から集めた義援金を国連難民高等弁務官事務所に手交した。

（６）福岡県西方沖地震

３月20日、福岡県西方沖を震源とする最大震度６弱の地震が発生し、玄海島など福岡市内を中心として甚大な被害が生じた。

参議院災害対策特別委員会は、３月25日、村田内閣府特命担当大臣から報告を聴くとともに、質疑を行った。また、４月25日、福岡県西方沖地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため福岡県に委員を派遣し、５月13日、同地震の復旧対策に関する件等について質疑を行った。

（７）ＪＲ西日本福知山線脱線事故

４月25日、ＪＲ西日本福知山線において列車脱線事故が発生し、100名以上が亡くなる大惨事となった。参議院では、翌26日、国土交通委員会において北側国土交通大臣から報告を聴いた。４月27日には、本会議において犠牲者の冥福を祈り、黙禱を捧げるとともに、同事故について北側国土交通大臣から報告を聴き、質疑を行った。

その後、国土交通委員会では、５月10日、北側国土交通大臣から再度報告を聴き、５月16日、現地の視察を行った。また、翌17日には垣内剛ＪＲ西日本代表取締役社長等を参考人として招致し、説明を聴くとともに北側国土交通大臣、垣内参考人等に対し質疑を行った。

６　参議院改革の動き等

参議院改革協議会（平成16年12月１日設置）は、今国会、２回協議会を開会した。また、選挙制度及び議員年金については、それぞれ専門委員会において調査検討が進められた。

（決算審査の充実）

６月８日、参議院改革協議会において、本協議会の検討項目について各会派から提案があった。特に国会法第105条の活用や警告決議の充実、決算審査の内容を予算編成に確実に反映させる仕組みやフォローアップの体制整備、必要な会計検査院法の改正など、決算審査の充実に向けた提案が各会派からなされたため、その具体的な方策については、決算委員会で検討の上、再度協議することとなった。

これを踏まえ決算委員会は、参議院改革協議会の了承を得て、国等の締結する契約の多様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保等を図るため、会計検査院法一部改正案を提出した。同法案は、８月３日の本会議で可決されたが、衆

議院の解散に伴い、衆議院において未了となった。

（参議院改革協議会専門委員会（選挙制度））

第161回国会の参議院改革協議会では、協議会の下に専門委員会を設置することが合意されていた。２月９日、参議院改革協議会において、専門委員会の構成について報告があり、今後参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）において参議院議員選挙の定数較差問題についての検討が進められることとなった。

専門委員会の初会合は２月24日に開かれた。今国会においては、７回開会され、選挙区の定数の増減について行ったシミュレーションをもとに、定数較差是正等について委員間の意見交換などを行った。７月25日の委員会においては、専門委員会報告骨子案が提示され意見交換が行われたが、当日の議論を踏まえた骨子案を改めて次期国会に提示し、参議院改革協議会への報告を目指すこととした。

（参議院改革協議会専門委員会（議員年金））

１月20日、国会議員の互助年金等に関する調査会（平成16年６月設置）は、18回にわたる協議の結果として、扇参議院議長及び河野衆議院議長に答申を提出した。答申においては、現行の国会議員互助年金法を廃止し、大幅な負担増・給付減により国庫負担率を原則として50％程度とする新しい議員年金制度を提案した。

これを受けて２月９日の参議院改革協議会において、議員年金について調査検討するための専門委員会の設置について提案がなされ、新たに参議院改革協議会専門委員会（議員年金）が設置されることとなり、３月16日、初会合が開かれた。今国会においては、２回開会され、各会派から互助年金に関する検討状況の報告などがなされた。

なお、衆議院においては議会制度協議会において検討がなされた。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(17.1.21)	会期中選任
議長		扇　千景（無）	
副議長		角田　義一（無）	
常任委員長	内閣	高嶋　良充（民主）	
	総務	木村　仁（自民）	
	法務	渡辺　孝男（公明）	
	外交防衛	林　芳正（自民）	
	財政金融	浅尾　慶一郎（民主）	
	文教科学	亀井　郁夫（自民）	
	厚生労働	岸　宏一（自民）	
	農林水産	中川　義雄（自民）	
	経済産業	佐藤　昭郎（自民）	
	国土交通	田名部　匡省（民主）	
	環境	郡司　彰（民主）	
	国家基本政策	北澤　俊美（民主）	
	予算	中曽根　弘文（自民）	
	決算	鴻池　祥肇（自民）	
	行政監視	山口　那津男（公明）	
	議院運営	溝手　顕正（自民）	
	懲罰	山下　八洲夫（民主）	
特別委員長	災害対策	風間　昶（公明）※	
	沖縄・北方	木俣　佳丈（民主）※	
	倫理選挙	吉村　剛太郎（自民）※	
	イラク・事態	太田　豊秋（自民）※	
	拉致問題	内藤　正光（民主）※	
	郵政		陣内　孝雄（自民）17.7.13選任
調査会長	国際問題	松田　岩夫（自民）	
	経済産業雇用	広中　和歌子（民主）	
	少子高齢	清水　嘉与子（自民）	
憲法調査会会長		関谷　勝嗣（自民）	
政治倫理審査会会長		竹山　裕（自民）	
事務総長		川村　良典	

※ 召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 現在）

会　派	議員数	① 19.7.28 任期満了			② 22.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党	114 (11)	20 (5)	45 (3)	65 (8)	15 (2)	34 (1)	49 (3)
民主党・新緑風会	84 (11)	12 (1)	20 (3)	32 (4)	19 (2)	33 (5)	52 (7)
公明党	24 (5)	8 (1)	5 (1)	13 (2)	8 (3)	3	11 (3)
日本共産党	9 (3)	4 (3)	1	5 (3)	4	0	4
社会民主党・護憲連合	6 (1)	3	0	3	2 (1)	1	3 (1)
各派に属しない議員	5 (2)	1 (1)	2	3 (1)	0	2 (1)	2 (1)
合　計	242 (33)	48 (11)	73 (7)	121 (18)	48 (8)	73 (7)	121 (15)
欠　員	0	0	0	0	0	0	0
定　数	242	48	73	121	48	73	121

（ ）内は女性議員数

4　会派別所属議員一覧

（召集日　現在）

無印の議員は平成19年７月28日任期満了、・印の議員は平成22年７月25日任期満了
また、( )内は、各議員の選出選挙区別

【 自 由 民 主 党 】

（１１４名）

阿部　正俊（山　形）
・秋元　司（比　例）
・荒井　広幸（比　例）
・市川　一朗（宮　城）
・岩永　浩美（佐　賀）
尾辻　秀久（比　例）
太田　豊秋（福　島）
・荻原　健司（比　例）
狩野　安（茨　城）
片山　虎之助（岡　山）
・河合　常則（富　山）
・岸　信夫（山　口）
沓掛　哲男（石　川）
・小池　正勝（徳　島）
小斉平　敏文（宮　崎）
鴻池　祥肇（兵　庫）
・坂本　由紀子（静　岡）
清水　嘉与子（比　例）
・末松　信介（兵　庫）
・関口　昌一（埼　玉）
・田中　直紀（新　潟）
伊達　忠一（北海道）
武見　敬三（比　例）
常田　享詳（鳥　取）
・中川　義雄（北海道）
・中曽根　弘文（群　馬）
・二之湯　智（京　都）
西銘　順志郎（沖　縄）
・南野　知惠子（比　例）
林　芳正（山　口）
藤野　公孝（比　例）
舛添　要一（比　例）
愛知　治郎（宮　城）
・浅野　勝人（愛　知）
有村　治子（比　例）
岩井　國臣（比　例）
魚住　汎英（比　例）
大仁田　厚（比　例）
・岡田　直樹（石　川）
加治屋　義人（鹿児島）
景山　俊太郎（島　根）
金田　勝年（秋　田）
・木村　仁（熊　本）
北岡　秀二（徳　島）
国井　正幸（栃　木）
・小泉　昭男（神奈川）
小林　温（神奈川）
・佐藤　昭郎（比　例）
桜井　新（比　例）
・椎名　一保（千　葉）
鈴木　政二（愛　知）
関谷　勝嗣（愛　媛）
田村　公平（高　知）
・竹中　平蔵（比　例）
谷川　秀善（大　阪）
・鶴保　庸介（和歌山）
中島　啓雄（比　例）
中原　爽（比　例）
・西島　英利（比　例）
野上　浩太郎（富　山）
・長谷川　憲正（比　例）
福島　啓史郎（比　例）
保坂　三蔵（東　京）
・松田　岩夫（岐　阜）
・青木　幹雄（島　根）
荒井　正吾（奈　良）
・泉　信也（比　例）
・岩城　光英（福　島）
小野　清子（比　例）
大野　つや子（岐　阜）
・岡田　広（茨　城）
・加納　時男（比　例）
柏村　武昭（広　島）
・亀井　郁夫（広　島）
・岸　宏一（山　形）
・北川　イッセイ（大　阪）
倉田　寛之（千　葉）
小泉　顕雄（比　例）
後藤　博子（大　分）
佐藤　泰三（埼　玉）
山東　昭子（比　例）
陣内　孝雄（佐　賀）
世耕　弘成（和歌山）
田浦　直（長　崎）
・田村　耕太郎（鳥　取）
竹山　裕（静　岡）
段本　幸男（比　例）
・中川　雅治（東　京）
中島　眞人（山　梨）
・中村　博彦（比　例）
西田　吉宏（京　都）
・野村　哲郎（鹿児島）
橋本　聖子（比　例）
藤井　基之（比　例）
真鍋　賢二（香　川）
・松村　祥史（比　例）

松村　龍二（福　井）
・水落　敏栄（比　例）
・矢野　哲朗（栃　木）
・山崎　正昭（福　井）
山本　一太（群　馬）
・吉村　剛太郎（福　岡）
松山　政司（福　岡）
溝手　顕正（広　島）
・山内　俊夫（香　川）
山下　英利（滋　賀）
・山本　順三（愛　媛）
・若林　正俊（長　野）
三浦　一水（熊　本）
森元　恒雄（比　例）
山崎　力（青　森）
・山谷　えり子（比　例）
吉田　博美（長　野）
・脇　雅史（比　例）

【 民主党・新緑風会 】

（８４名）

・足立　信也（大　分）
伊藤　基隆（比　例）
・犬塚　直史（長　崎）
・江田　五月（岡　山）
・尾立　源幸（大　阪）
・大久保　勉（福　岡）
・加藤　敏幸（比　例）
・喜納　昌吉（比　例）
・郡司　彰（茨　城）
・輿石　東（山　梨）
・佐藤　雄平（福　島）
・芝　博一（三　重）
・主濱　了（岩　手）
・田名部　匡省（青　森）
高橋　千秋（三　重）
ツルネン マルテイ（比　例）
・富岡　由紀夫（群　馬）
・直嶋　正行（比　例）
・白　眞勲（比　例）
平野　達男（岩　手）
広野　ただし（比　例）
・藤本　祐司（静　岡）
・前田　武志（比　例）
・松下　新平（宮　崎）
・峰崎　直樹（北海道）
・柳澤　光美（比　例）
山根　隆治（埼　玉）
和田　ひろ子（福　島）
・浅尾　慶一郎（神奈川）
・家西　悟（比　例）
今泉　昭（千　葉）
小川　勝也（北海道）
・大石　正光（比　例）
大塚　耕平（愛　知）
神本　美恵子（比　例）
・北澤　俊美（長　野）
・小林　正夫（比　例）
・佐藤　泰介（愛　知）
齋藤　勁（神奈川）
・島田　智哉子（埼　玉）
榛葉　賀津也（静　岡）
田村　秀昭（比　例）
谷　博之（栃　木）
・津田　弥太郎（比　例）
・那谷屋　正義（比　例）
西岡　武夫（比　例）
・林　久美子（滋　賀）
・広田　一（高　知）
・福山　哲郎（京　都）
藤原　正司（比　例）
松井　孝治（京　都）
・円　より子（比　例）
森　ゆうこ（新　潟）
・柳田　稔（広　島）
山本　孝史（大　阪）
若林　秀樹（比　例）
朝日　俊弘（比　例）
池口　修次（比　例）
岩本　司（福　岡）
・小川　敏夫（東　京）
大江　康弘（比　例）
岡崎　トミ子（宮　城）
・木俣　佳丈（愛　知）
・工藤　堅太郎（比　例）
小林　元（茨　城）
佐藤　道夫（比　例）
・櫻井　充（宮　城）
・下田　敦子（比　例）
鈴木　寛（東　京）
・高嶋　良充（比　例）
・千葉　景子（神奈川）
辻　泰弘（兵　庫）
・内藤　正光（比　例）
羽田　雄一郎（長　野）
平田　健二（岐　阜）
・広中　和歌子（千　葉）
・藤末　健三（比　例）
・前川　清成（奈　良）
・松岡　徹（比　例）
・水岡　俊一（兵　庫）
・簗瀬　進（栃　木）
・山下　八洲夫（岐　阜）
・蓮　舫（東　京）
・渡辺　秀央（比　例）

【 公　　明　　党 】

（２４名）

・荒木　清寛（比　例）	魚住　裕一郎（比　例）	・浮島　とも子（比　例）
加藤　修一（比　例）	・風間　昶（比　例）	草川　昭三（比　例）
木庭　健太郎（比　例）	・澤　雄二（東　京）	白浜　一良（大　阪）
高野　博師（埼　玉）	・谷合　正明（比　例）	遠山　清彦（比　例）
・西田　実仁（埼　玉）	・浜田　昌良（比　例）	・浜四津　敏子（比　例）
・弘友　和夫（比　例）	福本　潤一（比　例）	松　あきら（神奈川）
山口　那津男（東　京）	・山下　栄一（大　阪）	山本　香苗（比　例）
山本　保（愛　知）	渡辺　孝男（比　例）	・鰐淵　洋子（比　例）

【 日 本 共 産 党 】

（９名）

井上　哲士（比　例）	・市田　忠義（比　例）	緒方　靖夫（東　京）
紙　智子（比　例）	・小池　晃（比　例）	小林　美恵子（比　例）
・大門　実紀史（比　例）	・仁比　聡平（比　例）	吉川　春子（比　例）

【 社会民主党・護憲連合 】

（６名）

大田　昌秀（比　例）	・近藤　正道（新　潟）	田　英夫（比　例）
・福島　みずほ（比　例）	・渕上　貞雄（比　例）	又市　征治（比　例）

【 各派に属しない議員 】

（５名）

・糸数　慶子（沖　縄）	扇　千景（比　例）	黒岩　宇洋（新　潟）
・鈴木　陽悦（秋　田）	角田　義一（群　馬）	

5　議員の異動

第161回国会終了後における議員の異動

〇会派所属

近藤　正道君（新潟）

17. 1.17　社会民主党・護憲連合に入会

1　議案審議概況

【 概　観 】

閣法は、新規提出89件（うち本院先議15件）であり、そのうち本院先議15件を含む75件が成立した。また、衆議院で継続していた２件のうち、１件が成立した。

参法は、新規提出10件のうち、厚生労働委員会提出の母体保護法改正案の１件が成立した。

衆法は、新規提出39件のうち、文字・活字文化振興法案、偽造・盗難カード預貯金者保護法案等17件が成立、２件が否決、20件が衆議院において審査未了となった。また、衆議院で継続していた22件のうち、祝日法改正案及び食育基本法案の２件が成立、衆議院において、１件が否決、２件が撤回、17件が審査未了となった。

予算は、平成16年度一般会計補正予算外２件及び平成17年度一般会計予算外２件が提出され、いずれも成立した。

条約は、提出された９件（うち本院先議４件）すべてが承認された。

承認案件は、平成17年度ＮＨＫ予算、地方環境事務所の設置及び本院先議の公共職業安定所の設置の３件が提出され、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続されていた平成15年度予備費関係６件が承諾され、平成16年度予備費関係６件は衆議院で審査未了となった。

決算は、平成15年度決算外２件（第161回国会提出）が是認された。また、平成15年度ＮＨＫ決算が提出されたが、平成13年度ＮＨＫ決算（第156回国会提出）及び平成14年度ＮＨＫ決算（第159回国会提出）とともに、審査に入るに至らなかった。

決議案は、５件提出され、いずれも可決された。

このほか、日本学術会議が総務省から内閣府に移行することに伴い、日本学術会議の所管に属する事項を文教科学委員会の所管から内閣委員会の所管に変更する**参議院規則改正案**が提出され、可決された。また、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

【 議案の審議状況 】

【予算の審議】

平成16年度一般会計補正予算外２件及び**平成17年度一般会計予算**外２件は、平成17年１月21日に提出され、同日の衆・参両院本会議における施政方針等４演説、24日及び25日衆議院、25日及び26日参議院の同演説に対する質疑の後、審査に入った。

平成16年度一般会計補正予算外２件は、同月28日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、２月１日の参議院本会議において可決、成立した。

今回の補正予算は、歳出面において、災害対策費として１兆3,618億円を計上する

ほか、生活保護負担金等義務的経費の追加、国債整理基金への繰入れ及び地方交付税交付金等を計上する一方、歳入面においては、税収及び税外収入の増加を見込むとともに、前年度剰余金の受入れ等を行うものであった。この結果、平成16年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、４兆7,678億円増加し、86兆8,787億円となった。

平成17年度一般会計予算外２件は、３月２日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、３月23日の参議院本会議において可決、成立した。

今回の予算は、歳出改革路線を堅持、強化するという方針の下、活力ある社会経済の実現や国民の安全、安心の確保に資する分野に重点的に配分するとの観点から編成された。17年度一般会計予算の規模は、82兆1,829億円であって、16年度当初予算額に対して720億円(0.1%)の増加となっている。また、一般歳出の規模は、47兆2,829億円であって、16年度当初予算額に対して3,491億円(0.7%)の減少となっている。

なお、17年度における公債金は16年度当初予算額を２兆2,000億円下回る34兆3,900億円であり、この結果、17年度予算の公債依存度は41.8%(16年度当初予算44.6%)となっている。

【法律案の審議】

－閣法－

〔成立した主な閣法〕

独占禁止法改正案（第161回国会提出 衆議院継続）（４月20日成立）

不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の措置を講ずる。**〔衆議院修正〕**施行期日の一部及び本法律の法律番号の暦年を改めた。

刑事施設・受刑者処遇法案（5月18日成立）

刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、受刑者等の処遇を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備する。**〔衆議院修正〕**法律の目的、刑事施設視察委員会の意見に対して刑事施設の長の講じた措置の公表及び法施行後５年以内の見直し規定の追加等の修正が行われた。

旅券法・組織犯罪処罰法改正案（６月３日成立）

ＩＣ旅券の導入、紛失旅券等の失効制度を新設、旅券の再発給制度の廃止、不正取得等の旅券犯罪の罰則強化を行う。

介護保険法等改正案（６月22日成立）

介護保険施設等における食費及び居住費の自己負担化、軽度者を対象とする新たな予防給付の創設、介護サービス事業者に対する情報公開の義務付けなど給付の効率化、重点化、新たなサービス類型の創設等制度全般についての見直しを行う。**〔衆**

議院修正〕被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業を市町村の任意事業から必須事業に改めた。また、予防給付及び地域支援事業の法施行後３年を目途とする見直し規定を追加した。

会社法案、会社法整備法案（６月29日成立）

株式会社と有限会社を一つの会社類型として統合、株式会社の設立時の出資額規制を撤廃、合併等の組織再編成に関する手続を整備、機関設置等における定款自治の範囲の拡大、株主代表訴訟制度を合理化、合同会社の創設を行う。また、株式の譲渡制限に係る定款自治の拡大、会社に対する金銭債権の現物出資に係る検査役の調査の省略、株主に対する利益の還元方法の見直し、委員会等設置会社とそれ以外の会社の取締役の責任に関する規定の調整、大会社における内部統制システムの構築の義務化等の改正をする。さらに、片仮名文語体の表記を平仮名口語体に改めるとともに、会社法制についての規定を一つの法典として再編成する（**会社法案**）。〔**衆議院修正**〕株主の権利行使に関して利益供与をした取締役等の無過失責任化、自己株式の市場売却に係る規定の削除、株主代表訴訟を提起することができない場合のうち、株式会社の正当な利益が著しく害されること、株式会社が過大な費用を負担することとなることなどが相当の確実さをもって予測される場合を削除するなどの修正が行われた。

会社法の施行に伴い、有限会社法外８の関係法律を廃止し、商法外325の関係法律に所要の整備を加える（**会社法整備法案**）。〔**衆議院修正**〕会社法案の修正に伴い証券取引法外３法律の規定を整備する修正が行われた。

防衛庁設置法等改正案（７月22日成立）

自衛官の定数等の変更、統合幕僚監部の新設及び情報本部の改編等を行うとともに、我が国へ飛来する弾道ミサイル等に対処するための自衛隊の新たな行動類型を設ける。〔**衆議院修正**〕自衛隊法第82条の２第３項の規定の趣旨をより明確にするため字句を改めた。

〔**本院において否決した閣法**〕

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案、郵政民営化法施行関係法整備法案＝郵政民営化関連６法案＝（８月８日否決、衆議院へ返付）

郵政民営化の基本方針（平成16年９月10日閣議決定）に基づき、郵政の４機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）を民営化を通じて市場原理の下で自立させることとし、そのため日本郵政公社を廃止し、四事業会社、純粋持株会社及び公社承継法人を設立すること等を定める。〔**衆議院修正**〕議決権の面で株式の連続的保有を可能とするよう、議決権の行使に関する事項（基準日）を郵便貯金銀行、郵便保険会社の定款に必ず定めなければならない旨の規定を加え、民営化委員会が３年ごとに行う「総合的な検証」を「総合的な見直し」と改めた（**郵政民営化法案**）。

日本郵政株式会社は、社会・地域貢献基金を１兆円を超えて積み立てることができることを明確にし、２兆円まで積み立てる場合には、１兆円までと同じルールで積み立てなければならない旨を規定した（**日本郵政株式会社法案**）。郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務として、銀行業及び生命保険業の代理業務を例示した（**郵便局株式会社法案**）。地方公営企業法について所要の手当てを行った（**郵政民営化法施行関係法整備法案**）。

〔本院において未了となった閣法〕

障害者自立支援法案（７月15日衆議院から送付）

障害種別にかかわらず、一元的にサービスを提供することとし、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の購入などに通常要する額の原則９割を支給する自立支援給付の創設等を行う。**〔衆議院修正〕**目的規定、自立支援医療の施行期日、法施行後の検討対象について修正が行われた。

電波法改正案（７月29日衆議院から送付）

電波の経済的価値に係る要素等を勘案した利用料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直す。

－参法－

〔成立した参法〕

母体保護法改正案（７月26日成立）

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を、平成22年７月31日まで５年間延長する。

〔衆議院において未了となった参法〕

会計検査院法改正案（８月３日衆議院へ送付）

会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記する。

－衆法－

〔成立した主な衆法〕

祝日法改正案（第159回国会提出 衆議院継続）（５月13日成立）

国民の祝日として、４月29日を昭和の日、５月４日をみどりの日にする。国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とする。**〔衆議院修正〕**施行期日を平成18年１月１日から平成19年１月１日に改めた。

食育基本法案（第159回国会提出 衆議院継続）（６月10日成立）

食育に関し、基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体等の責務を明らかにする。食育に関する施策の基本となる事項を定める。**〔衆議院修正〕**本法の法律番号の暦年を改めた。

文字・活字文化振興法案（７月22日成立）

文字・活字文化の振興に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定める。

偽造・盗難カード預貯金者保護法案（８月３日成立）

偽造カード等又は盗難カード等を用いた機械式預貯金払戻し等に係る預貯金者の保護及びこれらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずる。

【条約の審議】

〔承認された主な条約〕

人身取引防止議定書（６月８日承認）

人身取引の防止、人身取引の被害者の保護・援助及び締約国間の協力促進について定める。

石綿使用安全条約（７月15日承認）

石綿にさらされる労働者の保護を目的として、国内における関係当局、使用者等がとるべき措置について定める。

日本・ベルギー社会保障協定、日本・フランス社会保障協定（７月15日承認）

両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図るための措置について定める。

【承認案件の審議】

〔承認された案件〕

公共職業安定所設置に関する承認案件（３月29日承認）

越谷公共職業安定所の設置

放送法第37条第２項の規定に基づく承認案件（３月31日承認）

日本放送協会の平成17年度の収支予算、事業計画及び資金計画

地方環境事務所の設置に関する承認案件（４月20日承認）

環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を設置

【決議案の審議】

〔可決された決議案〕

スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき

役割に関する決議案（１月21日可決）

政府は、国際協調の下、被災国の中長期的な復旧復興につながる支援に全力を傾注するとともに、国際社会の支援活動において積極的かつ主体的役割を果たすべき旨決議した。

日露通好150周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案（３月９日可決）

政府は、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続するべきである旨決議した。

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案（３月９日可決）

我が国は、速やかに「京都議定書目標達成計画」を策定・実施の上、京都議定書締約国会議において主導的役割を果たし、各国における合意内容の履行に向けて、最大限に効果的、積極的な推進を図るべきである旨決議した。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（４月１日可決）

新たに全会派参加による「両院合同会議」を設ける。そこでの議論は、すべて国民に公開する。今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指す。本院は、この議論を通じ、年金・社会保障制度改革の実現に最大限の努力を行う決意であることを全国民に表明する旨決議した。

政策評価制度の見直しに関する決議案（６月22日可決）

効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、政府が講ずべき適切な措置について決議した。

2　議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣　法	新　規	８９	７５	0	6	2	0	0	6	
	衆　継	2	1	0	0	0	0	0	1	
参　法	新　規	１０	1	0	0	8	0	0	1	
衆　法	新　規	３９	１７	0	0	0	0	2	２０	
	衆　継	２２	2	0	0	0	0	1	１７	撤回２
予　　算		6	6	0	0	0	0	0	0	
条　約	新　規	9	9	0	0	0	0	0	0	
承　認	新　規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新　規	6	0	0	0	0	0	0	6	
	衆　継	6	6	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新　規	1	0	0	0	1				
	継　続	5	3	0	0	2				
決　議　案		5	5	0	0	0				
規　　則		1	1	0	0	0				
規　　程		1	1	0	0	0				

3　議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（91件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

●両院通過（76件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

1　平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
2　平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
3　民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
4　都市鉄道等利便増進法案
5　水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
6　港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案
7　地域再生法案
8　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案
9　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案
10　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
11　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
12　所得税法等の一部を改正する法律案
13　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案
14　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案
15　介護保険法施行法の一部を改正する法律案
16　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案
17　有限責任事業組合契約に関する法律案
18　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案
19　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案
20　地方税法等の一部を改正する法律案
21　地方交付税法等の一部を改正する法律案
22　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案
23　通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案
24　公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案
25　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案

26　独立行政法人住宅金融支援機構法案
27　恩給法の一部を改正する法律案
28　関税定率法等の一部を改正する法律案
29　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
30　介護保険法等の一部を改正する法律案（修）
31　不正競争防止法等の一部を改正する法律案
32　環境省設置法の一部を改正する法律案
34　不動産登記法等の一部を改正する法律案
36　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（修）
37　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
38　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（修）
39　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
40　旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
41　水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案
42　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案
43　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
44　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案
45　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
48　公職選挙法の一部を改正する法律案
50　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
51　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
52　刑法等の一部を改正する法律案
54　国立大学法人法の一部を改正する法律案
55　学校教育法の一部を改正する法律案
56　総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案
57　下水道法の一部を改正する法律案
58　航空法の一部を改正する法律案
59　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案
61　社会保険労務士法の一部を改正する法律案
62　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案
63　社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
64　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

65　森林組合法の一部を改正する法律案
66　種苗法の一部を改正する法律案
67　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案
68　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案
69　湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案
70　保険業法等の一部を改正する法律案
71　証券取引法の一部を改正する法律案（修）
72　行政手続法の一部を改正する法律案
73　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
74　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
75　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
76　日本アルコール産業株式会社法案
77　刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（修）
78　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案
79　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
80　商標法の一部を改正する法律案
81　会社法案（修）
82　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（修）
（第161回国会提出）
19　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（修）
●本院否決（６件）
84　郵政民営化法案（修）
85　日本郵政株式会社法案（修）
86　郵便事業株式会社法案
87　郵便局株式会社法案（修）
88　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案
89　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（修）
●本院未了（２件）
33　電波法の一部を改正する法律案
35　障害者自立支援法案（修）
●衆議院未了（７件）（うち衆議院において前国会から継続１件）
46　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
47　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案
49　独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案
53　少年法等の一部を改正する法律案
60　労働安全衛生法等の一部を改正する法律案
83　電波法及び放送法の一部を改正する法律案

（第159回国会提出）

46　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（10件）

●両院通過（１件）

3　母体保護法の一部を改正する法律案

●本院未了（８件）

1　戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

2　民法の一部を改正する法律案

4　戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案

5　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案

6　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案

8　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

9　特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案

10　労働安全衛生法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（１件）

7　会計検査院法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（61件）（うち衆議院において前国会から継続22件）

●両院通過（19件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

2　平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

3　二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案

6　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

7　山村振興法の一部を改正する法律案

9　公共工事の品質確保の促進に関する法律案

10　半島振興法の一部を改正する法律案

11　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案

13　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

14　国立国会図書館法の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）

15　国会職員法の一部を改正する法律案

17　浄化槽法の一部を改正する法律案

20　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

23　偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案

24　文字・活字文化振興法案

25　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
30　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
34　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案
（第159回国会提出）
14　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（修）
49　食育基本法案（修）
●衆議院否決（３件）（うち衆議院において前国会から継続１件）
12　無権限預貯金等取引からの預金者等の保護等に関する法律案
18　証券取引委員会設置法案
（第161回国会提出）
４　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
●衆議院未了（37件）（うち衆議院において前国会から継続17件）
１　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
４　北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案
５　道路交通法の一部を改正する法律案
８　特定大規模災害が発生した地域における被災者支援活動の促進のための税法上の特例に関する法律案
16　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
19　刑事訴訟法の一部を改正する法律案
21　離島振興法等の一部を改正する法律案
22　住民基本台帳法の一部を改正する法律案
26　日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を改正する法律案
27　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
28　戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案
29　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案
31　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
32　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案
33　人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案
35　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案
36　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案
37　探偵業の業務の適正化に関する法律案
38　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
39　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
（第159回国会提出）
３　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

23　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
24　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
28　労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案
32　公職選挙法の一部を改正する法律案
33　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
35　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
40　民法の一部を改正する法律案
46　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
48　学校教育法の一部を改正する法律案
50　国民年金法の一部を改正する法律案
51　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
59　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

（第161回国会提出）
２　政治資金規正法の一部を改正する法律案
10　政治資金規正法等の一部を改正する法律案
12　高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案
19　軽犯罪法の一部を改正する法律案

●撤回（２件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第159回国会提出）
16　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

（第161回国会提出）
３　公共工事の品質確保の促進に関する法律案

◎予算（６件）

●両院通過（６件）
1　平成十六年度一般会計補正予算（第１号）
2　平成十六年度特別会計補正予算（特第１号）
3　平成十六年度政府関係機関補正予算（機第１号）
4　平成十七年度一般会計予算
5　平成十七年度特別会計予算
6　平成十七年度政府関係機関予算

◎条約（９件）

●両院通過（９件）
1　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

2　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
3　専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件
4　石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件
5　千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件
6　千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件
7　西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件
8　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
9　社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（３件）
●両院通過（３件）
1　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件
2　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件
3　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（12件）（うち衆議院において前国会から継続６件）
●両院通過（６件）（いずれも衆議院において前国会から継続）
（第159回国会提出）
○平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）
●衆議院未了（６件）
○平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（６件）
●是認すると議決（３件）
（第161回国会提出）
○平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書
○平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
●未了（３件）
○日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
（第156回国会提出）
○日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
（第159回国会提出）
○日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（５件）
●可決（５件）
１　スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案
２　日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案
３　京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案
４　年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案
５　政策評価制度の見直しに関する決議案

◎規則・規程案（２件）
●可決（２件）
○参議院規則の一部を改正する規則案
○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案審議表

内閣委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地域再生法案（閣法第7号）※	17.2.4	(3.15) 3.15 内閣	3.18 可決(多) 附帯	3.18 可決(多)
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）☆	17.3.11	― 4.26 内閣	6.8 可決(多) 附帯	6.10 可決(多)
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出）（第159回国会衆第14号）	16.3.12 (159回)	― 17.1.21 内閣	4.1 修正(多)	4.5 修正(多)
食育基本法案（小坂憲次君外5名提出）（第159回国会衆第49号）	16.6.3 (159回)	― 17.1.21 内閣	4.15 修正(多)	4.19 修正(多)

注1　衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2　本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

凡例　☆:参議院先議　※:予算関係法律案　(多):賛成多数　(全):全会一致　附帯:附帯決議

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.25) 3.25	3.29	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯	3.31 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、共産、社民	民主(一部)、無	17.4.1 24号	107	
— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(全) 附帯	4.8 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.6.17 57号	109	
— 4.13	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(多)	5.13 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.5.20 43号	110	
— 5.16	5.17	5.19 質疑 6.7 参考人 6.9 質疑	6.9 可決(多)	6.10 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、共産、無	民主(一部)、社民、無	17.6.17 63号	111	

総務委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号）	17.1.21	― 1.26 総務	1.28 可決（多）	1.28 可決(多)
地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）※	17.2.8	(2.15) 2.15 総務	3.8 可決(多) 附帯	3.8 可決(多)
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）※	17.2.8	(2.15) 2.15 総務	3.2 可決（多）	3.2 可決（多）
恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）※	17.2.8	― 3.8 総務	3.17 可決(全)	3.18 可決(全)
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第3号）	17.2.15	― 3.10 総務	3.15 承認(多) 附帯	3.17 承認(多)
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（菅義偉君外13名提出）（衆第11号）	17.3.22	― 3.23 総務	3.29 可決(全)	4.1 可決(全)
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）	17.3.11	― 4.20 総務	4.26 可決(全)	4.26 可決(全)
行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）	17.3.11	― 6.6 総務	6.9 可決(全)	6.10 可決(全)
電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）※	17.2.9	― 6.16 総務	7.28 可決(多) 附帯	7.29 可決(多)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 1.28	1.31	2.1 質疑	2.1 可決(多)	2.1 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、社民、無	民主(一部)、共産	17.2.9 1号	119	
(3.11) 3.11	3.15	3.17 質疑	3.17 可決(多) 附帯	3.18 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.3.25 5号	119	
(3.11) 3.11	3.22	3.29 質疑	3.29 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.3.31 12号	121	
— 3.18	3.18	3.22 質疑	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.30 6号	121	
— 3.28	3.29	3.31 質疑	3.31 承認(多) 附帯	3.31 承認(多)	自民、民主(一部)、公明	民主(一部)、共産、社民、無		124	
— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(全)	4.8 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.15 31号	123	
— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(全)	5.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.20 46号	123	
— 6.13	6.14	6.16 質疑	6.16 可決(全)	6.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.29 73号	122	
(8.3) 8.3	—	—	審査未了	—	—	—	—	125	

法務委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）	17.2.4	― 3.2 法務	3.8 可決(全)	3.10 可決(全)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）※	17.2.4	― 3.2 法務	3.8 可決(全)	3.10 可決(全)
不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）※	17.2.9	― 3.8 法務	3.22 可決(全) 附帯	3.29 可決(全)
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）☆	17.3.11	― 5.17 法務	6.8 可決(全)	6.10 可決(全)
刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）☆	17.2.25	― 6.6 法務	6.14 可決(全) 附帯	6.16 可決(全)
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）	17.3.14	(3.29) 3.29 法務	4.8 修正(全) 附帯	4.14 修正(全)
会社法案（閣法第81号）	17.3.22	(4.7) 4.7 法務	5.17 修正(全) 附帯	5.17 修正(多)
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）	17.3.22	(4.7) 4.7 法務	5.17 修正(全)	5.17 修正(多)
出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（法務委員長提出）（衆第34号）	17.8.2			8.2 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.14	3.15	3.17 質疑	3.17 可決(全)	3.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.19 4号	137	
— 3.18	3.22	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.31 13号	137	
— 3.30	3.31	4.5 質疑/参考人	4.5 可決(全) 附帯	4.6 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.13 29号	138	
— 4.6	4.7	4.12 質疑	4.12 可決(全)	4.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 58号	141	
(4.8) 4.8	4.12	4.14 質疑 4.19 参考人 4.21 質疑	4.21 可決(全) 附帯	4.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.22 66号	139	
(4.20) 4.20	4.21	4.26 質疑 4.28 質疑 5.10 参考人 5.12 質疑 5.17 質疑	5.17 可決(全) 附帯	5.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.25 50号	142	
(5.18) 5.18	5.19	5.19 質疑 6.7 参考人 6.9 質疑 6.14 質疑 6.16 質疑 6.23 質疑 6.28 質疑	6.28 可決(多) 附帯	6.29 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.7.26 86号	144	6.9 法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会
(5.18) 5.18	5.19		6.28 可決(多)	6.29 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.7.26 87号	147	
— 8.3	8.4	—	8.4 可決(全)	8.5 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.8.15 96号	148	

外交防衛委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）※	17.2.15	― 3.8 外務	3.16 可決(全) 附帯	3.17 可決(全)
専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（閣条第3号）☆	17.2.25	― 6.16 外務	7.13 承認(全)	7.15 承認(全)
石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）☆	17.2.25	― 6.16 外務	7.13 承認(全)	7.15 承認(全)
社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）☆	17.3.11	― 6.16 外務	7.15 承認(全)	7.15 承認(全)
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）☆	17.3.11	― 6.16 外務	7.15 承認(全)	7.15 承認(全)
旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）※	17.2.15	(3.8) 3.8 外務	4.15 可決(全)	4.19 可決(全)
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）	17.2.25	― 4.15 外務	5.13 承認(全)	5.17 承認(全)
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）	17.2.25	― 4.15 外務	5.13 承認(全)	5.17 承認(全)
千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）	17.3.11	― 5.17 外務	6.3 承認(全)	6.7 承認(全)
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）	17.3.11	― 5.17 外務	6.3 承認(全)	6.7 承認(全)
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）	17.3.11	― 5.17 外務	6.3 承認(全)	6.7 承認(全)
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）※	17.2.15	(4.1) 4.1 安全保障	6.14 修正(多) 附帯	6.14 修正(多)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.17	3.18	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.31 11号	161	
— 3.30	3.31	4.12 質疑	4.12 承認(全)	4.13 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		166	
— 3.30	3.31		4.12 承認(全)	4.13 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		166	
— 4.13	4.14	4.26 質疑	4.26 承認(全)	4.27 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		172	
— 4.13	4.14		4.26 承認(全)	4.27 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		173	
(4.27) 4.27	4.28	5.10 質疑	6.2 可決(全) 附帯	6.3 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.10 55号	161	
— 6.1	6.2	6.7 質疑	6.7 承認(全)	6.8 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		163	
— 6.1	6.2		6.7 承認(全)	6.8 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		164	
— 6.7	6.7	6.14 質疑	6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		168	
— 6.7	6.7		6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		169	
— 6.7	6.7		6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		170	
(6.29) 6.29	6.30	7.5 質疑 7.12 参考人/質疑 7.14 質疑	7.14 可決(多) 附帯	7.22 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.7.29 88号	159	

財政金融委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出）（衆第2号）	17.2.8			2.8 可決(全)
平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）※	17.1.21	(2.15) 2.15 財務金融	3.2 可決（多）	3.2 可決（多）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）※	17.2.4	(2.15) 2.15 財務金融	3.2 可決(多) 附帯	3.2 可決（多）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）※	17.2.8	― 3.9 財務金融	3.15 可決(多) 附帯	3.17 可決(多)
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）※	17.2.8	― 3.17 財務金融	3.18 可決(全)	3.22 可決(全)
保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）	17.3.11	― 4.1 財務金融	4.13 可決(多)	4.14 可決(多)
証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）	17.3.11	(4.19) 4.19 財務金融	4.26 修正(全)	4.26 修正(全)
偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（江崎洋一郎君外5名提出）（衆第23号）	17.6.21	― 7.15 財務金融	7.22 可決(多) 附帯	7.26 可決(多)
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出）（衆第25号）	17.7.19			7.26 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.8	2.8	—	2.8 可決(全) 附帯	2.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.2.16 2号	190	
(3.9) 3.9	3.15	3.15 質疑 3.18 質疑 3.22 質疑 3.28 質疑	3.28 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民主(一部)、公明	民主(一部)、共産、社民、無	17.3.31 19号	183	3.15、3.18、3.22及び3.28の質疑は一括
(3.9) 3.9	3.15	3.15 質疑 3.18 質疑 3.22 質疑/参考人 3.28 質疑	3.28 可決(多) 附帯	3.30 可決(多)	自民、民主(一部)、公明	民主(一部)、共産、社民、無	17.3.31 21号	184	
— 3.25	3.28	3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯	3.30 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.3.31 22号	186	
— 3.25	3.28		3.29 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.31 17号	187	
— 4.18	4.19	4.21 質疑	4.21 可決(多)	4.22 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無	民主、無	17.5.2 38号	187	
(6.8) 6.8	6.9	6.16 質疑	6.16 可決(全)	6.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.29 76号	189	
— 7.29	8.2	8.2 質疑	8.2 可決(多) 附帯	8.3 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無	民主、無	17.8.10 94号	190	
— 7.29	8.2	—	8.2 可決(全)	8.3 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.8.10 92号	192	

文教科学委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）※	17.2.8	(2.22) 2.22 文部科学	3.17 可決(多)	3.17 可決(多)
国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）	17.3.1	― 4.13 文部科学	4.22 可決(全) 附帯	4.26 可決(全)
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）	17.3.1	― 6.1 文部科学	6.10 可決(多) 附帯	6.14 可決(多)
文字・活字文化振興法案（文部科学委員長提出）（衆第24号）	17.7.15			7.15 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.18) 3.18	3.18	3.22 質疑 3.29 参考人/質疑 3.31 質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.3.31 23号	199	
― 4.27	4.28	5.12 質疑 5.17 質疑	5.17 可決(全) 附帯	5.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	―	17.5.25 49号	199	
― 7.4	7.5	7.7 質疑	7.7 可決(多) 附帯	7.8 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.7.15 83号	201	
― 7.19	7.21	―	7.21 可決(全)	7.22 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、共産、社民、無	民主(一部)	17.7.29 91号	202	

厚生労働委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）☆	17.2.4	― 3.23 厚生労働	3.25 承認(全)	3.29 承認(全)
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）※	17.2.4	― 3.2 厚生労働	3.9 可決(全)	3.10 可決(全)
児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）※	17.2.4	― 3.2 厚生労働	3.9 可決(多)	3.10 可決(多)
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）※	17.2.4	(2.22) 2.22 厚生労働	3.18 可決(多)	3.22 可決(多)
介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）※	17.2.4	― 3.4 厚生労働	3.18 可決(全)	3.22 可決(全)
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）☆	17.3.4	― 6.2 厚生労働	6.8 可決(全) 附帯	6.10 可決(全)
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）☆	17.3.4	― 6.7 厚生労働	6.15 可決(多) 附帯	6.16 可決(多)
社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）☆	17.3.4	― 6.2 厚生労働	6.8 可決(全)	6.10 可決(全)
社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）☆	17.3.4	― 6.2 厚生労働	6.8 可決(全)	6.10 可決(全)
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第13号）	17.3.25			3.29 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.14	3.15	3.17 質疑	3.17 承認(全)	3.18 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		234	
— 3.16	3.17	3.22 質疑	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.30 10号	218	
— 3.16	3.17		3.22 可決(多)	3.23 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.3.30 9号	218	
(3.25) 3.25	3.25	3.29 質疑 3.30 参考人 3.31 質疑	3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.4.1 25号	217	
— 3.25	3.25		3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.31 20号	218	
— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(全) 附帯	4.8 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 62号	228	
(4.6) 4.6	4.7	4.12 質疑 4.14 参考人 4.19 質疑	4.19 可決(多)	4.20 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.6.22 71号	229	
— 4.20	4.21	4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 64号	230	
— 4.20	4.21		4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 65号	232	
— 4.20	4.21	4.21 質疑	4.21 可決(全) 附帯	4.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.2 39号	233	

介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）※	17.2.8	(3.22) 3.22 厚生労働	4.27 修正(多) 附帯	5.10 修正(多)
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）	17.2.10	― 4.26 厚生労働	6.8 修正(全) 附帯	6.10 修正(全)
建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）※	17.2.10	― 6.16 厚生労働	6.29 可決(多) 附帯	6.30 可決(多)
障害者自立支援法案（閣法第35号）※	17.2.10	(4.26) 4.26 厚生労働	7.13 修正(多) 附帯	7.15 修正(多)
母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（参第3号）	17.5.12	― 7.15 厚生労働	7.20 可決(全)	7.26 可決(全)

(5.11) 5.11	5.12	5.17 質疑 5.19 質疑 6.7 参考人/質疑 6.9 質疑 6.13 参考人 6.14 質疑 6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯	6.22 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.6.29 77号	219	
— 6.22	6.23	6.28 質疑	6.28 可決(全) 附帯	6.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.7.6 81号	224	
— 7.4	7.5	7.7 質疑	7.7 可決(多) 附帯	7.8 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.7.15 84号	227	
(7.22) 7.22	7.26	7.28 質疑	審査未了	—	—	—	—	234	
				5.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.7.29 90号	233	

農林水産委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第9号）※	17.2.4	(2.22) 2.22 農林水産	3.17 可決(多)	3.17 可決(多)
山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第7号）	17.3.17			3.17 可決(全)
森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）☆	17.3.4	― 6.7 農林水産	6.9 可決(全)	6.10 可決(全)
種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）☆	17.3.4	― 6.7 農林水産	6.9 可決(全)	6.10 可決(全)
水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（閣法第41号）	17.2.15	― 3.29 農林水産	4.6 可決(全) 附帯	4.7 可決(全)
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）	17.2.18	(4.5) 4.5 農林水産	4.21 可決(多)	4.26 可決(多)
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）	17.2.18	― 4.6 農林水産	4.21 可決(全)	4.26 可決(全)
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）	17.2.25	(5.10) 5.10 農林水産	6.2 可決(多) 附帯	6.7 可決(多)
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）	17.2.25	― 6.1 農林水産	6.8 可決(全)	6.10 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.18	3.22	3.29 質疑	3.29 可決(多)	3.30 可決(多)	自民、民主、公明、社民(一部)、無	共産、社民(一部)、無	17.3.31 16号	244	
— 3.18	3.22	—	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.30 8号	250	
— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(全)	4.6 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 60号	249	
— 4.6	4.7	4.12 質疑	4.12 可決(全)	4.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 59号	250	
— 4.13	4.14	4.19 質疑	4.19 可決(全) 附帯	4.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.27 36号	245	
(4.27) 4.27	4.28	5.12 質疑 5.17 参考人 5.19 質疑	6.2 可決(多)	6.3 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.6.10 53号	247	5.12及び5.19の質疑は一括
— 4.27	4.28	5.12 質疑 5.19 質疑	6.2 可決(全)	6.3 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.10 52号	247	
(6.8) 6.8	6.9	6.9 質疑 6.14 質疑	6.14 可決(全) 附帯	6.15 可決(多)	自民、民主、公明、共産、無	社民	17.6.22 67号	247	
— 6.13	6.14	6.16 質疑	6.16 可決(全)	6.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.29 74号	249	

経済産業委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）☆	17.3.11	― 4.1 経済産業	4.8 可決(全) 附帯	4.14 可決(全)
中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）※	17.2.4	(3.10) 3.10 経済産業	3.16 可決(全) 附帯	3.17 可決(全)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）	16.10.15 (161回)	(16.11.4 161回) 17.1.21 経済産業	3.11 修正(多) 附帯	3.15 修正(多)
有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）	17.2.4	― 3.30 経済産業	4.8 可決(多) 附帯	4.14 可決(多)
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（閣法第44号）	17.2.18	― 3.22 経済産業	4.22 可決(多) 附帯	4.26 可決(多)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第45号）	17.2.18	― 3.22 経済産業	4.22 可決(多) 附帯	4.26 可決(多)
商標法の一部を改正する法律案（閣法第80号）	17.3.15	― 4.15 経済産業	5.11 可決(全) 附帯	5.12 可決(全)
不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）	17.2.8	― 5.13 経済産業	6.8 可決(全) 附帯	6.10 可決(全)
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）	17.3.15	― 6.8 経済産業	7.15 可決(全) 附帯	7.15 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.28	3.29	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯	4.1 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.20 32号	268	
(3.30) 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(全) 附帯	4.6 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.13 30号	260	
(4.6) 4.6	4.7	4.14 質疑 4.18 参考人 4.19 質疑	4.19 可決(多) 附帯	4.20 可決(多)	自民、公明、共産、社民、無	民主、無	17.4.27 35号	271	
— 4.20	4.21	4.26 質疑	4.26 可決(全) 附帯	4.27 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.5.6 40号	261	
— 5.9	5.10	5.10 質疑 5.12 質疑	5.12 可決(多) 附帯	5.13 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.5.20 48号	264	
— 5.9	5.10		5.12 可決(多) 附帯	5.13 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.5.20 44号	266	
— 5.16	5.17	6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯	6.8 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.15 56号	270	
— 6.13	6.14	6.16 質疑	6.16 可決(全) 附帯	6.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.29 75号	263	
— 7.19	7.21	7.26 質疑	7.26 可決(全) 附帯	8.3 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.8.10 93号	269	

国土交通委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案（国土交通委員長提出）（衆第3号）	17.2.8			2.8 可決(全)
公共工事の品質確保の促進に関する法律案（国土交通委員長提出）（衆第9号）	17.3.18			3.18 可決(多)
半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第10号）	17.3.18			3.18 可決(全)
下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）☆	17.3.1	― 6.10 国土交通	6.14 可決(全) 附帯	6.14 可決(全)
航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）☆	17.3.1	― 6.16 国土交通	6.29 可決(多) 附帯	6.30 可決(多)
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）☆	17.3.1	― 6.16 国土交通	7.8 可決(多)	7.15 可決(多)
民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）※	17.2.1	(3.29) 3.29 国土交通	3.30 可決(多) 附帯	4.1 可決(多)
水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）※	17.2.1	― 4.5 国土交通	4.8 可決(全) 附帯	4.14 可決(全)
都市鉄道等利便増進法案（閣法第4号）※	17.2.1	― 3.29 国土交通	4.6 可決(多) 附帯	4.7 可決(多)
港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）※	17.2.1	― 4.12 国土交通	4.15 可決(多) 附帯	4.19 可決(多)
通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）※	17.2.8	― 4.14 国土交通	4.19 可決(全)	4.21 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.8	2.8	—	2.8 可決(全)	2.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.2.16 3号	300	
— 3.18	3.22	3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯	3.30 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.3.31 18号	300	
— 3.18	3.22	—	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.30 7号	302	
— 3.28	3.29	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯	4.1 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.22 70号	297	
— 3.31	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(多)	4.6 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.7.6 80号	299	
— 4.4	4.5	4.7 質疑	4.7 可決(多)	4.8 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.7.22 85号	299	
(4.8) 4.8	4.12	4.14 質疑	4.14 可決(多) 附帯	4.20 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.4.27 34号	286	
— 4.18	4.19	4.21 質疑	4.21 可決(全) 附帯	4.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.2 37号	289	
— 4.21	4.21	4.26 質疑	4.26 可決(多)	4.27 可決(多)	自民、民主、公明、社民、無	共産	17.5.6 41号	288	
— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(多) 附帯	5.13 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.5.20 45号	290	
— 5.16	5.17	5.19 質疑	6.2 可決(全)	6.3 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.10 54号	291	

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)※	17.2.8	(4.19) 4.19 国土交通	4.27 可決(多) 附帯	5.10 可決(多)
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案(閣法第25号)※	17.2.8	(4.19) 4.19 国土交通	4.27 可決(多) 附帯	5.10 可決(多)
独立行政法人住宅金融支援機構法案(閣法第26号)	17.2.8	(4.21) 4.21 国土交通	5.17 可決(多) 附帯	6.7 可決(多)
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案(閣法第56号)	17.3.1	(5.17) 5.17 国土交通	6.10 可決(多)	6.14 可決(多)
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第30号)	17.7.27			7.29 可決(多)

(5.18) 5.18	6.7	6.9 質疑 6.14 参考人 6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯	6.22 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.6.29 78号	292	
(5.18) 5.18	6.7		6.16 可決(多) 附帯	6.22 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.6.29 79号	294	
— 6.22	6.23	6.28 質疑	6.28 可決(多) 附帯	6.29 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.7.6 82号	295	
(7.8) 7.8	7.12	7.14 質疑 7.19 参考人 7.21 質疑	7.21 可決(多)	7.22 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無	17.7.29 89号	296	
— 8.4	8.4	8.4 質疑	8.4 可決(多)	8.5 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.8.15 95号	303	

環境委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（閣法第68号）☆	17.3.8	― 5.12 環境	5.17 可決(全) 附帯	5.17 可決(全)
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）☆	16.3.8	― 6.6 環境	6.10 可決(全) 附帯	6.14 可決(全)
環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第32号）※	17.2.8	― 3.14 環境	3.29 可決(全)	4.1 可決(全)
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）	17.2.8	― 3.14 環境	3.29 承認(全)	4.1 承認(全)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）	17.3.8	― 3.29 環境	4.8 可決(全) 附帯	4.14 可決(全)
浄化槽法の一部を改正する法律案（環境委員長提出）（衆第17号）	17.4.8			4.14 可決(全)
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）	17.3.15	(4.14) 4.14 環境	5.10 可決(全) 附帯	5.12 可決(全)
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）（衆第20号）	17.6.3			6.7 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.30	3.31	4.5 質疑	4.5 可決(全) 附帯	4.6 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.25 51号	312	
— 4.6	4.7	4.12 質疑	4.12 可決(全) 附帯	4.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.22 69号	313	
— 4.13	4.14	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.27 33号	311	
— 4.13	4.14		4.19 承認(全)	4.20 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—		317	
— 4.20	4.21	4.26 参考人 5.10 質疑	5.10 可決(全) 附帯	5.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.18 42号	311	
— 5.11	5.12	—	5.12 可決(全)	5.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.5.20 47号	316	
(5.13) 5.13	5.17	5.19 質疑 6.7 参考人 6.9 質疑	6.9 可決(全) 附帯	6.10 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.17 61号	315	
— 6.13	6.14	—	6.14 可決(全)	6.15 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.22 68号	316	

予算委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十六年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第1号）	17.1.21	（1.21 財政演説） 1.21 予算	1.28 可決（全）	1.28 可決(全)
平成十六年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第2号）	17.1.21	（1.21 財政演説） 1.21 予算	1.28 可決（全）	1.28 可決(全)
平成十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第3号）	17.1.21	（1.21 財政演説） 1.21 予算	1.28 可決（全）	1.28 可決(全)
平成十七年度一般会計予算（閣予第4号）	17.1.21	（1.21 財政演説） 1.21 予算	3.2 可決（多）	3.2 可決（多）
平成十七年度特別会計予算（閣予第5号）	17.1.21	（1.21 財政演説） 1.21 予算	3.2 可決（多）	3.2 可決（多）
平成十七年度政府関係機関予算（閣予第6号）	17.1.21	（1.21 財政演説） 1.21 予算	3.2 可決（多）	3.2 可決（多）

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(1.21 財政演説) 1.21予備付託 1.28 本付託	1.26 (予備)	1.31 総括質疑 2.1 総括質疑/ 締めくくり質疑	2.1 可決(全)	2.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	―	331	
(1.21 財政演説) 1.21予備付託 1.28 本付託	1.26 (予備)		2.1 可決(全)	2.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	―	331	
(1.21 財政演説) 1.21予備付託 1.28 本付託	1.26 (予備)		2.1 可決(全)	2.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、無	―	331	
(1.21 財政演説) 1.21予備付託 3.2 本付託	2.1 (予備)	3.3 基本的質疑 3.4 基本的質疑 3.7 一般質疑 3.8 一般質疑 3.9 一般質疑 3.10 集中審議 3.11 一般質疑 3.14 一般質疑 3.15 公聴会 3.16 一般質疑 3.17 集中審議/ 一般質疑 3.22 参考人/集 中審議 3.23 集中審議/ 締めくくり質疑	3.23 可決(多)	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、無	333	3.18、3.22 委嘱審査
(1.21 財政演説) 1.21予備付託 3.2 本付託	2.1 (予備)		3.23 可決(多)	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、無	333	
(1.21 財政演説) 1.21予備付託 3.2 本付託	2.1 (予備)		3.23 可決(多)	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、無	333	

決算委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書	16.11.19 （161回）	― 17.1.21 決算行監	6.22 議決(多)	6.30 議決(多)
平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	16.11.19 （161回）	― 17.1.21 決算行監	6.22 是認(多)	6.30 是認(多)
平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書	16.11.19 （161回）	― 17.1.21 決算行監	6.22 是認(多)	6.30 是認(多)
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	16.3.19 （159回）	― 17.1.21 決算行監	4.20 承諾(多)	4.21 承諾(多)
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	16.3.19 （159回）	― 17.1.21 決算行監	4.20 承諾(多)	4.21 承諾(多)
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	16.3.19 （159回）	― 17.1.21 決算行監	4.20 承諾(多)	4.21 承諾(多)
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	16.5.18 （159回）	― 17.1.21 決算行監	4.20 承諾(多)	4.21 承諾(多)
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	16.5.18 （159回）	― 17.1.21 決算行監	4.20 承諾(多)	4.21 承諾(多)
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	16.5.18 （159回）	― 17.1.21 決算行監	4.20 承諾(多)	4.21 承諾(多)
会計検査院法の一部を改正する法律案（決算委員長提出）（参第7号）	17.8.2	― 8.3 決算行監	審査未了	―

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(16.11.26 財務大臣の報告聴取) 16.11.26	16.11.26	16.12.2 全般質疑 17.2.10 参考人/質疑 2.15 参考人/質疑 2.22 参考人/質疑 3.1 質疑 3.28 質疑 4.4 質疑 4.11 質疑 4.18 質疑 4.25 質疑 4.27 質疑 5.16 締めくくり総括的質疑 6.7 締めくくり総括質疑	6.7 是認(多)・内閣に対する警告(全)・措置要求決議(全)	6.8 是認(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無		344	
				内閣に対する警告(全)					
— 16.11.26	16.11.26		6.7 是認(多)	6.8 是認(多)	自民、公明	民主、共産、社民、無		345	
— 16.11.26	16.11.26		6.7 是認(多)	6.8 是認(多)	自民、公明、共産、社民、無	民主、無		345	
— 5.13	5.16	5.16 質疑	5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無		345	
— 5.13	5.16		5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	自民、公明、共産、社民、無	民主、無		345	
— 5.13	5.16		5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、無		345	
— 5.13	5.16		5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	自民、公明、共産	民主、社民、無		345	
— 5.13	5.16		5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	自民、公明、共産	民主、社民、無		345	
— 5.13	5.16		5.16 承諾(多)	5.18 承諾(多)	自民、公明、共産	民主、社民、無		346	
				8.3 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	—	343	

議院運営委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第14号）	17.3.29			3.29 可決(多)
国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第15号）	17.3.29			3.29 可決(全)

災害対策特別委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第6号）	17.3.17			3.18 可決(全)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）※	17.2.8	― 3.14 沖縄・北方	3.17 可決(全)	3.18 可決(全)
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）※	17.2.8	― 3.14 沖縄・北方	3.17 可決(全) 附帯	3.18 可決(全)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 4.5	4.6	—	4.6 修正(全)	4.6 修正(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、無	17.4.13 27号	379	4.7 衆、回付案に同意(多)
— 4.5	4.6	—	4.6 可決(全)	4.6 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.13 28号	379	

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.23	3.25	—	3.25 可決(全) 附帯	3.30 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.31 15号	383	

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.18	3.22	3.25 質疑	3.25 可決(全)	3.30 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.3.31 14号	391	
— 3.24	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯	3.31 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.4.1 26号	389	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第48号）	17.2.25	― 6.1 倫理選挙	6.8 可決(全)	6.10 可決(全)

郵政民営化に関する特別委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
郵政民営化法案（閣法第84号）	17.4.27	(5.26) 5.26 郵政	7.4 修正(多)	7.5 修正(多)
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）	17.4.27	(5.26) 5.26 郵政	7.4 修正(多)	7.5 修正(多)
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）	17.4.27	(5.26) 5.26 郵政	7.4 可決(多)	7.5 可決(多)
郵便局株式会社法案（閣法第87号）	17.4.27	(5.26) 5.26 郵政	7.4 修正(多)	7.5 修正(多)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）	17.4.27	(5.26) 5.26 郵政	7.4 可決(多)	7.5 可決(多)
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）	17.4.27	(5.26) 5.26 郵政	7.4 修正(多)	7.5 修正(多)

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 6.15	6.16	6.16 質疑	6.16 可決(全)	6.22 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、無	—	17.6.29 72号	393	

参議院							公布年月日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(7.13) 7.13	7.14	7.15 総括質疑 7.19 質疑 7.20 質疑 7.21 質疑 7.22 質疑 7.25 質疑 7.26 参考人 7.29 参考人 8.1 質疑 8.2 質疑 8.3 集中審議 8.4 集中審議 8.5 質疑/締めくくり総括質疑	8.5 可決(多) 附帯	8.8 否決	自民(一部)、公明	自民(一部)、民主、共産、社民、無	—	409	7.28 地方公聴会 8.8 衆へ返付
(7.13) 7.13	7.14		8.5 可決(多) 附帯	8.8 否決	自民(一部)、公明	自民(一部)、民主、共産、社民、無	—	413	
(7.13) 7.13	7.14		8.5 可決(多) 附帯	8.8 否決	自民(一部)、公明	自民(一部)、民主、共産、社民、無	—	414	
(7.13) 7.13	7.14		8.5 可決(多) 附帯	8.8 否決	自民(一部)、公明	自民(一部)、民主、共産、社民、無	—	415	
(7.13) 7.13	7.14		8.5 可決(多) 附帯	8.8 否決	自民(一部)、公明	自民(一部)、民主、共産、社民、無	—	416	
(7.13) 7.13	7.14		8.5 可決(多) 附帯	8.8 否決	自民(一部)、公明	自民(一部)、民主、共産、社民、無	—	417	

委員会未付託議案

（内閣提出法律案）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第46号）	16.2.20 （159回）	― 17.1.21 法務	審査未了	―
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）	17.2.25	― 6.16 内閣	審査未了	―
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）	17.2.25	― 6.16 総務	審査未了	―
独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）	17.2.25	― 6.16 総務	審査未了	―
少年法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）	17.3.1	(6.14) 6.14 法務	審査未了	―
労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）	17.3.4	(5.17) 5.17 厚生労働	審査未了	―
電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第83号）	17.4.19	― 6.16 総務	審査未了	―

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	441	
—	—	—	—	—	—	—	—	440	
—	—	—	—	—	—	—	—	440	
—	—	—	—	—	—	—	—	440	
—	—	—	—	—	—	—	—	440	
—	—	—	—	—	—	—	—	441	
—	—	—	—	—	—	—	—	441	

（本院議員提出法律案）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（岡崎トミ子君外8名発議）（参第1号）	17.2.28	―	―	―
民法の一部を改正する法律案（千葉景子君外7名発議）（参第2号）	17.3.30	―	―	―
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（谷博之君外7名発議）（参第4号）	17.7.26	―	―	―
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（谷博之君外7名発議）（参第5号）	17.7.26	―	―	―
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（山本孝史君外4名発議）（参第6号）	17.7.29	―	―	―
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（円より子君外7名発議）（参第8号）	17.8.3	―	―	―
特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（松井孝治君外6名発議）（参第9号）	17.8.4	―	―	―
労働安全衛生法の一部を改正する法律案（浅尾慶一郎君外4名発議）（参第10号）	17.8.4	―	―	―

参議院							公布年月日法律番号	議案要旨掲載頁	備考
（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	441	
—	—	—	—	—	—	—	—	442	
—	—	—	—	—	—	—	—	442	
—	—	—	—	—	—	—	—	442	
—	—	—	—	—	—	—	—	442	
—	—	—	—	—	—	—	—	442	
—	—	—	—	—	—	—	—	443	
—	—	—	—	—	—	—	—	443	

（予備費等支出承諾）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	17.3.18	－	－	－
平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	17.3.18	－	－	－
平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	17.3.18	－	－	－
平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書　（その2）	17.5.20	－	－	－
平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書　（その2）	17.5.20	－	－	－
平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	17.5.20	－	－	－

（NHK決算）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	15.2.14 （156回）	－ 17.1.21 総務	－	－
日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	16.2.10 （159回）	－ 17.1.21 総務	－	－
日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	17.2.15	－	－	－

参議院							議案要旨掲載頁	備考
（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
—	—	—	—	—	—	—	443	
—	—	—	—	—	—	—	443	
—	—	—	—	—	—	—	443	
—	—	—	—	—	—	—	444	
—	—	—	—	—	—	—	444	
—	—	—	—	—	—	—	444	

参議院							議案要旨掲載頁	備考
（本会議趣旨説明）付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
—	—	—	—	—	—	—	444	
—	—	—	—	—	—	—	444	
—	—	—	—	—	—	—	445	

１　本会議審議経過

○平成17年１月21日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

宣仁親王妃喜久子殿下薨去につき弔意を表する件

本件は、議長から既に弔詞を奉呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査のため委員40名から成る**イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩　午前10時５分

再開　午後３時46分

スマトラ沖大地震及びインド洋大津波による犠牲者の冥福を祈り、黙　を捧げた。

スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、溝手顕正君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は施政方針に関し、町村外務大臣は外交に関し、谷垣財務大臣は財政に関し、竹中国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後５時11分

○平成17年１月25日（火）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）

江田五月君、青木幹雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会　午前11時40分

○平成17年１月26日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第３日）

草川昭三君、藤原正司君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前11時35分

再開　午後１時１分

休憩前に引き続き、大野つや子君、大江康弘君、市田忠義君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後３時３分

○平成17年２月１日（火）

開会　午後５時26分

日程第１　平成十六年度一般会計補正予算（第１号）

日程第２　平成十六年度特別会計補正予算（特第１号）

日程第３　平成十六年度政府関係機関補正予算（機第１号）

以上３案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対10にて可決された。

散会　午後５時36分

○平成17年２月９日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。
散会　午前10時７分

○平成17年３月９日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
人事官に小澤治文君を任命することに、賛成127、反対91にて同意することに決し、
情報公開・個人情報保護審査会委員に橋本瑞枝君、上村直子君、新美育文君、
国家公安委員会委員に吉田信行君、
預金保険機構監事に髙橋瞳君、
日本銀行政策委員会審議委員に西村清彦君、
宇宙開発委員会委員に森尾稔君、
中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、
社会保険審査会委員長に大槻玄太郎君、
同委員に関野杜滋子君を任命することに、賛成220、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
情報公開・個人情報保護審査会委員に稲葉馨君を任命することに、賛成135、反対85にて同意することに決し、
社会保険審査会委員に粥川正敏君を任命することに、賛成216、反対６にて同意することに決した。

日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加し、一括して議題とすることに決し、溝手顕正君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。
小泉内閣総理大臣は、以上両決議について所信を述べた。

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本案は、日程に追加し、谷垣財務大臣から趣旨説明があった後、山下英利君、平野達男君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時５分

○平成17年３月11日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（平成17年度地方財政計画について）

日程第２　地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、麻生総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、高橋千秋君、山口那津男君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前10時50分

○平成17年３月18日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告について）

本件は、大野国務大臣から報告があった後、浅野勝人君、榛葉賀津也君、荒木清寛君がそれぞれ質疑をした。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中山文部科学大臣から趣旨説明があった後、北岡秀二君、水岡俊一君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

本件は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対100にて可決された。

散会　午前11時49分

○平成17年３月23日（水）

議長は、清子内親王殿下納采の儀に当たり、皇居において天皇皇后両陛下並びに清子内親王殿下にお目にかかり、お祝いの言葉を申し上げた旨報告した。

開会　午後０時31分

日程第１　半島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成226、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成210、反対14にて可決された。

日程第４　山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。

休憩　午後０時46分

再開　午後４時51分

平成十七年度一般会計予算

平成十七年度特別会計予算

平成十七年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成135、反対101にて可決された。

散会　午後５時38分

○平成17年３月25日（金）

開会　午前10時１分

元議員山内一郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　地域再生法案（趣旨説明）

本件は、村上国務大臣から趣旨説明があった後、森ゆうこ君が質疑をした。

日程第２　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、足立信也君が質疑をした。

散会　午前11時１分

○平成17年３月30日（水）

開会　午前10時１分

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中川経済産業大臣から趣旨説明があった後、加藤敏幸君が質疑をした。

日程第１　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、日程第３及び第４に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３及び第４は賛成126、反対97にて可決、日程第５は賛成214、反対８にて可決、日程第６は賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　公共工事の品質確保の促進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対８にて可決された。

日程第９　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対13にて可決された。

日程第11　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成127、反対99にて可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案（溝手顕正君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに

決し、溝手顕正君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時16分

○平成17年３月31日（木）

開会　午後４時41分

日程第１　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対102にて可決された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対99にて承認することに決した。

地域再生法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成149、反対86にて可決された。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成134、反対102にて可決、第２の議案は賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後５時12分

○平成17年４月１日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　日本アルコール産業株式会社法案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対０にて全会一致をもって可決された。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに

決し、溝手顕正君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対９にて可決された。

細田国務大臣は、本決議について所信を述べた。

議院運営委員長から年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱について報告があり、委員長報告のとおり了承することに決した。

散会　午前10時17分

○平成17年４月６日（水）

開会　午前10時１分

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、柳澤光美君が質疑をした。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、細田国務大臣から趣旨説明があった後、藤末健三君、松あきら君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対15にて可決された。

日程第４　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　不動産登記法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会職員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成204、反対15にて修正議決、第２の議案は賛成219、反対０にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会　午前11時36分

○平成17年４月８日（金）

開会　午前10時１分

刑法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、南野法務大臣から趣旨説明があった後、林久美子君が質疑をした。

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、北側国土交通大臣から趣旨説明があった後、芝博一君が質疑をした。

日程第１　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　社会保険労務士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対14にて可決された。

日程第４　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対８にて可決された。

散会　午前11時21分

○平成17年４月13日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件

日程第２　石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時14分

○平成17年４月20日（水）

開会　午前10時１分

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、南野法務大臣から趣旨説明があった後、簗瀬進君が質疑をした。

日程第１　民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対15にて可決された。

日程第２　環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成223、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成222、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対84にて可決された。

日程第５　水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成123、反対99にて可決された。

散会　午前10時59分

○平成17年４月22日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議

院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対74にて可決された。

散会　午前10時14分

○平成17年４月27日（水）

開会　午前10時１分

元議員三木忠雄君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車事故による犠牲者の冥福を祈り、黙禱をささげた。

日程第１　国務大臣の報告に関する件（西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故について）

本件は、北側国土交通大臣から報告があった後、末松信介君、辻泰弘君、谷合正明君がそれぞれ質疑をした。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、島村農林水産大臣から趣旨説明があった後、岩永浩美君、松下新平君がそれぞれ質疑をした。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、町村外務大臣から趣旨説明があった後、犬塚直史君が質疑をした。

日程第２　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第３　社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押し

ボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出）

日程第５　社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　都市鉄道等利便増進法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対９にて可決された。

日程第７　有限責任事業組合契約に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対９にて可決された。

日本国憲法に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、憲法調査会会長から報告があった。

散会　午後０時38分

○平成17年５月11日（水）

開会　午前10時２分

介護保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、国井正幸君、小林正夫君、遠山清彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時10分

○平成17年５月13日（金）

開会　午前10時１分

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小池環境大臣から趣旨説明があった後、大石正光君が質疑をした。

日程第１　母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

本案は、厚生労働委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対14にて可決された。

日程第３　浄化槽法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対14にて可決された。

日程第６　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対14にて可決された。

散会　午前10時47分

○平成17年５月18日（水）

開会　午前10時１分

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、北側国土交通大臣から趣旨説明があった後、岩本司君が質疑をした。

会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、南野法務大臣から趣旨説明があった後、松村龍二君、富岡由紀夫君、浜田昌良君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第159回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

日程第２　平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第159回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

日程第３　平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第159回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

日程第４　平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第159回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

日程第５　平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第159回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

日程第６　平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第159回国会内閣提出、第162回国会衆議院送付）

以上６件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第３は賛成131、反対97にて承諾することに決し、日程第２は賛成145、反対83にて承諾することに決し、日程第４ないし第６は賛成139、反対89にて承諾することに決した。

日程第７　国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　正午

○平成17年６月３日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成125、反対96にて可決、日程第４は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時13分

○平成17年６月８日（水）

開会　午前10時１分

証券取引法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、伊藤国務大臣から趣旨説明があった後、尾立源幸君が質疑をした。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、島村農林水産大臣から趣旨説明があった後、野村哲郎君、主濱了君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書

日程第２　平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第３　平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上３件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１はまず賛成130、反対97にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成227、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第２は賛成130、反対96にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第３は賛成145、反対82にて委員長報告のとおり是認することに決した。

小泉内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第４　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第５　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第６　商標法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時33分

○平成17年６月10日（金）

開会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

情報公開・個人情報保護審査会委員に鬼頭季郎君、北澤義博君、園マリ君、藤原静雄

君、
公正取引委員会委員に濱崎恭生君、
預金保険機構理事に波多野睦夫君、
公害等調整委員会委員に杉野翔子君、
中央更生保護審査会委員長に松浦恂君、
中央社会保険医療協議会委員に室谷千英君、小林麻理君、
労働保険審査会委員に中島芙美子君、
土地鑑定委員会委員に亀本和彦君、緒方瑞穂君、白田佳子君、鎌田薫君、瀬古美喜君、中島康典君、増田修造君を任命することに、賛成224、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
預金保険機構理事に田邉昌徳君を任命することに、賛成216、反対９にて同意することに決し、
預金保険機構理事に廣瀬權君を任命することに、賛成210、反対15にて同意することに決し、
公害等調整委員会委員に大坪正彦君を任命することに、賛成135、反対89にて同意することに決した。

日程第１　食育基本法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対85にて可決された。

日程第２　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時14分

○平成17年６月15日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対５にて可決された。

経済・産業・雇用に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、経済・産業・雇用に関する調査会長から報告があった。

散会　午前10時18分

○平成17年６月22日（水）

開会　午前10時１分

政策評価制度の見直しに関する決議案（山口那津男君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山口那津男君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

麻生総務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第１　公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対14にて可決された。

日程第７　介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対14にて可決された。

日程第８　不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時30分

○平成17年６月29日（水）

開会　午前10時１分

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、大野国務大臣から趣旨説明があった後、三浦一水君、白眞勲君、澤雄二君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対９にて可決された。

日程第３　独立行政法人住宅金融支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対14にて可決された。

日程第４　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時29分

○平成17年７月８日（金）

開会　午前10時１分

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、北側国土交通大臣から趣旨説明があった後、池口修次君が質疑をした。

日程第１　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成127、反対97にて可決された。

日程第２　学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対９にて可決された。

散会　午前10時43分

○平成17年７月11日（月）

開会　午後１時１分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、郵政民営化に関連する諸法案を審査し、併せて郵政民営化に関する諸問題を調査するため委員35名から成る**郵政民営化に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、追って特別委員を指名する旨を告げた。

日程第１　国務大臣の報告に関する件（第31回主要国首脳会議出席に関する報告について）

本件は、小泉内閣総理大臣から報告があった後、広野ただし君、西田実仁君がそれぞれ質疑をした。

少子高齢社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、少子高齢社会に関する調査会長から報告があった。

散会　午後２時12分

○平成17年７月13日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、竹中国務大臣から趣旨説明があった後、市川一朗君、伊藤基隆君、平野達男君、山本香苗君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後０時33分

○平成17年７月22日（金）

開会　午後０時２分

障害者自立支援法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、平田健二君、鰐淵洋子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成126、反対94にて可決された。

日程第２　文字・活字文化振興法案（衆議院提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対１にて可決された。

日程第３　総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成126、反対95にて可決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

散会　午後１時42分

○平成17年８月３日（水）

開会　午前10時１分

電波法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、麻生総務大臣から趣旨説明があった後、藤本祐司君が質疑をした。

日程第１　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　会計検査院法の一部を改正する法律案（決算委員長提出）

本案は、決算委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（衆議院提出）

日程第４　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成150、反対86にて可決、日程第４は賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時40分

○平成17年８月５日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対15にて可決された。

散会　午前10時７分

○平成17年８月８日（月）

開会　午後１時１分

日程第１　郵政民営化法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　日本郵政株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　郵便事業株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　郵便局株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上６案は、郵政民営化に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成108、反対125にて否決された。

休憩　午後１時44分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演　説			質　疑	
月日	事　項	演説者	月日	質疑者
17. 1.21	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	小泉内閣総理大臣 町村外務大臣 谷垣財務大臣 竹中国務大臣	1.25	江田　五月君(民主) 青木　幹雄君(自民)
			1.26	草川　昭三君(公明) 藤原　正司君(民主) 大野　つや子君(自民) 大江　康弘君(民主) 市田　忠義君(共産) 福島　みずほ君(社民)

国務大臣の報告及び質疑

報　告			質　疑	
月日	事　項	報告者	月日	質疑者
17. 3.11	平成17年度地方財政計画について	麻生総務大臣	同日	高橋　千秋君(民主) 山口　那津男君(公明)
17. 3.18	「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告について	大野国務大臣	同日	浅野　勝人君(自民) 榛葉　賀津也君(民主) 荒木　清寛君(公明)
17. 4.27	西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故について	北側国土交通大臣	同日	末松　信介君(自民) 辻　泰弘君(民主) 谷合　正明君(公明)
17. 7.11	第31回主要国首脳会議出席に関する報告について	小泉内閣総理大臣	同日	広野　ただし君(民主) 西田　実仁君(公明)

３ 決算に対する議決

平成17年６月８日

【平成十五年度決算に対する議決】

一、平成十五年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

１　平成十五年度決算検査報告において、その指摘内容に在外公館における不適正な出納事務、都道府県労働局における庁費等からの不正支出、会計法令の趣旨に反する少額分割による随意契約等の事例が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不当事案の根絶はもとより、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等会計規律の厳正な保持に努めるべきである。

２　特別会計の歳出規模は純計額でも205兆余円と一般会計を大きく上回っており、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用・剰余金の発生、予算と執行の乖離、政府出資法人等への支出に係る問題等が一部の特別会計において見られることは、看過できない。

政府は、各特別会計の性格に応じ、事務事業等の見直しとともに、一般会計からの繰入れの抑制、不用・剰余が生じている事業の縮減、事業の実態に即した適切な予算計上等、歳出・歳入両面での一層の合理化を行い、透明性の確保に努めるべきである。

３　「社会保険オンラインシステム」に係るデータ通信サービス契約において、その経費の積算の検証が不十分であったことは、誠に遺憾であり、また多くの府省のレガシー・システム等ＩＴ調達において、随意契約等による契約内容の不透明性など多くの問題が生じていること、加えて政府が当該調達にかかわる決算内容を把握していないことは、看過できない。

政府は、今後システムの見直しを進めていく中で、不透明な契約内容の徹底的な見直し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

４　昨年の北海道警察等に引き続き、愛媛県警察において捜査費等の不正流用疑惑が生じていることは、誠に遺憾である。

政府は、疑惑の徹底全容解明のため、都道府県警察に対する監査の充実強化を一層図るなど、この種事案の再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきである。

５　政府開発援助において、コスタリカ援助事業に係る不正事案のように事業を実施するための再委託契約について適正を欠く事態が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不正事案に対しては厳格に臨むとともに、再委託契約手続の見直し、再委託先に関する情報の報告の徹底など監督体制の強化を図り、政府開発援助の適正な実施に努めるべきである。

６　厚生労働省の「総合的雇用情報システム」については、随意契約により特定会社にＩＴ業務の大半を発注し、発注元の厚生労働省元幹部等が当該会社に相次いで天下っている事実は、看過できない。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず当該会社に天

下った事実は、誠に遺憾である。

厚生労働省は、随意契約に係るシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべてについて調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

7　社会保険庁において、特定業者との間で会計法令の趣旨に反する随意契約の締結等が行われ、同業者から多数の職員が接待等を受け、幹部職員が逮捕・起訴されるに至ったこと、また興味本位の年金加入情報の閲覧等業務規律の弛緩とも言える事態が多く見られたこと、さらには公金の還流との批判もある監修料の受取があったことは、極めて遺憾である。

政府は、これらの事案に対し厳正に対処すること等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて社会保険事業に関する業務については、その組織の在り方をも含め、抜本的に見直すべきである。

8　核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が平成六年に使用済み核燃料を直接処分した場合と再処理した場合との費用比較について試算を行っていたが、国会においてその資料の存在を否定し、事実と異なる答弁が行われたことは、遺憾である。

政府は、このような事実と異なる国会答弁を行ったことを強く反省するとともに、原子力エネルギーの分野においては、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

9　工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金の交付実績は、平成五年度以降減少傾向となっており、またその内容においても、工場誘致に直接的な効果が薄い施設整備にも補助が認められ、加えて整備した施設の利用が著しく低い等の事例が見られることは、看過できない。

政府は、移転促進地域からの除外を求める自治体があるなどの経済社会情勢の変化をも踏まえ、同補助金を見直すべきである。

10　国土交通省地方整備局などが発注する橋梁工事の入札において、長期間にわたり談合が行われてきたことは、極めて遺憾である。

政府は、入札契約に係る競争性・透明性の確保の徹底、業者への指導の強化等により、再発防止と公正な競争の確保に努めるべきである。

11　西日本旅客鉄道株式会社福知山線において、多数の死傷者が発生するＪＲ発足後最悪の列車脱線事故が起きたことは、極めて遺憾である。

政府は、事故の原因究明に努めるとともに、これまでの政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なものであったかを検証し、また西日本旅客鉄道株式会社に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされることがないよう万全を期すべきである。

12　日本航空グループにおいて人的要因により安全上問題のある事案が多発し、他方、航空管制業務において重大な事故につながりかねない事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、航空各社に対して、社員の安全意識の徹底や経営と現場が一体となった安全確保のための取組を強く求めるなど、今後重大な事故が引き起こされることがないよう厳しく指導監督するとともに、航空管制業務については、その業務手法を徹底的に見直すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件　　名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案	溝手　顕正君外６名	17. 1.21			1.21 可決	
2	日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案	溝手　顕正君外６名	17. 3. 8			3. 9 可決	
3	京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案	溝手　顕正君外６名	17. 3. 8			3. 9 可決	
4	年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案	溝手　顕正君外６名	17. 4. 1			4. 1 可決	
5	政策評価制度の見直しに関する決議案	山口那津男君外８名	17. 6.13			6.22 可決	

可決したもの

平成17年１月21日

スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議

昨年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋大津波は、被災国の人々はもとより、我が国を含む世界中の多くの人々に甚大な被害をもたらした。

本院は、ここに、犠牲となられた方々とそのご家族に対し深甚なる哀悼の誠を捧げるとともに、被災された方々に対し衷心よりお見舞い申し上げる。あわせて、被災地における過酷な条件の下で懸命の支援活動に従事されている方々に対し心から敬意を表する。

今回の大地震・大津波により最も大きな被害を受けたのは、アジア諸国である。本院は、アジアの一員である我が国にとって、アジアにおける大災害は我々自身の問題でもあると

認識し、緊急支援、並びに被災国の一刻も早い復旧復興のために最大限の支援の手を差し伸べることが、我が国の重大な責務であることをあらためて確認する。

よって政府は、資金協力、人的貢献、知見活用の各般において、既に実施している緊急支援に加え、国際社会との協調の下、社会基盤への深刻な打撃を受けた被災国の中長期的な復旧復興につながる支援に全力を傾注するとともに、国際社会の支援活動において積極的かつ主体的役割を果たすべきである。

また、今回の災害を教訓として、我が国における津波予知を始めとする防災体制の整備に全力を挙げるとともに、インド洋津波早期警戒メカニズムの構築を始めとする防災対策など多様な支援に関する国際的取組にも、今後とも積極的に貢献すべきである。

右決議する。

平成17年３月９日

日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議

1855年に日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間に両国の国境が平和裡に画定された。同条約の調印から、本年は150周年に当たる。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来150年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、両国の利益に合致した隣国として真の安定的な平和友好関係の構築に向けて尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後60年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露通好150周年という歴史的に重要な節目の年に当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約締結交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続するべきである。

右決議する。

平成17年３月９日

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議

地球温暖化現象が、21世紀における最も深刻な問題の一つとなる中で、国際社会の十数年に及ぶ努力の結果、京都議定書は、2005年２月16日に発効するに至った。このことは、我が国が地球温暖化防止京都会議（ＣＯＰ３）の議長国として一定の役割を果たすことが

できたばかりでなく、国際社会、未来世代にとっても大変喜ぶべきことであり、実に画期的な出来事である。我が国は、速やかに「京都議定書目標達成計画」を策定・実施の上、京都議定書締約国会議（ＣＯＰ／ＭＯＰ）において主導的役割を果たし、各国における合意内容の履行に向けて、最大限に効果的、積極的な推進を図るべきである。また、同時に世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し改めて参加を促すべきである。

今後の地球の気候安定化を目指すためには、気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）の評価報告書が指摘するように、温室効果ガス排出量を半分以上削減することが急務であるが、京都議定書後の2013年以降の削減約束は未だ国際合意に至っていない。我が国は、この度の発効を契機に京都議定書以後の新枠組形成に向けて、人類益の視点から積極的に国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

新枠組の交渉においては、早期に新たな国際合意を目指し、米国、そして中国、インドを始めとした途上国を含む世界各国が参加できる共通の枠組の構築に向けて、京都議定書の国際合意を踏まえつつ、より実効性の高いスキームになるように最大限努力するとともに、地球の気候安定化が一層効果的に進むことを強く訴えるものである。

右決議する。

平成17年４月１日

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議

本格的な少子高齢社会の進展の中で社会保障制度は深刻な状況にあり、年金をはじめとする社会保障制度に対する国民の不安・不信は根強いものがある。この事態をわが国社会の将来を左右する重大なことと受け止め、国民の信頼と安心を確保するための改革を実現することが政治の責任である。

この改革は一刻の猶予も許されないものである。出生率、経済財政情勢、産業構造、雇用構造など時代の大きな変化に適確に対応すべく、過去の経緯などにとらわれず、議論に必要な論点を国民に提示し、あらゆる観点からの議論を尽くし、社会保障制度改革なかんずく年金制度改革について、その実現のため全力を傾注しなければならない。

本院は、右の認識・決意にたって、国民の負託にこたえ国会の責任を果たすべく、新たに全会派参加による「両院合同会議」を設けることとする。そこでの議論は、議員間の論議を中心に各党の利害を超えて真摯に行い、すべて国民に公開するものとする。また、集中的・効率的に議論し、まず年金制度改革に関して各党が論点・目指すべき姿・施策について提起して議論を進め、今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すこととする。

政府は、この議論が円滑、効率的に行われるよう協力するとともに、この議論を尊重すべきである。

本院は、この議論を通じ、年金・社会保障制度改革の実現に最大限の努力を行う決意であることを全国民に表明する。

右決議する。

平成17年６月22日

政策評価制度の見直しに関する決議

本院では、政策評価制度の導入当初からその重要性にかんがみ、政策評価の在り方等について議論が行われてきた。

議論の中では、政策評価制度は一定の進展が図られているものの、必ずしも政策評価結果が有効に活用されていない場合もあることから、政策評価制度を充実・発展させていくためには、政策評価と予算等の連携強化、政策評価の客観性の確保、無駄が多いと指摘されている特別会計の見直しに向けた政策評価の活用の強化などが課題であると指摘されている。

現在、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行後３年が経過し、政策評価制度の見直しの時期を迎えている。よって政府は、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の質の向上を図るとともに、政策の企画立案や予算への適切な反映を始めとして、政策評価結果の一層の活用に努めること。

二、政策評価を踏まえた予算の作成に資するため、政策、施策、事務事業などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を行うこと。また、新規事業等については、事前評価を積極的に行うとともに、事後評価の徹底に努めること。

三、政策評価結果を反映した政策の実現に資するため、政策評価の重点化・効率化を図り、制度改正が必要な政策や複数府省に関係する重要な政策等については、適時的確に評価すること。

四、政策評価の客観性を確保するため、政策目標の数値化に一層取り組むとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価に当たって前提としたデータや評価手法等の公表を徹底すること。

五、政策評価の実効性を高めるため、政策評価と予算、決算の連携強化を図るとともに、総務省及び財務省間の連携を密にし、会計検査院との積極的な情報交換に努めること。

六、国民への説明責任を果たすため、政策評価結果を国民に分かりやすく伝えるとともに、政策評価の取組等の広報活動を積極的に行うこと。

右決議する。

1　委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	高嶋　良充（民主）	佐藤　泰三（自民）	松井　孝治（民主）
理　事	市川　一朗（自民）	竹山　裕（自民）	円　より子（民主）
理　事	小野　清子（自民）	中曽根　弘文（自民）	風間　昶（公明）
理　事	岡崎　トミ子（民主）	西銘　順志郎（自民）	白浜　一良（公明）
理　事	森　ゆうこ（民主）	山崎　正昭（自民）	近藤　正道（社民）
	秋元　司（自民）	神本　美恵子（民主）	黒岩　宇洋（無）
	鴻池　祥肇（自民）	工藤　堅太郎（民主）	（17.3.8 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件（うち本院先議１件）及び衆議院提出２件の合計４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願10種類87件は、衆議院解散のため審査未了となった。

〔法律案の審査〕

地域再生法案については、委員会において、地域再生基盤強化交付金創設の意義と運用上の課題、地方分権推進の促進を基本に据えた地域再生の必要性、地域再生事業を行う会社への支援措置の拡充、地域再生施策の実施における地域の主体性の尊重等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、委員会において、川越少年刑務所の現地視察を行うとともに、地域のバランスのとれた規制改革の実施、行刑施設の事務の民間委託の必要性、民間委託できる事務の具体的内容、刑務所警備を民間委託する際の問題点、公私協力学校の安定的・継続的な運営の確保等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、第159回国会平成16年３月12日に衆議院議員　利耕輔君外４名から提出され、同国会以降、衆議院で継続審査となっていたが、今国会に入り４月５日、修正議決（施行日を平成19年１月１日に改める。）の上、本院に提出された。

委員会においては、発議者を代表して、衆議院議員長勢甚遠君より趣旨説明及び修正部分の説明を聴取した後、「昭和の日」を定めることの意義、国民の祝日に関する法律の趣旨から見た「昭和の日」の位置づけ、「昭和の日」を４月29日とし、「みどりの日」を５月４日に改める理由、「昭和の日」制定の是非に関する国民各層の議論に

ついての認識、本改正法の国民への周知方法等について質疑を行い、討論の後、本法律案は、多数をもって可決された。

食育基本法案は、第159回国会の平成16年６月３日に衆議院議員村田吉隆君外６名から提出され、同国会以降、衆議院で継続審査となっていたが、今国会に入り４月19日、修正議決（法律番号の暦年を平成17年に改める。）の上、本院に提出された。

委員会においては、発議者を代表して、衆議院議員小坂憲次君から趣旨説明及び修正部分の説明を聴取した後、食育の推進における家庭の役割、食に関する情報の提供に係る国等の責務、現在の食品安全行政を強化・充実する必要性、学校給食のセンター方式から自校方式への転換と予算措置、学校教育における食教育の在り方と現状に対する評価、食の嗜好及び選択に対する国等の関与の在り方等について質疑を行い、３名の参考人から意見を聴取し、討論の後、本法律案は、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月８日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成17年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について細田内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成17年度警察庁関係予算について村田国家公安委員会委員長から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、経済財政政策、郵政民営化の基本方針について竹中国務大臣から、規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針について村上国務大臣から、科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針について棚橋国務大臣から、青少年育成及び少子化対策の基本方針について南野内閣府特命担当大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、**３月10日**、来日外国人犯罪、組織犯罪等による治安悪化と警察の取組、警察の現場執行力の維持・強化に向けた対策、郵政民営化に関する政府の広報活動の在り方、興信所業に係る規制措置の必要性、知的財産権の保護のための国内的・国際的取組の現状と強化策、児童に対する性犯罪前歴者の出所情報の提供と管理の在り方、犯罪収益を被害者に返還できる仕組みを検討する必要性、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた我が国政府の姿勢の明確化、戦後60周年を迎えての政府の戦後補償問題への取組姿勢、人身取引対策行動計画における被害者保護施策の実効性、美浜原子力発電所３号機における事故への対応と原子力安全委員会の在り方、食品安全委員会における議論の中立公正性及び客観性の保証、被災者生活再建支援法に基づく被害状況認定手続の改善、小さな政府を目指す目標と累積債務残高が急増している現実の乖離、非嫡出子に対する差別の解消に向けた取組の強化と相続規定の見直し等の諸問題について質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度内閣予算等の審査を行い、それぞれ説明を聴取した後、警察の不正経理問題の再発防止と会計検査への協力、人身売買の防止に向けた政府の取組、「市場化テスト法」の制定に向けたモデル事業の評価、

内閣官房及び内閣府の機能強化、今後における我が国の宇宙開発政策の在り方、空き交番の解消策、男女共同参画基本計画の見直しにおける間接差別の取扱い、中越地震及び豪雪被害への対応、年金制度と生涯の受益負担格差問題、プリオン専門調査会の活動状況等の諸問題について質疑を行った。

６月14日、愛媛県警察における不正経理事案等の予算不適正執行事案の再発防止策、北海道、福岡県及び静岡県警察における不適正事案に関する調査等の進捗状況、空き交番対策の進捗状況、歌舞伎町等全国の歓楽街の浄化対策、防犯ボランティア団体の活動状況とこれに対する支援措置、警察の不正経理事案に関する全国調査による徹底的な全容解明の必要性、愛媛県警察の「調査結果報告書」の信頼性に対する国家公安委員長の評価、拉致被害者問題に対する政府の対応及び北朝鮮との交渉の現状、拉致問題の解決に向けての北朝鮮に対する制裁措置の発動、会計監査に関する国家公安委員会規則制定後の会計監査実施状況と規則制定の効果、監察医制度への国の資金的援助及び協力医に対する研修の充実・改善、ＤＮＡ型鑑定資料の一層の蓄積及びデータベース化のための立法措置の必要性、捜査費における予算額、配分額、執行額の乖離の理由、北海道警察における不正経理問題の処分の在り方等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成17年３月８日（火）（第１回）

・内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
・内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成17年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について細田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
・警察行政の基本方針に関する件及び平成17年度警察庁関係予算に関する件について村田国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。
・経済財政政策、郵政民営化の基本方針に関する件について竹中国務大臣から所信を聴いた。
・規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件について村上国務大臣から所信を聴いた。
・科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件について棚橋国務大臣から所信を聴いた。
・青少年育成及び少子化対策の基本方針に関する件について南野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成17年３月10日（木）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政の基本方針に関する件、青少年

育成及び少子化対策の基本方針に関する件、経済財政政策、郵政民営化の基本方針に関する件、規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件及び科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件について村田国家公安委員会委員長、村上国務大臣、細田国務大臣、棚橋国務大臣、竹中国務大臣、南野内閣府特命担当大臣、林田内閣府副大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、秋元司君（自民）、風間昶君（公明）、森ゆうこ君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）、円より子君（民主）

〇平成17年３月18日（金）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長及び高田裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について森下会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について細田国務大臣、南野内閣府特命担当大臣、村上国務大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、村田国務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、森岡厚生労働大臣政務官、森下会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成17年３月29日（火）（第４回）

・**地域再生法案（閣法第７号）（衆議院送付）**について村上国務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月31日（木）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地域再生法案（閣法第７号）（衆議院送付）**について村上国務大臣、林田内閣府副大臣、今井総務副大臣、平田経済産業大臣政務官、小泉文部科学大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、松井孝治君（民主）、森ゆうこ君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第７号）賛成会派　自民、公明、社民
反対会派　民主、無

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月５日（火）（第６回）

・**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）**について村上国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月７日（木）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）**について村上国務大臣、林田内閣府副大臣、滝法務副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第74号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年５月10日（火）（第８回）

・**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会衆第14号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員長勢甚遠君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成17年５月12日（木）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会衆第14号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員長勢甚遠君、同冬柴鐵三君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕竹山裕君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（第159回国会衆第14号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

○平成17年５月17日（火）（第10回）

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員小坂憲次君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成17年５月19日（木）（第11回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員小坂

憲次君、同後藤田正純君、同宮腰光寛君、同西川京子君、同白保台一君、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小野清子君（自民）、円より子君（民主）、神本美恵子君（民主）、小川敏夫君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

〇平成17年６月７日（火）（第12回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について参考人女子栄養大学学長香川芳子君、東京農業大学客員教授・農政ジャーナリスト中村靖彦君及び生活協同組合あいコープみやぎ理事長吉武洋子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

〇平成17年６月９日（木）（第13回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員小坂憲次君、同後藤田正純君、同西川京子君、同宮腰光寛君、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（第159回国会衆第49号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、社民、無

〇平成17年６月14日（火）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・愛媛県警察における会計経理をめぐる事案に関する調査結果について政府参考人から報告を聴いた後、警察による予算不適正執行問題に関する件、治安の回復・確立策に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、監察医・警察医制度の充実策に関する件等について村田国家公安委員会委員長、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、神本美恵子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地域再生法案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域住民が誇りと愛着を持てる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業機会を創出するとともに、地域特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として行われなければならない。

二、地域再生基本方針

（一）政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定める。

（二）地域再生基本方針には、地域再生の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的方針、地域再生計画の認定に関する基本的事項等を定めるものとする。

三、地域再生計画の認定

（一）地方公共団体は、地域再生基本方針に基づき、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

（二）地域再生計画には、計画の区域、目標、当該目標を達成するために行う事業に関する事項等を記載するものとする。

（三）前項の事業に関する事項には、次の事項を記載することができる。

①雇用機会の創出等地域再生に資する効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって株式会社により行われるものに関する事項

②経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う事業であって、交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の２以上を総合的に整備するもの等に関する事項

③補助金等交付財産の目的外使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保提供することにより行う事業に関する事項

（四）内閣総理大臣は、認定申請のあった地域再生計画が地域再生基本方針に適合する等の基準に適合すると認めるときは、認定をするものとする。ただし、前項①から③の事項が記載されている計画を認定しようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

四、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

（一）三（三）①の事業を行う株式会社であって内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定する特定地域再生事業会社に個人が出資した場合には、課税の特例の適用があるものとする。

（二）国は、認定地域再生計画に三（三）②の事項が記載されているときは、当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（三）認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき三（三）③の事業を行う場合においては、その認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

五、地域再生本部

（一）地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする地域再生本部を置く。

（二）地域再生本部は、地域再生基本方針の案の作成に関すること、認定の申請がなされた地域再生計画についての意見に関すること、認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施のための支援措置の推進に関すること等の事務を所掌する。

六、施行期日等

（一）この法律は、平成17年４月１日から施行する。

（二）政府は、この法律の施行後７年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、地域の再生が、国と地方の関係の在り方を再構築する地方分権改革の精神を踏まえて推進されるべきものであることにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項の実現を期すべきである。

一、内閣総理大臣は、地域再生を推進する中心的役割と責任が住民に最も身近な地方公共団体にあることにかんがみ、地域再生計画の策定に当たって、地域の住民、民間事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の意向が適切に反映されるように配慮するとともに、地域再生計画の認定に当たっては、認定の申請を行った地方公共団体の意思及び主体性を最大限に尊重すること。

二、地域再生基盤強化交付金制度等の特別の措置を含む地域再生に係る支援措置について、地方公共団体その他の地域の関係者に周知を図るとともに、地域再生に係る構想の提案・要望及び認定地方公共団体からの施策の改善提案を真摯に受け止め、また、それぞれの支援措置の運用状況等を踏まえつつ、その拡充及び改善に向けて、適時、積極的に見直しを行うこと。特に、法第５条第３項第２号に規定する事業の拡充及び改善に向け

た見直しは、地方分権の一層の推進を旨として行うこと。

三、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対して報告の徴収又は措置の要求を行うに当たっては、地域再生は地域における創意工夫を生かした自主的・自立的な取組を基本とするものであることを踏まえ、当該地方公共団体の裁量に十分配慮すること。

四、法第５条第３項第１号に規定する事業の範囲及び特定地域再生事業会社の指定基準を定めるに当たっては、地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等地域再生の目標の達成及び地域における雇用の創出に十分に配慮しつつ、また、併せて、公的分野への民間参入の促進という観点も十分に踏まえつつ、対象事業分野をできるだけ拡大するように配意すること。

また、特定地域再生事業会社が発行する株式の取得に係る課税の特例措置について、課税の公平性に配慮しつつ、民間投資の一層の促進を図る観点から、適宜、その改善と拡充に努めること。

五、地域再生基盤強化交付金の配分基準の明確性及び配分の透明性を確保するとともに、地域介護・福祉空間整備等交付金、むらづくり交付金、漁村再生交付金、地域住宅交付金等の地域再生支援施策に係る交付金制度について、地域再生基盤強化交付金制度との密接かつ効率的な連携を図ること。

六、内閣総理大臣は、地域再生施策として関係各府省庁が実施する事業について、それらの統一性及び一体性並びに効率的かつ効果的な執行を確保するため、地域再生本部における調整等を通じて、十分な指導性を発揮すること。

七、地域再生本部が地域再生計画に対する支援措置について評価を行ったときは、当該計画の円滑かつ安定的な実施及び改善のための適切な助言を行うとともに、他の地方公共団体の成功事例の紹介等、必要な情報の提供を行うこと。

右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（先議）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、監獄法等の特例

１　行刑施設における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを認める。

２　行刑施設内に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託し、地域住民に対する医療を提供するために当該診療設備等を利用することを認める。

二、私立学校法の特例

地方公共団体と学校法人との連携及び協力に基づき教育を実施する公私協力学校の設

置に当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、所轄庁は、当該学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際し、資産要件の審査を行わないものとする。

三、施行期日

この法律は、平成17年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施のため、適切な措置を講ずべきである。

一、被収容者の人権の保障に資するため、法案第11条第１項各号の事務の内容を具体的に明示するとともに、今後における行刑施設の事業の民間開放に係る特例措置の検討に当たっては、真に公務員が実施しなければならないものか民間に開放できるものか十分精査のうえ対処すること。

二、刑務所で事務を民間委託するに当たっては、委託事務従事者に対する人権教育の徹底を図るとともに、刑務所長等の裁量によって受刑者等の人権が不必要に制約されないよう十分に配慮すること。

また、受刑者等の個人情報の保護に万全を期すること。

三、矯正処遇の充実を図る行刑制度の抜本的な改革がなされつつある現状にかんがみ、刑務所での事務の民間委託に伴う人員の再配置は、受刑者の改善更生に資することを基本として行うこと。

四、地方公共団体が公私協力学校を設置するに当たっては、ひとしく能力に応じて教育を受ける機会を保障する国及び地方公共団体の責務を踏まえ、授業料負担等の経済的な面、あるいは地理的な面等の教育条件において生徒及び幼稚園児が不利益を被らないよう十分配慮すること。

五、公私協力学校が公の財産を用いることにかんがみ、策定される公私協力基本計画により、協力学校法人の指定を厳格に行い、かつ、公私協力学校の運営を継続的かつ安定的に行うことを担保するとともに、指定された協力学校法人に対して当該指定をなした地方公共団体の長が当該学校の運営について適切な監督を行うことができるようにすること。

右決議する。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会衆第14号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、昭和の日の新設

１　国民の祝日として、新たに昭和の日を加える。

２　昭和の日は、４月29日とする。

３　昭和の日の意義は、「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」とする。

二、みどりの日の改正

みどりの日を現在の４月29日から５月４日に改める。

三、その他

国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日（現行は国民の祝日の翌日）を休日とする。

四、施行期日

本法律は平成19年１月１日から施行する。

食育基本法案（第159回国会衆第49号）

【要旨】

本法律案は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食育に関し、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者・教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割を内容とする基本理念を定める。

二、国は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、当該地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

三、教育関係者等及び食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、積極的な食育の推進等に努めるものとするとともに、農林漁業者等は、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会の積極的な提供等に努めるものとする。

四、国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

五、食育推進会議は、食育の推進に関する施策についての基本的方針等を定める食育推進基本計画を作成するとともに、地方公共団体は、当該区域内における食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

六、食育に関する基本的施策として、家庭、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活改善のための取組の推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等、食文化の継承のための活動への支援等、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進等を定める。

七、内閣府に、特別の機関として、食育推進会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てる。また、都道府県及び市町村は、条例で定めるところにより、それぞれ都道府県食育推進会議及び市町村食育推進会議を置くことができる。

八、本法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	木村　仁（自民）	二之湯　智（自民）	内藤　正光（民主）
理　事	世耕　弘成（自民）	南野　知惠子（自民）	藤本　祐司（民主）
理　事	森元　恒雄（自民）	長谷川　憲正（自民）	水岡　俊一（民主）
理　事	山崎　力（自民）	山内　俊夫（自民）	弘友　和夫（公明）
理　事	伊藤　基隆（民主）	吉村　剛太郎（自民）	山本　保（公明）
理　事	山根　隆治（民主）	犬塚　直史（民主）	吉川　春子（共産）
	荒井　広幸（自民）	櫻井　充（民主）	又市　征治（社民）
	景山　俊太郎（自民）	芝　博一（民主）	
	椎名　一保（自民）	津田　弥太郎（民主）	（17.1.31 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案７件、衆議院提出法律案１件及び承認案件１件の合計９件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計８件を可決または承認し、内閣提出１件は衆議院解散のため審査未了となった。

また、本委員会付託の請願１種類３件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

恩給・行政手続　恩給受給者の高齢化の現状等を踏まえ受給者の申請の負担軽減を図るため恩給支給事務手続の簡素合理化等を行う**恩給法の一部を改正する法律案**については、恩給制度の評価と今後の在り方、一時恩給の控除制度の廃止が早期に行われなかった理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。また、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図ろうとする**行政手続法の一部を改正する法律案**については、意見公募手続を法制化する意義と今後の課題、行政指導について書面交付を原則とすることの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方税財政　国税の増収等に伴い平成16年度補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、特別交付税の増額及び普通交付税の増額を行った上で、残余の額を平成17年度分として交付すべき地方交付税に加算する**平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案**については、災害対策としての特別交付税増額の不十分性と交付時期の弾力化、今回の特例による次年度繰越しの是非等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

また、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し、非課税特別措置の整理合理化等を行う**地方税法等の一部を改正する法律案**については、定

率減税の縮減・廃止と景気や国民の生活実態、65歳以上の者に対する非課税限度額の廃止の是非等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。さらに、引き続く地方財政の不均衡に対応するため、平成17年度分の地方交付税の総額の特例措置を講じるとともに、交付税特別会計への繰入れに関する特例を改正するほか、義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う税源移譲予定特例交付金の拡充措置を講じるための**地方交付税法等の一部を改正する法律案**については、義務教育費国庫負担金の見直しが教職員配置に与える影響、財政調整基金等の状況、地方交付税の中期的展望等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

情報通信　携帯電話事業者による契約者の管理体制整備の促進及び携帯電話役務の不正な利用の防止を図るため、事業者に対し契約締結時及び譲渡時における本人確認を義務付けるとともに、本人確認に応じない場合等には役務の提供を拒否できることとするための**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案**については、いわゆる振り込め詐欺の実態、本法律案による犯罪抑止効果等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。また、いわゆる迷惑メールの悪質化・巧妙化に対応して特定電子メールの範囲の拡大、架空アドレスあてのメール送信を禁止する対象の拡大及び罰則の見直しを行う**特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案**については、３年前に当委員会提出により制定された本法律の国際的な評価、迷惑メールの悪質化・巧妙化に対応した有効策の確立等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。このほか、**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるＮＨＫ予算）**が承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

１月31日、第161回国会閉会後の１月11日、12日の両日、熊本県及び鹿児島県において実施した行財政状況、消防、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月８日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について麻生総務大臣から所信を聴取し、平成17年度総務省関係予算について山本総務副大臣から、平成17年度人事院業務概況及び関係予算について佐藤人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

３月10日、麻生総務大臣の所信及び平成17年度人事院業務概況について、市町村合併の本来の狙いとその進捗状況に対する評価、人事院主導による公務員退職手当の適正化、地方公共団体の特殊勤務手当見直しに対するフォローアップ、地方の一般財源確保と地域経済活性化、平成16年度における地方交付税及び臨時財政対策債の大幅削減の理由等の質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱を受けた平成17年度内閣所管（人事院）、総務省所

管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、地方の未来像、郵政民営化と採算性、独立行政法人労働政策研究・研修機構の実態と会計検査、地域間における情報基盤整備や人材の格差、マスメディア集中排除原則の見直し、偽造キャッシュカードと消費者保護のための法整備等の質疑を行った。

３月22日、平成17年度地方財政計画について麻生総務大臣から概要説明を、今井副大臣から補足説明をそれぞれ聴取した。

３月29日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

（２）委員会経過

○平成17年１月31日（月）（第１回）

・行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

・**平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年２月１日（火）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第１号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

○平成17年３月８日（火）（第３回）

・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について麻生総務大臣から所信を聴いた。

・平成17年度総務省関係予算に関する件について山本総務副大臣から説明を聴いた。

・平成17年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。

○平成17年３月10日（木）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成17年度人事院業務概況に関する件について麻生総務大臣、今井総務副大臣、山本総務大臣政務官、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事広瀬俊一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、津田弥太郎君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、世耕弘成君（自民）

〇平成17年３月15日（火）（第５回）

・**地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月17日（木）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、今井総務副大臣、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、二之湯智君（自民）

（閣法第20号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年３月18日（金）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について麻生総務大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本郵政公社理事山下泉君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕長谷川憲正君（自民）、櫻井充君（民主）、藤本祐司君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

・**恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月22日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕伊藤基隆君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第27号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

・平成17年度地方財政計画に関する件について麻生総務大臣から概要説明を聴いた後、今井総務副大臣から補足説明を聴いた。

・**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月29日（火）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第21号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

・**地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議**を行った。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第３号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長橋本元一君から説明を聴いた。

〇平成17年３月31日（木）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第３号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、山本総務副大臣、山本総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事出田幸彦君、同協会副会長永井多惠子君、同協会理事宮下宣裕君、同協会理事中山壮介君、同協会経営委員会委員長石原邦夫君、同協会理事諸星衛君、同協会理事和崎信哉君、同協会理事安岡裕幸君及び同協会理事野島直樹君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

・質疑（午前）

〔質疑者〕山崎力君（自民）、森元恒雄君（自民）、内藤正光君（民主）、高橋千秋君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

・質疑（午後）

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、山内俊夫君（自民）、椎名一保君（自民）、長谷川憲正君（自民）、高橋千秋君（民主）、櫻井充君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣承認第３号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月５日（火）（第11回）

・**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（衆第11号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員菅原一秀君から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月７日（木）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（衆第11号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員中村哲治君、同石井啓一君、同菅原一秀君、麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（衆第11号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成17年５月10日（火）（第13回）

・**特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年５月12日（木）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、山本総務副大臣、山本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第73号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成17年６月14日（火）（第15回）

・**行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年６月16日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、増原総務大臣政務官、段本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤本祐司君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第72号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成16年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額（１兆1,686億円）について、特別交付税の増額（701億円）及び普通交付税の増額（639億円）を行った上で、残余の額（１兆347億円）を平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、住民税の改正

平成11年度から実施している個人住民税の定率減税について２分の１に縮減することとし、平成18年度以後の年度分の定率による税額控除額を、個人住民税所得割額の7.5％（現行15％）に相当する金額（最高控除限度額２万円（現行４万円））とする。なお、本改正は、平成18年６月徴収分から実施する。

二、所得譲与税の改正（所得譲与税法の一部改正）

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、平成17年度においては、所得譲与税により税源移譲を行う。

１　所得譲与税額は、国庫補助負担金の改革内容を踏まえ、１兆1,159億円（現行4,249億円）とする。

２　配分割合は、その５分の３（現行２分の１）に相当する額を都道府県に対して、その５分の２（現行２分の１）に相当する額を市町村に対して譲与する。

３　当分の間、所得譲与税の収入見込額の全額（現行75％）を地方交付税の基準財政収入額に算入する措置を講ずる。

三、事業税の改正

法人事業税の分割基準について、各都道府県内における法人の事業規模等をより的確に反映する観点から、見直しを行う。

１　非製造業（鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について、課税標準額の２分の１に相当する額を関係都道府県に所在する事務所又は事業所の数に、２分の１に相当する額を関係都道府県に所在する従業者の数にあん分する。

２　資本の金額又は出資金額が１億円以上の法人について、本社である事務所又は事業所の従業者の数を２分の１に相当する数とする措置を廃止する。

３　本改正は、平成17年４月１日以後に開始する事業年度から適用する。

四、その他の改正

１　個人住民税

イ　人的非課税の範囲の見直し

年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置を平成18年度分の個人住民税から段階的に廃止する（平成17年１月１日において65歳に達していた者の税額を、平成18年度分は３分の１、平成19年度分は３分の２、平成20年度分からは全額とする。）。

ロ　給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し

給与の支払者が関係市町村に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中に退職した者に拡大する。ただし、その者に対する給与支払金額が30万円以下の場合には、提出しないことができることとする。

２　自動車税

県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算を廃止する（平成18年４月１日以降の転出入から適用する。）。

３　固定資産税

災害に伴う避難指示等が翌年以降に及んだ場合に、避難指示等の解除後３年度分まで（現行被災後２年度分まで）は、災害によって住宅が存しなくなった土地であっても、住宅用地の特例を適用する措置を講ずる。

４　基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正）

交付対象資産に、自衛隊の通信施設（レーダーサイト及び特定の通信所）を追加する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成17年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充すること。また、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成17年度分の地方交付税の総額の特例

平成17年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額16兆8,979億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例等

平成19年度から平成33年度までの間における、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。

三、基準財政需要額の算定方法の改正

平成17年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、経費の種類の統合及び補正係数の見直しを行う。

四、地方財政法の一部改正

公営競技を施行する地方公共団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を５年間延長する。

五、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の平成17年度における暫定的な減額に伴う財源措置として税源移譲予定特例交付金を拡充するとともに、税源移譲予定特例交付金に係る基準財政収入額の算定について、100分の75の基準率を改め、税源移譲予定特例交付金の額により算定する。

六、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成17年度においても適用する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、受給者等の申請負担軽減を図るための恩給支給事務手続の簡素合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定を削除する。

二、恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求について、未支給金を受ける権利を有する相続人等の同順位者が２人以上あるときは、そのうちの１人がした請求は全員のためその全額につきしたものとみなすこととし、従来義務付けていた総代者選任届の提出を廃止する。

三、失権等の届出義務違反者に対する過料に関する規定を削除する。
四、普通恩給又は扶助料で、かつて一時恩給等を受けたことにより一定額が控除された金額をもってその年額とされているものについて、平成17年４月分以降、当該控除を行わないこととする。
五、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、命令等を定める場合の一般原則
　１　命令等制定機関は、命令等を定めるに当たっては、根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。
　２　命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、社会経済情勢の変化等を勘案し、命令等の内容について検討を加え、適正確保に努めなければならない。
二、意見公募手続
　１　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、案及び関連資料をあらかじめ公示し、意見提出先及び意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
　２　案は、具体的かつ明確な内容のものであって、題名及び根拠条項が明示されたものでなければならない。
　３　意見提出期間は、公示日から30日以上でなければならない。
三、意見公募手続の特例
　１　命令等制定機関は、30日以上の意見提出期間を定めることができない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、案の公示の際理由を明らかにしなければならない。
　２　命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、自ら意見公募手続を実施することを要しない。
四、命令等制定機関は、意見公募手続の実施について周知、関連情報の提供に努めるとともに、提出された意見を十分に考慮しなければならない。
五、命令等制定機関は、命令等の公布と同時期に、命令等の題名、案の公示日、提出意見、提出意見を考慮した結果及び理由を、情報通信の技術を利用する方法により公示しなければならない。
六、法律の施行期日政令、地方公共団体の機関が定める命令等、国又は地方公共団体の組織について定める命令等などを定める行為については、意見公募手続等の規定は適用しない。

七、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案は、いわゆる迷惑メール対策について、近年における送信の悪質化及び巧妙化の状況にかんがみ、特定電子メールの範囲を拡大するほか、架空電子メールアドレスあての送信及び送信者情報を偽った送信の禁止について規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、受信者の同意を得ずに広告・宣伝メールを送信する場合に、一定の表示義務を満たす必要のある特定電子メールの範囲を拡大し、企業等がその事業のために利用している電子メールアドレスに対して送信する場合を含める。

二、架空電子メールアドレスあての電子メールの送信の禁止について、その対象範囲を広告・宣伝メールから営業目的のメールに拡大する。

三、広告・宣伝メールを送信する場合に、送信に用いた電子メールアドレス等の送信者情報を偽って送信することを禁止する。

四、一時に多数の電子メールが送信された場合等に、電気通信事業者において電子メールに係る電気通信役務の提供を拒否することができる事由を拡大する。

五、特定電子メールの受信者が総務大臣に申出をしようとするときに指導・助言等の業務を行う指定法人制度を、総務大臣の登録を受けた登録送信適正化機関が行う制度に移行する。

六、送信者情報を偽った電子メール送信の禁止に違反した者に対し直接刑事罰を科すための規定等を整備する。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、政府は、この法律施行後３年以内に、技術の水準等を勘案しつつ、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、携帯音声通信事業者（以下「事業者」という。）による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、事業者による契約締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、契約締結時・譲渡時の本人確認義務等

１　事業者は、契約締結時・譲渡時に、運転免許証の提示を受ける方法等により、契約の相手方等の本人確認を行わなければならない。なお、事業者は、必要かつ適切な監

督の下に、媒介業者等に本人確認を行わせることができる。

２　契約の相手方等は、本人確認に際し虚偽の申告をしてはならない。また、あらかじめ事業者の承諾を得なければ、通話可能端末設備を他人に譲渡してはならない。

二、契約者確認の求め

警察署長は、この法律に規定する罪に当たる行為が行われたと認めるに足りる相当の理由がある場合等で必要があると認めるときは、事業者に対し契約者の確認をすることを求めることができる。求めを受けた事業者は、契約者の確認を行うことができる。その際に、契約者は、虚偽の申告をしてはならない。

三、匿名貸与営業の禁止

何人も、氏名及び連絡先等を確認しないで、業として有償で通話可能端末設備を貸与してはならない。

四、事業者の役務提供の拒否

一、二又は三に違反した場合には、事業者は役務の提供を拒むことができる。

五、総務大臣の監督

総務大臣は、事業者等に対し報告を求め、立入検査し、違反に対し是正を命ずることができる。

六、罰則

一の２、三又は五に違反した場合等に罰則を設けるとともに、両罰規定を置く。

七、施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、契約者確認及び匿名貸与営業の禁止に係るものについては、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

２　この法律の規定については、施行後１年を目途として、施行状況等を勘案し、必要な措置が講ぜられるものとする。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第２項の規定に基づき、日本放送協会の平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は6,724億円、事業支出は6,687億円であり、事業収支差金は37億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用することとしている。

また、事業計画においては、視聴者の信頼回復に向け全組織を挙げて再生・改革に取り組むとしており、視聴者とともに歩む公共放送のサービスの充実、視聴者との結びつきの強化、再生に向けた体制・組織の改革、受信契約と受信料収納の確保等に重点を置いている。

【附帯決議】

昨年発覚した日本放送協会における一連の不祥事は、その後の対応も含め、協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損ね、受信料の不払い・保留の動きを増大させ、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、左記の事項についてその実現を期すべきである。

一、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。

二、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。

三、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点からも、契約の締結と収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。

四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

五、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

右決議する。

②審査未了となった議案

電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直す等の改正を行おうとするものである。

（4）委員会決議

―― 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ――

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、公共サービスは住民の身近において提供されるべきであり、地方分権改革の推進は、国・地方を通ずる政府の効率化にも資するとの観点から、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金改革及び地方交付税の見直しに係る真の改革を確実に実現することにより、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充するための具体的方針を早急に策定すること。

また、具体的方針の策定に当たっては、国と地方の信頼関係の維持に一層の配慮を行いつつ、地方の参画を拡充するとともに、地方の総意を真摯に受け止め、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、義務教育費等の負担の在り方等については、国庫補助負担金の廃止・縮減が税源移譲に直結するものであり、改革の実現を左右する重要課題でもあることから、役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつく積極的改革に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持しつつ、地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

また、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差について万全の措置を講ずるとともに、財源の中長期的な安定確保を図るための抜本的な方策を検討すること。

四、巨額の借入金残高が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

また、交付税特別会計借入金については、具体的かつ的確な措置を講ずることにより、速やかに借入金残高が増高しない状況とすること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	渡辺	孝男（公明）	尾辻	秀久（自民）	松岡	徹（民主）
理　事	松村	龍二（自民）	山東	昭子（自民）	簗瀬	進（民主）
理　事	吉田	博美（自民）	陣内	孝雄（自民）	浜四津	敏子（公明）
理　事	千葉	景子（民主）	関谷	勝嗣（自民）	井上	哲士（共産）
理　事	木庭	健太郎（公明）	鶴保	庸介（自民）	扇	千景（ 無 ）
	青木	幹雄（自民）	江田	五月（民主）	角田	義一（ 無 ）
	荒井	正吾（自民）	前川	清成（民主）		(17.3.8 現在)

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議２件）及び衆議院提出（法務委員長）１件の合計９件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願19種類256件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

民事関係　**不動産登記法等の一部を改正する法律案**は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界特定手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備しようとするものである。委員会においては、筆界特定制度を導入する意義、登記所備付地図の整備状況、筆界特定制度と境界確定訴訟相互の関係、司法書士法等の改正の背景及び意義、筆界特定の結果の登記事務への反映、手続費用負担の在り方、筆界特定制度の手数料の額の見込み、認定司法書士が代理できる「上訴の提起」の範囲等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、「1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書」の締結に伴い、その改正の内容に即して、船舶の運航による損害が発生した際の船主等の責任の制限に関し、責任限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備するものである。委員会では、船主側及び被害者側から見た新たな責任限度額の妥当性、人的損害債権の取扱いの在り方、責任限度額と船主責任保険との関係、今後の船主責任制限制度の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

会社法案は、会社に係る各種制度について、最近の社会経済情勢の変化に対応する

ため、体系的、抜本的に見直すとともに、これを現代用語の表記に改めた上、分かりやすく再編成し、新たな法典を創設するものである。なお、衆議院において、責任追及等の訴えを制限する事由の一部削除などの修正が行われた。**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、会社法の施行に伴い、有限会社法等の関係法律の廃止などを行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。なお、衆議院において、会社法案の修正に伴い、証券取引法等の規定を整備する修正が行われた。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、最低資本金制度撤廃の必要性及び債権者保護策、敵対的買収に対する公正で合理的な防御策の在り方、会計参与制度創設の意義及びその活用策、合同会社と有限責任事業組合との相違及び課税の在り方、擬似外国会社に関する規律と対日投資への影響等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行い、また、財政金融委員会及び経済産業委員会との連合審査会を開催した。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、会社法案に対し、擬似外国会社に係る規定を削除する旨の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、会社法案は多数をもって原案どおり可決された。また、整備法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、会社法案に対し、附帯決議が付された。

刑事関係　**刑法等の一部を改正する法律案**は、平成12年11月に国際連合で採択されたいわゆる「人身取引議定書」及び「密入国議定書」の締結に伴い、また、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、刑法において人身売買罪の新設、略取・誘拐罪の構成要件の見直し、逮捕・監禁罪等の法定刑の引上げ等を行うとともに、入管法において旅券等の不正受交付罪等の新設、上陸拒否事由、退去強制事由及び在留特別許可事由等の改正のほか、運送業者の旅券等の確認義務や外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行うものである。委員会においては、人身売買罪の構成要件の明確性、人身取引の実態と実態把握の仕方、被害者保護の現状と保護の在り方、被害者に対する情報提供の在り方、被害者保護のための包括的な法整備の必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、受刑者等の権利及び義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続、効果的な処遇方法等を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備しようとするもので、衆議院において、目的規定や刑事施設視察委員会の意見公表に係る規定等を改めるほか、法施行後５年以内の見直し規定を追加する修正が行われた。委員会においては、刑事施設の過剰収容対策、施設内処遇及び社会内処遇の在り方、刑事施設における医療体制整備の在り方、刑事施設の運営の透明性確保等について質疑が行われ、参考人からの意見聴取及び府中刑務所等の実情調査を行った後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付さ

れた。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**、**下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案**及び台湾からの観光客に対する査証免除措置を恒久化する**出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

３月８日、法務行政の基本方針について南野法務大臣から所信等を聴取した。

同日、第161回国会閉会後の１月13日、14日の２日間にわたり、司法行政及び法務行政等に関する実情調査のため、福島県及び宮城県において実施した委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月10日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、日本司法支援センターと地方自治体による取組との関係、新しい筆界特定制度の意義及び土地家屋調査士等の新たな役割、性犯罪者に対する矯正処遇の現状及び実効性の確保策、保護司活動の基盤強化についての大臣所見、人身取引被害者の現状及び今後の対策等が取り上げられた。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度法務省予算等の審査を行い、平成17年度予算における司法制度改革関連予算の内容、法務省における再犯防止のための取組方針、人身取引対策のための入管法改正の概要及び被害者保護のための具体的内容、法務省及び裁判所の平成17年度予算の特徴、犯罪防止策の在り方等について質疑を行った。

７月21日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、テロの未然防止のための公安調査庁の対応・対策、犯罪被害財産を被害回復に充てるための法整備の意義、行刑施設の収容状況と改善策、郵政民営化の政府広報資料の記述が不適切とされる理由についての法務大臣の見解、選択的な夫婦別氏の導入についての法務大臣の所見等が取り上げられた。

８月４日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、入国管理難民認定法の特例法案において査証免除措置を継続する具体的地域、リーガル・セーフティネットの必要性に対する法務大臣の所見、総合法律支援法案可決の際の附帯決議の検討状況、団体訴訟導入の必要性とその検討状況、司法弱者のための弁護士費用片面的敗訴者負担制度導入の必要性等が取り上げられた。

（２）委員会経過

〇平成17年３月８日（火）（第１回）

・法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

・法務行政の基本方針に関する件について南野法務大臣から所信を聴いた。

・平成17年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について滝法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

〇平成17年３月10日（木）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・法務行政の基本方針に関する件について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、簗瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年３月15日（火）（第３回）

・**下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月17日（木）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について南野法務大臣、滝法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第11号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

〇平成17年３月18日（金）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）、木庭健太郎君（公明）、浜四津敏子君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成17年３月22日（火）（第６回）

・**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月29日（火）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について南野法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第10号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　無

〇平成17年３月31日（木）（第８回）

・**不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）**について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月５日（火）（第９回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）**について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、参考人弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、日本司法書士会連合会会長中村邦夫君及び日本土地家屋調査士会連合会会長西本孔昭君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

・質疑

〔質疑者〕前川清成君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法34号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年４月７日（木）（第10回）

・**船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）**について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月12日（火）（第11回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）**について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第75号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

・**刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月14日（木）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年４月19日（火）（第13回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について参考人明治大学大学院法務研究科・法学部教授川端博君、人身売買禁止ネットワーク（ＪＮＡＴＩＰ）共同代表・弁護士吉田容子君、特定非営利活動法人女性の家サーラー理事武藤かおり君及び国際移住機関（ＩＯＭ）東京事務所長中山暁雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年４月21日（木）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、林久美子君（民主）、松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第52号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について南野法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴いた。

〇平成17年４月26日（火）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山東昭子君（自民）、簗瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年４月28日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年５月10日（火）（第17回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について参考人中央大学法学部教授藤本哲也君、財団法人矯正協会附属中央研究所研究第一部長・中央大学大学院法学研究科兼任講師鴨下守孝君、東京都立松沢病院リハビリテーション科医長黒田治君、龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授浜井浩一君、弁護士・日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行西嶋勝彦君及び障害者福祉施設支援スタッフ山本譲司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（藤本哲也君、鴨下守孝君、黒田治君）に対する質疑

〔質疑者〕山東昭子君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・参考人（浜井浩一君、西嶋勝彦君、山本譲司君）に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年５月12日（木）（第18回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員山内おさむ君、同津川祥吾君、南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、松岡徹君（民主）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年５月17日（火）（第19回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について南野法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第77号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年５月19日（木）（第20回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）**

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴いた後、同松野信夫君、同伴野豊君、同津川祥吾君、同山内おさむ君、南野法務大臣、七条内閣府副大臣、滝法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、簗瀬進君（民主）、大久保勉君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年６月７日（火）（第21回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）**

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授神田秀樹君、弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、弁護士太田洋君、税理士・米国公認会計士坂本孝司君及び全国中小企業団体中央会専務理事成宮治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（神田秀樹君、益田哲生君、太田洋君）に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、大門実紀史君（共産）

・参考人（坂本孝司君、成宮治君）に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、広田一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

また、両案について財政金融委員会及び経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

〇平成17年６月９日（木）

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会（第１回）

・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、谷垣財務大臣、中川経済産業大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、小林温君（自民）、藤末健三君（民主）、大塚耕平君（民主）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

〇平成17年６月９日（木）（第22回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、七条内閣府副大臣、滝法務副大臣、段本財務大臣政務官、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、前川清成君（民主）、峰崎直樹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年６月14日（火）（第23回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕前川清成君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

〇平成17年６月16日（木）（第24回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣、小此木経済産業副大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕魚住汎英君（自民）、松村龍二君（自民）、前川清成君（民主）、広野ただし君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年６月23日（木）（第25回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）、簗瀬進君（民主）、井上哲士君（共産）

○平成17年６月28日（火）（第26回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕簗瀬進君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第81号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　無

（閣法第82号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　無

なお、会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成17年７月21日（木）（第27回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・テロリズムへの対応に関する件、政府広報制作資料の表現に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、貸金業利用者の保護に関する件、難民政策に関する件、心神喪失者等医療観察法の施行に関する件、住宅リフォームの悪質商法対策に関する件、成年後見制度に関する件、裁判員制度に関する件、犯罪収益の没収による被害者対策に関する件等について南野法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、松岡徹君（民主）、前川清成君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年８月４日（木）（第28回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・入国管理政策に関する件、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する件、更生保護の在り方に関する件、犯罪被害者に対する捜査資料等の開示に関する件等について南野法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕簗瀬進君（民主）、井上哲士君（共産）

・**出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（衆第34号）（衆議院提出）**について提出者衆議院法務委員長代理平沢勝栄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第34号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　無

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,557人に、判事補の員数を35人増加し880人に、それぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を10人増加し、22,083人に改める。

三、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めるほか、編入合併後も従前の簡易裁判所の管轄区域が維持される範囲を拡大するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新潟県新津市の同県新潟市への編入合併に伴い、新潟簡易裁判所及び新津簡易裁判所の管轄区域の表示を変更する。

二、一の裁判所の所在地の属する行政区画が、他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入合併された場合に、従前の裁判所の管轄区域の範囲を維持するための規定を整備する。

三、市町村の廃置分合等に伴い、今津簡易裁判所ほか５庁の名称を変更する。

四、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について、所要の整理を行う。

五、この法律は、平成17年３月21日から施行する。

不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界の特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　不動産登記法の一部改正

一、土地の筆界の特定は、筆界特定登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて行う。

二、筆界調査委員は、筆界の特定に関する知識経験を有する外部専門家のうちから、法務局長が任命し、事件ごとに指定する。

三、筆界特定の手続において、対象となる土地の所有権登記名義人等には、意見を述べ、資料を提出する機会が与えられる。

四、筆界特定の手続の記録は、登記所において公開する。

第二　司法書士法の一部改正

一、簡易裁判所における訴訟手続について代理することができる司法書士は、自ら代理人として関与している簡易裁判所における事件の上訴の提起を代理することができる。

二、一の司法書士は、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事紛争の仲裁手続について代理することができる。

三、一の司法書士は、筆界特定の対象となる土地の価額に基づき法務省令で算定する額が140万円を超えないときは、筆界特定の手続について代理することができる。

第三　土地家屋調査士法の一部改正

一、土地家屋調査士は、筆界特定の手続について代理することができる。

二、所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件として、代理することができる。

第四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。

二　筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与する

など、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。

三　筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公費負担を含め、十分な検討を行うこと。

四　筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。

五　境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携を含め、十分に配慮すること。

六　筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

七　土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修については、その内容等が国民の信頼と期待に十分応えるものとなるよう、能力担保措置に万全を期すこと。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結に伴い、並びに近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、人身売買の罪及び旅券等不正受交付等の罪を新設し、逮捕及び監禁の罪等の法定刑を引き上げるなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　刑法の一部改正

一、人身売買の罪を新設する。

二、「生命若しくは身体に対する加害目的」による略取行為等の処罰規定を整備する。

三、被略取者等の輸送、引渡し、蔵匿行為の処罰規定を整備する。

四、国外移送目的の略取及び誘拐の罪の構成要件を「日本国外移送」から「所在国外移送」に拡大する。

五、逮捕及び監禁の罪の法定刑の上限を懲役５年から７年に引き上げる。

六、未成年者略取及び誘拐の罪の法定刑の上限を懲役５年から７年に引き上げる。

第二　出入国管理及び難民認定法の一部改正

一、人身取引等の定義規定を新設する。

二、人身取引等された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除く。

三、人身取引等されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加える。
四、人身取引等の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設ける。
五、他人の不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等の罪を新設する。
六、運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定を新設する。
七、外国入国管理当局に対する情報提供規定を新設する。

第三　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一、新設する人身売買の罪及び旅券等の不正受交付の罪等を犯罪収益等の前提犯罪に追加する。
二、組織的な逮捕及び監禁の罪の法定刑の上限を懲役７年から10年に引き上げる。

第四　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　人身売買罪の創設など人身取引の撲滅等を図るための法整備が行われたことを踏まえ、人身取引の処罰の実効性が一層高まるよう、内外の関係機関との連携強化の下に、捜査体制の充実・強化に努めること。

二　人身取引対策行動計画に掲げる各施策を推進するに当たっては、その実効性を一層高めるため、責任体制を明確にし、政府が一体となって取り組むとともに、被害の実態や対策が国民に十分周知されるよう努めること。

三　人身取引対策の推進に当たっては、被害実態の正確な把握が極めて重要であることにかんがみ、ＮＧＯ等の民間団体及び各国大使館等の関係機関と緊密に連携しつつ、積極的かつ継続的に実態調査を行うとともに、各施策についても適宜検証を行い、その結果が効果的に対策に反映されるよう努めること。

四　外国人被害者に対する情報提供に当たっては、被害者の置かれた状況にかんがみ、周知のための一層の工夫を凝らすこと。

五　人身取引の被害者が安心して保護や救済を求めることができるよう、警察、入国管理局等に適切な通訳人を確保するとともに、被害者の保護に当たっては、婦人相談所、民間シェルターなどの保護機関と十分協力して行うよう努めること。特に、被害者と接する職員に対しては、人身取引が重大な人権侵害であることを十分認識し、被害者保護を最優先させるなど被害者の視点に立った対応を行うよう、教育、研修を通じて徹底を図ること。

六　人身取引の被害者の適切な保護が図られるよう、婦人相談所の人的物的体制の拡充に努めるとともに、民間シェルターに対する実態に即した的確な財政上の措置を含め必要な措置について十分に配慮すること。

七　外国入国管理当局に対する情報提供に当たっては、人身取引の被害者や難民認定申請者等を危険にさらしたり、その個人情報が濫用されることのないよう特に配慮すること。

八　運送業者による旅券等の確認に当たっては、恣意的な運用がされることのないよう指

導の徹底を図ること。

九　人身取引の被害者保護には、人権に十分配慮した多面的、きめ細やかな対応が求められることから、専門的な保護機関の設置、被害者の生活の保護などを含めた総合的・包括的な法整備について更に検討すること。

右決議する。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
（閣法第75号）（先議）

【要旨】

本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任の限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　責任の限度額の引上げ

1　船舶の所有者等若しくはその被用者等又は救助船舶に係る救助者若しくは当該救助船舶の船舶所有者等若しくはこれらの被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

①　責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、2,000トン以下の船舶にあっては、１単位の100万倍の金額とし、2,000トンを超える船舶にあっては、当該金額に、2,000トンを超え３万トンまでの部分については１トンにつき１単位の400倍を乗じて得た金額を加えた金額とするなど、船舶のトン数に応じて計算された金額とする。

②　責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合以外の場合においては、2,000トン以下の船舶にあっては、１単位の300万倍の金額とし、2,000トンを超える船舶にあっては、当該金額に、2,000トンを超え３万トンまでの部分については１トンにつき１単位の1,200倍を乗じて得た金額を加えた金額とするなど、船舶のトン数に応じて計算された金額とする。

2　救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

①　責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、１単位の100万倍の金額

②　その他の場合においては、１単位の300万倍の金額

二　旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃

船舶所有者等又はその被用者等は、旅客の損害に関する債権については、その責任を制限することができないものとする。

三　施行期日等

1　この法律は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

２　この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、受刑者等の権利及び義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力を育成するために効果的な処遇方法等を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　刑事施設の基本及びその管理運営

刑事施設に収容される被収容者の種類と相互の分離、刑事施設視察委員会の設置・組織・権限、職員の職務権限の範囲と限界、その他刑事施設の適正な管理運営を図るための規定を整備する。

二　受刑者等の処遇

１　受刑者等の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合の根拠及び限界を定める。

２　受刑者等に対して衣食住その他の適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずる。

３　受刑者ごとに作成する処遇要領に基づく矯正処遇、自発性及び自律性を涵養するための生活や行動の制限の緩和、改善更生の意欲を喚起するための優遇措置、その他受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇方法を定める。

４　面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備する。

５　刑事施設の長による一定の措置についての審査の申請、職員による身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申立制度を整備する。

三　労役場留置者の処遇等

労役場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の措置を講ずる。

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、法律の目的、刑事施設視察委員会の意見に対して刑事施設の長の講じた措置の公表及び法施行後５年以内の見直し規定の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　刑事施設における過剰収容状況を早期に解消し、単独室原則を考慮した居室環境や１日１時間を目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の一層の改善を図る

とともに、刑事施設職員の過酷な執務環境を改善するため、必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。

二　刑事施設における医療充実のため、関係省庁とも連携し、十分な医師等を確保するとともに、地域医療との連携の更なる強化に努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。併せて、精神医療については、出所後も引き続き必要な医療が確保されるよう、体制の整備を検討すること。

三　受刑者が社会と良好な関係を維持することが、その改善更生及び社会復帰に不可欠であることにかんがみ、親族との面会については、土曜・休日及び夜間の面会を可能にするための体制整備に努めるとともに、弁護士との面会については、受刑者の権利行使を阻害することのないよう配慮すること。また、外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。

四　刑事施設視察委員会は、弁護士等の法律実務家を始め、幅広く各界各層から委員を選任することとし、委員会が刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、行刑に十分反映させるよう努めるとともに、刑事施設への国民の理解を深めるため、国民にも適切に公表すること。

五　薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者が改善更生し社会復帰することが、再犯の防止につながり、ひいては国民全体の不安解消・利益となることにかんがみ、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識・技能を有する職員及び民間人の積極的活用、社会の支援体制の強化など、矯正処遇及び社会内処遇を強化する施策を講じること。特に、処遇プログラムの策定に当たっては、受刑者に責任を自覚させた上での真の改善更生を図るため、被害者等による講演など被害者の視点を取り入れた教育の充実・強化に努めること。また、受刑者の再犯防止には就労の安定も効果的であることにかんがみ、協力雇用主の拡大等を図ること。

六　受刑者の生活及び行動に対する制限については、人権尊重の観点から、隔離、保護室への収容、懲罰の執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努めること。

七　不服審査、事実の申告制度に関して設置される予定の刑事施設不服審査会の委員には、刑事拘禁施設における人権保障や医療の在り方について法務省から独立し優れた識見を有する者を選任すること。また、自ら不服申立てを行う能力のない者についても不服審査書を作成することのできるよう特段の配慮をすること。

八　外国人受刑者については、本国における処遇が、その改善更生及び円滑な社会復帰の促進にとってより重要であることにかんがみ、関係国との受刑者移送条約の早期締結に努めること。

九　代用監獄制度の在り方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。

右決議する。

会社法案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、会社に関する法制について、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大、合併等の組織再編成に関する手続の整備、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によって一体のものとして再編成を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利用者の視点に立った規律の見直し

1　株式会社と有限会社を一つの会社類型（株式会社）として統合する。

2　株式会社の設立に際して出資すべき額については、下限額の制限を設けない。

二、会社経営の機動性・柔軟性の向上

1　組織再編行為（合併、会社分割等）に係る規制の見直し

①　吸収合併、吸収分割及び株式交換の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社等の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができる。

②　吸収合併の存続会社が合併の対価として交付する存続会社の株式数の発行済株式総数に対する割合と存続会社株式以外の財産の純資産額に対する割合の合計が20パーセント以下の場合には、存続会社の株主総会の承認を要しない。吸収分割、株式交換等においても同様とする。

2　株式・新株予約権・社債制度の改善

①　株式会社は、ある種類の株式の譲渡について承認を要することを定款で定めることができる。

②　株式会社の設立後の現物出資等の財産価格の総額が500万円を超えないときは、検査役の調査を要しない。

3　株主に対する利益の還元方法（利益配当等）の見直し

①　株式会社は、原則として、いつでも、株主総会の決議によって、剰余金の配当を決定することができる。

②　取締役会設置会社であって会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期を選任後一年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする会社は、剰余金の配当等に係る事項を取締役会決議で決定できる旨を定款で定めることができる。

4　取締役の責任に関する規定の見直し

取締役の会社に対する各種の責任について、委員会設置会社とそれ以外の会社の場合との間における規定の調整を図ることとし、委員会設置会社以外の会社の取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定を見直し、株主の権利行使に関する利益供与をした取締役等の責任を除き、原則として過失責任とする。

三、会社経営の健全性の確保

1　株主代表訴訟制度の合理化

①　原告が株式交換等によって株主たる地位を失っても、完全親会社となる会社の株主となる場合及び合併により存続会社等の株主となる場合は、原告適格を失わない。

② 株式会社は、株主から取締役等の責任について提訴請求を受けた日から60日以内に訴えを提起しない場合において、株主等からの請求を受けたときは、遅滞なく、これらの者に対し、不提訴理由を通知しなければならない。

③ 株主代表訴訟を提起することができない場合を規定する。

２ 内部統制システムの構築の義務化等

取締役会設置会社においては、内部統制システムの構築の基本方針については取締役会の専決事項とし、決議の概要を営業報告書の記載事項とする。大会社については、その構築の基本方針の決定を義務付ける。

３ 会計参与制度の創設

株式会社は、取締役・執行役と共同して計算書類等を作成する会計参与を設置する旨を定款で定めることができる。

４ 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

大会社以外の株式会社は、定款で、会計監査人の設置を定めることができるものとし、みなし大会社の制度は廃止する。

四、特別清算制度の見直し

１ 特別清算開始の申立てができる裁判所の管轄を拡大する。

２ 協定の可決要件のうち議決権額要件を緩和する。

３ 会社の整理の制度を廃止する。

五、合同会社の創設

社員全員が有限責任であり、会社の内部関係については、組合的規律が適用される新たな会社類型（合同会社）を創設する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、株主の権利行使に関して利益供与をした取締役等の無過失責任化、株式会社の市場において行う取引による自己株式の売却に係る規定の削除、株主代表訴訟を提起することができない場合のうち、株式会社の正当な利益が著しく害されること、株式会社が過大な費用を負担することとなることなどが相当の確実さをもって予測される場合を削除するなどの修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法が、我が国の経済社会において会社が果たす役割の重要性にかんがみ、その利用者の視点に立った規律の見直し、経営の機動性及び柔軟性の向上、経営の健全性の確保等の観点から、会社に係る様々な制度を抜本的かつ体系的に見直し、企業の多様なニーズへの対応を可能とした趣旨を踏まえ、各会社において、それぞれの実情に即した適切な管理運営の在り方を選択することができるよう、本法の内容の周知徹底を図ることをはじめとして、適切な措置を講ずること。

二 株主総会の招集地に関する規定の変更については、株主総会が株主の権利行使の重要

な一局面であることにかんがみ、その招集に当たって、株主の利便性を損なう恣意的な招集地の決定がされることがないよう、株主総会の招集通知の記載事項の在り方等について適切な措置を講ずること。

三　会社に対する取締役の責任を原則として過失責任に再編成することに伴い、会社財産の流出を防止し、株主や会社債権者を保護するという観点から、会社内部で適正なコーポレートガバナンスが確保されるよう、周知徹底に努めるとともに、今後の状況を見ながら、必要に応じ、会社に対する取締役の責任の在り方について見直しを行うこと。

四　破産手続開始の決定を受け復権していない者を取締役として選任することを許容することについては、そのような者に再度の経済的再生の機会を与えるという目的について十分な理解が得られるよう、その趣旨の周知徹底に努めること。

五　株主による取締役の直接の監視機能として、定期的に取締役の改選手続を行うことが重要であることにかんがみ、取締役の任期の在り方については、今後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じ、その見直しを検討すること。

六　拒否権付株式等、経営者の保身に濫用される可能性のある種類株式の発行については、その実態を見ながら、必要に応じ、これを制限するなどの法的措置も含め、検討を行うこと。

七　企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任の在り方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。

八　株主代表訴訟の制度が、株主全体の利益の確保及び会社のコンプライアンスの維持に資するものであることにかんがみ、今回の見直しにより、この趣旨がより一層実効的に実現されるよう、制度の運用状況を注視し、必要があれば、当事者適格の見直しなど、更なる制度の改善について、検討を行うこと。

九　類似商号規制の廃止については、その運用状況を注視し、必要があれば、既存の商号に対する簡易な救済制度の創設を含め、対応措置を検討すること。

十　会社設立時の出資額規制の撤廃については、企業家のモラル低下、会社形態を悪用したペーパーカンパニーの濫立、会社設立後の活動資金不足などの問題が生じることのないよう注視し、必要があれば、対応措置を検討すること。

十一　会計参与制度の創設については、会計参与が主として中小会社における計算の適正の確保に資する任意設置の機関として設けられた趣旨を踏まえて、制度の周知徹底に努めること。

十二　有限会社制度が廃止されることに伴い、既存の有限会社が新しい株式会社や新たに創設される合同会社等に移行するに当たり、不利益を被らないよう配慮し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

十三　合同会社制度については、今後の利用状況を観察し、株式会社の計算等に係る規制を逃れるために株式会社から合同会社への組織変更等が顕在化した場合は、必要に応じ、その計算に関する制度の在り方について、見直しを検討すること。

十四　合同会社に対する課税については、会社の利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討すること。

十五　外国会社による我が国への投資が、我が国経済に対してこれまで果たしてきた役割の重要性及び当該役割が今後も引き続き不可欠なものとして期待される点にかんがみ、会社法第821条に関して、その法的確実性を担保するために、次の諸点について、適切な措置を講ずること。

１　同条は、外国会社を利用した日本の会社法制の脱法行為を禁止する趣旨の規定であり、既存の外国会社及び今後の我が国に対する外国会社を通じた投資に何ら悪影響を与えるものではないことについて、周知徹底を図ること。

２　同条は、外国の事業体に対し、特定の形態を制限し又は要求する趣旨のものではないことについて、周知徹底を図ること。

十六　会社法第821条については、本法施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討すること。

右決議する。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、会社法の施行に伴い、有限会社法等を廃止し、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、廃止する法律

１　商法中署名すべき場合に関する法律（明治33年法律第17号）

２　商法中改正法律施行法（昭和13年法律第73号）

３　有限会社法（昭和13年法律第74号）

４　銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭和18年法律第42号）

５　会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和23年法律第64号）

６　法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和24年法律第137号）

７　商法の一部を改正する法律施行法（昭和26年法律第210号）

８　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）

９　銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成９年法律第121号）

二、商法（明治32年法律第48号）の一部改正

１　第１編（総則）は、個人商人についての規定として整理した上で、規定を現代的な表記に改める。

２　第２編（会社）は、全部削る。

３　第３編（商行為）のうち、第501条から第542条までの規定は、現代的な表記に改める。

三、有限会社法等の廃止及び商法の一部改正に伴う経過措置

１　現行の有限会社は、会社法の規定による株式会社として存続するものとするが、「有限会社」の商号の継続使用を許容し、取締役の任期等について現行の制度を維持する。

２　現行の株式会社、合名会社又は合資会社は、それぞれ会社法の規定による株式会社、合名会社又は合資会社として存続するものとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、会社法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法案の修正に伴い証券取引法ほか３法律の規定を整備する修正が行われた。

出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（衆第34号）

【要旨】

本法律案は、国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第２条第５号ロの旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請に係る特例措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出入国管理及び難民認定法第２条第５号ロに該当する旅券を所持する外国人であって、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、同法第６条第１項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等の査証を要しない。

二、この法律は、2005年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行する。

外交防衛委員会

委員一覧（21名）

委員長	林	芳正（自民）	柏村	武昭（自民）	佐藤	道夫（民主）
理　事	浅野	勝人（自民）	櫻井	新（自民）	田村	秀昭（民主）
理　事	三浦	一水（自民）	谷川	秀善（自民）	白	眞勲（民主）
理　事	山本	一太（自民）	福島	啓史郎（自民）	荒木	清寛（公明）
理　事	齋藤	勁（民主）	山谷	えり子（自民）	澤	雄二（公明）
理　事	榛葉	賀津也（民主）	犬塚	直史（民主）	緒方	靖夫（共産）
	岡田	直樹（自民）	喜納	昌吉（民主）	大田	昌秀（社民）

（17.3.8 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された案件は、条約９件及び内閣提出法律案３件の計12件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願12種類72件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔条約及び法律案の審査〕

国際犯罪への対処　人身取引議定書、密入国議定書　近年、増加している国際犯罪に対処するため、国際組織犯罪防止条約関係２議定書が提出された。**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書**は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等を内容としている。**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書**は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等を内容としている。委員会においては、両件を一括して議題とし、人身取引被害の実態、被害者の保護方策、人身取引防止のための啓発活動等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

国際協力の推進　石綿の使用における安全に関する条約等　石綿への曝露を防止するための対策を積極的に推進し、石綿の使用における安全を図るとの見地から、1986年に採択された石綿の使用における安全に関するＩＬＯ条約が、また、知的財産権の分野における国際協力の促進を図るために専門機関特権免除条約附属書XVが提出された。**石綿の使用における安全に関する条約（第162号）**は、石綿にさらされる労働者を保護するため国内における関係当局､使用者等がとるべき措置について定めている。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVは、専門機関特権免除条約で定める特権及び免除の規定を修正した上で世界知的所有権機関に適用するものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、石綿に関するＩＬＯ条約の国会提出が遅れた理由、石綿製品の早期全面使用禁止の必要性、世界知的所有権機関の東京における暫定事務所の活動状況、中国における知的財産権の侵害対策等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

海洋関係　国際海上交通簡易化条約、中西部太平洋まぐろ類条約等　円滑な海上交通の確保、海洋資源の適切な管理等の海洋に関する問題は、我が国の重要な課題の一つである。**千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約**は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続を簡易化するための措置等について定めている。**西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約**は、中西部太平洋におけるまぐろ類等の高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めている。**千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書**は、1976年の海事債権責任制限条約において定められる責任限度額を引き上げること等について定めている。委員会においては、３件を一括して議題とし、国際海上交通簡易化条約の国会提出が遅れた理由、我が国港湾の国際競争力の強化策、中西部太平洋まぐろ類条約の締結と我が国の漁業権益の確保、船主責任制限制度の在り方等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

二国間関係の緊密化　社会保障協定　**社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定**及び**社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定**は、人的交流に伴って生ずる年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図るため、それぞれ、年金制度及び医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めている。委員会においては、両件を一括して議題とし、人的交流の促進と社会保障協定締結の意義、東アジア諸国との社会保障協定締結の検討、労災保険制度等が両協定の適用対象となっている理由等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

旅券法等の一部改正　**旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**は、旅券の不正取得や偽造、変造等の旅券犯罪に対処し、あわせて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券の名義人の写真等を電磁的方法により記録した、いわゆるＩＣ旅券を発給できるようにすること、紛失又は焼失した旅券の失効制度を導入すること、旅券法の罰則を強化すること、旅券法の罪を組織的犯罪処罰法の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えること等を内容とするものである。委員会においては、ＩＣ旅券の導入の目的と生体情報に顔画像を採用した理由、ＩＣ旅券への切替発給に係る手数料の徴収について負担が重複する結果となる問題、

米国の査証免除に係る新制度とＩＣ旅券の導入の関係、ＩＣ旅券に係る個人情報の保護等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、米国が査証免除国に求めている本年10月26日のＩＣ旅券の導入期限について、その延長を米国に強く働きかけること等を内容とする附帯決議が行われた。その後米国は、ＩＣ旅券を義務付ける措置の導入を１年延期する方針を明らかにした。

外交実施体制の整備　**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**は、在デンパサール日本国総領事館を新設すること、在アンカレジ日本国総領事館及び在ポルトアレグレ日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めている。委員会においては、在外公館の新設、廃止の基準、在外職員の待遇の在り方、在外公館における会計手続の改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

統合運用体制の強化、弾道ミサイル防衛体制の整備　**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**は、平成16年12月に閣議決定された新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備するとの観点から、統合運用体制の強化、弾道ミサイル等に対する体制の整備、情報部門の改編、陸上自衛隊の混成団の旅団化を行うとともに、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数等を改め、あわせて、防衛庁の職員に対し適用されている一般職職員給与法別表の教育職俸給表(一)について所要の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、自衛隊法第82条の２第３項に基づく命令が、事態が急変する以前に、あらかじめ発せられることが明確にわかるよう、所要の文言の修正が行われた。委員会においては、新しい安全保障環境の下における防衛力整備の在り方、統合幕僚長の新設と統合運用体制の確立に向けた取組、統合運用体制とシビリアンコントロールの確保、弾道ミサイル防衛の信頼性及び費用対効果、国会の関与の在り方、集団的自衛権との関係等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われた。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、弾道ミサイル等破壊措置の命令が発せられた場合等の国民への公表及び国会報告、弾道ミサイル等に係る対処措置の国会承諾、本法施行後３年を目途としての見直し規定の追加等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、統合運用推進の在り方､弾道ミサイル防衛の整備及び運用の在り方等を内容とする附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

３月８日、外交の基本方針について町村外務大臣から、国の防衛の基本方針について大野防衛庁長官から、それぞれ所信を聴取した。

３月15日､外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度外務省予算・防衛庁予算等の審査

を行い、ＯＤＡ予算の特徴、対中ＯＤＡ、在外公館における不祥事の防止策、防衛庁の省昇格、ミサイル防衛システム、在日米軍駐留経費負担の在り方等の諸問題について質疑を行った。

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について大野防衛庁長官から報告を聴取した。

３月29日、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について質疑を行った。

３月31日、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について、参考人として、上智大学外国語学部教授樋渡由美君及び軍事アナリスト小川和久君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

４月12日、アフガニスタン訪問及びアジア協力対話（ＡＣＤ）第４回外相会合への出席等について町村外務大臣から報告を聴取した。

４月14日、中国における反日デモ等抗議活動、日中、日韓関係と歴史認識問題、我が国の対外情報収集機能、我が国の防衛政策、イラク情勢、ＥＵの対中国武器輸出問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

４月19日、中国における反日デモ等抗議活動、日中関係と対中ＯＤＡ、在日米軍再編問題、ミサイル防衛、防衛庁の省昇格問題、北朝鮮の核開発問題、日米安保体制等について質疑を行った。

４月21日、我が国のアジア外交について、参考人として、中央大学法学部教授・前駐米大使柳井俊二君及び慶應義塾大学総合政策学部長小島朋之君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

４月26日、日中関係について町村外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

４月28日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について大野防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

５月10日、アジア欧州会合（ＡＳＥＭ）第７回外相会合及びＡＳＥＡＮ＋３非公式外相会議への出席等及びイラクにおける邦人拘束事件について町村外務大臣から報告を聴取した。

６月２日、小泉総理の靖国神社参拝、サンフランシスコ平和条約と東京裁判、東シナ海における資源開発問題、在日米軍再編問題、軍事同盟の現状、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

６月30日、日中関係、自衛隊のイラク派遣、北方領土問題、我が国の国連安保理常任理事国入り問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成17年３月８日（火）（第１回）

・外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

・外交の基本方針に関する件について町村外務大臣から所信を聴いた。

・国の防衛の基本方針に関する件について大野防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成17年３月15日（火）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年３月18日（金）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について町村外務大臣及び大野防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、田村秀昭君（民主）、喜納昌吉君（民主）、佐藤道夫君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

・**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

・平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について大野防衛庁長官から報告を聴いた。

○平成17年３月29日（火）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第39号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

・平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山谷えり子君（自民）、齋藤勁君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、犬塚直史君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

・参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年３月31日（木）（第５回）

・平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画等に関する件について参考人上智大学外国語学部教授樋渡由美君及び軍事アナリスト小川和久君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、犬塚直史君（民主）、山本一太君（自民）、澤雄二君（公明）、福島啓史郎君（自民）、喜納昌吉君（民主）、岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、山谷えり子君（自民）、柏村武昭君（自民）

・専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（閣条第３号）

石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月12日（火）（第６回）

・アフガニスタン訪問及びアジア協力対話（ＡＣＤ）第４回外相会合への出席等に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（閣条第３号）

石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）

以上両件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、藤井厚生労働大臣政務官、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕喜納昌吉君（民主）、齋藤勁君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第３号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（閣条第４号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○平成17年４月14日（木）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・中国における反日デモ等抗議活動に関する件、日中、日韓関係と歴史認識問題に関する件、我が国の対外情報収集機能に関する件、我が国の防衛政策に関する件、イラク情勢に関する件、ＥＵの対中国武器輸出問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、田村秀昭君（民主）、佐藤道夫君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

・社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

・参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年４月19日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・中国における反日デモ等抗議活動に関する件、日中関係と対中ＯＤＡに関する件、在日米軍再編問題に関する件、ミサイル防衛に関する件、防衛庁の省昇格問題に関する件、北朝鮮の核開発問題に関する件、日米安保体制に関する件等について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、白眞勲君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年４月21日（木）（第９回）

・我が国のアジア外交に関する件について参考人中央大学法学部教授・前駐米大使柳井俊二君及び慶應義塾大学総合政策学部長小島朋之君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、浅野勝人君（自民）、佐藤道夫君（民主）、荒木清寛君（公明）、三浦一水君（自民）、犬塚直史君（民主）、柏村武昭君（自民）、白眞勲君（民主）、岡田直樹君（自民）、喜納昌吉君（民主）、山谷えり子君（自民）、齋藤勁君（民主）

○平成17年４月26日（火）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・日中関係に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、齋藤勁君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君

（共産）、大田昌秀君（社民）

・**社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）**

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

以上両件について町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第８号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（閣条第９号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○平成17年４月28日（木）（第11回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について大野防衛庁長官から報告を聴いた後、町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、田村秀昭君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

・**旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）**について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年５月10日（火）（第12回）

・アジア欧州会合（ＡＳＥＭ）第７回外相会合及びＡＳＥＡＮ＋３非公式外相会議への出席等に関する件及びイラクにおける邦人拘束事件に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）**について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、佐藤道夫君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年６月２日（木）（第13回）

・**旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第40号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・総理の靖国神社参拝に関する件、サンフランシスコ平和条約と東京裁判に関する件、東シナ海における資源開発問題に関する件、在日米軍再編問題に関する件、軍事同盟の現状に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕山谷えり子君（自民）、齋藤勁君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）
・**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月７日（火）（第14回）
・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
以上両件について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）
（閣条第１号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
（閣条第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
・**千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）**
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）
以上３件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月14日（火）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）**

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上３件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、喜納昌吉君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第５号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第６号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第７号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

〇平成17年６月30日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・日中関係に関する件、自衛隊のイラク派遣に関する件、北方領土問題に関する件、日本の国連安保理常任理事国入り問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村秀昭君（民主）、佐藤道夫君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について大野防衛庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岩屋毅君から説明を聴いた。

〇平成17年７月５日（火）（第17回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について大野防衛庁長官、町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年７月12日（火）（第18回）

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について参考

人三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部副事業本部長西山淳一君及び東洋英和女学院大学国際社会学部助教授石川卓君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、白眞勲君（民主）、澤雄二君（公明）、岡田直樹君（自民）、犬塚直史君（民主）、山谷えり子君（自民）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

〇平成17年７月14日（木）（第19回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、齋藤勁君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、浅野勝人君（自民）、三浦一水君（自民）、澤雄二君（公明）

（閣法第38号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

（３）議案の要旨・附帯決議

〇成立した議案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【 要 旨 】

本法律案は、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備するとの観点から、統合運用体制の強化、弾道ミサイル等に対する体制の整備、情報部門の改編、陸上自衛隊の混成団の旅団化を行うとともに自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改め、あわせて、防衛庁の職員に対し適用されている一般職の職員の給与に関する法律別表第６イ教育職俸給表(一)について所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万6,122人（1,706人の減員）、海上自衛官４万5,806人（36人の減員）及び航空自衛官４万7,332人（29人の減員）に、新設される統合幕僚監部に所属する自衛官476人及び改編される情報本部に所属する自衛官1,846人を加えた総計25万1,582人（1,598人の減員）とする。

二、統合運用体制の強化のため、統合幕僚監部、統合幕僚長及び統合幕僚副長を新設し、その所掌事務及び職務を定めるとともに、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌事務を改めるほか、統合幕僚会議を廃止する等所要の規定の整備を行う。

三、高度な情報能力の保有とその十分な活用のため、情報本部を防衛本庁に置く特別の機関とするとともに、その所掌事務を改める。

四、即応予備自衛官の員数を8,378人（626人の減員）とする。

五、弾道ミサイル等に対する破壊措置

１　防衛庁長官は、弾道ミサイル等（弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって航空機以外のものをいう。以下同じ。）が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

２　防衛庁長官は、１の場合のほか、事態が急変し１の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛庁長官が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、１の命令をすることができる。この場合において、防衛庁長官は、その命令に係る措置をとるべき期間を定める。

３　内閣総理大臣は、１又は２による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

４　１又は２により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。

六、陸上自衛隊の第２混成団を廃止して、第14旅団を新設する。

七、防衛大学校の教授等に対し適用されている教育職俸給表(一)に係る経過措置の規定を廃止するとともに、所要の切替措置等を定める。

八、本法律は、平成18年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、七は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、自衛隊法第82条の２（弾道ミサイル等に対する破壊措置）第３項の規定の趣旨をより明確にするため文言の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　統合運用の推進に当たっては、陸海空各自衛隊の特性に配意しつつ、各自衛隊が指揮通信や教育訓練分野等における各種施策を通じて有機的に連携することにより、実効的な体制を確立すること。統合運用体制の在り方については、防衛計画大綱の見直しに併せて検討を加えること。

二　統合幕僚長の任命に当たっては、最適任の人材を任命することとし、統合幕僚長は、陸海空各幕僚長と連携しつつ、円滑に職務を遂行するよう努め、また、必要に応じて陸海空各幕僚長の所掌に関わる事項について調整を行うこと。

三　弾道ミサイル等を迎撃するシステムの導入を進めるに当たっては、我が国安全保障に資するように配慮しつつ、文民統制の確保及び均衡ある防衛力の整備の要請に応えられるよう、その効果・費用等について適時適切に国会に説明をすること。

四　自衛隊法第82条の２第１項に基づく弾道ミサイル等に対する破壊措置に係る命令が発せられた場合又は弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合には、混乱の回避に配意しつつその旨を遅滞なく国民に公表するとともに国会に報告すること。弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合において、当該事態が終結したときは、当該事態に係る事項及び当該弾道ミサイル等に対処するために講じた措置について国会に包括的かつ詳らかに説明し、説明責任を尽くすこと。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在デンパサール日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、在アンカレジ及び在ポルトアレグレの各日本国総領事館を廃止する。

三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

四、この法律は、平成17年４月１日から施行する。ただし、在デンパサール、在アンカレジ及び在ポルトアレグレの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、近年増加している旅券の不正取得等の旅券犯罪に対処し、併せて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、旅券の名義人の写真及び旅券の記載事項の一部を旅券に電磁的方法により記録することができる。

二、電磁的方法による記録を行っていない一般旅券を発行するときは、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年未満とすることができる。

三、旅券に電磁的方法により記録された事項に誤りがあり、かつ、特に必要と認めるとき

は、申請又は請求に基づかないで、当該旅券の名義人に対し、当該旅券の返納を求めて新たに旅券を発行することができる。

四、旅券を著しく損傷したときは、当該旅券の有効期間内においても当該旅券を返納の上旅券の発給を申請し、又は請求することができる。

五、一般旅券を紛失し、又は焼失した場合には、当該一般旅券の名義人が、原則として、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては領事館に出頭の上領事官に届け出なければならない。

六、公用旅券を紛失し、又は焼失した場合には、当該公用旅券の名義人が、国内においては各省各庁の長を経由して外務大臣に、国外においては領事館に出頭の上領事官に届け出なければならない。

七、紛失又は焼失の届出があった旅券は、その効力を失う。

八、紛失し、焼失し、又は著しく損傷した旅券の再発給を廃止する。

九、旅券の不正取得、不正行使等の罪に係る刑を引き上げるとともに、次のいずれかに該当する者を、処罰する。

１　行使の目的をもって、他人名義の旅券又は渡航書を譲り渡し、若しくは貸与し、又は所持した者

２　行使の目的をもって、旅券又は渡航書として偽造された文書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者

十、営利の目的で九の罪を犯した者を、加重処罰する。

十一、九及び十の未遂罪を処罰する。

十二、旅券法の罪を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加える。

十三、この法律は、罰則の整備に関する規定等を除いて、公布の日から起算して１年３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に関して、次の事項を実現するために適切な措置を講ずるべきである。

一　米国が査証免除国に求めている本年10月26日のＩＣ旅券の導入期限の延長を米国に強く働きかけること。

二　米国が期限等を変更しない場合、本年10月26日以後ＩＣ旅券発給開始の日の前日までに発給された旅券を所持する者が、一定の期間内に当該旅券をＩＣ旅券へ切り替える際の手数料については、その減額が行えるよう所要の措置をとること。

右決議する。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この議定書は、近年の国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化を背景に、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約及び人身取引等に対処するための法的文書の起草について議論するために国連総会決議により設立された政府間特別委員会による審議を経て、2000年（平成12年）11月に国連総会において国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とともに採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

二　この議定書は、①人身取引を防止し、及びこれと戦うこと、②人身取引の被害者を保護し、及び援助すること、並びに③①及び②の目的を実現するために締約国間の協力を促進することを目的とする。

三　「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

四　この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、五に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。

五　締約国は、故意に行われた三に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

六　締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供に関し、次のことを行う。

　１　自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護すること。

　２　人身取引の被害者に対して関連する訴訟上の手続に関する情報等を提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保すること。

　３　非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、適当な住居、カウンセリング、医学的援助等の提供を含む措置をとることを考慮すること。

七　締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。

八　締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であって、自国民であるもの

又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつつ、容易にし、及び受け入れる。

九　締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うことについての包括的な政策等を定める。

十　締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適当な場合には、自国の国内法に従って情報を交換することにより相互に協力する。締約国は、人身取引の防止に当たる職員を訓練し、又はその訓練を強化する。

十一　締約国は、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が五に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

十二　締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

この議定書は、近年の国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化を背景に、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約及び移民を密入国させること等に対処するための法的文書の起草について議論するために国連総会決議により設立された政府間特別委員会による審議を経て、2000年（平成12年）11月に国連総会において国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とともに採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

二　この議定書の目的は、密入国の対象となった移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

三　「移民を密入国させること」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。

四　この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、六に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となった者の権利の保護について適用する。

五　移民は、六に規定する行為の対象となった事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

六　締約国は、故意に行われた行為であって金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

１　移民を密入国させること。

２　移民を密入国させることを可能にする目的で、不正な旅行証明書又は身分証明書を製造し、入手し、提供し、又は所持すること。

３　２の手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自国に滞在することを可能にすること。

七　この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行った者に対して措置をとることを妨げるものではない。

八　締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力を行う。

九　締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であって他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。

十　締約国は、九の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保する。船舶は、九の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていなかった場合には、被った損失又は損害に対する補償を受ける。

十一　締約国は、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、六に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によって利用されていると知られている乗込地及び目的地等に関する情報を締約国間で交換する。

十二　締約国は、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が六の１に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

十三　締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。

十四　締約国は、六に規定する行為の防止及びその行為の対象となった移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。

十五　締約国は、不当に遅滞することなく、六に規定する行為の対象となった者であって、自国民であるもの又は送還する時点で自国に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。送還に関係する締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適当な措置をとる。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（先議）

【要旨】

専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合が享有する特権及び免除と各種の専門機関が享有する特権及び免除とをできる限り統一するため、1947年（昭和22年）に第２回国際連合総会において作成された。

条約は、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、1963年（昭和38年）に条約に加入し、附属書Iから附属書XIVまで（我が国が加入書において指定しなかった国際避難民機関（1952年（昭和27年）に解散）について規定する附属書Xを除く。）に規定する専門機関に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。

世界知的所有権機関（以下「ＷＩＰＯ」という。）は、1970年（昭和45年）に設立され、1974年（昭和49年）に国際連合と連携関係を有する専門機関となった。

この附属書XVは、1977年（昭和52年）10月にジュネーブで開催されたＷＩＰＯの調整委員会第11回会合において作成されたものであり、条約の規定を次のとおり修正した上でＷＩＰＯに適用することを内容とするものである。

一、専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除は、ＷＩＰＯの事務局次長にも与えられる。

二、専門家に与えられる特権及び免除

１　ＷＩＰＯのための任務を遂行する専門家は、不逮捕特権、訴訟手続の免除、文書の不可侵等、一定の特権及び免除を与えられる。

２　特権及び免除は、ＷＩＰＯの利益のために専門家に与えられるものであって、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（先議）

【要旨】

国際労働機関（ＩＬＯ）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（ＩＬＯ条約及びＩＬＯ勧告）を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。

この条約は、1986年（昭和61年）６月にジュネーブで開催されたＩＬＯの第72回総会で採択されたものであり、石綿にさらされる労働者の保護を目的として、国内における関係当局、使用者等がとるべき措置を定めたものである。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、作業の過程において労働者の石綿への曝露を伴うすべての業務について適用される。ただし、加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、この条約の一部の規定の適用を特定の経済活動部門又は特定の事業について除外することができる。

二、「石綿」とは、クリソタイル（白石綿）及びアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト（青石綿）、トレモライト又はこれらの１若しくは２以上を含有する混合物をいう。また、「石綿への曝露」とは、浮遊して吸入されやすい石綿繊維又は石綿粉じんに作業中にさらされることをいう。

三、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険を防止し、及び管理し、並びにこの危険から労働者を保護するためにとるべき措置については、国内法令において定める。権限のある当局は、この条約を実施するためにとられる措置に関し、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

四、労働者の健康を保護するために必要であり、かつ、技術的に実行可能な場合には、石綿の代替化又は石綿の使用の全面的若しくは部分的な禁止について国内法令で定める。

五、クロシドライト及びその繊維を含有する製品の使用は、禁止する。

六、あらゆる形態の石綿の吹付け作業は、禁止する。

七、使用者が石綿への曝露を伴う一定の種類の作業について権限のある当局に対し通報を行うことについては、国内法令において定める。

八、石綿の生産者及び供給者並びに石綿を含有する製品の製造者及び供給者は、権限のある当局の定めるところにより、容器に又は適当な場合には製品に、適切な表示を行う責任を負う。

九、権限のある当局は、労働者の石綿への曝露限界又は作業環境を評価するための他の曝露の基準を定める。使用者は、この基準を遵守できない場合には、労働者に費用を負担させることなく、適切な呼吸用保護具及び適当な場合には特別の保護衣を提供する。

十、もろい石綿断熱材を含有する設備等を取り壊すこと及び石綿が浮遊しやすい建築物等から石綿を除去することは、権限のある当局によりそのような作業を行う資格を有すると認められ、かつ、そのような作業を行うことを認められた使用者又は請負人によってのみ行われる。使用者又は請負人は、取壊し作業を開始する前に、とるべき措置を明示した作業計画を作成しなければならない。

十一、使用者は、労働者の個人用衣類が石綿粉じんで汚染されるおそれのある場合には、国内法令に従い、労働者代表と協議した上で、適当な作業衣を提供する。使用された作業衣等の取扱い及び洗浄は、石綿粉じんの発散を防止するため、管理された状態の下で行う。

十二、使用者は、国内法及び国内慣行に従い、関係する労働者又はその企業の付近の住民の健康に対する危険がない方法で石綿を含有する廃棄物を処分する。権限のある当局及び使用者は、作業場から発散される石綿粉じんが一般の環境を汚染することを防止するために適当な措置をとる。

十三、使用者は、労働者の健康の保護のために必要な場合には、作業場における浮遊石綿粉じんの濃度を測定し、並びに間隔を置き、及び権限のある当局が定める方法を用いて労働者の石綿への曝露を監視する。

十四、石綿にさらされ、又はさらされたことのある労働者については、国内法及び国内慣行に従い、必要な健康診断を実施する。このような労働者の健康状態の把握は、無料で、かつ、可能な限り労働時間内に行う。権限のある当局は、石綿による職業性疾病を通報する制度を設ける。

十五、権限のある当局は、石綿への曝露による健康に対する危険並びにその防止及び管理の方法に関し、すべての関係者への情報の普及及び教育を促進するために適当な措置をとる。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要旨】

この条約は、国際航海に従事する船舶の入出港に係る手続及び書類が国ごとに異なり、かつ、複雑であることにより、船主、貿易業者、旅行者等にとって大きな負担になっていたことを背景として、政府間海事協議機関（1982年（昭和57年）に国際海事機関（ＩＭＯ）に改称）において協議された結果、1965年（昭和40年）４月にロンドンで開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において採択されたものである。

この条約は、前文、本文16箇条、末文、１の附属書及び３の付録から成り、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続、旅客及び乗組員の出入国手続、貨物の通関手続並びに公衆衛生及び検疫に係る手続等を簡易化及び画一化するための措置等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、締約国政府は、この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、並びに船舶並びに船舶内の人及び財産に対して不必要な遅滞が生ずることを防止するため、すべての適当な措置をとる。

二、締約国政府は、手続及び書類に係る要件について実行可能な最高度の画一性を確保するものとし、その画一性が国際海上交通を簡易化し、かつ、促進するすべての事項について機能するよう協力すること並びに手続及び書類に係る要件の変更を国内上の特別な必要に応ずるための最小限のものにとどめる。

三、この条約及び附属書の適用上、「標準規定」とは、締約国政府がこの条約に従って画一的に適用することが国際海上交通を簡易化するために必要かつ実行可能である措置について定めるものをいう。「勧告規定」とは、締約国政府が適用することが国際海上交通を簡易化するために望ましい措置について定めるものをいう。

四、この条約の附属書の改正は、締約国の３分の２により採択され、一定数以上の締約国が受諾しない旨の通告を行わない限り、一定期間後に効力を生ずる。

五、締約国政府は、自国の手続若しくは書類に係る要件を標準規定に完全に一致させるこ

とを不可能と認める場合又は特別な理由のために標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件を採用することを必要と認める場合には、ＩＭＯ事務局長に対し、その旨を通報し、及び自国の方式と当該標準規定との相違を通告する。締約国政府は、自国の手続又は書類に係る要件をいずれかの勧告規定に一致させた場合には、ＩＭＯ事務局長に対して速やかにその旨を通告する。

六、附属書

１　公的機関は、いかなる場合にも、不可欠な情報のみの提出を要求し、及び情報の項目の数を最少限にとどめる。

２　公的機関は、この条約が適用される船舶の到着又は出発の際に、①一般申告書、②貨物申告書、③船用品申告書、④乗組員携帯品申告書、⑤乗組員名簿、⑥旅客名簿、⑦万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類、⑧検疫明告書以外のいかなる書類も自己の保有のために要求してはならない。

３　公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶に対し、検疫明告書及び不可欠である場合には一般申告書を除くほか、原則として、２に掲げた書類を要求してはならない。

４　公的機関は、船舶の旅客の旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書について、出入国管理当局が到着の時及び出発の時のそれぞれについて１回のみ検査すれば足りるよう措置をとる。

５　公的機関、港湾当局、船舶所有者及びその代表者並びに船長は、密航事件を防止し、及び迅速に解決するために可能な限り協力し、並びに密航者の早期の帰還又は送還が行われることを確保する。

６　公的機関は、船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、港における停泊時間を最小限にとどめるための適当な措置をとり、港湾交通の良好な流れを提供し、並びに船舶の到着及び出発に関するすべての手続について頻繁に見直しを行う。

７　公的機関は、船舶の到着の際の衛生上の手続に必要な特別の医療要員及び装備の提供を促進するため、船舶内の疾病を当該船舶の目的港の衛生当局に対して無線通信により速やかに報告することが遵守されるよう船舶所有者の協力を求める。

８　公的機関は、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する船舶の到着及び出発を簡易化する。

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

【要旨】

船舶事故により生ずる船舶所有者等の損害賠償責任については、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」（以下「一九七六年条約」という。）において、従来の金額責任主義を基礎としつつ、一定の責任限度額が定められている。

この議定書は、一九七六年条約において定める責任限度額が、物価水準の上昇により損害額の現状に照らして著しく低い額となっており、事故の発生時に被害者に十分な補償が行われなくなるおそれがあることを背景として、国際海事機関（ＩＭＯ）において、損害賠償責任の限度額を引き上げる一九七六年条約改正の検討が行われた結果、1996年（平成８年）５月にロンドンにおいて開催されたＩＭＯの危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議で採択されたものである。

この議定書は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、船舶の旅客の死傷に係る債権以外の債権について、当該船舶のトン数に応じた責任の限度額を引き上げる。

二、船舶の旅客の死傷に係る債権について、当該船舶が運送することを認められている旅客数に応じた責任の限度額を引き上げる。

三、締約国は、旅客の死傷に係る債権について、この議定書に定める責任の限度額を下回らない限り、自国の法令により責任制度を定めることができる。

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

高度回遊性魚類（まぐろ類）は、その生息水域が広範であることから、国連海洋法条約にも規定されているとおり、これらの資源の持続可能な利用のために、地域ごとに関係国が適切な保存及び管理の枠組みを作り協力していくことが必要であると国際的に認識されている。

この条約は、2000年（平成12年）９月にホノルルで開催された西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する多数国間ハイレベル会議第７回会合において採択されたものであり、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会（以下「委員会」という。）を設立すること等について定めるものである。

この条約は、前文、本文44箇条、末文及び４の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、国連海洋法条約及び「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」（以下「協定」という。）に従い、効果的な管理を通じて中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的とする。

二、委員会が権限を有する区域（以下「条約区域」という。）は、この条約で定める範囲の中西部太平洋の水域から成るものとする。

三、この条約のいかなる規定も、国連海洋法条約及び協定に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。

四、委員会の構成国は、条約区域における高度回遊性魚類資源を全体として保存し、及び管理するため、高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、及び高度回遊性魚類資源の最適利用の目的を促進するための措置をとること等を行う。

五、委員会の構成国は、予防的な取組方法を適用するに当たって、資源別の基準値及び当該基準値を超過した場合にとるべき措置の決定等を行い、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置をとり、並びに自然現象が高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合等には、緊急の保存管理措置をとる。

六、沿岸国は、条約区域における自国の管轄の下にある水域内において、四に規定する保存及び管理のための原則及び措置を適用する。

七、公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。

八、委員会の任務は、条約区域内における総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること並びに他の保存及び管理の措置及び勧告を採択すること等とする。

九、委員会の補助機関として、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会を設置する。また、委員会は、その採択する保存管理措置の北緯20度線の北側の水域についての実施及び主として当該水域に生息する資源に関する保存管理措置の作成に関して勧告を行うための小委員会を設置する。

十、委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができる。

十一、委員会の運営予算に対する分担金の額は、委員会がコンセンサス方式によって採択し、及び必要に応じて改正する算定方式に基づいて決定される。

十二、委員会における意思決定は、原則として、コンセンサス方式によるものとするが、多数による議決で意思決定が行われる場合の手続についても規定する。

十三、委員会の構成国は、この条約の規定並びにこの条約に基づいて随時合意される保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施し、並びにこの条約の目的を促進するために協力する。

十四、委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船がこの条約の規定及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保するために必要な措置をとる。

十五、委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会が定めるすべての保存管理措置を執行する。

十六、委員会は、保存管理措置の遵守を確保するために、条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査のための手続を定める。委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船が正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。

十七、委員会は、検証された漁獲量データ等を収集するため、及び委員会が採択する保存管理措置の実施を監視するために地域オブザーバー計画を作成する。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（先議）

【要旨】

この協定は、我が国とベルギーとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2003年（平成15年）10月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2005年（平成17年）２月23日にブリュッセルで署名されたものである。

この協定は、前文、本文36箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度に、ベルギーについては、被用者に関する社会保障及び自営業者に関する社会保障に関する法律及び規則に適用される。

二、年金制度及び医療保険制度等への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が５年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に取り扱う。

三、船舶又は航空機において就労する被用者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

五、我が国で就労する者でベルギーの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、ベルギーの法令のみを適用する。

六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給する。

七、両国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を提供する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国の関係当局間の協議により解

決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後３箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）

【要旨】

この協定は、我が国とフランスとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2002年（平成14年）９月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2005年（平成17年）２月25日にパリで署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度に、労働災害保険制度に関し、労働者災害補償保険法により実施される労働災害保険制度に、フランスについては、社会保障に係る組織に関する法令、農業以外の職業に従事する被用者、農業に従事する被用者、農業以外の職業に従事する自営業者、農業に従事する自営業者及びその他の制度に属する自営業者等に適用される社会保険制度に関する法令、労働災害保険制度に関する法令並びに被用者及び船員の社会保障に係る特別制度に関する法令に適用される。

二、年金制度及び医療保険制度等への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が５年を超えないと見込まれることを条件として自国の法令のみを適用するが、我が国からフランスに派遣される被用者については、労働災害に対する保険に加入していることを条件とする。

三、船舶において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

五、我が国で就労する者でフランスの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、フランスの法令のみを適用し、フランスで就労する者で我が国の法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、我が国の法令のみを適用する。

六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給する。

七、両国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を提供する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達された個人に関するいかなる情報も、個人に関する情報の秘密の保護のための自国の法律等に従って取り扱うものとし、かつ、この協定を適用する目的のためにのみ使用する。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国間の協議により解決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な憲法上の手続が完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告し、遅い方の通告が受領された月の後３箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	浅尾　慶一郎（民主）	段本　　幸男（自民）	広田　　一（民主）
理　事	愛知　　治郎（自民）	野上　浩太郎（自民）	広野　ただし（民主）
理　事	中島　　啓雄（自民）	舛添　　要一（自民）	峰崎　　直樹（民主）
理　事	山下　　英利（自民）	溝手　　顕正（自民）	谷合　　正明（公明）
理　事	平野　　達男（民主）	若林　　正俊（自民）	山口　那津男（公明）
理　事	若林　　秀樹（民主）	大久保　　勉（民主）	大門　実紀史（共産）
	片山　虎之助（自民）	大塚　　耕平（民主）	糸数　　慶子（ 無 ）
	金田　　勝年（自民）	主濱　　了（民主）	
	田村　耕太郎（自民）	富岡　由紀夫（民主）	（17.2.8 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件、衆議院提出３件（うち、財務金融委員長２件）の合計９件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類226件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

所得税法等の改正　平成17年度税制改正では、現下の経済･財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、金融･証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、28兆2,100億円の特例公債の発行及び年金事業等の事務費に係る負担の特例措置を内容とする**平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**と一括して審議され、名目長期金利の上昇がプライマリーバランスの回復に与える影響、定率減税の縮減が家計と景気に与える影響、年金保険料を事務費に充当することの妥当性、今後の抜本的税制改革に向けた政府の取組等について質疑が行われた。その後民主党・新緑風会から、所得税法等改正案について、定率減税の縮減に関する規定の削減等を内容とする修正案が、また公債特例等法案について、年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する規定の削除を内容とする修正案が、それぞれ提出され、討論の後、両修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

保険業法の改正　保険類似商品等を扱う根拠法のない共済、いわゆる無認可共済については、監督官庁や法規制が存在しないことに加え、一部の共済団体において勧誘や給付をめぐる契約者とのトラブルが発生し、契約者保護上の問題が指摘されていた。また、保険契約者保護制度については、保険会社の破綻時における実際の制度の運用を通じて、現行制度の見直しの必要性が指摘されてきた。こうしたことを背景に、根

拠法のない共済の契約者保護ルールの導入、保険会社の破綻時における保険契約の特性に応じた補償の見直し、平成18年度から20年度末までの生命保険のセーフティネットの財源措置の見直し等を内容とする**保険業法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、根拠法のない共済の実情と少額短期保険業者制度の在り方、制度共済を含めた横断的な規制を行う必要性、生命保険セーフティネットの制度趣旨と政府補助を継続することの是非等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

証券市場の整備　最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応して、公開買付制度や企業情報開示制度の信頼性を確保すると同時に、我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、**証券取引法の一部を改正する法律案**が提出された。なお、本法律案は、衆議院において、継続開示義務違反に対する課徴金制度を導入する等の修正が行われている。委員会では、衆議院修正により導入された課徴金の効果、証券取引所における親子会社上場の是非、外国証券会社の業務実態と擬似外国証券会社規制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

偽造・盗難キャッシュカード被害の補償　近年、偽造又は盗難されたキャッシュカード等を用いてＡＴＭにおいて預金が不正に引き出される事件が急増していることから、これらの払戻しに関する民法の特例を定めるとともに、不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置を講ずる**偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案**が提出された。委員会では、盗難通帳を用いた窓口取引による被害を補償の対象外とした理由、金融機関による適切な本人確認の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他　平成16年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税負担の軽減を図る**平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、関税率等の改正、税関における水際取締りの強化等を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**が多数をもって、また、国際開発協会（ＩＤＡ）の第14次増資に応じるための追加出資を政府に授権する**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**が全会一致をもって、それぞれ可決された。なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付された。

さらに、酒類小売業者の経営の改善の状況等にかんがみ、現在効力を有する緊急調整地域（1,274地域）の指定等に係る規定について、平成18年８月31日までの間、なおその効力を有することとする**酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。

会社法案及び**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**について、法務

委員会に対し連合審査会の申入れを行うことを決定し、法務委員会及び経済産業委員会と連合審査会を行った。

〔国政調査等〕

３月８日、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について伊藤内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、**3月15日**、消費税における本格的なインボイス方式導入の必要性、メガバンクと地域金融機関の不良債権比率と規制･検査の在り方、エネルギー税制の中での環境税の位置付け等について質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度財務省予算等の審査を行い、外国為替資金特別会計の外貨準備の当面の運用方針、家計及び企業の貯蓄投資差額に対する評価、現在の景気情勢の分析、金融システム安定化のために投入された公的資金の合計額及び国民負担として確定した額等について質疑を行った。

３月31日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成16年12月３日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、**４月7日**、上記報告書に関し、ペイオフ解禁による資金移動状況とその評価、日銀が初めて取りまとめた「中期経営戦略」の意図、札割れ発生の要因、日銀のコンプライアンス確保のための対応策等について質疑を行った。

４月19日、Ｇ７における議論の成果と今後の政策展開、カネボウの決算訂正に関する事実関係、諫早湾の農道整備事業、キャッシュカード犯罪被害に係る税制上の措置等について質疑を行った。

５月12日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成16年12月３日提出）について、伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。その後、金融再生プログラムの成果、東京証券取引所の株式上場の経緯、新銀行東京の事業計画の妥当性、足利銀行の更生計画の在り方等について質疑を行った。

６月９日、参考人斉藤産業再生機構社長、鶴島東京証券取引所社長及び藤沼日本公認会計士協会会長に対し、東証の自主規制機能の在り方、産業再生機構の行ったカネボウ上場維持要請の目的、ダイエーの再建に際し地域経済に配慮して行う必要性、名義株問題について監査人の関与の方策等について質疑を行った。

６月28日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成17年６月17日提出）について、伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。その後、旧日本長期信用銀行とゴールドマン・サックス社とのフィナンシャル・アドバイザリー契約を開示する必要性、人民元の切上げが日本経済に及ぼす影響、日本銀行の量的緩和政策等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成17年２月８日（火）（第１回）

・財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

・**平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第２号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長金田英行君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年３月８日（火）（第２回）

・財政政策等の基本施策に関する件について谷垣財務大臣から所信を聴いた。

・金融行政に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成17年３月15日（火）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、滝法務副大臣、七条内閣府副大臣、林田内閣府副大臣、下村文部科学大臣政務官、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、広野ただし君（民主）、大門実紀史君（共産）、愛知治郎君（自民）、山口那津男君（公明）、糸数慶子君（無）

・**平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、山下英利君（自民）、西田実仁君（公明）

また、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年３月18日（金）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について谷垣財務大臣及び伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、

谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣、谷川外務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び同銀行理事平野英治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、平野達男君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、上田財務副大臣、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、広田一君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

〇平成17年３月22日（火）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕富岡由紀夫君（民主）、糸数慶子君（無）

・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院経済学研究科教授井堀利宏君及び早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員飯塚尚己君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、平野達男君（民主）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、糸数慶子君（無）

〇平成17年３月28日（月）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、今井総務副大臣、林田内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕大門実紀史君（共産）、尾立源幸君（民主）、平野達男君（民主）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、若林秀樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

・質疑

〔質疑者〕広田一君（民主）、大塚耕平君（民主）

（閣法第２号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、無

（閣法第12号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、無

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

・関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月29日（火）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第28号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　共産

（閣法第29号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

〇平成17年３月31日（木）（第８回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

〇平成17年４月７日（木）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行理事稲葉延雄君、同銀行理事白川方明君、同銀行副総裁武藤敏郎君及び同銀行理事小林英三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、広野ただし君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成17年４月19日（火）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・Ｇ７に関する件、カネボウの決算訂正に関する件、諫早湾の農道整備事業に関する件、キャッシュカード犯罪被害に関する件、北方領土隣接地域振興の財政措置に関する件、米州開発銀行沖縄総会に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

・**保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）**について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月21日（木）（第11回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）**について伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第70号）賛成会派　自民、公明、共産、無
反対会派　民主

○平成17年５月12日（木）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、金融再生プログラムの成果に関する件、東京証券取引所に関する件、印紙税課税に関する件、為替政策に関する件、新銀行東京に関する件、足利銀行に関する件等について伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、大塚耕平君（民主）、櫻井充君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

〇平成17年６月７日（火）（第13回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）**及び**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）**について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

〇平成17年６月９日（木）

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会（第１回）

（法務委員会を参照）

〇平成17年６月９日（木）（第14回）

・**証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員江崎洋一郎君から説明を聴いた。

・証券市場をめぐる諸問題に関する件について参考人株式会社産業再生機構代表取締役社長斉藤惇君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君及び日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、大塚耕平君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

〇平成17年６月16日（木）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員江崎洋一郎君、同原口一博君、同早川忠孝君、同吉野正芳君、同谷口隆義君、伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、滝法務副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、大久保勉君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第71号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無

反対会派　なし

〇平成17年６月28日（火）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、旧日本長期信用銀行とゴールドマン・サックス社

とのフィナンシャル・アドバイザリー契約に関する件、三位一体改革に関する件、日本銀行の量的緩和政策に関する件、所得税の見直しに関する件、ローン担保証券の発行に関する件等について伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、今井総務副大臣、上田財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、広田一君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成17年８月２日（火）（第17回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（衆第23号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員江﨑洋一郎君から趣旨説明を聴き、同葉梨康弘君、同松島みどり君、同石井啓一君、同江﨑洋一郎君、同佐藤茂樹君、伊藤内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（衆第23号）賛成会派　自民、公明、共産、無
反対会派　民主

なお、附帯決議を行った。

・**酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（衆第25号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長金田英行君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第25号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、無
反対会派　なし

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成17年度における公債の発行等の特例

１　財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成17年度の一般

会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成17年度一般会計予算において28兆2,100億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。

２　１による特例公債の発行は、平成18年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成17年度所属の歳入とする。

３　１の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

４　１により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成17年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、定率減税を縮減するとともに、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等につき所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

１　定率減税の規模を２分の１（現行、控除率20％、控除限度額25万円）に縮減する措置を、平成18年分以後の所得税について適用する。

２　寄付金控除の控除限度額を総所得金額等の30％（現行25％）相当額に引き上げる。

３　国民年金保険料等に係る社会保険料控除について、確定申告等の際に納付証明書の添付等を義務付ける。

二、金融・証券税制

１　特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算結了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす措置を講ずる。

２　金融先物取引による所得について、先物取引に係る雑所得等の課税の特例（差金等決済に係る所得の15％申告分離課税等）の対象に追加する。

三、国際課税

１　外国子会社合算税制について、次の措置を講ずる。

①　合算課税の対象となる留保所得から、所在地国における直接の人件費の10％相当額を控除する。

②　合算課税済留保所得を配当した場合の損金算入期間を５年から10年に延長する。

③　合算課税の適用対象について、租税負担割合の著しく低い外国信託に留保した所得を含める。

２　民法組合等の外国組合員に係る所得について、20％の源泉徴収制度を創設する。

四、中小企業関係税制

中小企業等基盤強化税制の対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る措置を追加するとともに、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の金額を２分の１に軽減する特例（いわゆるエンジェル税制）の適用期限を２年延長する。

五、その他

１　人材投資促進税制として、教育訓練費の増加額の25％相当額を税額控除する制度を創設するとともに、中小企業については、この制度との選択制で、各年度の教育訓練費の総額に対して、教育訓練費増加率に応じた控除率による税額控除を認める。

２　民事再生法等の法的整理等が行われる場合に、債務者である法人について、資産の評価損益を計上する措置と期限切れ欠損金を優先控除する措置を一体的に講ずる。

３　登録検査機関等の登録等に対し、登録免許税の負担を求める措置を講ずる。

４　共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

六、施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成17年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成17年度の租税増収見込額は、約1,790億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を

行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取締りの強化及び通関手続の迅速化等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率の適用期限の延長及び関税の減免税制度の延長等

1　平成17年３月31日に適用期限が到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を１年延長する。

2　平成17年３月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、その適用期限を３年延長するとともに、加工再輸入減税制度の対象品目を追加する。

二、知的財産権侵害物品等の水際取締りの強化

1　特許権等の知的財産権を侵害するおそれのある貨物の認定手続において、権利者からの申請に応じ、当該貨物の見本を分解して検査することを承認する制度等を導入する。

2　不正競争防止法に規定する周知表示の混同を惹起する製品等を輸入禁制品に追加する。

三、テロ対策等に係る水際取締りの強化及び通関手続の迅速化等

1　爆発物等の輸入禁制品への追加、指定保税地域における貨物管理の適正化を図る規定の整備等を行う。

2　法令を遵守する体制を整えている輸出者に対する輸出通関手続の迅速化のための制度を導入する。

3　関税に関する除斥期間等を延長する。

4　輸出貨物に係る税関職員の質問検査等に関する規定の整備、重加算税の導入等を行う。

5　構造改革特別区域における臨時開庁手数料の軽減措置を全国展開するための措置等を行う。

四、その他

その他所要の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。ただし、二、２及び三、２については、平成18年３月１日から、三、４については平成17年10月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成17年度一般会計の関税増収見込額は約４億9,000万円であ

る。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一　最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、ＦＴＡ（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第14次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

一、国際開発協会の第14次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、2,775億8,500万円の範囲内において、追加出資することができる。

二、この法律は、公布の日から施行する。

保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、保険業法の適用範囲及び保険契約者保護制度の見直しを行うとともに、少額短期保険業者の特例の創設、特別勘定で経理された保険契約の

更生手続における取扱いの見直し、保険会社の子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、少額短期保険業者の特例の創設等

1　保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても保険業に含め、原則として保険業法の規定を適用する。ただし、他の法律に特別の規定のあるもの、会社等が役員・使用人等を相手方として行うもの、労働組合が組合員等を相手方として行うもの、学校が学生等を相手方として行うもの等については、引き続き、保険業法の規定を適用しない。

2　少額短期保険業者（一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者）に係る登録制度を設けるほか、当該事業者の業務運営に関する措置、募集規制、業務報告書の提出、内閣総理大臣による検査・監督、保険契約の包括移転等に関する規定を整備する。

3　特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業者に対して２年間の移行期間を設ける等、所要の経過措置を講ずる。

4　本法律の施行後５年以内に、少額短期保険業者その他の保険業に係る制度について検討を加え、必要な措置を講ずる。

二、保険契約者保護制度の見直し等

1　保険契約者保護のために契約の存続を図る必要性が低いこと等の特性を有する保険契約について、保険会社等の破綻後一定期間はその特性に応じた補償を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。また、当該保険会社等の破綻処理に際しては、破綻等が生じた時以後に発生する解約返戻金等のうち当該保険契約に係るものについて、他の保険契約に係る解約返戻金等に比べて不利な内容を伴う契約条件の変更等ができないよう措置する。

2　保険会社の破綻処理時の責任準備金等の補償率については、保険契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して定める。

3　保険金等が運用実績に連動する保険契約に関し、特別勘定における分別管理の義務規定を設けるとともに、当該保険契約について、保険会社の破綻処理時に責任準備金を削減しない旨の取扱いを可能とするため、更生手続における当該契約の取扱いを見直す。

4　平成18年度から平成20年度末までの間に破綻した生命保険契約者保護機構の会員である保険会社の破綻処理において、資金援助等に要した費用を会員の負担金のみで賄うことが困難と認める一定の要件を満たす場合には、政府は、予算で定める金額の範囲内で、当該機構に対し、当該費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

5　本法律の施行後３年以内に、生命保険契約者保護機構の資金援助等の費用にかかる負担の在り方や４に関する規定の継続の必要性について検討を行い、適切な見直しを行う。

三、その他

１　保険会社は、船主相互保険組合の業務の代理等を行うことができる。また、船主相互保険組合は、内閣総理大臣の承認を受けて、損害保険会社等の業務の代理等及び船舶等の出資者等に係る損害保険事業を行うことができる。

２　従属業務を営む子会社として保険会社又は保険持株会社が保有することができる子会社の範囲を拡大し、当該保険会社又は保険持株会社及びそれらの子会社以外のこれらに類する者が営む業務のためにその業務を営んでいるものも含める。

四、施行期日

この法律は、保険契約者保護制度の見直し等に係る規定については、平成18年４月１日から、その他の規定については、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応し、及び我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、公開買付制度の適用範囲の見直し及び親会社等状況報告書制度の導入並びに外国会社等の英文による開示制度の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公開買付制度の適用範囲の見直し

公開買付制度の適用対象となっていない証券取引所内における取引のうち、競売買によらない取引で内閣総理大臣が定めるものについて、買付け等後の株券等所有割合が３分の１を超える場合には、公開買付制度を適用する。

二、親会社等状況報告書制度の導入

子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により、親会社の企業情報が開示されていない場合、その親会社に対して、親会社自身の株式の所有者に関する事項等を記載した親会社等状況報告書の提出を義務付ける。

三、外国会社等の英文による開示制度の導入

外国会社等が本国等において適切な開示基準に基づいて英語による開示を行っている場合等には、日本語による要約等を添付すること等を前提として、現行の日本語による有価証券報告書等の提出に代えて、外国会社等の本国基準に基づく英語による有価証券報告書等の提出を認める。

四、施行期日

この法律は、平成17年12月１日から施行する。ただし、一については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

一、継続開示義務違反に係る課徴金制度の創設

継続開示義務違反について、課徴金の制度を導入し、その課徴金の額については、有価証券報告書等の虚偽記載の場合、300万円を原則とし、虚偽記載時の株式時価総額の

0.003％相当額が300万円超の場合は、その金額とする。

二、経過措置等に関する規定の追加

平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第2号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成16年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後２年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成16年度における租税の減収見込額は、約５億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討の中で、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についてもできる限り早急に結論が得られるよう検討を行うこと。

右決議する。

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（衆第23号）

【要旨】

本法律案は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等による被害が多数発生していることにかんがみ、これらのカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例等について定めるとともに、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資するため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、偽造カード等又は盗難カード等を用いた機械式預貯金払戻し等に係る預貯金者の保護等

１　カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等については、民法第478条（債権の準占有者に対する弁済）の規定を適用しない。ただし、預貯金契約に基づき交付さ

れた真正カード等（盗難カード等を含む。）を用いて行われた機械式預貯金払戻し等については、この限りでない。

２　偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等は、預貯金者の故意又は重大な過失により当該払戻し等が行われたときに限り、その効力を有する。

３　盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等について、預貯金者は、カード等が盗取されたことを認めた後、速やかに金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったことその他、本法律案に規定する要件のいずれにも該当するときは、金融機関に対し、当該払戻し等の額に相当する金額の補てんを求めることができる。これを受け、金融機関は、当該払戻し等が預貯金者の故意又は重大な過失等により行われたことを証明した場合を除き、補てん対象額に相当する金額を補てんしなければならない。ただし、当該払戻し等が預貯金者の過失により行われたことを証明した場合には、補てんしなければならない金額は補てん対象額の４分の３に相当する金額とする。

４　３の補てん対象額は、原則として、預貯金者が金融機関にカード等が盗取された旨の通知を行った日の30日前の日以後に行われた当該不正な払戻し等の額に相当する金額とする。なお、当該通知がカード等の盗取が行われた日から２年を経過する日後に行われたときは、３の規定を適用しない。

５　１から４の規定に反する、預貯金者に不利な特約は無効とする。

二、偽造カード等又は盗難カード等を用いた機械式預貯金払戻し等の防止措置等

１　金融機関は、不正な機械式預貯金払戻し等を防止するためのシステムの整備、容易に推測される暗証番号が使用されないような措置等を講ずること。また、これらの措置の実施に伴う預貯金者の負担への配慮や利便性の確保に努めること。加えて、機械式預貯金払戻し等の状況について、ビデオテープ、写真その他の記録媒体への記録、保存等を行うとともに、預貯金者からの資料提供等の求めに誠実に協力すること。

２　国又は都道府県は、１の措置の実施状況を把握するとともに、金融機関が適切な措置を講ずるよう必要な措置を講ずること。

３　預貯金者は、カード等及び暗証番号の適切な管理に努めること。

三、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。一については、この法律の施行の日以後に行われる機械式預貯金払戻し等について適用する。

四、その他

１　この法律の施行前に偽造カード等又は盗難カード等を用いた不正な機械式預貯金払戻し等により損害が生じた預貯金者に係る金融機関による当該損害の賠償又は補てん等については、この法律の趣旨に照らし、最大限の配慮が行われること。

２　この法律の規定については、預貯金者の一層の保護等を図る観点から、施行後２年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

政府、金融機関その他の関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の

配慮をすべきである。

一　金融機関の窓口における不正な預貯金の払戻しについて、速やかに、その防止策及び預貯金者の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。

一　インターネットバンキングに係る犯罪等については、速やかに、その実態の把握に努めその防止策及び預貯金者等の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。

一　金融機関は、盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に係る損害の補てん請求の要件とされる「十分な説明」とは、盗取に関する状況について一般的かつ客観的に十分な説明が行われることであり、また、その預金者が置かれた状況にかんがみて十分な対応、情報提供を行っているかどうかで判断されるものであることに留意して対応すべきものであること。

一　金融機関は、預貯金者の過失の有無については、暗証番号を生年月日等の類推されやすいものとしていただけで直ちに過失があるものと判断してはならないこと、また、預貯金者の重大な過失の有無については、他人に暗証番号を知らせた場合、暗証番号をカード等の上に書き記した場合、カード等を安易に第三者に渡した場合その他これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限られることに留意して対応すべきものであること。

一　金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を適切に講じ、この法律の施行後２年を目途として、強固なＡＴＭシステムを構築するよう努めること。また、これに要する費用について、安易に預貯金者への転嫁を行わないよう努めること。

一　金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のために導入を進めているＩＣカード化、生体認証等について、できるだけ早期に規格の統一又は互換性の確保を図り、預貯金者の利便に支障を生じないよう努めること。

一　金融機関は、この法律に基づく預貯金者に対する補てん等に伴い生じる負担を回避するため、一方的な利用限度額の著しい引下げその他の利用の制限を行うことにより預貯金者へのサービスの低下を招くことがないよう努めること。

一　金融機関及び捜査機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の被害を擬装した犯罪を防止するための対策に関し連携を図ること。

右決議する。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（衆第25号）

【要旨】

本法律案は、酒類小売業者の経営の改善の状況等にかんがみ、現在効力を有する緊急調整地域の指定等に係る規定について、平成18年８月31日までの間、なおその効力を有することとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、緊急調整地域の指定等に関する経過措置

１　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）が失効する平成17年８月31日において現に効力を有する緊急調整地域（1,274地域）の指定は、平成18年８月31日までの間、なおその効力を有する。

２　１の緊急調整地域の指定について、酒類小売業免許の付与の制限等に係る緊急措置法の規定は、平成18年８月31日までの間、なおその効力を有する。

３　公正取引委員会への措置請求等に係る緊急措置法の規定は、平成18年８月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、三については、平成17年９月１日から施行する。

三、検討

政府は、おおむね１年を目途に、改正後の緊急措置法附則第５条の規定（緊急調整地域の指定等に関する経過措置）によりなお効力を有することとされる同法の規定の施行の状況、未成年者の飲酒防止に関する取組、酒類の適正な販売管理の確保及び酒類小売業者の経営の改善の状況並びに酒類の取引の実態等を勘案し、青少年の健全な育成の重要性、地域社会において果たすべき酒類小売業者の役割その他酒類及び酒類小売業の特性を十分に踏まえた制度を整備するとともに酒類に係る取引の公正を確保する観点から、酒類の販売業免許の制度及びこれに関連する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

四、その他

その他所要の規定の整備を行う。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	亀井	郁夫（自民）	河合	常則（自民）	那谷屋	正義（民主）
理　事	有村	治子（自民）	小泉	顕雄（自民）	西岡	武夫（民主）
理　事	北岡	秀二（自民）	後藤	博子（自民）	広中	和歌子（民主）
理　事	佐藤	泰介（民主）	橋本	聖子（自民）	浮島	とも子（公明）
理　事	鈴木	寛（民主）	山本	順三（自民）	山下	栄一（公明）
	大仁田	厚（自民）	小林	元（民主）	小林	美恵子（共産）
	荻原	健司（自民）	下田	敦子（民主）		

（17.3.8 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出３件、衆議院提出（文部科学委員長）１件の計４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願38種類137件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、義務教育費国庫負担制度の今後の在り方と中教審が出す結論の取扱い、暫定的に4,250億円を減額する理由、準要保護者への就学援助に係る国庫補助の廃止に伴う課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

国立大学法人法の一部を改正する法律案は、委員会において、国立大学法人の筑波大学及び筑波技術短期大学等への視察を行うとともに、富山３大学統合のもたらす効果、障害者に対する高等教育機会の確保と筑波技術大学への支援の必要性、国立大学法人化後の課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

学校教育法の一部を改正する法律案は、委員会において、短期大学に今後期待される役割、大学等における適切な教員組織編制の在り方、若手研究者の教育研究環境を整備する必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

文字・活字文化振興法案は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月８日、第161回国会閉会後の平成17年１月11日から13日までの３日間、広島県

及び山口県において実施した、地方における初等中等教育、高等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、文教科学行政の基本施策について中山文部科学大臣から所信を、平成17年度文部科学省関係予算について塩谷文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月15日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、旧文部省による是正指導後の広島県の教育改革と地方教育行政の在るべき姿、これまでのゆとり教育に対する文部科学省の認識、総合型地域スポーツクラブと地域子ども教室推進事業との連携方策、世帯の収入格差が子どもたちの生きる力の育成に与える影響、義務教育費国庫負担制度の取扱いと非常勤教員の増加に対する懸念、公立高校中退者を県内の公立高校で円滑に受け入れる体制を整備する必要性、学校の安全対策において国が果たすべき役割等の問題が取り上げられた。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度文部科学省予算等の審査を行い、日本学術会議予算について七条内閣府副大臣から説明を聴取するとともに、学力低下傾向の現状に対する文部科学省の認識、学校安全や児童生徒の心のケアへの対応策、聾学校における手話を含む多様なコミュニケーションの活用、高等学校卒業程度認定試験の位置付け、学校の耐震化が進んでいない理由等について質疑を行った。

４月12日、平成16年新潟県中越地震による教育関係施設の被害状況等の実情調査のため、長岡市立阪之上小学校、小千谷市立東山小学校及び小千谷市立東小千谷小学校を視察した。

４月19日、スポーツ指導者の養成支援、新潟県中越地震に伴う教育復興担当教員の配置、歴史教科書の検定・採択の在り方、ＩＴＥＲ（国際熱核融合実験炉）計画に係る経費、平成16年度教科書検定における申請図書の流出、脱法ドラッグ対策と薬物乱用防止教育の推進、高等学校における職業教育の活性化等について質疑を行った。

７月28日、幼保一元化の意義と総合施設の設置形態、アンチドーピング活動の推進、日本原子力研究所の役員・予算等の現状、日本学術振興会及び科学研究費補助金の在り方、学校施設のアスベスト対策、文化芸術分野における体験学習の促進、総合型地域スポーツクラブの理念、教科書採択の公正確保と独占禁止法の適用等について質疑を行った。

８月２日、教育に関する実情調査のため、ＬＥＣ東京リーガルマインド大学、フリースクールゆうがく、ステップアップアカデミー高等部「翔和学園」及びＮＰＯ法人「育て上げ」ネットを視察した。

（２）委員会経過

〇平成17年３月８日（火）（第１回）

・教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

・派遣委員から報告を聴いた。

・文教科学行政の基本施策に関する件について中山文部科学大臣から所信を聴いた。

・平成17年度文部科学省関係予算に関する件について塩谷文部科学副大臣から説明を聴いた。

〇平成17年３月15日（火）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・文教科学行政の基本施策に関する件について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、大仁田厚君（自民）、荻原健司君（自民）、鈴木寛君（民主）、佐藤泰介君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

〇平成17年３月18日（金）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（日本学術会議））について七条内閣府副大臣から説明を聴いた後、**（内閣府所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）**について中山文部科学大臣、小島文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林元君（民主）、下田敦子君（民主）、浮島とも子君（公明）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月22日（火）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、段本財務大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、河合常則君（自民）、佐藤泰介君（民主）、那谷屋正義君（民主）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成17年３月29日（火）（第５回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について参考人慶應義塾学事顧問・日本私立学校振興・共済事業団理事長・中央教育審議会会長鳥居泰彦君、岡山県知事・中央教育審議会義務教育特別部会臨時委員石井正弘君及び財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長・中央教育審議会義務教育特別部会臨時委員渡久山長輝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、那谷屋正義君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、山本順三君（自民）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

○平成17年３月31日（木）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、神本美恵子君（民主）、小林元君（民主）

（閣法第22号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産

○平成17年４月19日（火）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・スポーツ指導者の養成支援に関する件、新潟県中越地震に伴う教育復興担当教員の配置に関する件、歴史教科書の検定・採択の在り方に関する件、ＩＴＥＲ（国際熱核融合実験炉）計画に係る経費に関する件、平成16年度教科書検定における申請図書の流出に関する件、脱法ドラッグ対策と薬物乱用防止教育の推進に関する件、高等学校における職業教育の活性化に関する件等について中山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、荻原健司君（自民）、那谷屋正義君（民主）、下田敦子君（民主）、小林美恵子君（共産）、浮島とも子君（公明）、山下栄一君（公明）

〇平成17年４月28日（木）（第８回）

・**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年５月12日（木）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、大仁田厚君（自民）、河合常則君（自民）、山下栄一君（公明）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

〇平成17年５月17日（火）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣、上田財務副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕西岡武夫君（民主）、下田敦子君（民主）

（閣法第54号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年７月５日（火）（第11回）

・**学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年７月７日（木）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について中山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、広中和歌子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、山下栄一君（公明）、浮島とも子君（公明）、小林美恵子君（共産）

（閣法第55号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年７月21日（木）（第13回）

・**文字・活字文化振興法案（衆第24号）（衆議院提出）**について提出者衆議院文部科学委員長斉藤鉄夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第24号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

〇平成17年７月28日（木）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・幼保一元化の意義と総合施設の設置形態に関する件、アンチドーピング活動の推進に関する件、日本原子力研究所の役員、予算等に関する件、日本学術振興会及び科学研究費補助金の在り方に関する件、学校施設のアスベスト対策に関する件、文化芸術分野における体験学習の促進に関する件、総合型地域スポーツクラブの理念に関する件、教科書採択の公正確保と独占禁止法の適用に関する件等について中山文部科学大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、荻原健司君（自民）、下田敦子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、西岡武夫君（民主）、浮島とも子君（公明）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）

（３）議案の要旨・附帯決議

〇成立した議案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の暫定措置

義務教育費国庫負担金について、平成17年度限りの暫定措置として、本来の国庫負担額から4,250億円を減額すること。

二、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化

市町村が行う就学援助に対する国庫補助の対象を要保護者に限定すること、公立高等学校における産業教育のための実験実習設備費に対する国庫補助を廃止することなど、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図ること。

三、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行すること。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学を統合して国立大学法人富山大学を新設すること。

二、国立大学法人筑波技術短期大学を廃止して国立大学法人筑波技術大学を新設すること。

三、国立大学法人政策研究大学院大学の主たる事務所の所在地を、神奈川県から校舎の存

する東京都に改めること。

四、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成17年10月１日から施行すること。

五、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学並びに国立大学法人筑波技術短期大学（以下「旧国立大学法人」という。）は、新たに設立される国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学（以下「新国立大学法人」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、新国立大学法人が承継するものとし、その承継の際、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から新国立大学法人に出資されたものとすること。

六、新国立大学法人の成立の際に旧国立大学法人が設置する短期大学に在学する学生が存する場合には、その学生が短期大学卒業に必要な教育課程の履修ができるよう、学生が在学しなくなる日までの間、新国立大学法人に国立短期大学部を設置すること。

七、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人が設置する大学に在学する者は、大学卒業又は大学院の課程修了に必要な教育課程の履修を新国立大学法人が設置する新大学において行うものとし、新大学はそのために必要な教育を行うものとすること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立大学法人の再編・統合に当たっては、教育研究基盤の強化とともに、個性豊かな大学の実現に資するよう努めること。また、地域の知の拠点としての役割にかんがみ、各国立大学法人は地域との更なる連携に努めること。

二、再編・統合後の富山大学については、医薬理工融合による和漢医薬学を始め統合医療を総合的に教育研究するための我が国の拠点として十分に役割が発揮できるようにするなど、その拡充・発展を図るとともに、高岡短期大学がこれまで果たしてきた地域貢献の伝統を継承し発展させるよう努めるほか、様々な工夫により、キャンパス分散による不利・不便を克服し、再編・統合の実を上げるよう留意すること。

三、障害者に対応した高等教育機関の整備については、筑波技術大学の整備・支援に努めるとともに、一般大学における受入れの促進を図ること。特に、筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関であることにかんがみ、大学院の設置について積極的な検討を進めるとともに、障害者教育に関する支援及び情報の発信、障害者のための機器の開発、技術等の習得方法の研究、新たな職域の開拓や雇用機会の確保等に努めること。また、大学評価に当たってはその教育研究の特性に十分配慮すること。

四、短期大学がこれまで果たしてきた役割と今後の重要性にかんがみ、その振興・助成に十分に配意するとともに、卒業生が学部等に円滑に編入学できるよう留意すること。

五、授業料等の標準額については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、適正な金額・水準とするとともに、標準額の決定に際しては、各国立大学法人の意見にも配慮するよう努めること。また、日本学生支援機構等の奨学金の更なる充実

を図るとともに、授業料等減免制度の充実や独自の奨学金の創設等の各国立大学法人による学生支援の取組について、積極的に推奨・支援すること。

六、国立大学法人評価委員会による中期目標に対する評価の基準を示すとともに、運営費交付金を算定する際にその評価結果がどのように反映されるかを速やかに明らかにすること。

七、国立大学において、質の高い教育研究成果を得るため、先端施設のほか、老朽施設、学生寮の整備など教育研究環境の着実な整備を推進すること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、短期大学は、短期大学を卒業した者に短期大学士の学位を授与するものとすること。

二、大学、短期大学及び高等専門学校に置かなければならない職として、現在の助教授に代えて「准教授」の職を設けるとともに、現在の助手のうち、主として教育研究を行う職として「助教」の職を設け、主として教育研究の補助を行う職を引き続き「助手」とすること。ただし、准教授、助教及び助手は、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には置かないことができるものとすること。

三、この法律は平成19年４月１日から施行すること。ただし、短期大学卒業者への学位授与に関する規定については平成17年10月１日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、優秀な若手研究者を養成・確保し、もって、我が国の教育研究水準の維持・向上を図るため、若手研究者の教育研究の機会・環境の整備に努めること。特に、大学等においては、助教と助手の任用に際し、各人の能力や業績を公正・適切に評価するとともに、助教を教育研究活動に積極的に活用することとし、また、政府においては、ポストドクトラル制度、科学研究費補助金の拡充など若手研究者に対する積極的な支援や自立性向上のための施策に一層努めること。

二、各大学等においては、大学等の個性や学問分野等の特性を十分考慮し、教員の役割分担や養成、組織的な連携体制等が確保されるよう、適切な教員組織の確立に努めること。

三、大学教員等の資格等については、大学における教育研究の活性化、優れた人材の養成、諸外国の動向等も踏まえ、その在り方について今後とも検討を行うとともに、特に、助手については、キャリア・パスについて積極的な検討を進めること。

四、短期大学については、これまで果たしてきた専門的職業教育、資格取得教育、生涯学習機会の提供、地域社会への貢献等の機能を重視し、教育改革への取組に対する支援を充実するなど、教育研究水準の維持・向上に努めること。また、各短期大学においては、学位の質を確保するため、自己点検・評価等による教育研究の改善・充実に一層努める

こと。

五、高等専門学校が、早期体験重視型の専門教育等の特色ある教育により優秀な人材を輩出し、また、地域の教育拠点として高い評価を得ていることにかんがみ、その教育水準の維持・向上及びその教育内容を学術の進展に即応させるために必要な研究に対する支援を行うとともに、専攻科の充実にも努めること。

右決議する。

文字・活字文化振興法案（衆第24号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、文字・活字文化が、知識と知恵の継承・向上、豊かな人間性の涵養や健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とすること。

二、定義

この法律において「文字・活字文化」とは、文章の読み書きを中心に行われる精神的な活動、出版活動など文章を人に提供するための活動、出版物等これらの活動の文化的所産をいうこと。

三、基本理念

1　文字・活字文化の振興施策は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行われなければならないこと。

2　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならないこと。

3　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならないこと。

四、国及び地方公共団体の責務

1　国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、実施する責務を有すること。

2　国及び地方公共団体は、図書館等関係機関及び民間団体との連携強化等に努めるものとすること。

五、地域における文字・活字文化の振興

1　市町村は、公立図書館の設置及び適切な配置に努めるものとすること。

2　国及び地方公共団体は、公立図書館における司書等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備など、その運営の改善・向上に必要な施策を講ずるものとすること。

3　国及び地方公共団体は、大学図書館等の一般公衆への開放等を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。

六、学校教育における言語力の涵養

1　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、教育方法の改善及び教育職員の資質の向上のために必要な施策を講ずるものとすること。

2　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずるものとすること。

七、文字・活字文化の国際交流

国は、文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとすること。

八、学術的出版物の普及

国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、出版の支援等必要な施策を講ずるものとすること。

九、文字・活字文化の日

文字・活字文化について国民の関心と理解を深めるようにするため、10月27日を文字・活字文化の日とすることとし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすること。

十、財政上の措置等

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	岸	宏一（自民）	中島	眞人（自民）	小林	正夫（民主）
理　事	国井	正幸（自民）	中原	爽（自民）	柳澤	光美（民主）
理　事	武見	敬三（自民）	中村	博彦（自民）	柳田	稔（民主）
理　事	辻	泰弘（民主）	西島	英利（自民）	蓮	舫（民主）
理　事	山本	孝史（民主）	藤井	基之（自民）	草川	昭三（公明）
理　事	遠山	清彦（公明）	水落	敏栄（自民）	小池	晃（共産）
	坂本	由紀子（自民）	足立	信也（民主）	福島	みずほ（社民）
	清水	嘉与子（自民）	朝日	俊弘（民主）		
	田浦	直（自民）	家西	悟（民主）		

（17.2.24 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出13件（うち本院先議５件）及び衆議院提出１件（厚生労働委員長提出）であり、そのうち内閣提出12件及び衆議院提出１件を可決または承認し、内閣提出１件は衆議院解散のため審査未了となった。このほか、本委員会から法律案１件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願79種類1,340件は、衆議院解散のため審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

介護保険 **介護保険法等の一部を改正する法律案**は、高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の導入等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、地域支援事業のうち権利擁護事業を市町村の必須事業に改めるとともに、予防給付及び地域支援事業について施行後３年を目途に費用対効果等を検討し所要の措置を講ずる旨の修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、新予防給付のサービス内容及びその有効性、居住費・食費を保険給付の対象外とする理由及びこれにより影響を受ける入所者等への対策、ケアマネジャーを始めとする介護労働者の労働条件等を改善するための方策、新たに設置される地域包括支援センターの在り方、被保険者・受給者の範囲拡大に対する考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により、特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、その対象者が依然として多い現状に配慮して、そ

の期間を５年間延長しようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するともに、特別養護老人ホームにおける利用者負担の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

障害者施策 **障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案**は、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲も高まっている状況にかんがみ、精神障害者に関する雇用対策の強化や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施策との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ろうとするものである。なお、衆議院において、在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加する旨の修正が行われた。委員会においては、精神障害者雇用の義務化の必要性及びその実施時期、在宅就業障害者への発注を促すための施策の在り方、障害者の職場適応に必要とされるジョブコーチの人材確保策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

障害者自立支援法案は、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、自立支援医療に関する規定の施行期日の変更、検討規定の追加等の修正が行われた。委員会においては、応益負担制度導入の妥当性、移動支援事業を個別給付としなかった理由、障害程度区分認定の考え方等について質疑が行われたが、衆議院解散のため審査未了となった。

三位一体改革 **国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案**は、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進する政府の方針等を踏まえ、国民健康保険制度の国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するともに、三位一体改革における本改正案の位置付け、医療制度改革前に国民健康保険法を改正する妥当性、都道府県財政調整交付金を導入する意義とその配分基準、補助金の廃止及び交付金化が与える影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

上記のほか、**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案、社会保険労務士法の一部を改正する法律案、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**及び**臨床検査技師、衛生検査技師等に**

関する法律の一部を改正する法律案がそれぞれ可決され、**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件**が承認された。

〔国政調査等〕

２月24日、自殺予防対策に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、各参考人に対し、地域・職域での孤立を防ぐことで自殺予防を推進する必要性、国を挙げて自殺問題に取り組む必要性、自殺誘発要因を分析し対処する必要性、自衛官の自殺増加に対する労働安全衛生上の取組状況、成果主義や裁量労働制の導入が自殺増加に与えた影響、地域によって自殺者数の格差が生じる理由、男性と比べて女性の自殺率が低い理由、自殺問題を教育現場で取り上げる必要性、自殺者の遺族等へのケアの在り方等について質疑を行った。

３月８日、厚生労働行政の基本施策について尾辻厚生労働大臣から所信を、平成17年度厚生労働省関係予算について衛藤厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、第161回国会閉会後の平成16年12月８日、９日の両日、山形県及び福島県において実施した社会保障及び労働問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月15日、厚生労働行政の基本施策について、介護保険制度の現状と課題、障害者福祉サービスに応益負担を導入する際の利用負担上限設定の在り方、障害者自立支援法案の附則で精神保健福祉法を大幅改正することの妥当性、精神障害者に対する地域住民の理解を推進させる必要性、仕事と家庭の両立支援を行う必要性、国際養子縁組に関するハーグ条約批准に向けて国内体制を整備する必要性、若年者雇用対策に関する政府の取組状況、タイとのＦＴＡ交渉に係るマッサージ師受入問題に対する厚生労働省の考え方、雇用保険三事業の助成金に関する予算計上の在り方、高齢者医療に伸び率管理制度を導入することの是非、災害時の医療提供体制の在り方、臓器提供意思表示カードが普及しない理由、麻酔科医不足に対する厚生労働省の取組状況、年金積立金の株式運用の在り方を再検討する必要性、生活保護基準の見直しが生活保護世帯に与える影響、中国残留邦人対策の在り方、シベリア抑留者の賃金未払い問題解決に向けた政府の考え方等の質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度厚生労働省関係予算の審査を行い、児童手当の支給額及び支給対象年齢の引上げの必要性、保育所や放課後児童クラブにおける障害児の受入枠の有無、平成17年７月に神戸で開催される第７回アジア・太平洋地域エイズ国際会議への厚生労働省の対応、年金課税の見直しに伴う介護保険料及び国民健康保険料の負担の増加、行政処分を受けた医師に対する再教育制度の必要性、公立保育所の運営費が一般財源化されたことによる影響、中小企業人材確保支援助成金が増額された理由等について質疑を行った。

４月28日、若年者雇用対策の現状、中央社会保険医療協議会の在り方、労働災害防

止に向けた施策を充実させる必要性、在外被爆者に対する援護施策の在り方、医療保険制度改革に向けた検討状況、兵庫労働局の不正経理問題の調査の在り方、医療保険の適用範囲の在り方､看護職員の需給見通しを見直す必要性等について質疑を行った。

５月12日、母体保護法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法案の草案について、提案者清水嘉与子君から説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

７月19日、社会保険庁以外の部局における監修料問題及び兵庫労働局における不正経理問題について尾辻厚生労働大臣から、都道府県労働局に対する会計検査の状況について会計検査院当局から、それぞれ報告を聴取した後、兵庫労働局における不正経理問題への厚生労働省の対応状況、都道府県労働局の会計経理に関する会計検査院の検査方針、エイズ対策に係る世界基金への支援策、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備の状況、アスベスト問題に関する政府の対応策、朝鮮人徴用問題に係る政府の対応状況等について質疑を行った。

また、**自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議**を行った。

８月３日、アスベスト問題に関する件を議題とし、政府参考人から説明を、参考人から意見をそれぞれ聴取した後、これまでに政府が講じてきたアスベスト対策の妥当性、アスベスト問題に関する政府のこれまでの対応を検証する必要性、厚生労働省がアスベストによる発ガンの危険性を把握した時期、アスベスト使用の全面禁止が遅れたことに対する厚生労働大臣の認識、アスベスト含有建材の在庫品についても直ちに使用を禁止する必要性、アスベスト関連疾病に係る労災保険の時効期間を見直す必要性、アスベスト関連施設等の周辺住民に対し疫学的調査を行う必要性、アスベストに係る総合相談窓口を設置する必要性等について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

５月12日、**母体保護法の一部を改正する法律案**に関する件を議題とし、同法案の草案について、提案者清水嘉与子君から説明を聴取した後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を平成17年７月31日から、平成22年７月31日まで５年間延長しようとするものである。

（２）委員会経過

○平成17年２月24日（木）（第１回）

・社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・自殺予防対策に関する件について参考人防衛医科大学校防衛医学研究センター教授高橋祥友君、産業医科大学精神医学教室教授中村純君及び秋田大学医学部教授本橋豊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、山本孝史君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、中原爽君（自民）、柳澤光美君（民主）、小林正夫君（民主）、坂本由紀子君（自民）

○平成17年３月８日（火）（第２回）

・厚生労働行政の基本施策に関する件について尾辻厚生労働大臣から所信を聴いた。

・平成17年度厚生労働省関係予算に関する件について衛藤厚生労働副大臣から説明を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年３月15日（火）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・厚生労働行政の基本施策に関する件について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、坂本由紀子君（自民）、西島英利君（自民）、朝日俊弘君（民主）、蓮舫君（民主）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月17日（木）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕柳澤光美君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣承認第１号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

・**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月18日（金）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、小林正夫君（民主）、家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年３月22日（火）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第14号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

○平成17年３月25日（金）（第７回）

・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）
介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月29日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、今井総務副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、草川昭三君（公明）、朝日俊弘君（民主）、小林正夫君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年３月30日（水）（第９回）

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について参考人全国町村会長・福岡県添田町長山本文男君、日本経済新聞論説委員渡辺俊介君、全国知事会社会文教常任委員会委員長・宮城県知事浅野史郎君及び全国生活と健康を守る会連合会事務局長辻清二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年３月31日（木）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第８号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

・**介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成17年４月５日（火）（第11回）

・**社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月７日（木）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、辻泰弘君（民主）、小林正夫君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第61号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月12日（火）（第13回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、武見敬三君（自民）、山本孝史君（民主）、蓮舫君（民主）、小林正夫君（民主）、草川昭三君（公明）、小林美恵子君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年４月14日（木）（第14回）

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について参考人年金の福祉還元事業に関する検証会議委員岩渕勝好君、社団法人日本経済団体連合会常務理事紀陸孝君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長小島茂君、星ヶ丘厚生年金病院院長吉矢生人君、健康保険病院労働組合中央書記長濱田實君、財団法人厚生年金事業振興団理事長吉原健二君、社団法人全国国民年金福祉協会連合会理事長加藤陸美君、社団法人全国社会保険協会連合会理事長伊藤雅治君及び財団法人社会保険健康事業財団理事長金子洋君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（岩渕勝好君、紀陸孝君、小島茂君、吉矢生人君、濱田實君）に対する質疑

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、柳田稔君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・参考人（吉原健二君、加藤陸美君、伊藤雅治君、金子洋君）に対する質疑

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、山本孝史君（民主阪）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年４月19日（火）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

〔質疑者〕中島眞人君（自民）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、武見敬三君（自民）、小林正夫君（民主）、足立信也君（民主）、柳澤光美君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第62号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

〇平成17年４月21日（木）（第16回）

・理事の補欠選任を行った。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）**について提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴き、同君、尾辻厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（衆第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）**

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）

以上両案について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月26日（火）（第17回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）**

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）

以上両案について尾辻厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第63号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（閣法第64号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

〇平成17年４月28日（木）（第18回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・若年者雇用対策に関する件、中央社会保険医療協議会の在り方に関する件、労働災害

防止対策に関する件、在外被爆者援護の在り方に関する件、医療制度改革の検討状況に関する件、兵庫労働局における不正経理問題に関する件、治療用眼鏡等に対する医療保険適用に関する件、看護師不足の解消策に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本孝史君（民主）、朝日俊弘君（民主）、辻泰弘君（民主）、浜四津敏子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年５月12日（木）（第19回）

・理事の補欠選任を行った。

・**母体保護法の一部を改正する法律案**の草案について提案者清水嘉与子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員三井辨雄君から説明を聴いた。

○平成17年５月17日（火）（第20回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、西島英利君（自民）、朝日俊弘君（民主）、小林正夫君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年５月19日（木）（第21回）

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、草川昭三君（公明）、足立信也君（民主）、下田敦子君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成17年６月７日（火）（第22回）

・理事の補欠選任を行った。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について参考人全国町村会常任理事・沖縄県嘉手納町長宮城篤実君、社団法人日本経済団体連合会常

務理事紀陸孝君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長花井圭子君、鹿児島大学法科大学院教授伊藤周平君及び特定非営利活動法人特養ホームを良くする市民の会理事長本間郁子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、山本孝史君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、草川昭三君（公明）、櫻井充君（民主）、蓮舫君（民主）、柳澤光美君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月９日（木）（第23回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、森岡厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島眞人君（自民）、遠山清彦君（公明）、辻泰弘君（民主）、朝日俊弘君（民主）、山本孝史君（民主）、柳澤光美君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月13日（月）（第24回）

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について参考人社団法人日本医師会常任理事野中博君、筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授久野譜也君、社会福祉法人恵仁福祉協会常務理事・特別養護老人ホームアザレアンさなだ施設長宮島渡君、国立長寿医療センター研究所生活機能賦活研究部長大川弥生君、特定医療法人財団健和会柳原診療所所長増子忠道君及び特定非営利活動法人サポートハウス年輪理事長安岡厚子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月14日（火）（第25回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、草川昭三君（公明）、蓮舫君（民主）、下田敦子君（民主）、小林正夫君（民主）、櫻井充君（民主）、紙智子君（共産）、足立信也君（民主）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年６月16日（木）（第26回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について尾辻厚

生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、山本孝史君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第30号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年６月23日（木）（第27回）

・**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員城島正光君から説明を聴いた。

○平成17年６月28日（火）（第28回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、西厚生労働副大臣、藤井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、家西悟君（民主）、小林正夫君（民主）、柳澤光美君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第36号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年７月５日（火）（第29回）

・**建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年７月７日（木）（第30回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、小林正夫君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第37号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年７月19日（火）（第31回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・社会保険庁以外の部局における監修料問題及び兵庫労働局における不正経理問題に関する件について尾辻厚生労働大臣から報告を聴き、都道府県労働局に対する会計検査の状況に関する件について会計検査院当局から報告を聴いた後、エイズ等感染症対策に関する件、兵庫労働局における不正経理問題に関する件、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備に関する件、アスベスト問題に関する件、朝鮮人徴用問題に関する件等について尾辻厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・**自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議**を行った。

〇平成17年７月26日（火）（第32回）

・**障害者自立支援法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員福島豊君から説明を聴いた。

〇平成17年７月28日（木）（第33回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**障害者自立支援法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、朝日俊弘君（民主）、山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年８月３日（水）（第34回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・アスベスト問題に関する件について政府参考人から説明を聴き、参考人独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院副院長岸本卓巳君及び石綿対策全国連絡会議事務局長古谷杉郎君から意見を聴いた後、尾辻厚生労働大臣、山崎内閣官房副長官、高野環境副大臣、西厚生労働副大臣、政府参考人、参考人石綿対策全国連絡会議事務局長古谷杉郎君及び独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院副院長岸本卓巳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、国民健康保険における国庫負担率の見直し、基礎年金の国庫負担の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民健康保険法の一部改正関係

１　市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入する。

２　低所得者の保険料軽減分に対する公費補填に係る国庫負担を廃止し、都道府県の負担とする。

二、児童福祉法の一部改正関係

児童福祉施設のうち、保育所、児童養護施設等の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の整備を行う。

三、身体障害者福祉法の一部改正関係

身体障害者更生援護施設の設置に要する費用について、補装具製作施設等に係るものを国庫負担の対象外とする。

四、麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

麻薬取締員及び麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員に要する費用を国庫負担の対象外とする。

五、売春防止法の一部改正関係

婦人保護施設の施設整備に要する費用の交付金化に伴い、所要の規定の整備を行う。

六、老人福祉法の一部改正関係

市町村が行う養護老人ホームへの入所措置等に要する費用を国庫負担の対象外とする。

七、母子保健法の一部改正関係

１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査に要する費用を国庫負担の対象外とする。

八、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正関係

１　国の交付金の交付は、国が作成する基本方針に基づき、市町村又は都道府県が作成する計画に対して行われる仕組みとする。

２　市町村又は都道府県が作成する計画に掲載された公的介護施設等について、都道府県知事への届出を事業の開始の日又は施設の設置の日から１月以内に行えば足りるとする老人福祉法等の特例等を設ける。

九、次世代育成支援対策推進法の一部改正関係

国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

十、国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

平成17年度において、国庫は、基礎年金の給付に要する費用の３分の１及び1,000分の11に加え、約1,101億円を負担する。

十一、施行期日等

１　この法律は、平成17年４月１日から施行する。

２　国民健康保険制度における保険給付等に要する費用に対する国庫負担の見直し、都道府県負担の導入等について、所要の経過措置を設ける。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、平成17年が戦後60周年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、平成17年４月１日における戦没者等の遺族であって、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面40万円、10年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は平成17年４月１日から施行する。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、児童扶養手当等の額が特例措置により1.7％かさ上げされていることから、このかさ上げ分の今後の取扱いについて定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成17年度以降の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に関する医療特別手当等について、児童扶養手当法等の規定どおりに計算した手当の額が、特例額（平成16年度の額。ただし、消費者物価が下落した場合には平成16年度の額から下落分を減額した額。）に満たない場合には、特例額を当該手当の額とする。

二、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所

した低所得者に対して、経過的に講じられている利用者負担の軽減措置の期間を５年間延長しようとするものである。

なお、この法律は平成17年４月１日から施行する。

介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、新たなサービス類型の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等

１　介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、施設介護サービス費等の対象外とする。

２　所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者が指定施設サービス等を受けたときは、当該者に対し、介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について特定入所者介護サービス費等を支給する。

二、介護予防に関する事項

１　「要介護状態」及び「要支援状態」の定義を見直す。

２　「介護予防訪問介護」等12種類のサービスを「介護予防サービス」とする。

３　「介護予防認知症対応型通所介護」等３種類のサービスを「地域密着型介護予防サービス」とする。

４　市町村は、介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に対し、介護予防サービス費等を支給する。

５　「介護予防支援」とは、居宅要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、利用する介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行うことをいう。

三、地域密着型サービスに関する事項

１　「認知症対応型共同生活介護」等６種類のサービスを「地域密着型サービス」とする。

２　市町村は、地域密着型サービスを受けた要介護被保険者に対し、地域密着型介護サービス費を支給する。

３　地域密着型サービス事業者は市町村長が指定する。地域密着型サービス事業に係る運営基準及び地域密着型介護サービス費の額について、市町村の裁量を認める。

四、要介護認定及び要支援認定に関する事項

1　要介護認定等の申請に関する手続を代行できるものについて、指定居宅介護支援事業者等であって厚生労働省令で定めるもの及び地域包括支援センターとする。

2　市町村は、要介護認定等における認定調査を、都道府県知事が指定する「指定市町村事務受託法人」に委託することができる。

五、指定居宅サービス事業者等の指定等に関する事項

1　指定居宅サービス事業者等の指定等について欠格要件及び取消要件を追加する。

2　都道府県知事は、介護保険施設等の指定等をしようとするときは、関係市町村長に対し意見を求めなければならない。

3　指定居宅サービス事業者等の指定等について更新制を設ける。

4　市町村長は、当該職員に指定居宅サービス事業者等の事業所に対し立入検査等をさせることができる。

5　指定居宅サービス事業者等に対する都道府県知事の勧告、命令等に係る権限を規定する。

六、介護サービス情報の公表

介護サービス事業者に対し、サービスの内容及び事業者又は施設の運営状況に関する情報であって厚生労働省令で定めるものを都道府県知事に報告することを義務付けるとともに、都道府県知事による調査及び情報の公表について所要の規定を設ける。

七、地域支援事業等に関する事項

1　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業及び包括的・継続的マネジメント支援事業をいう。）を行うものとする。さらに、地域支援事業として、介護給付費適正化事業その他の事業を行うことができる。

2　市町村等は、地域包括支援センターを設置することができる。地域包括支援センターは、包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業を実施する。

3　介護予防事業等及び包括的支援事業の実施の委託について所要の規定を設ける。

4　地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うものとする。地域支援事業に要する費用の負担について所要の規定を設ける。

八、その他

1　目的規定に、要介護状態となった高齢者等の「尊厳の保持」を明記する。

2　「痴呆」という用語を「認知症」に改める。

3　介護支援専門員の都道府県知事への登録制度及び資格更新制度等を設ける。

4　第一号被保険者の保険料の特別徴収の対象を遺族年金及び障害年金に拡大する。

5　社会福祉施設職員等退職手当共済法について、介護保険制度の対象である施設及び事業に従事する職員の退職手当金の支給に要する費用に係る国及び都道府県の補助を行わないこととする。

6　その他所要の規定の整備を行う。

九、施行期日等

１　施行期日

この法律は、平成18年４月１日から施行する。ただし、一は平成17年10月１日から、八の２は公布の日から、その他一部の項目については平成18年10月１日からそれぞれ施行する。

２　検討

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

１　地域支援事業のうち、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改める。

２　政府は、この法律の施行後３年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を附則に追加する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第２条第１項に規定する検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて行うこと。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲の拡大も含めて検討を行うこと。

二、介護保険施設等における食費及び居住費を保険給付の対象外とするに当たっては、利用者の負担が過重なものとならないような負担上限額を設定し、低所得者への配慮と激変緩和に努めること。併せて、社会福祉法人による利用者負担減免制度の運用改善等のきめ細かな低所得者対策を講ずること。この場合においては、社会福祉法人に過剰な負担とならないように適正な措置を検討すること。

三、介護保険施設等の給付の見直しに関しては、施行に向け周知に万全を期すとともに、施行後においては、利用者負担の実態の把握に努めること。なお、介護保険三施設における食費及び居住費の徴収に関しては、これらの施設における居住環境の整備を図るとともに、入所者の所得、施設の居住環境等の実情に応じて、適切に対処すること。また、高齢者の非課税限度額の見直しに関する影響については、税制改正の趣旨を踏まえた激変緩和措置を講ずること。

四、平成16年度税制改正における年金課税の強化（公的年金等控除の縮小）に伴う第一号被保険者の保険料負担の増加に対しては、激変緩和を図るため、課税層に対する保険料賦課において、多段階で弾力的な段階設定が可能となるよう措置すること。また、上記措置には、平成16年度税制改正の激変緩和の意義があることについて、全国の担当部長会議等において十分な説明を行い、市町村への周知徹底を図ること。

五、介護保険制度を費用負担の面で支える現役世代の意見を制度運営に十分反映させるため、厚生労働省に保険者や第一号被保険者とともに、第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置すること。また、第二号被保険者の介護保険料の料率については、上限の設定など、その急激な増加を抑える方策について検討を行うこと。

六、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの基盤整備及び介護施設の個室・ユニットケア化を推進すること。また、介護予防サービス及び地域密着型サービスを提供する事業所については、既存施設を活用するなど効率的な整備の推進に努めること。さらに、介護施設、グループホーム等の居住系サービス及び介護サービス付きの「住まい」の整備の在り方について、住宅政策との連携を図りつつ検討を行うこと。さらに、介護者の急病など緊急・突発的なニーズに対応できるよう、ショートステイを利用しやすいものに見直すこと。

七、新予防給付の導入に伴い、認定区分が要介護一から要支援二に変更される者について、これらの者が現に受けているサービスを引き続き受けられるよう、十分配慮すること。また、新予防給付に係る介護報酬の設定に当たっては、自立支援の観点から、時間単位だけではなく、例えば、月単位やプログラム単位の包括的な設定を導入するなど、柔軟性のある仕組みを検討すること。

八、要介護認定の有効期間の設定については、保険者である市町村の意向に配慮しつつ、利用者の要介護度の改善が見られた場合、要介護区分を速やかに変更するよう努めること。

九、要支援・要介護になるおそれのある高齢者への適切な介護予防サービス提供に向けて、地域包括支援センターの保健師等が要介護認定非該当者や未申請者の実態把握を行うことができるよう努めるものとすること。また、新予防給付及び地域支援事業の効果に関して信頼性の高い研究成果を蓄積し、市町村に対して情報提供に努めること。

十、新予防給付・地域支援事業の実施状況をみながら、平成20年度末までに予防効果の評価検討と同時に、保険料、サービスの水準、要介護認定審査等における地域格差の縮小を図り、全国平等のサービスとなるように必要な財政措置等を講じること。また、地域支援事業における介護予防サービスの対象者選定に係る「介護予防のスクリーニング」においては、全国共通の客観的基準に基づいた判定が行われるように努めること。

十一、介護予防プランにおいて口腔機能向上のための口腔ケアプランを策定する際には、歯科医師、歯科衛生士等の専門家の意見を聴くこととすること。

十二、地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化した上で、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。また、専門職の配置については、その資格について経過措置を設けるなど、地域の実情を踏まえた人材の確保ができるように十分配慮するとともに、主任ケアマネジャー（仮称）については、介護現場での経験を重視し、適切なケアマネジメントを行える人材を登用すること。

十三、介護保険事業及び介護予防事業の実施に関しては、生涯を通じた健康づくり支援という観点から、生活習慣病予防等その他の健康づくり関連事業との連携性、整合性を有

するよう努めること。

十四、ケアマネジャーについては、資質の向上を図るとともに、中立性・独立性を重視する観点から、基準及び介護報酬について所要の見直しを行うこと。

十五、ケアマネジメントについては、包括的なケアマネジメントの実施、多職種協働の強化、サービス担当者会議の積極的な開催や自立した生活の実現を目指したケアプランの作成など、介護保険制度の特色であるケアマネジメントの真価が発揮できるように十分な指導や支援に努めること。

十六、介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。また、労働条件の改善及びサービスの質の確保・向上の観点から、介護施設の施設基準を見直すとともに、直行直帰型のホームヘルパー及びグループホームの夜勤についてその労働実態を把握し、所要の改善を図ること。

十七、介護サービス事業者の指定及び取消の要件に、労働関係及び社会保険関係法規の遵守状況を含めることを検討するとともに、介護サービス情報の公表に当たり、短時間勤務も含めた従業員の健康診断及び感染症予防に関する研修の実施の有無を対象項目に含めること。

十八、難病など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応などの観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることにより、在宅療養をより一層支援していくために必要な措置を講じること。

十九、介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること。

二十、在宅療養者における介護保険及び医療保険の自己負担の上限額の在り方については、次期医療制度改革の際に結論を得ること。また、この法律の施行後３年を目途として行われる新予防給付及び地域支援事業等に係る検討を行うに際しては、新予防給付の対象者やそのプログラムの内容についても必要な検討を行うこと。

二十一、認知症予防の研究の推進や対策の確立、認知症に関する国民に対する正しい知識の普及、関連領域としての高齢者のうつ対策の推進など、総合的な認知症対策を講ずること。また、認知症高齢者が、悪質な事業者等に利用されることなく、安心して介護サービスを受け、地域で暮らせるように、さらに、高齢者の虐待防止の観点からも、市町村の必須事業となった権利擁護事業の充実や、成年後見制度の活用促進が図られるように措置すること。

二十二、介護サービス事業所における施設長・管理者について、就任前の研修と修了試験、就任後の定期的な研修を義務づけ、事業者指定・更新の際の要件とするよう検討すること。また、サービス提供責任者の業務内容を明確化し、必要な職業能力開発の仕組みを整備すること。

二十三、市町村の保険者機能の強化及び介護給付費の適正化を一層推進するため、居宅サービスの実施状況を、保険者において国民健康保険団体連合会と連携し、より正確に把握・

管理するシステムの確立を早急に図るとともに、介護費用通知の実施拡大、不正請求の防止を徹底すること。

二十四、介護保険事業に従事する人材を適切に確保する観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入継続の努力を促すとともに、今回の改正により公的助成が廃止される施設等の制度改正後の新規採用職員について、中小企業退職金共済制度に加入する選択も可能となるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲が高まっている状況にかんがみ、精神障害者への雇用率適用や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施策との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、精神障害者への雇用率適用

１　雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者を雇用しているときには、その数に相当する身体障害者又は知的障害者を雇い入れたものとみなす。

２　納付金関係業務に関する規定の適用に当たっては、精神障害者はその数に相当する身体障害者又は知的障害者とみなす。

二、在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大

厚生労働大臣は、自宅等において就業する障害者の就業機会の確保等を支援するため、これらの障害者に直接、又は厚生労働大臣の登録を受けた法人（在宅就業支援団体）を介して業務を発注した事業主に対して、在宅就業障害者特例調整金等を支給する。この場合、厚生労働大臣は、支給業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

三、福祉施策との連携強化

１　国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

２　機構は、職場適応援助者による援助であって、社会福祉法人等が行う事業等に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給する。

四、施行期日

この法律は、平成18年４月１日から施行する。ただし、三は、平成17年10月１日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第２条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うこと。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うこと。

二、視覚障害者等就職の困難な障害者の雇用を促進するため、障害の重さの程度区分が職業生活上の困難さを配慮したものとなるよう障害者雇用率制度の見直しを行うとともに、障害者雇用納付金制度においては、納付金の額、徴収範囲、報奨金の在り方等についても見直しを行うこと。

三、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増大していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。

四、障害者の雇用機会の一層の拡大を図る観点から、精神障害者に対しては、グループ就労等の多様な就労形態の促進等、必要な支援措置を講ずること。また、一般雇用への就労が困難な障害者に対しては、多様な就労の場が確保されるよう、積極的な取組を行うこと。

五、精神障害者を実雇用率に算定するに当たって、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得強要及び申し出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。あわせて、従来、各企業において取り組まれているメンタルヘルス対策について、引き続き充実が図られるよう指導を行うこと。また、精神障害者については、メンタルヘルス対策とともに、円滑な復職や職場定着を図るための必要な措置が採られるよう指導を行うこと。

六、精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関における相談・支援体制の整備に努めること。また、精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等を早急に確立し、普及させること。

七、在宅就業障害者特例調整金については、障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、適切な額を設定すること。また、特例調整金を支給する際の基準となる評価額の設定については、企業が在宅就業障害者に対して仕事を発注しやすくなるような水準に設定すること。

八、在宅就業支援団体の育成に努めるとともに、在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たって登録要件への適合等を厳正に審査するとともに、登録後においても、業務運営基準の遵守等を徹底するための厳正な監督指導を実施すること。

九、通勤等の困難な障害者の雇用を促進するため、企業における障害者の在宅勤務制度の

普及・促進を図るための必要な措置を講ずること。

十、障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者と共に就労した経験を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

十一、週20時間以上30時間未満の短時間労働について、重度以外の身体障害者・知的障害者に対しても実雇用率を適用し、法定雇用率の算定上にも身体障害者・知的障害者の短時間労働を反映させることについて影響を十分検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。また、納付金等の算定に当たっても同様の取扱いとすること。

十二、派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点から、その実情を含め検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。

十三、障害者の働く場の一層の創出を図るため、企業内で職務を整理して仕事を分かち合うこと、工業団地や商店街のような地域において、障害者を多数雇用する企業に仕事を出し合うこと等を通じて、企業が企業内外における障害者の働く場の創出に取り組むことを推進すること。

十四、企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化するため、雇入れ計画作成命令の発出基準等の指導基準を見直す等により雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。

十五、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関において、率先して障害者の雇用を進めるよう努めるとともに、個々の機関の雇用率等、障害者雇用の現況を自ら公表するよう指導すること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっており、作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。

十六、発達障害者の就労を支援するため、雇用率への適用を検討するとともに、発達障害者支援センター等との連携を取りつつ適切な職場適応援助等を行うこと。

十七、公共職業安定所等労働関係機関と各教育機関が障害のある生徒の社会的・職業的自立に向けた教育、進路指導、就業した卒業者の職場適応・定着支援とそれに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、各段階において連携協力を図り、総合的な指導・支援を行うよう努めること。

十八、障害者の雇用機会の拡大のためには、障害者に対する教育内容の充実と教育現場でのノーマライゼーションの実現が重要であることから、障害者教育の見直しを積極的に進めること。

十九、就職の困難な重度障害者の職業訓練機会が狭められることのないよう、委託訓練の政策効果の評価に当たっては、障害の程度に応じた就職率を把握・評価する等、きめ細かな対応を行うこと。

二十、平成19年に日本で開催される国際アビリンピック大会の準備及び運営に当たっては、これを契機として障害者の雇用・就業機会の一層の拡大が図られるよう万全を期すこと。

右決議する。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、最近における建設業を取り巻く経済社会情勢の変化等にかんがみ、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度を創設する等の措置を講ずることにより、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を建設雇用改善計画に定める事項に加える。

二　事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善等に関する措置及び建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を一体的に行うための実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

三　実施計画の認定を受けた事業主団体は、厚生労働大臣の許可を受けて、構成事業主を求人者とし、構成事業主に常時雇用される労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業を行うことができる。

四　実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の常時雇用する労働者を他の構成事業主の下で就業させる建設業務労働者就業機会確保事業を行うことができる。

五　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律が建設業務を労働者派遣事業の適用除外としていることについては、その趣旨及び建設業の実情を踏まえ、これを堅持すること。

二、建設業務労働者の雇用改善措置と就業機会確保事業等に関する措置を一体的に行うための実施計画の認定に当たっては、労働政策審議会の意見が反映されるような運用を行うこと。また、実施計画の認定及び就業機会確保事業の許可に当たっては、厳格な基準を設定した上でこれに基づく適切な審査を行うこと。

　なお、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主に対しては、継続的な指導監督を行うこと。

三、建設業務有料職業紹介事業については、求職者の個人情報が個人情報保護法等の関係法令に基づき認定事業主団体によって適正に管理されるよう指導の徹底を図ること。

四、建設雇用改善計画の策定に当たっては、送出事業主が送出労働者の技能を適切に評価し、その能力をいかした事業運営に努めるべきことを明確にすること。

五、建設業務労働者就業機会確保事業については、対象となる常用労働者の範囲について、不適切な運用が行われることのないよう厳正な制度運営を図ること。また、建設業法に

基づき配置が義務付けられている主任技術者、監理技術者について、建設業務労働者就業機会確保事業が利用されることのないよう、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主等に対して指導を行うこと。

六、送出労働者に係る労働災害の発生の防止を図るため、法律に基づき安全衛生教育等が確実に行われるとともに送出事業主、受入事業主及びその元請事業主において必要な措置が講じられるよう指導を行うこと。また、送出事業主の倒産等により賃金未払が発生した場合には、賃金の支払の確保等に関する法律に基づき、引き続き迅速に未払賃金の立替払を行うこと等により、送出労働者の保護を図ること。

七、建設技能労働者の高齢化を背景に、今後、若年者等の労働力の確保及び技能の承継が重要な課題となることを踏まえ、効果的な教育訓練の在り方について検討を行うとともに、技能の承継、向上に向けて支援の拡充を図ること。

八、常用労働者以外の建設労働者についても、引き続き雇用の改善に努めるとともに、いわゆる一人親方については、形式的には個人事業主であっても実態が雇用労働者である場合には労働関係法令の適用があることについて、引き続き周知・啓発を図ること。また、請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底を図るとともに、関係者に対し厳正な指導監督を行うこと。

右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要旨】

本法律案は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようにする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会保険労務士業務の拡大

1　紛争解決手続代理業務について次の業務を加える。

イ　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づく調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

ロ　都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

ハ　個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法第368条第１項に定める額（60万円）を超える場合には、弁護士が共同受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続であって厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

2　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争調整委員会におけるあっせんの手続の代理及び１の業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた社会保険労務士に限り

行うことができる。

３　紛争解決手続代理業務には、紛争解決手続について相談に応ずること、当該手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと及び当該手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結することが含まれる。

二、紛争解決手続代理業務試験の実施

紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために行う。

三、労働争議不介入規定の削除

社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、個別労働関係紛争の件数が急激に増加している現状にかんがみ、紛争をもたらしている諸要因の解消を図るべく、あらゆる政策努力を尽くすこと。

二、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続を行うものを指定するに当たっては、適切な審査を行うとともに、指定後も公正かつ適正な業務が行われるよう配慮すること。

三、特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知見・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能力、職業倫理が担保されるものとすること。

四、特定社会保険労務士の業務内容及び代理可能な範囲については、広報等その周知徹底に努め、国民に誤解を与えたり、混乱、不利益をもたらすことのないよう万全を期すこと。

五、労働争議への介入を禁止する規定の削除が、正常な労使関係を損なうことがないよう、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を通じて指導すること。

六、社会保険労務士の業務範囲の拡大に伴い、全国社会保険労務士会連合会において、綱紀委員会や苦情処理相談窓口の設置など、国民からの信頼に十分応え得る体制整備が図られるよう指導すること。

右決議する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（閣法第62号）（先議）

【要旨】

本法律案は、厚生年金保険法、国民年金法及び健康保険法の規定に基づいて設置してきた福祉施設の譲渡等を行う独立行政法人を設立するため、その名称、目的及び業務の範囲

等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称及び目的

１　名称は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）とする。

２　機構は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定による福祉施設並びに健康保険法の規定による保健事業及び福祉事業の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡等の業務を行うことによりその整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

二、資本金

機構の資本金は、全額政府出資とし、その額は、機構が国から承継する財産の額とする。

三、役員

機構の役員として、理事長及び監事２人を置くとともに、理事１人を置くことができる。

四、業務の範囲

機構は、一の２の目的を達成するため、主に次の業務を行う。

１　年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。

２　年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。

五、国庫納付金

機構は、毎事業年度、当該事業年度に行った年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額をそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定に納付しなければならない。

六、機構の解散

機構は、その成立の日から起算して５年を経過した日に解散し、機構の資産及び債務は、その解散の時において国が承継する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第63号）（先議）

【要旨】

本法律案は、日本とフランスとの間で医療保険制度、年金制度等の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」（以下「協定」という。）

を実施するため、両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者等の資格に関する特例

フランスから我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定によりフランス社会保障法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法及び公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

二、公的年金の支給要件等に関する特例

1　フランス保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者のフランス保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。

2　フランス保険料納付期間中に障害認定に係る傷病の初診日がある者について、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定を適用する場合には、当該初診日において我が国の公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。

3　フランス保険料納付期間中に死亡した者について、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定を適用する場合には、我が国の公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

1　二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。

2　この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する年金給付の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

四、その他

1　フランス年金の申請等を行おうとする者は、当該フランス年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。

2　社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、フランスの実施機関等に提供することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第64号）（先議）

【要旨】

本法律案は、日本とベルギーとの間で医療保険制度、年金制度等の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者等の資格に関する特例

ベルギーから我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定によりベルギー社会保障法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法及び公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

二、公的年金の支給要件等に関する特例

1　ベルギー保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者のベルギー保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。

2　ベルギー保険料納付期間中に障害認定に係る傷病の初診日がある者について、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定を適用する場合には、当該初診日において我が国の公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。

3　ベルギー保険料納付期間中に死亡した者について、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定を適用する場合には、我が国の公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

1　二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。

2　この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する年金給付の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

四、その他

1　ベルギー年金の申請等を行おうとする者は、当該ベルギー年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。

2　社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、ベルギーの実施機関等に提供することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

母体保護法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限（本年７月31日まで）を、平成22年７月31日まで５年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要旨】

本法律案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法律の題名を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

二　臨床検査技師の定義については、「医師又は歯科医師の指示」の下に各種検査を行うことを業とする者に改める。

三　臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査の項目を、省令において定める。

四　衛生検査技師の資格は廃止するものとし、この法律の施行の際現に衛生検査技師の免許を受けている者については、業務を継続して行うことができることとする等の経過措置を設ける。

五　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、検査技術・検査機器の高度化、複雑化に十分対応できるよう臨床検査技師の資質の向上に努めること。

二、臨床検査技師が行うことのできる生理学的検査の範囲については、医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを図っていくこと。

三、人体から排出され、又は採取された検体に係る第２条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適正を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから、その周知に努めること。

四、超音波検査等のうち高度かつ緻密な生理学的検査については、検査の正確性及び検査を受ける者の安全を確保するため、できる限り医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けて行われるよう関係機関の指導に努めること。

五、前項に掲げた検査について、医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けられない場

合は、相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること。
右決議する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）

【 要 旨 】

本承認案件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

②審査未了となった議案

障害者自立支援法案（閣法第35号）

【 要 旨 】

障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、自立支援医療に関する規定の施行期日の変更、検討規定の追加等の修正が行われた。

（４）委員会決議

―― 自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議 ――

警察庁が公表した「平成16年中における自殺の概要」によると、我が国では昨年１年間に3万2,325人が自ら命を絶っており、７年連続で３万人を上回っている。また、人口10万人当たりの自殺死亡率は、我が国では約25.3人となっている。欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い。さらに、自殺未遂は既遂の10倍以上あると言われており、年間自殺者が３万人を上回るということは、未遂者が30万人以上いると推計される。また、自殺や自殺未遂により、遺族や友人など周囲の少なくとも数人が深刻な心理的影響を受けるとされており、全国で毎年、百数十万人の人々が自殺問題に苦しんでいることになる。

政府は、平成13年度から自殺防止対策費を予算化し、相談体制の整備、自殺防止のための啓発、調査研究の推進等の対策に取り組んできた。平成14年には、自殺防止対策有識者

懇談会が「自殺予防に向けての提言」を取りまとめ、包括的な自殺防止活動の必要性を訴えている。しかしながら、その施策が個人を対象とした対症療法的なものに偏っていたこともあり、その後も自殺者数は、なお高い水準にある。

多くの自殺の背景には、過労や倒産、リストラ、社会的孤立やいじめといった社会的な要因があると言われている。我々は、世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言していることを踏まえ、自殺を「自殺する個人」の問題だけに帰すことなく、「自殺する個人を取り巻く社会」に関わる問題として、自殺の予防その他総合的な対策に取り組む必要があると考える。

政府においても、このような認識の下に、これまでの自殺防止関連施策が十分に効果を発揮していない現状を検証し、自殺による死亡者数の減少と自殺死亡率の引下げを図るとともに、自殺した人の遺族や自殺未遂者に対するケアの充実を図るため、次の事項について、緊急かつ積極的に施策を推進することによって、自殺問題に関する総合的な対策を講ずるべきである。

一、政府は、自殺問題に関し、総合的な対策を推進するため、関係府省が一体となってこの問題に取り組む意志を明確にするとともに、対策の実施に当たって総合調整を進める上で必要な体制の確保を図ること。

二、効果的な自殺予防対策を確立するため、自殺問題に関する調査研究や情報収集・発信等を行う拠点機能の強化を図るとともに、自殺の原因について、精神医学的観点のみならず、公衆衛生学的観点、社会的・文化的・経済的観点等からの多角的な検討を行い、自殺の実態の解明に努めること。

三、自殺問題全般にわたる取組の戦略を明らかにし、個人を対象とした対策とともに社会全体を対象とした対策を重点的かつ計画的に策定し、その実施に必要な予算の確保を図ること。

四、情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること。

五、自殺した人の遺族や自殺リスクの高い自殺未遂者に対する支援については、プライバシーへの配慮を含め、万全を期すこと。その際、全国で100万人を超えると言われる遺族や自殺未遂者に対する心のケアが自殺の社会的・構造的要因の解明や今後の自殺予防に資することの意義についても、十分認識すること。

右決議する。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	中川　　義雄（自民）	小泉　　昭男（自民）	主濱　　了（民主）
理　事	岩永　　浩美（自民）	小斉平　敏文（自民）	ツルネン マルテイ（民主）
理　事	田中　　直紀（自民）	常田　　享詳（自民）	松下　　新平（民主）
理　事	羽田　雄一郎（民主）	野村　　哲郎（自民）	谷合　　正明（公明）
理　事	和田　ひろ子（民主）	松山　　政司（自民）	福本　　潤一（公明）
	加治屋　義人（自民）	小川　　勝也（民主）	紙　　智子（共産）
	岸　　信夫（自民）	小川　　敏夫（民主）	（17.3.8 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出８件（うち本院先議２件）、衆議院提出（農林水産委員長）１件の合計９件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願２種類50件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

なお、**牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する決議**を行った。

〔法律案の審査〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、農業近代化資金等に関する国の補助金を廃止する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、農林漁業制度金融がこれまで果たしてきた役割と今後の農政における位置付け、本改正が都道府県における農業近代化資金等に対する利子補給の実施と農家の資金借入れ機会に及ぼす影響等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案は、我が国におけるコイヘルペスウイルス病の発生等、最近の海外からの水産動物に関する疾病の侵入及び国内におけるまん延のリスクの高まりを踏まえ、輸入許可の対象となる水産動物の範囲の拡大、特定疾病についての届出義務の創設等、輸入防疫制度及び国内防疫制度を強化しようとするものである。

委員会では、養殖水産動物の魚病被害の発生状況、輸入許可に当たっての管理命令等の適切な実施の確保、特定疾病が発生した際の養殖業者への経営支援等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業の担い

手の育成と、それに対する農地の利用集積の必要性が求められていることにかんがみ、農地の利用集積の特に遅れている水田農業を中心に、集落営農の組織化、法人化を促進することとするほか、増加する耕作放棄地の抑制、再活用を図るため、法人への農地リースを可能とする構造改革特区の全国展開、総合的な耕作放棄地対策に必要な措置等を講じようとするものである。

また、**特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、市民農園等の多様な農地利用の需要に適切に対応するため、構造改革特区に限り地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施できる特例措置を改正するなど全国展開できるための措置を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、集落営農の担い手としての位置付けと集落営農の促進に本改正案が果たす役割、集落営農に参加できない小規模農家への支援の在り方、農地リース特区を全国展開させる理由、農地所有及び耕作者主義の在り方と農地制度見直しの方向性、市民農園の農政上の位置付け等について質疑が行われた。また、農業経営基盤強化促進法等改正案について参考人から意見を聴取した。

農業経営基盤強化促進法等改正案は討論の後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。また、特定農地貸付法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、消費者の商品選択に資する農林物資の規格に関する制度の充実及び公益法人改革を推進する観点から、食料品の流通方法についての基準を内容とするＪＡＳ規格の制定を可能にするとともに、製造業者等がＪＡＳマークを自ら付することを認める登録認定機関の位置付けを国の代行機関から公正・中立な民間の第三者機関とする等の措置を講じようとするものである。

委員会では、ＪＡＳ制度が消費者の商品選択と食の安全・安心の確保等に果たしてきた役割と今後の役割、新たな登録認定機関制度への円滑な移行の確保、食品の偽装表示の摘発状況とその監視体制の強化、本改正が有機農業の振興に与える影響等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる民宿業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、体験民宿の登録数が減少している原因、登録の対象となる民宿の範囲を拡大する理由、グリーン・ツーリズムの農政上の位置付けと今後の推進策等につい

て質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

森林組合法の一部を改正する法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と森林吸収源対策を推進する観点から、我が国の森林整備の中核的担い手である森林組合の機能の充実と組織基盤の強化を図るため、森林組合の事業範囲の拡大、員外利用制限の緩和、准組合員資格者の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会では、林業と山村の活性化に果たす森林組合の役割、森林組合の自主的な改革への支援、国産材の需要拡大と価格安定対策、森林整備に必要な財源の確保等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

種苗法の一部を改正する法律案は、近年、我が国で育成、登録された植物新品種が無断で海外に持ち出され、利用されるだけでなく、育成者権の効力が及ばない加工品として輸入されていること等から、植物新品種の育成者権の効力が及ぶ範囲に加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加するとともに、育成者権の存続期間の延長等の措置を講じようとするものである。

委員会では、加工品に対する権利保護の実効性、権利侵害の有無を判定するＤＮＡ品種識別技術の開発状況、育成者権侵害物品に対する税関の摘発体制の整備状況と農林水産省との連携強化、ＥＰＡ交渉等を通じたアジア地域における植物新品種保護制度拡大の必要性等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

山村振興法の一部を改正する法律案は、山村地域において依然として人口の減少と高齢化が急速に進み、管理の行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、その担うべき役割への影響が危惧されていることから、山村振興対策の充実を図るため、法の有効期限をさらに10年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

第161回国会閉会後の１月18日から20日まで、北海道における畑作・畜産・食品加工等に関する実情調査のため委員を派遣し、**３月８日**、派遣委員が報告を行った。

３月８日、平成17年度の農林水産行政の基本施策について、島村農林水産大臣から所信を聴取し、**３月10日**、これに対し、国内ＢＳＥ対策の見直し及び米国産牛肉輸入再開問題、新たな食料・農業・農村基本計画のポイント、所信における「多様で健全な森林の整備・保全」の具体的内容、農林水産物の輸出拡大を図る意義等について質疑を行った。

３月17日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、畜産・酪農対策の在り方と将来展望、牛乳・脱脂粉乳の需要拡大に向けた支援の在り方、乳用種子牛の保証基準価格引下げの経緯と影響、環境に配慮した畜産業に対する直接支払制度導入の是非、

我が国と同等のＢＳＥ安全対策を米国に働きかけることの必要性等について質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度農林水産省予算等の審査を行い、ＢＳＥ対策としての全頭検査を見直すことが食の安全と消費者の信頼の確保に与える影響、我が国初のvＣＪＤ患者の感染・発症の経緯、と畜場におけるピッシング廃止に向けた今後の政府の取組、北朝鮮産アサリの表示実態調査状況、離島漁業再生支援交付金に期待される効果等について質疑を行った。

３月31日、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、前計画の食料自給率目標45％の達成が見込めない理由、米の消費が減少した理由と消費拡大策の在り方、集落営農組織の現状と組織化が遅れている理由、新規就農支援のための農地取得要件緩和の必要性、担い手への施策の集中が担い手以外の農業者や農業生産に及ぼす影響、耕作放棄地解消に向けた国の役割、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」の具体的内容等について質疑を行った。

６月27日、牛海綿状脳症問題に関する件を議題とし、ＢＳＥ検査を全頭検査から21か月齢以上に変更する科学的根拠、全頭検査の見直しと米国産牛肉輸入再開問題の関連性、米国農務省のＢＳＥサーベイランスプログラムの妥当性、米国産牛肉が輸入された場合の偽装防止策等について質疑を行うとともに、政府に対し、**牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する決議**を行った。

（２）委員会経過

〇平成17年３月８日（火）（第１回）

・農林水産に関する調査を行うことを決定した。
・平成17年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣から所信を聴いた。
・派遣委員から報告を聴いた。

〇平成17年３月10日（木）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・平成17年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、野村哲郎君（自民）、岸信夫君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、和田ひろ子君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

〇平成17年３月17日（木）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・畜産物等の価格安定等に関する件について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、

加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、和田ひろ子君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年３月18日（金）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について島村農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小川敏夫君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年３月22日（火）（第５回）

・**山村振興法の一部を改正する法律案（衆第７号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長山岡賢次君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第７号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月29日（火）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第９号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

○平成17年３月31日（木）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・食料・農業・農村基本計画に関する件について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、野村哲郎君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

・**森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月５日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第65号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年４月７日（木）（第９回）

・**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月12日（火）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、小川勝也君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第66号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年４月14日（木）（第11回）

・**水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月19日（火）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、小斉平敏文君（自民）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第41号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月28日（木）（第13回）

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年５月12日（木）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、小川勝也君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年５月17日（火）（第15回）

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について参考人農事組合法人酒人ふぁ～む総務担当理事福西義幸君、社団法人日本農業法人協会副会長・有限会社神林カントリー農園代表取締役忠聡君、東京大学大学院農学生命科学研究科教授生源寺眞一君及び全国農業協同組合中央会専務理事山田俊男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、松下新平君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年５月19日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、小川敏夫君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年６月２日（木）（第17回）

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第42号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産
（閣法第43号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年６月７日（火）（第18回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・本委員会の運営について委員長から発言があった。

〇平成17年６月９日（木）（第19回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、谷合正明君（公明）

〇平成17年６月14日（火）（第20回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕羽田雄一郎君（民主）、ツルネンマルテイ君（民主）、紙智子君（共産）
（閣法第50号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月16日（木）（第21回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）
（閣法第51号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年６月27日（月）（第22回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・牛海綿状脳症問題に関する件について島村農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、和田ひろ子君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

・**牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する決議**を行った。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等に関する国の補助金を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業近代化資金助成法の一部改正

１　法律の題名を「農業近代化資金融通法」に改めることとする。

２　都道府県が農業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助することができる旨の規定を削除することとする。

二、農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止

一、の２の措置に伴い、都道府県が農業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助するための財源の確保を目的とする農業近代化助成資金の設置に関する法律を廃止することとする。

三、漁業近代化資金助成法の一部改正

１　法律の題名を「漁業近代化資金融通法」に改めることとする。

２　都道府県が漁業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の一部を国が補助することができる旨の規定を削除することとする。

四、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正

都道府県及び漁業協同組合連合会等が漁業経営維持安定資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助することができる旨の規定のうち、都道府県に係る部分を削除することとする。

五、中小漁業融資保証法の一部改正

四、の措置に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金による保証保険のてん補率が引き上げられる資金について、その要件から、「国の助成に係る利子補給が行われる資金」の文言を削除することとする。

六、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行することとする。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案
（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、我が国におけるコイヘルペスウイルス病の発生など、最近における海外からの水産動物に関する疾病の侵入及び国内におけるまん延のリスクの高まりを踏まえ、水産防疫をより的確に実施するため、輸入防疫及び国内防疫の両制度を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入防疫制度の強化（水産資源保護法の一部改正）

1　輸入許可の対象となる水産動物の範囲の拡大

輸入許可の対象となる水産動物の範囲について、用途や成長段階による限定をなくし、輸入防疫対象疾病（国内でまん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある伝染性疾病）にかかるおそれのある水産動物とすることとする。

2　輸入許可に当たっての命令等の実施

イ　農林水産大臣は、輸入許可申請に係る水産動物が、輸出国の事情等からみて、検査証明書のみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、許可申請者に対し、輸入後一定期間、他の水産動物との区分管理を命ずることができることとする。

ロ　イの命令を受けた者は、その期間内に当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととする。

ハ　ロの検査の結果、当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、農林水産大臣は、その所有者等に対し、当該水産動物等の焼却等を命ずることができることとする。

ニ　農林水産大臣は、水産動物の輸入者等に対し、輸入に関し必要な報告を求め、又はその職員に、事業場等に立ち入り、水産動物等を検査させることができることとする。

二、国内防疫制度の強化（持続的養殖生産確保法の一部改正）

1　特定疾病についての届出義務の創設

イ　養殖業者等は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病（コイヘルペスウイルス病等の重大伝染性疾病）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととする。

ロ　イの届出を受けた都道府県知事は、届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。

ハ　都道府県知事は、届出に係る養殖水産動植物がかかっている疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならないこととする。

２　まん延防止措置の拡充

イ　都道府県知事は、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物に加え、新たに、特定疾病にかかるおそれがある養殖水産動植物（都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。）の所有者等に対して、移動の制限又は禁止を命ずることができることとする。

ロ　都道府県知事は、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物の所有者等に対し、焼却又は埋却による処分に加え、新たに、特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずることができることとする。

ハ　都道府県知事は、特定疾病のまん延防止のため必要があるときは、養殖水産動植物の所有者等に対し、養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができることとする。

ニ　都道府県知事は、ハの検査等を受けた養殖水産動植物の所有者等から請求があったときは、検査等を行った旨の証明書を交付しなければならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

一昨年秋以降、コイヘルペスウイルス病（ＫＨＶ病）の発生が国内各地で確認され、まん延防止措置が現在も継続している。このように、海外からの疾病の侵入及び国内でのまん延のおそれが高まっており、伝染性疾病は一度発生すると国内の養殖業に与える影響が極めて大きいことから、より効果的かつ効率的な水産防疫対策が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　輸入防疫を的確に実施するため、海外における疾病の発生状況及び疾病に関する情報の収集・知見の集積を図り、輸入業者等に対する管理命令等を適切に実施すること。

また、輸入防疫対象疾病の追加指定について迅速かつ適切な検討を行うとともに、未知の重大疾病に的確に対応するため、輸入水産動物のモニタリング調査等の充実・強化を図ること。

二　国内防疫体制を強化するため、水産防疫担当者の資質向上を図るとともに、国、都道府県、関係機関、養殖業者等の一層の連携を促進すること。

三　特定疾病発生の届出やまん延防止措置が迅速に行われるよう、養殖業者等に対する知識の普及・啓発、養殖魚の履歴保存の徹底に努めるとともに、国民の積極的な協力を求めるため、まん延防止措置に関する理解の促進を図ること。

四　国内に定着した疾病による魚病被害の低減を図るため、漁場改善計画制度による漁業協同組合等の自主的な取組を積極的に支援すること。

五　疾病の発生及び伝播の防止を図るため、迅速な診断技術やワクチン等の開発に関する試験研究を積極的に推進すること。

また、ＫＨＶ病については、感染源及び感染経路の究明に努めるとともに、天然水域も含め、的確なまん延防止対策を実施すること。

六　特定疾病が発生した場合における養殖業経営への影響を最小限に抑えるための適切な経営支援対策について検討を行うこと。

右決議する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業の担い手の育成と、それに対する農地の利用集積の必要性が求められていることにかんがみ、農地の利用集積の特に遅れている水田農業を中心に、集落営農の組織化、法人化を促進することとするほか、増加する耕作放棄地の抑制、再活用を図るため、リース特区の全国展開、総合的な耕作放棄地対策に必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、集落での話し合いを通じ集落営農の参加者の役割分担、農地の利用集積目標の明確化等が図られるよう、集落における総合的な農地利用の準則として策定される農用地利用規程の規定事項の変更、追加等の措置を講じることとする。

二、都道府県、市町村がそれぞれ耕作放棄地の解消・防止に関する基本的な方針、総合的な構想を策定すべきこととするとともに、都道府県知事の裁定による耕作放棄地における特定利用権の設定、市町村長による所有者への措置命令等の措置を講じることとする。

三、構造改革特区の全国展開として、耕作放棄地が相当程度存在する区域において、市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業を創設することとする。

四、地域全体の合意に基づく計画的な土地利用を進めるため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の策定・変更に際し、市町村の住民による意見提出の機会を与える手続を加えることとする。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、市民農園等の多様な農地利用の需要に適切に対応するため、構造改革特別区域における地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施することができる特例措置を全国において実施するとともに、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には市町村等との間で当該農地の適切な利用を確保するための協定の締結を要することとするものである。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、消費者の商品選択に資する農林物資の規格に関する制度の充実及び公益法人に係る改革を推進する必要性から、農林物資の規格に関する制度を見直そうとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

一、流通の方法を基準とする日本農林規格（ＪＡＳ）の導入

流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、流通の方法を基準とするＪＡＳを制定できることとする。

二、登録認定機関制度の改善

１　製造業者等がＪＡＳに基づく格付を行うことを認める登録認定機関を、国の代行機関としての位置付けから公正・中立な民間の第三者機関として位置付けることとする。

２　登録認定機関の登録については、行政の裁量の余地がないよう、国際標準化機構等が定める基準を登録基準とすることとする。

３　登録認定機関に対する国の関与を事後監視型へと移行するため、登録認定機関に関する業務規程及び手数料の認可制を届出制に変更するとともに、登録後の農林水産大臣による登録基準への適合命令及び業務改善命令に関する規定を創設することとする。

４　登録外国認定機関の登録については、その属する外国がＪＡＳ制度と同等の制度を有することとしている要件を廃止することとする。

５　都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター及び登録格付機関による格付を廃止し、登録認定機関の認定を受けた製造業者等による格付に一元化することとする。

三、格付を行う製造業者等の範囲の拡大

農林物資の製造業者及び加工業者に加えて、品質管理体制を的確に把握し、適正な格付を行う能力を有する輸入業者又は販売業者についても、登録認定機関の認定を受け格付を行うことができることとする。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成18年３月１日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、国民から信頼されるＪＡＳ制度を構築するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　新たな制度への円滑な移行が図られるよう、製造、加工等関係事業者や消費者に対し、「流通の方法についての基準」を内容とするＪＡＳ規格の制定や登録認定機関制度の改善など、制度の十分な普及啓発に取り組むこと。また、Ｉ種格付制度の廃止に当たっては、既存の制度利用者に支障を来たすことのないよう十分配意すること。

二　ＪＡＳマークが商品選択の手段として消費者に積極的に利用されるよう、規格内容の浸透に努めるとともにマークの在り方を検討すること。

三　ＪＡＳ規格の制定・見直しや個別品目の品質表示基準における名称規制等の検討に当たっては、消費者及び業界関係者の意見を十分聴取し、製造・流通・消費の実態等に的確に対応するよう配慮すること。

四　登録認定機関が行う検査・認定の信頼性及び公正性を確保するため、登録後の登録基

準への適合命令及び業務改善命令等の措置を適時適切に発動すること。また、登録外国認定機関については、現地調査を実施するなど適正な審査・監督を行うこと。

五　有機に係る登録認定機関の登録に当たっては、新たな登録基準について十分な周知徹底を行うとともに、生産農家の実態を踏まえ、有機農業の振興に支障が生ずることのないよう適切に運用すること。また、有機農業が環境保全機能を有し循環型社会の基盤を形成する持続的な農法であることや有機食品の輸入が増加傾向にあることにかんがみ、国内の有機ＪＡＳ認証取得の向上及び有機農業振興に向けた必要な支援措置を講ずること。

六　消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示の義務付け対象範囲の拡大を検討するなど、食品の表示基準の適切な見直しを行うこと。また、外食に対する消費者の信頼が確保されるよう、外食における原料原産地等の表示の在り方を速やかに検討すること。

七　食品の適正な表示を確保するため、食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用を図るとともに、消費者の協力を得つつ日常的な監視を充実させるなど、食品表示の監視指導体制の整備に努めること。

右決議する。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講ずるものである。

森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（先議）

【要旨】

本法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化防止のための森林吸収源対策を推進する観点から、我が国の森林整備の中核的担い手である森林組合等の機能の充実と組織基盤の強化等を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機能の充実を図るため、森林組合等が行うことのできる事業に、森林の有する教育機能の増進に関する事業を追加することとする。

また、森林組合等は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができることとするほか、森林組合は、組合員所有の森林と一体として整備することが必要であると認められる森林の所有者に、受託施業等の事業と併

せ行う木材販売事業及び森林施業計画の作成の事業を利用させることができることとする。

二、組織基盤の強化を図るため、森林組合の事業を継続して利用する木材製造業者等に准組合員資格を付与することとする。

また、総代会において森林組合の解散又は合併の議決があったときの正組合員の投票を不要とし、理事は、正組合員に当該議決の内容を通知しなければならないこととする。

三、適切な森林組合等の事業運営を確保するため、事業別損益を明らかにした書面等の作成及び総会への提出を理事に義務付けることとする。

また、行政検査の対象を子会社等まで拡大するとともに、違反行為に対する罰則を強化することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から１月を経過した日から施行することとする。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、我が国で登録された植物の新品種が海外において育成者に無断で利用され、育成者権の効力が及ばない加工品として、脱法的に我が国に輸入されるおそれが新たに生じており、また、現行の育成者権の存続期間では、新品種の育成者の利益が十分に確保できない等の問題が生じていることから、育成者権の保護の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大し、登録品種の収穫物から生産される加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加することとする。

二、育成者権の存続期間を５年間延長し、果樹等の永年性植物については30年、その他の植物については25年とすることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、育成者権の存続期間の延長に関する規定については、公布の日から施行することとする。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を引き続き講ずるため、山村振興法の有効期限を更に10年間延長し、平成27年３月31日までとするとともに、都道府県知事が作成する山村振興計画を都道府県の定める山村振興基本方針に基づき市町村が作成することに改めるほか、認定法人の認定要件の拡充、都市と山村との交流及び鳥獣被害の防止等についての配慮規定の追加等の措置を講ずるものである。

（4）委員会決議

―― 牛海綿状脳症（BSE）対策に関する決議 ――

政府は、食品安全委員会の評価を受け、国内ＢＳＥ対策の変更を検討している。また、米国産及びカナダ産の牛肉と国内産牛肉とのＢＳＥに関するリスクの同等性について、食品安全委員会に諮問した。

しかしながら、そのいずれについても消費者や生産者から多くの懸念が表明されている。

よって政府は、国内ＢＳＥ対策の変更及びＢＳＥ発生国からの牛肉の輸入に関し、次の事項について、万全な措置を講ずべきである。

一　国内ＢＳＥ対策の変更に当たっては、食品安全委員会の評価を基に、付記された留意すべき意見に十分配慮した上で、適切に措置すること。

　また、ＢＳＥに関して、新たな科学的知見が得られた場合には、迅速かつ適切に対処すること。

二　ＢＳＥ発生国から牛肉を輸入する場合には、食品安全委員会が国内産牛肉と同等のリスクと評価した場合に限るとともに、国民の理解が得られるよう十分配慮すること。

三　牛肉の輸入に関するリスク評価を求めるに当たっては、食品安全委員会が科学的かつ客観的な評価を的確に行えるよう、関係資料と当該国のＢＳＥ対策の実情等の情報を提供すること。

　右決議する。

経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	佐藤	昭郎（自民）	沓掛	哲男（自民）	直嶋	正行（民主）
理　事	泉	信也（自民）	倉田	寛之（自民）	平田	健二（民主）
理　事	加納	時男（自民）	保坂	三蔵（自民）	藤末	健三（民主）
理　事	小林	温（自民）	松田	岩夫（自民）	浜田	昌良（公明）
理　事	藤原	正司（民主）	松村	祥史（自民）	松	あきら（公明）
理　事	渡辺	秀央（民主）	加藤	敏幸（民主）	田	英夫（社民）
	魚住	汎英（自民）	木俣	佳丈（民主）	鈴木	陽悦（ 無 ）

（17.2.9 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出９件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願７種類25件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

中小企業対策　個別の中小企業に対しては、現在、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」「新事業創出促進法」「中小企業経営革新支援法」の３法による支援が行われているが、支援対象の重複・支援内容の類似から抜本的見直しが求められていた。また、世界的規模の競争が中小企業においても不可避となるなか、中小企業の新たな連携の取組に積極的に支援を行っていく必要が生じている。そこで上記３法を整理統合し、施策体系を利用者にとってわかりやすくするとともに、異分野の中小企業の連携促進を図る**中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、利用者の立場に立った中小企業支援策、新連携支援地域戦略会議の体制整備、中小企業関係税制・技術革新制度の充実強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

近年、ベンチャー企業と大企業の連携や企業と大学研究者との連携による共同事業に期待が集まっている。起業には、株式会社の設立と民法上の組合による方法があるが、株式会社では有限責任であるものの、利益配当や議決権等には柔軟に対応できず、また法人であるため原則的に法人課税の対象となる。これに対し民法上の組合は利益配当等には柔軟に対応でき、法人課税の対象とならないが、無限責任となるといったメリット、デメリットがある。そこで両法人の特徴を有する事業組織として法人格のない有限責任の組合形態を認める**有限責任事業組合契約に関する法律案**（ＬＬＰ法案）が提出された。なお、利益配当等に柔軟に対応する形態の合同会社（ＬＬＣ）の設立

を認める会社法案が今国会に提出され法務委員会で審査された。

委員会においては、有限責任事業組合の法制上の位置付け、事業形態における有限責任の在り方、ＬＬＰとＬＬＣとの税制上の相違等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

競争政策等　我が国では数次にわたる改正にもかかわらず独占禁止法違反事例が跡を絶たず、また、市場原理・自己責任原則に立脚した経済社会を実現するための構造改革が求められるなかで、独占禁止法の抜本的強化策の早急な実現が必要となっていた。このため第161回国会に**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**が提出されたが衆議院で継続審査となり、今国会に至り本委員会で審議されることとなった。その主な内容は、不当な取引制限等を行った者に対して納付を命ずる課徴金の算定率を引き上げるとともに、自ら不当な取引制限等の行為を公正取引委員会に報告した一定の者に課徴金の減免措置を設け、また、審判手続等に係る規定の整備を行うとともに、刑事告発のために犯則調査権限を導入するものである。なお、衆議院において、この法律案に係る法律番号について「平成16年」を「平成17年」に改める等の修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、課徴金と刑事罰の併科と二重処罰禁止との関係、課徴金減免制度の導入とその運用上の疑義、法施行後２年以内に検討を行う見直しの具体的内容、官製談合防止策及び公共調達制度改革の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

近年、我が国企業の国際競争力のさらなる維持・強化を図る観点から知的財産権を保護する必要が生じ、営業秘密の国外使用・開示処罰、退職者処罰の導入と模倣品・海賊版対策を主な内容とする**不正競争防止法等の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、我が国の知的財産保護強化の必要性、退職者処罰の導入と職業選択自由との関係、法改正による模倣品・海賊版取締りの効果等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

原子力政策　国際テロが多発する今日、原子力発電所、核燃料物質の防護対策の強化が喫緊の課題となっている。また、原子力発電所等から発生する放射性廃棄物の中には放射能汚染のレベルが極めて低く、放射性物質として扱う必要のないものもある。そこで、核物質防護検査制度とクリアランス制度を新たに設ける、**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

また、原子力発電を巡る問題として使用済燃料の再処理等によって発生する高レベル放射性廃棄物処理等（バックエンド）の問題があるが、電気事業の小売自由化が段階的に進められるなかで、長期にわたり巨額の費用を要するバックエンド事業については必要な資金を安全性・透明性を確保しつつ予め確保しておく必要がある。そこで、

使用済燃料再処理等積立金制度を創設する**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案**が提出された。

委員会においては両法律案を一括して議題とし、核燃料サイクルを含めた今後の原子力政策の進め方、バックエンド事業に関する官民の役割分担の明確化、核物質防護に対する国の施策、放射能濃度検認制度の厳格な運用の必要性等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案にそれぞれ附帯決議が付された。

その他　燃料資源の有効利用と京都議定書による地球温暖化防止対策の双方の見地から省エネルギー対策を着実に実施するため、工場等については熱と電気の区分を廃止しこれを一体的に規制するとともに、運送事業者・荷主に対しても省エネルギー計画の策定を義務づける**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案**、地域ブランドを保護するため地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標について登録を受け付ける**商標法の一部を改正する法律案**、新エネルギー・産業技術総合開発機構によるアルコール製造・販売を終了し、これらを実施する日本アルコール産業株式会社を設立する**日本アルコール産業株式会社法案**（先議）の質疑が行われ、いずれも全会一致で可決され、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月８日、経済産業行政の基本施策について中川経済産業大臣から所信を、平成16年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

これに対し、**3月15日**、ＦＴＡ交渉における戦略の必要性、京都議定書の目標達成のための対策、不当廉売に対する公正取引委員会の対応等の質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度経済産業省予算等の審査を行い、産業人材の育成・活用の必要性、産業再生機構の債権買取申込期限後の活動、中国の春暁油ガス田開発に対する我が国の対応等について質疑を行った。

4月12日、関西電力(株)美浜発電所３号機蒸気噴出事故について報告・説明を聴取した後、質疑を行った。

6月30日、中国における反日デモのビジネス上の影響、我が国製造業の国際競争力確保策、まちづくり３法の抜本的見直しの方向性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成17年２月９日（水）（第１回）

・経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成17年３月８日（火）（第２回）

・経済産業行政の基本施策に関する件について中川経済産業大臣から所信を聴いた。

・平成16年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

〇平成17年３月15日（火）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、江渡内閣府大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、小林温君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

〇平成17年３月18日（金）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管及び中小企業金融公庫）について中川経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、保坂経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国際協力銀行理事星文雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕泉信也君（自民）、小林温君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成17年３月29日（火）（第５回）

・**日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月31日（木）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長光川寛君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、平田健二君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第76号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

・**中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月５日（火）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、松村祥史君（自民）、加藤敏幸君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第16号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

・参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年４月７日（木）（第８回）

・**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）**について細田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月12日（火）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・関西電力株式会社美浜発電所３号機蒸気噴出事故に関する件について中川経済産業大臣から報告を、参考人美浜発電所３号機２次系配管破損事故調査委員会委員長朝田泰英君、関西電力株式会社取締役会長秋山喜久君及び三菱重工業株式会社取締役社長佃和夫君から説明を聴いた後、中川経済産業大臣、政府参考人、参考人関西電力株式会社取締役会長秋山喜久君、電気事業連合会会長藤洋作君、三菱重工業株式会社取締役社長佃和夫君及び美浜発電所３号機２次系配管破損事故調査委員会委員長朝田泰英君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、松あきら君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

・参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年４月14日（木）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）**について細田内閣官房長官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、松あきら君（公明）、浜田昌良君（公明）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

〇平成17年４月18日（月）（第11回）

・**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）**について参考人全国中小企業団体中央会商業専門委員長・石川県中小企業団体中央会会長五嶋耕太郎君、神戸大学大学院法学研究科教授根岸哲君及び桐蔭横浜大学法科大学院教授郷原信郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

〇平成17年４月19日（火）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）**について細田内閣官房長官、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

（第161回国会閣法第19号）賛成会派　自民、公明、無
反対会派　民主
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年４月21日（木）（第13回）

・**有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月26日（火）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第17号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年５月10日（火）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、藤原正司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、松あきら君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

〇平成17年５月12日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

以上両案について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、常田農林水産副大臣、岩井国土交通副大臣、小島文部科学副大臣、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、木俣佳丈君（民主）、藤原正司君（民主）、浜田昌良君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第44号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

（閣法第45号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

〇平成17年５月17日（火）（第17回）

・**商標法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月７日（火）（第18回）

・**会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）**及び**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）**について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**商標法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、渡辺秀央君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第80号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年６月９日（木）

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会（第１回）

（法務委員会を参照）

〇平成17年６月14日（火）（第19回）

・**不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月16日（木）（第20回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、平田健二君（民主）、加藤敏幸君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第31号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年６月30日（火）（第21回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・経済産業省職員の資金私的流用問題に関する件、我が国製造業の国際競争力確保に関する件、東アジアにおける経済連携に関する件、まちづくり３法の抜本的見直しに関する件、新エネルギーの開発・普及に関する件等について中川経済産業大臣、山本経済産業大臣政務官、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、加藤敏幸君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

〇平成17年７月21日（木）（第22回）

・**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年７月26日（火）（第23回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、川村参議院事務総長、保坂経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第78号）賛成会派　自民、民主、公明、無

反対会派　なし

欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

（３）議案の要旨・附帯決議

〇成立した議案

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法を整理統合するとともに、中小企業の新たな事業活動を促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

二、創業の促進

１　商法の最低資本金規制に関する特例を措置する。

２　創業しようとする個人や創業間もない事業者に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて資金調達を支援する。

三、新たな連携の促進

異分野の事業者と新たに連携して新事業分野の開拓を図る中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて資金調達を支援する。

四、新たな事業活動の促進のための基盤整備

１　国等は、新技術を利用した事業活動を支援するため、中小企業者に対し、研究開発補助金を交付する。

２　都道府県等は、地域の産業資源を活用した新事業の支援体制を整備する。

五、附則

１　この法律は、平成17年４月13日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

２　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法は、廃止する。

【附帯決議】

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一　中小企業施策の実施に当たっては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立った分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

二　異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たっては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三　我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジェル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、個人保証に過度に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

四　中小企業の技術開発を支援するＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）については、より多くの中小企業者が活用できるよう同制度の対象範囲を拡大するとともに、中小企業者が活用しやすい制度に向けた改善を図ること。

五　地方公共団体に対し、地方公共団体の契約の発注に当たっては、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨に沿い、中小企業者の受注の増大に努めるよう要請すること。

右決議する。

有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、個人又は法人による共同事業を促進するため、組合員の責任を有限責任とする新たな組合契約制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、組合契約

１　有限責任事業組合（以下「組合」という。）は、個人又は法人がそれぞれの出資価額を責任限度として共同営利事業を営むことを約し、出資に係る払込み又は現物給付を全部履行することによって効力を生ずる契約（以下「組合契約」という。）により成立する。

２　組合契約を締結しようとする者は、組合契約書を作成しなければならない。なお、組合契約書には、組合の事業、名称、所在地、組合員の出資の目的及びその価額等を記載するほか、この法律に違反しない事項を記載できる。

3　組合契約が効力を生じたときは、組合契約書の記載事項等を登記しなければ善意の第三者に対抗できない。

二、組合員の権利及び義務

1　組合の意思決定は、原則として組合員全員で行い、組合員全員が業務執行に参加する。

2　組合員は、その出資価額を限度として組合債務を弁済する責任を負う（有限責任制の導入）。

3　組合業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産から損害賠償する。

4　組合員が自己の職務において悪意又は重過失があったときは、当該組合員は、第三者に生じた損害を賠償する。

5　組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。

三、組合員の加入及び脱退

1　新たに組合員になろうとする者は、加入に際して変更される組合契約に従い、出資の払込み等を完了した時に組合員となる。

2　各組合員は、死亡、除名等のほか、やむを得ない場合を除いて組合を脱退できないが、組合契約書で別段の定めをすることを妨げない。

四、計算等

1　組合員は、組合の財務諸表を作成し、開示しなければならない。

2　組合員の損益分配の割合は、出資比率に応じて定めるものとするが、総組合員の同意により別段の定めをした場合は出資比率と異なる分配を行うことができる。

3　組合財産は、分配可能額を超えて組合員に分配できない。

五、組合の解散及び清算

1　組合は、目的たる事業の成功又はその成功の不能、組合員が１人になったこと、総組合員の同意等によって解散する。

2　清算人の選任及び解任、清算人の業務執行の方法等について所要の手続等を定める。

六、附則

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　有限責任事業組合制度の運用に当たっては、債権者保護の観点から組合財産の保全が図られるよう努めるとともに、被雇用者に不当な不利益が生じることがないよう配慮すること。また、租税回避行為の悪用を防止する観点から、徴税における実効性及び公平性が確保されるよう努めること。

二　中小企業者等の利用を促進する観点から、政府系金融機関の融資、信用保証協会の信用保証等の中小企業支援策を有限責任事業組合に係る事業においても活用できるよう努

めること。

三　法律の施行後においては、会社法に基づく合同会社との相違点を踏まえつつ、有限責任事業組合制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこと。

右決議する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性が増大していることなどから、知的財産の保護を強化するため、営業秘密の刑事的保護及び模倣品・海賊版対策の強化を図るとともに、裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不正競争防止法の一部改正

1　他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で、他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用等した者について、罰則を適用する。

2　不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡・輸入等した者について、罰則を適用する。

3　営業秘密を保有者から示された元役員又は元従業員が、不正の競争の目的で、在職中、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその使用・開示の請託を受けて、退職後その営業秘密を使用・開示した場合について、罰則を適用する。

4　不正の競争の目的で、営業秘密侵害罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用・開示した者について、罰則を適用する。

5　日本国内で管理されていた営業秘密を、日本国外で使用・開示した者について、罰則を適用する。

6　秘密保持命令違反の罪の国外犯について、罰則を適用する。

7　営業秘密侵害罪を犯した者のうち、不正の手段を用いて営業秘密を取得して、これを使用・開示した者が属する法人について、法人処罰を適用する。

8　懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、これらを併科できるようにする。

二、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び著作権法の一部改正

秘密保持命令違反の罪について、不正競争防止法の改正に準じて罰則を強化するとともに、その他関係規定の整備を行う。

三、弁理士法の一部改正

1　弁理士の仲裁代理業務は、調停、あっせんを含む裁判外紛争解決手続についてのものであることを明確化する。

2　裁判外紛争解決手続代理業務の対象に著作物に関する権利に関する事件を加える。

３　不正競争防止法に新設される犯罪を弁理士の欠格事由に加える。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

我が国産業の知的財産保護の強化が喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　深刻化している模倣品・海賊版による被害の防止については、国際的な取組を図りつつ、侵害発生国等への働きかけを更に強化するとともに、関係省庁間の連携を一層深め、取締りの強化や中小・ベンチャー企業の知的財産保護の強化等に向けた対策を強力に進めること。

二　退職者処罰の導入については、職業選択の自由の確保に十分配慮すること。また、企業と退職者との間の秘密保持契約や企業における営業秘密の管理方法等の適切な在り方について、関係者の意見を踏まえ事例を収集・検討し広く情報提供を行うとともに、良好な労使慣行の維持に努めることにより安易な秘密漏えいが生じることがないよう指導すること。

三　知的財産に係る紛争解決業務に関するニーズの増大、業務の高度・複雑化等にかんがみ、弁理士の能力向上を図るための研修体制等について検討を行うこと。また、弁理士法第２条第４項に規定する「特定不正競争」に関し、弁理士の技術的性格及び弁理士制度の趣旨にかんがみ、業務範囲の拡大等その在り方について検討すること。

右決議する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等について、使用済燃料再処理等積立金の積立義務及び当該積立金の管理を行う資金管理法人に関する事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、使用済燃料再処理等積立金

１　原子炉設置者は、原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業大臣が通知する額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として、資金管理法人に積み立てなければならない。

２　使用済燃料再処理等積立金の額は、原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理施設の再処理能力及び稼働状況、再処理等に要する費用等の事項を基礎とし、原子炉設置者ごとに経済産業大臣が算定して通知する額とする。

３　原子炉の運転開始の日からこの法律の施行の前日までの間の運転に伴って生じた使

用済燃料がある原子炉設置者は、当該使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため、経済産業大臣が通知する額の金銭を資金管理法人に積み立てなければならない。

二、再処理事業者等及び原子炉設置者の届出

1　再処理事業者等は、毎年度、再処理施設の稼働状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　原子炉設置者は、毎年度、原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

三、取戻し

1　原子炉設置者等は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必要がない場合には、２の規定により承認を受けた計画に従って使用済燃料再処理等積立金を取り戻すことができる。

2　原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

四、資金管理法人

経済産業大臣は、営利を目的としない法人であって、１及び２に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて１個に限り、資金管理法人として指定することができる。資金管理法人は、次に掲げる業務を行う。

1　使用済燃料再処理等積立金の管理。

2　使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関して、取り戻された使用済燃料再処理等積立金が確実に再処理等に要する費用に支出されることの確認。

五、報告及び立入検査

1　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子炉設置者等及び再処理事業者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所、工場、事業所に立ち入り、帳簿、書類等の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務の状況若しくは資産に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類等の物件を検査させることができる。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

核燃料サイクル政策の根幹である使用済燃料の再処理事業の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　核燃料サイクル政策については、国の責務であることにかんがみ、事業者及び地方公共団体との役割を明確にするとともに、具体的な将来展望を早期に示すよう努めること。

なお、核燃料サイクル関連施設の建設・運営について、国及び事業者は、事業の必要性・安全確保への取組などについて十分な説明を行うなど地元との信頼関係を構築し、その着実な実施に努めること。

二　巨額の資金の安全・透明な管理という資金管理法人の業務の重要性にかんがみ、資金管理法人の指定についてはその過程を明らかにするとともに、資金管理法人に対し十分な指導・監督を行うこと。また、資金管理法人の指定により、天下りが行われることがないよう厳正に取り組むこと。

三　原子力を始めとするエネルギー政策を着実に遂行するためには、政府一丸となった取組が必要不可欠であることにかんがみ、関係省庁間において緊密な連携を図るとともに、諸外国の例を踏まえつつ、望ましい組織・体制の在り方について検討を進めること。

右決議する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、最近における核燃料物質の防護をめぐる状況にかんがみ核燃料物質の防護対策の強化を図るため、原子炉設置者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国の検査の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務付けるほか、原子炉施設等の廃止について更なる安全の確保を図るため、廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずるとともに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い物の取扱いに関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、核燃料物質の防護に関する規定の整備

1　核物質防護規定の遵守の状況に関する検査

イ　原子炉設置者等は、核物質防護規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

ロ　イの検査に当たっては、主務大臣の指定するその職員は、事務所、工場、事業所への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は特定核燃料物質等の試料の提出（試験のために必要な最小限度の量に限る。）をさせることができる。

2　核物質防護検査官

イ　文部科学省及び経済産業省に、核物質防護検査官を置く。

ロ　核物質防護検査官は１の検査に関する事務に従事する。

3　特定核燃料物質の防護に関する秘密保持義務

原子力事業者等及びその従業者等は、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

二、事業の廃止等に関する規定の整備

1　事業の廃止等に伴う措置

イ　原子炉設置者等は、その事業等を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

ロ　原子炉設置者等は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

ハ　原子炉設置者等は、ロの認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならない。

ニ　原子炉設置者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が一定の基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

ホ　原子炉設置者等がニの確認を受けたときは、事業の指定又は許可はその効力を失う。

２　事業の指定又は許可の取消し等に伴う措置

イ　旧原子炉設置者等は、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等の規定の適用について、ホの確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者等とみなす。

ロ　旧原子炉設置者等は、廃止措置計画を定め、事業の指定又は許可を取り消された日等から一定の期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。

ハ　旧原子炉設置者等は、ロの認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

ニ　旧原子炉設置者等は、ロの認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならない。

ホ　旧原子炉設置者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が一定の基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

三、放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

１　原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして一定の基準を超えないことについて、主務大臣の確認を受けることができる。

２　１の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

原子力施設の安全確保及び国民の原子力に対する信頼確保の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　核物質防護検査制度の導入に当たっては、内外の情勢を踏まえ、治安当局との連携を緊密に行い、実効性の高い核物質防護規定が策定され、その確実な遵守が行われるよう事業者を指導・監督すること。

また、原子力施設における従業員等の内部脅威対策については、従業員等が不当に人

権侵害を受けることがないよう、十分検討を行うこと。

二　いわゆるクリアランス制度の導入に当たっては、本制度の円滑な運用を図るため、関係省庁、地方公共団体等において緊密な連携を行うとともに、事業者に対して十分な指導・監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。

また、本制度の導入により、国民にいたずらに不安を抱かせることがないよう、その趣旨・内容の周知徹底に努めること。

右決議する。

日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）（先議）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法に基づく国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を実施するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）のアルコール製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社を設立する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的及び事業

１　日本アルコール産業株式会社（以下「会社」という。）は、アルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

２　会社は、１の事業を営むほか、経済産業大臣の認可を受けて、その他の事業を営むことができる。

二、経営の健全性及び安定性の確保等

１　会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、事業計画の策定、重要な財産の譲渡等、定款の変更等の決議については、経済産業大臣の認可を受けなければならないこと等について定める。

２　経済産業大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定める。

３　経済産業大臣は、新株等の発行、事業計画の策定、重要な財産の譲渡等及び利益の処分等の決議について認可しようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

三、罰則

会社の取締役等が、その職務に関して、賄賂を収受等したときは、３年以下の懲役に処する等必要な罰則を定める。

四、附則

１　この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

２　政府は、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずる。

３　会社は、平成18年４月１日に成立するものとし、会社の設立、権利義務の承継、経過措置等必要な事項を定める。

４　特定アルコールを製造事業者又は輸入事業者が譲渡するために必要な所要の規定を整備するとともに、機構のアルコール製造業務及び販売業務を終了する等、関係法律

について所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　日本アルコール産業株式会社の民営化に当たっては、２年以内のできるだけ早い時期に民間への株式売却を開始すること。また、株式の完全売却に当たっては、円滑な消化と会社経営の安定が得られるよう努めること。

二　日本アルコール産業株式会社の経営に当たっては、引き続きコスト削減や経営の合理化に取り組むなど経営体質の強化に努めるとともに、その成果が需要家等に還元されるよう、指導・監督すること。

三　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門の日本アルコール産業株式会社への移行に際しては、職員の雇用及び処遇に不利益とならないよう十分配慮すること。

右決議する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、我が国の最近のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、省エネルギー対策を一層強化するため、工場等に対し熱と電気の一体的な省エネルギー対策を義務付けるとともに、輸送事業者等に省エネルギーの取組を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、工場等に対する規制区分の一本化等

１　工場等における省エネルギー規制について熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算して一定規模以上のエネルギーを使用する者に対し省エネルギー対策を義務付ける。

２　工場等はエネルギー使用量等について、登録調査機関の確認調査を受けることができる。確認調査を受けた工場等は、省エネルギーについて主務大臣への定期報告等を行う必要はなく、国は登録調査機関から調査結果の報告を受けることとする。

二、運輸分野における省エネルギー対策の導入

一定規模以上の輸送事業者及び荷主に対し、省エネルギー計画の策定及びエネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合には主務大臣が勧告及び命令を行う等の措置を定める。

三、住宅及び建築物分野の省エネルギー対策の強化

一定規模以上のオフィスビル等の非住宅建築物については、現行の新築等の場合に加え大規模修繕等を行う場合において省エネルギー措置の届出を義務付けるとともに、一定規模以上の集合住宅の新築及び増改築等の場合についても省エネルギー措置の届出を義務付ける。

四、一般消費者への情報の提供

電力会社等のエネルギー供給事業者及び家電機器の小売販売業者は、消費者への省エネルギー情報の提供に努めなければならないこととする。

五、施行期日

この法律は、平成18年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、限られたエネルギー資源の有効な利用を図るとともに、エネルギー起源の二酸化炭素の排出をより一層抑制し、環境と経済の両立に配慮した省エネルギー対策を確実に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　運輸部門に対する新たな規制の運用に当たっては、中小事業者の実情に十分配慮すること。また、輸送事業者と荷主の連携等により省エネルギーに資する物流効率化が図られるよう、積極的に支援すること。

二　エネルギー消費の伸びが著しい民生部門における省エネルギーを推進するためには、国民の意識を高めるとともに、炭酸ガス排出削減効果に優れた機器の普及促進を図るため、その効果、普及状況、価格推移等を正しく把握し、既存の支援策の不断の見直しを含め重点的な対策を推進すること。また、いわゆるトップランナー方式の対象機器の拡大を図るとともに、建築物・住宅の省エネルギー対策に一層努めること。

三　地球規模での効果的な温暖化対策を実現する観点から、米国や中国を含む世界各国が共通の枠組みで温室効果ガスの排出抑制に取り組むよう、我が国が国際的なリーダーシップを発揮すること。特に、我が国の優れた省エネルギー技術については、発展途上国を始め広く各国に普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、地域の産品等についての事業者の信用の維持による産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るため、地域名及び商品名からなる地域団体商標の登録について、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域団体商標の登録要件

１　地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格を有する組合又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）とする。

２　組合等は、その商標が使用された結果、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものであるときは、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

３　地域団体商標の商標登録を受けられる商標は、商品等と密接な関連性を有すると認められる地域の名称及び商品等の普通名称のみからなる商標等とする。

二、先使用による商標の使用をする権利の保護

他人の地域団体商標に係る商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る商標を使用していた者は、継続してその商標を使用する権利を有する。

三、地域団体商標に係る商標登録異議の申立て等

地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録については、登録異議の申立て又は商標登録の無効審判の請求をすることができる。また、商標登録がされた後において、その登録商標が登録要件に該当するものでなくなっているときは、その商標登録の無効審判を請求することができる。

四、附則

この法律は、平成18年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、地場産業の競争力強化及び地域経済の活性化に資するため、事業者団体等の商品開発意欲を助長し、地域ブランド化を促進するための支援策を講ずべきである。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金算定率の引上げ等

１　不当な取引制限等を行った事業者に対して納付を命ずる課徴金の算定率（売上額に乗ずる率）を原則として、100分の10（小売業100分の３、卸売業100分の２）に引き上げ、規模の小さい事業者に対しては、100分の４（小売業100分の1.2、卸売業100分の１）とする。

２　課徴金の納付を命ずる場合、事業者が公正取引委員会の調査開始日の１月前の日までに違反行為をやめたとき（実行期間が２年未満である場合に限る。）は、１の算定率を２割軽減した算定率を適用する。

また、過去10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがあるときは、１の算定率に５割加算した算定率を適用する。

二、課徴金適用対象範囲の見直し

課徴金適用対象行為を、①不当な取引制限等で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限すること

により対価に影響することとなるもの、②私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）で、他の事業者が供給する商品若しくは役務の対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することにより対価に影響することとなるものとする。

三、課徴金と罰金刑が併科される場合の措置

同一の事業者に対して課徴金と罰金刑が併科される場合において、課徴金の額から罰金額の２分の１に相当する金額を控除する措置を設ける。

四、減免制度の導入

１　課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限等を行った者に限る。以下同じ。）が、①公正取引委員会の調査開始日前に、単独で、最初に違反行為に係る事実の報告等を行った場合で、かつ、②調査開始日以後、違反行為をしていない場合には、課徴金の納付を命じない。

２　課徴金納付命令対象事業者が、公正取引委員会の調査開始日以後、違反行為をしていない者が、①調査開始日前に、単独で、２番目に違反行為に係る事実の報告等を行った者に該当するときは、課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を、また、②調査開始日前に、単独で、３番目に違反行為に係る事実の報告等を行った者は、課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、それぞれ課徴金の額から減額する。

３　１及び２の違反行為の報告等を行った者が３者に満たないときは、違反行為をした事業者のうち、①公正取引委員会の調査開始日以後一定の期日までに、単独で、違反行為に係る事実の報告等（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行った者であり、かつ、②その報告等を行った日以後、違反行為をしていた者以外の者に該当する者（違反行為の報告等を行った者の数の合計が３以下である場合に限る。）は、課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、課徴金の額から減額する。

五、審判手続等の見直し

１　私的独占又は不当な取引制限の禁止等の規定に違反する行為があると認める場合に勧告又は審判開始決定を行うことができるとする規定を廃止し、排除措置命令を行うこととする。

２　適正手続の保障等の観点から、審判官の権限の明確化を図るなど、審判手続等に係る規定の整備を行う。

六、犯則調査権限の導入

犯則事件を調査するため必要があるときには、公正取引委員会の職員は裁判官の許可状による臨検、捜索、差押え等ができるようにするとともに、公正取引委員会は、調査により犯則の心証を得たときは、告発を行うこととする。

七、その他

罰則規定の見直し、価格の同調的引上げに対する報告徴収規定の廃止等の措置を講ずる。

八、施行期日

一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

九、検討

この法律の施行後２年以内に、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、この法律の法律番号について「平成16年」を「平成17年」に改める等の修正が行われた。

【附帯決議】

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一　課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること。

また、独占禁止法の適切な運用を図る見地から、公益通報者保護制度の活用が重要であることから、その実施に当たっては周知徹底を図ること。

二　課徴金減免制度の実施に当たっては、制度の悪用防止に万全を期すとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ公正な基準及び手続等を策定し、早期に公表すること。

三　犯則調査権限の導入に当たっては、適正手続の保障の観点から、行政調査部門と犯則調査部門との徹底した分離を図るとともに、その対象行為を明確化し、悪質・重大な違反行為に対する刑事告発の積極化に向けて、その権限の適正な行使を図ること。

四　勧告制度の廃止に当たっては、事前の手続を明確化し事業者に十分な反論の機会を与えるとともに、審判手続においては、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。

また、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すこと。

五　排除措置命令を出せる期間の１年から３年への延長については、事件解明に時間を要する国際カルテル等を除く事案については、従前どおり１年以内に措置命令を発するか否かを判断し、その結果を当事者に通知するよう努めること。

六　本法施行後２年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

七　中小企業等に不当に不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対しては、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する方策について早急に検討を行うこと。また、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討を行うこと。

八　企業活動の国際化の進展を踏まえ、海外の競争当局との協力関係の強化等により、国際カルテル等への対応を積極的に進めること。

　また、国内における企業結合規制について、国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること。

九　入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律については、公正取引委員会は、発注官庁等との連携を強化し、積極的な対応を進めること。また、発注官庁等においては、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等具体的な対策を講ずること。

十　国及び地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、発注者による競争参加者の技術的能力の審査、技術提案の要求等が入札参加資格要件の規制強化となり、入札参加意欲のある業者の排除につながることがないよう公共調達の透明性、競争の公正性の確保に一層努めること。

十一　公正取引委員会事務総局の組織・体制については、法曹資格者及び経済学等の専門知識を有する者の増員を進めるとともに、海外の競争当局との交流を図ること等によりその人的基盤の一層の強化を図ること。

　右決議する。

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	田名部	匡省（民主）	北川	イッセイ（自民）	北澤	俊美（民主）
理　事	田村	公平（自民）	小池	正勝（自民）	輿石	東（民主）
理　事	脇	雅史（自民）	末松	信介（自民）	前田	武志（民主）
理　事	大江	康弘（民主）	鈴木	政二（自民）	山下	八洲夫（民主）
理　事	佐藤	雄平（民主）	伊達	忠一（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	山本	香苗（公明）	藤野	公孝（自民）	仁比	聡平（共産）
	岩井	國臣（自民）	水落	敏栄（自民）	渕上	貞雄（社民）
	岩城	光英（自民）	池口	修次（民主）		
	太田	豊秋（自民）	岩本	司（民主）		

（17.2.8 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議３件）及び衆議院提出（国土交通委員長）４件の合計16件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願７種類187件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

国土計画体系の見直し　国土総合開発法に基づいて、過去５次にわたり「全国総合開発計画」が策定されてきたが、人口減少時代を控え、時代の大きな変革に適切に対応した新たな国土計画を策定することが急務であるなどとして、**総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案**が提出された。

本法律案は、総合的な国土の利用、整備及び保全を図るため、「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に改める等、国土計画制度を抜本的に見直そうとするものであり、委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、東京一極集中からの転換と地域間格差の是正、人口減少期と国土政策の将来像、国土形成計画の国会承認の必要性、国土計画における環境対策、国土形成における国の役割と責務、国土利用に係る法制度の体系化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

住　宅　**公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案**及び**地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案**の両法律案については、一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、公的賃貸住宅の役割と今後の住宅政策、住宅セーフティネットの確保と地域コミュニティの再生、住宅金融公庫及び都市再生機構の財投資金繰上償還と経営改善策、都市再生機構の子会社等への天下り問題、新たな住宅基本法制の整備等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。な

お、両法律案に対して附帯決議が付された。

住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することを内容とする**独立行政法人住宅金融支援機構法案**については、機構の設立と低利の長期・固定住宅ローンの供給見通し、証券化支援事業の定着状況、住宅資金貸付けに係る融資選別・金利上昇等の懸念、住宅ローンに係る消費者への情報提供の充実等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

物流・港湾　**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案**については、本法律案の目的と今後の物流行政の課題、総合効率化事業による物流コストと二酸化炭素の削減効果、中小物流事業者に配慮した支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案については、スーパー中枢港湾施策の意義と効果、同施策における内航海運等との連携、港湾関係諸手続のワンストップ化の促進、規制緩和に伴う港湾労働者の雇用・労働環境の安定化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

鉄道・航空　**都市鉄道等利便増進法案**については、都市鉄道利便増進事業対象地域の拡大、地方における鉄道及び駅周辺整備等関連事業に対する支援の在り方、駅施設のバリアフリー化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案については、航空法改正による効果、航空機の垂直間隔短縮方式の導入とその安全確保策、航空交通容量の拡大と横田空域返還問題、航空運送事業者に対する安全確保の徹底等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

防　災　**水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**については、最近の豪雨災害の実態とその対策、本法改正による水災防止の効果、ハザードマップの早期作成及び周知徹底、土砂災害警戒区域の指定の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公共工事　**公共工事の品質確保の促進に関する法律案**については、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、本法律案を議員立法で提出した経緯と理由、技術審査・技術提案制度の運用上の諸問題、談合等不正行為の防止策、公共工事における労働条件の改善等について質疑が行われた。質疑終局後、修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

その他　上記のほか、**二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案、半島振興法の一部を改正する法律案、下水道法の一部を改正する法律案、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の**

促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案**は、いずれも可決された。

〔国政調査等〕

２月８日、第161回国会閉会後の昨年12月８日から10日の３日間、青森県、福島県及び新潟県において実施した国土の整備、交通政策の推進及び災害対策等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月８日、国土交通行政の基本施策について、北側国土交通大臣から所信を聴取した。

３月10日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、つくばエクスプレスの東京駅延伸と筑波地域での国の研究所の観光資源化策、地震対策における国交省の取組、所信表明における大臣の問題意識と重点課題、越美北線・高山線の復旧見通しとＪＲ東日本・東海等への災害復旧費補助制度の適用拡大、ＯＲＳＥ（道路システム高度化推進機構）の業務に対する大臣の問題意識と対処方針、高速道路料金一律１割引下げと特別割増料金制・ターミナルチャージ料廃止の必要性、新千歳空港での日航機無許可離陸滑走事案の経緯とその対応などの諸問題が取り上げられた。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度国土交通省予算等の審査を行い、北側国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、全利用者を対象とした高速道路料金の一律割引の必要性、大規模地震の発生の蓋然性と気象庁の見解、耐震に関する補助金等の取組方針、大分県佐伯港大入島の公有水面埋立て問題、日本道路公団本社のサービス残業の常態化、首都高王子線の騒音・振動問題に係る公団と国交省の対処方針などの諸問題が取り上げられた。

４月５日、最近の国土交通省の所管に属する諸問題について、北側国土交通大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、日本航空の運航トラブル連続発生原因と防止対策、ＥＴＣカード交換に係る周知不徹底とバー接触事故後の対応、日航・三菱ふそうの事故連続発生に見る安全モラルの欠如と向上策、成田高速鉄道整備の推進と京成高砂駅の手動「開かずの踏切」対策、日本航空の経営体質と整備・確認体制の弱体化、旅客機における派遣乗務員制度廃止の必要性などの諸問題が取り上げられた。

４月19日、航空機の運航における安全確保について、北側国土交通大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、ＪＡＬ・ＪＡＳ統合後の社内融和に関する新町参考人の認識、日航の自社整備・ダブルチェック体制充実に対する新町参考人の考え、日航の一連のトラブルに係る行政責任、日航中期経営計画における人員削減の見直し、業務改善命令・警告に基づく日航の報告書への大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

４月26日、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣から報告を聴取した。

５月10日、航空機の運航における安全確保及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣から報告を聴取した。

５月16日、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する実情調査のため、兵庫県に視察を行った。

５月17日、前記の視察について視察委員から報告を聴取した後、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を聴取し、さらに、参考人垣内西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長から説明を聴取した後、質疑を行い、過密ダイヤ補完体制の不備等ＪＲ西日本の有する企業体質、死傷者等への対応と衝突マンション買上げの意向、事故線区における速度超過常態化の有無と国交省のダイヤ編成是正措置基準、個人責任を問わない科学的再教育への転換、ＪＲ西日本の事故再発防止策などの諸問題が取り上げられた。

６月７日、航空機の運航における安全確保について質疑を行い、事業改善命令・立入調査の重大性と改善計画における現場の声の反映、日航インターナショナルの始業時間前出勤・アロケーションチャート作成問題、風通しのよい職場環境づくり、緊急輸送安全総点検の下でトラブルを頻発する全日空の社内体制と対応、「ひやり・はっと情報」の報告基準統一化と共有促進の必要性などの諸問題が取り上げられた。

７月７日、質疑を行い、公共工事における入札の在り方及び発注者責任、公共工事の品質確保の促進に係る基本方針の迅速な策定、国交省直轄工事に係る談合防止に向けた大臣の決意、工事受注企業への天下り問題、民営化後の道路会社における入札談合の防止、公共事業のコスト縮減に資する入札制度、独禁法における課徴金制度の在り方、国交省直轄工事における入札談合再発防止策、日本道路公団の橋梁談合事件徹底究明と天下り体質見直しの必要性、道路公団発注工事の平均落札率が高止まりしている原因、道路公団による橋梁メーカーへの組織的な天下りあっせんの有無、交通運輸に係る安全確保と事故調査の在り方などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

〇平成17年２月８日（火）（第１回）

・国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

・**二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案（衆第３号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第３号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

・派遣委員から報告を聴いた。

〇平成17年３月８日（火）（第２回）

・国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成17年３月10日（木）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣、岩井国土交通副大臣、蓮実国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、山下八洲夫君（民主)、佐藤雄平君（民主)、魚住裕一郎君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

○平成17年３月18日（金）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について北側国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君及び首都高速道路公団理事大塚昭夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民)、池口修次君（民主)、山下八洲夫君（民主)、山本香苗君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年３月22日（火）（第５回）

・**公共工事の品質確保の促進に関する法律案（衆第９号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴いた。

・**半島振興法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○平成17年３月29日（火）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**公共工事の品質確保の促進に関する法律案（衆第９号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君、衆議院国土交通委員長代理岸田文雄君、同高木陽介君、同阿久津幸彦君、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕北澤俊美君（民主)、佐藤雄平君（民主)、魚住裕一郎君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

（衆第９号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

・**下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月31日（木）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、輿石東君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第57号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月５日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・最近の国土交通省の所管に属する諸問題に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）、藤野公孝君（自民）、前田武志君（民主）、岡田広君(自民)、北澤俊美君（民主）、山下八洲夫君（民主）、北川イッセイ君（自民）

・**航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、大江康弘君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第58号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

・**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月７日（木）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、池口修次君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第59号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

○平成17年４月12日（火）（第10回）

・**民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月14日（木）（第11回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・参考人の出席を求めることを決定した。
・**民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行副総裁山口公生君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、前田武志君（民主)、佐藤雄平君（民主)、山本香苗君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

（閣法第３号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月19日（火）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・参考人の出席を求めることを決定した。
・航空機の運航における安全確保に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人定期航空協会会長新町敏行君及び同協会理事長大辻嘉郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民)、佐藤雄平君（民主)、魚住裕一郎君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民)、秋元司君（自民)、北澤俊美君（民主)、藤野公孝君（自民)、大江康弘君（民主）

・**水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月21日（木）（第13回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民)、大江康弘君（民主)、山本香苗君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

（閣法第５号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**都市鉄道等利便増進法案（閣法第４号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月26日（火）（第14回）

・西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**都市鉄道等利便増進法案（閣法第４号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、山下八洲夫君（民主)、魚住裕一郎君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

（閣法第４号）賛成会派　自民、民主、公明、社民
反対会派　共産

〇平成17年５月10日（火）（第15回）

・航空機の運航における安全確保に関する件及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた。

・**港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年５月12日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君（自民)、池口修次君（民主)、山本香苗君（公明)、仁比聡平君（共産)、渕上貞雄君（社民）

（閣法第６号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

・参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年５月17日（火）（第17回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件について委員並びに北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を、参考人西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長垣内剛君から説明を聴いた後、北側国土交通大臣、政府参考人、参考人西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長垣内剛君及び同株式会社代表取締役専務取締役鉄道本部長徳岡研三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）、岡田広君（自民）、佐藤雄平君（民主）、弘友和夫君（公明）、末松信介君（自民）

・**通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年５月19日（木）（第18回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際観光振興機構理事新井佼一君及び日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、岩本司君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

〇平成17年６月２日（木）（第19回）

・**通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第23号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

〇平成17年６月７日（火）（第20回）

・**公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・航空機の運航における安全確保に関する件について北側国土交通大臣、岩井国土交通副大臣、政府参考人、参考人定期航空協会会長新町敏行君及び同協会理事山元峯生君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤雄平君（民主）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）、末松信介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、田村公平君（自民）、北澤俊美君（民主）、岩本司君（民主）、岡田広君(自民)、山本香苗君（公明）

〇平成17年６月９日（木）（第21回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について北側国土交通大臣、蓮実国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事田中久幸君、同機構理事田中正章君、同機構理事長伴襄君、同機構理事河崎広二君及び住宅金融公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、輿石東君（民主）、岩本司君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年６月14日（火）（第22回）

・**公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学空間情報科学研究センター教授浅見泰司君、株式会社市浦ハウジング＆プランニング常務取締役川崎直宏君及び全国公団住宅自治会協議会代表幹事多和田栄治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、前田武志君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

〇平成17年６月16日（木）（第23回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・参考人の出席を求めることを決定した。
・**公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**
・**地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）**

以上両案について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人独立行政法人都市再生機構理事長伴襄君、同機構理事河崎広二君、同機構理事田中久幸君及び住宅金融公庫理事吉井一弥君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕前田武志君（民主）、岩本司君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第24号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

（閣法第25号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

なお、両案について附帯決議を行った。

〇平成17年６月23日（木）（第24回）

・**独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法第26号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月28日（火）（第25回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法第26号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君、同公庫理事吉井一弥君及び全国銀行協会企画委員長町田充君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、山下八洲夫君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第26号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年７月７日（木）（第26回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・国土交通省及び日本道路公団の発注に係る鋼鉄製橋梁工事入札談合事件に関する件、公共工事の発注者責任と品質確保に関する件、入札談合の再発防止策に関する件、公共工事の建設コストに関する件、民間企業への天下り問題に関する件、交通運輸に係る安全確保と事故調査に関する件等について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君及び同公団副総裁内田道雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、尾立源幸君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

〇平成17年７月12日（火）（第27回）

・**総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年７月14日（木）（第28回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、藤末健三君（民主）、北澤俊美君（民主）、加藤修一君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年７月19日（火）（第29回）

・**総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）**について参考人武蔵工業大学学長中村英夫君、シンクタンク山﨑養世事務所代表・前ゴールドマン・サックス投信株式会社社長山﨑養世君及び日本大学商学部教授永山利和君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成17年７月21日（木）（第30回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕佐藤雄平君（民主）、藤末健三君（民主）、池口修次君（民主）、仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第56号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

○平成17年８月４日（木）（第31回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理渡海紀三朗君、同木村義雄君、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（衆第30号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

1　都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、当該事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」とい

う。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

２　民間都市開発推進機構は、民間都市再生整備事業計画の認定を受けた事業に関し、当該認定整備事業を行う者の事業の施行のため、出資、助言、あっせん等を行うことができるものとする。

二、土地区画整理法の一部を次のように改正する。

１　宅地について所有権又は借地権を有する者を株主又は社員とする株式会社又は有限会社で一定の要件の全てに該当するもの（以下「区画整理会社」という。）は、一定の区域の土地について、土地区画整理事業を施行することができるものとする。

２　区画整理会社において土地区画整理事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、施行地区内の宅地について所有権及び借地権を有するすべての者のそれぞれの３分の２以上の同意を得た上で、事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

また、区画整理会社が換地計画を定める場合においても、同様の措置を講じるものとする。

３　都道府県知事又は市町村長は区画整理会社に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすることができるものとする。

また、区画整理会社の事業等が同計画等に違反している場合における処分の取消し等の規定を設ける。

４　土地区画整理組合における事業計画の決定手続等に際して、施行地区を工区に分ける場合においては、事業基本方針において工区を定めるものとする。

また、事業計画の決定に先立って設立された同組合は、事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならないものとする。

三、都市再開発法の一部を次のように改正する。

市街地再開発組合における事業計画の決定手続等に際して、二、４と同様の措置を講じるものとする。

四、都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

国は、再開発会社が有する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を、株主又は社員が出資している法人に取得させるときの当該取得に必要な費用、また一定の土地区画整理事業を施行する区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用のそれぞれについて、無利子の資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができるものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、都市再生特別措置法の一部改正については、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

きを期すべきである。

一、民間都市再生整備事業計画の認定に当たっては、市町村の創意と工夫による都市再生の推進に支障が生じることのないよう、市町村の意見を尊重するとともに、当該地域における伝統や文化及び良好な都市環境や景観の創造・保全に十分留意すること。

二、民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業に対する民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行いその透明性を確保するとともに、事業評価を厳正かつ的確に行い結果を公表すること。また、民間都市開発推進機構の運営状況や財務内容についての情報公開を積極的に進めるとともに、事務・事業や組織のあり方を検討すること。

三、区画整理会社による土地区画整理事業の施行に当たっては、地権者及び地域住民からなる協議会組織を設ける等、事業に地権者の意見が反映できるよう特段の配慮をすること。また、区画整理会社については、経営や財務の健全性確保について適切な指導監督が行われるよう配慮するとともに、万が一区画整理会社による事業の継続が困難になった場合には、地権者等の権利の保全が確実に行われるよう万全を期すこと。

四、土地区画整理事業においては、地価の下落等により保留地の価格設定や売却が困難な事例が増加し、土地区画整理組合等の経営が悪化しているところがあることから、経営の見直しに向けて適切な支援を行い、事業の健全性の確保に配慮するとともに、今後は、密集市街地の解消など既成市街地の再生に重点を置いた活用に努めること。

五、地方都市においては、空き店舗の増加が相次ぐなど中心市街地が衰退傾向にあることから、その原因の分析及び関係法律を含む各種支援策の有効性についての検証を行うとともに、中心市街地の活性化を図るため、予算、税制及び「まちづくり３法」等の適切な見直しの必要性について早急に検討すること。

右決議する。

都市鉄道等利便増進法案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、大都市圏における都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市鉄道利便増進事業とは、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び営業により目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図る速達性向上事業、及び既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備及び営業により駅施設の利用の円滑化を図る駅施設利用円滑化事業であって、いずれも、当該営業を行う者が当該施設の使用料を当該整備を行う者に支払うものをいう。

二、国土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定め、公表するものとする。

三、都市鉄道施設の整備主体及び営業主体が協議により作成した速達性向上計画、又は都道府県が組織した駅施設の整備主体及び営業主体等を構成員とする協議会が作成した交通結節機能高度化計画について、国土交通大臣が基本方針に基づき認定する制度を創設

する。

四、速達性向上計画又は交通結節機能高度化計画の作成に当たって、都市鉄道施設又は駅施設の整備主体及び営業主体の協議が不調の場合、申請に基づき、国土交通大臣は裁定を行うことができるものとする。

　また、国土交通大臣は、当該計画の認定を受けた者が当該事業を実施していないと認めるときは、命令等を発することができるものとする。

五、事業実施の促進のため、三の認定を、鉄道事業の許可とみなす等の特例、手続の簡素化、当該計画に係る都市計画の実施を担保するための特例等の措置を設ける。

六、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、水災及び土砂災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、はん濫による浸水に係る洪水予報を行うものとする。

二、都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

三、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害等を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、関係者に通知し、一般に周知させなければならない。

四、国土交通大臣又は都道府県知事は、三の指定がされた河川について、浸水想定区域を指定するものとする。また、三の指定をしたものとみなされた河川については、国土交通大臣又は都道府県知事は、平成22年３月31日までに浸水想定区域の指定を行うとともに、国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、浸水想定区域調査に要する費用の３分の１以内を補助することができる。

五、市町村防災会議は、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報又は土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

六、水防管理者は、民法第34条の法人又は特定非営利活動法人を、水防協力団体として指定することができる。指定団体は、水防団又は消防機関が行う監視、警戒等の水防活動への協力、水防に関する情報収集、普及啓発等の業務を行うものとする。

七、水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合に、退職報償金を支給することができる。

八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、災害の発生が懸念される中小河川等における堤防、護岸等要対策箇所の整備が適切かつ早急に進められるよう、地方公共団体への支援の充実に努めること。

二、洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、一層の水防団員の確保及び水防団と水防協力団体との連携強化に向けた取組を進めること。また、水防団員の処遇も含め水防活動の充実方策について検討すること。

三、洪水及び土砂災害の被害の軽減に資するため、地域特性に応じたハザードマップの作成及びその周知徹底が図られるよう、関係地方公共団体への積極的な助言・支援等に努めること。なお、高齢者、障害者、乳幼児等の特に防災上の配慮を要する者について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、情報の確実な伝達、避難誘導等の措置に万全を期すこと。

四、土砂災害防止対策について、住民の理解を深める一方、都道府県の基礎調査に対する支援等に努め、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の指定を促進するとともに、その後の総合的な対策が速やかに実施されるよう努めること。

右決議する。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、特定重要港湾であって、民間事業者により一体的に運営される一定規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定するものとする。

二、指定特定重要港湾における特定国際コンテナ埠頭の運営の事業に係る認定を受けた運営者に対し、埠頭を構成する行政財産等の貸付制度及び荷さばき施設等の建設等に要する資金の無利子貸付制度を創設する。

三、港湾管理者が各々の条例により定めている入出港届の様式を、国土交通省令において定める。

四、特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の参入規制について、免許制から許可制にするとともに、需給調整規制を廃止する。また、同事業の運賃及び料金の設定又は変更について、認可制から事前届出制にする。

五、検数人等の登録制度を廃止し、検数人等の禁止行為等の規定を削除する。

六、夜間入港の制限に関する規定を削除する。

七、この法律は、一部を除き平成17年11月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定特定重要港湾の整備に当たっては、既存ストックの活用なども含め、投資の重点化・効率化に努めるとともに、適切な評価・公表を行い、その評価結果を踏まえた的確な対応がなされるよう努めること。

あわせて、指定特定重要港湾以外の港湾においては、その広域的な機能分担、管理者の事務手続の省力化等が促進されるよう、航路再編の進展を踏まえつつ、機能の見直し・強化に向けた環境整備に努めること。

二、モーダルシフトを推進し、複合一貫輸送を担う物流企業による高レベルの輸送展開に十分応えられるよう、内航海運輸送の活性化、港湾アクセス道路の整備、鉄道輸送との連携等に係る必要な措置を講ずること。また、リードタイム縮減や港湾関係諸手続の簡素合理化に向け、港湾物流情報プラットフォームの構築、利用拡大に努める等関係者間の一層の連携を図ること。

三、特定港湾以外の港湾における規制緩和については、各港湾の特性に配慮した対応に努めること。また、運賃・料金の規制緩和によって混乱が生じないよう環境整備を行うとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備及びその福利厚生事業等に係る拠出金の安定した維持・運営が図られるよう努めること。

四、港湾利用者への安全対策の啓発、航行の安全に関する情報提供の充実及び規則遵守の徹底に努めるとともに、港湾施設の耐震化の促進、災害時における港湾の相互利用体制の整備等危機管理対策に万全を期すこと。

右決議する。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通訳案内業法の一部を次のように改正する。

１　通訳案内業制度の抜本的な見直しに伴い、題名を「通訳案内士法」と改めるものとする。

２　通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とするものとする。

３　通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を判定することを目的とし、試験に合格し資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に登録を受けなければならないものとする。

４　通訳案内士は、必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこととし、

国土交通大臣及び都道府県知事は、そのため、講習の実施等の措置を講ずるものとする。

５　通訳案内士の団体は、国土交通大臣に対して届け出るとともに、通訳案内士に対する研修を実施しなければならないものとする。

二、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

１　法律の題名を「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」と改めるものとする。

２　外客来訪促進地域の区域内にある市町村は、国土交通大臣の基本方針に基づき、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光振興に関する計画を定めることができるものとする。

３　民法第34条の規定により設立された法人等一定の者は、地域観光振興事業構想を作成し、市町村による認定を受けることができるものとする。

４　３の認定を受けた者は、当該地域観光振興事業に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、道路運送法及び海上運送法の特例並びに地方債の特例を受けることができるものとする。

三、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

１　国土交通大臣により情報提供促進措置を講ずべき区間として指定された区間の公共交通事業者等は、旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画を作成し、当該措置を実施しなければならないものとする。

２　都道府県の区域において、報酬を得て通訳案内を業として行う「地域限定通訳案内士」の資格を設け、都道府県知事がその資格要件である試験を実施できるものとする。

四、この法律は、平成18年４月１日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制を整備するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体又は地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）は、他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設について、当該地方公共団体の同意を得て、その管理の一部を代わって行うことができる。

二、都道府県に対する公営住宅に係る指導監督費の交付を廃止する。

三、住宅金融公庫が平成17年３月31日までに受理した申込みに対する資金の貸付けに係る業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち主務大臣

が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成24年３月31日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

四、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の宅地造成等の経過業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成25年３月31日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

五、機構は、国土交通大臣の認可を受けて、都市再生債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができるものとする等の資金調達手段の多様化を行う。

六、地方公社は、設立団体以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅又は共同施設の管理を代わって行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。

七、地方公社は、破産又は認可の取消しの事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに解散する。

八、公営住宅の家賃収入補助を平成17年度までとする。

九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地域における公的賃貸住宅の的確な供給を通じて住宅のセーフティネットを確実に構築するため、地域住宅協議会等を活用し、公的賃貸住宅の各事業者、福祉部局等の充分な連携が図られるようにすること。

二、地域住宅計画の作成が早期に推進されるよう、地方公共団体に対する適切な支援を行うとともに、計画に記載された事業等に対する支援策の充実に努めること。

三、地域住宅交付金については、国の関与を極力少なくするとともに、地方公共団体の創意と工夫による公的賃貸住宅等の整備等が可能となるよう、その運用に万全を期すこと。

また、地域住宅交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、地域住宅交付金に係る事業の評価を適切に行うための仕組みを構築し、評価結果を公表すること。

四、国及び地方公共団体は、高齢世帯及び子育て世帯その他の住宅に困窮する国民の居住の安定が図られるよう公営住宅等の公的賃貸住宅の計画的整備とともに、コミュニティの維持と良好なまちづくりに努めること。

五、公営住宅の充実に資するよう既存民間賃貸住宅の借上げ等の促進に努めるとともに、住宅に困窮する低額所得者の民間賃貸住宅に係る支援についても積極的に研究を行うこと。

六、住宅金融公庫の既往債権に係る補給金は平成23年度までのできるだけ早い時期に廃止

するとともに、公庫及び都市再生機構の損失や欠損金の早期処理を行い、その処理の方法・進捗状況等について国民に分かりやすく随時公表すること。

また、国の財政的負担を必要最小限とするため、住宅金融公庫及び都市再生機構の業務の効率化、子会社等を含む組織・人事体制の見直しとスリム化、徹底したコスト削減等が行われるよう指導すること。

七、都市再生機構の都市再生業務に係る勘定においては賃貸住宅業務とその他の業務との区分経理を厳正に行うとともに、賃貸住宅業務に係る収益については、当該業務の運営に支障が生じないよう、当該業務へ優先的に充当すること。

八、都市再生機構の建替事業に際しては、居住者の居住の安定を図るとともに、居住者や地方公共団体と充分な意志の疎通を行い、余剰地の活用については福祉施設、公園、公営住宅等公的な利用が図られるよう配慮すること。

九、地方住宅供給公社の健全な経営に資するよう、地価の実態等を反映した厳格な会計基準の導入と当該会計基準による財務状況の公表について配慮するとともに、設立団体と連携して、地方住宅供給公社の今後の住宅政策上の位置づけについて検討すること。

また、地方住宅供給公社の解散の認可に当たっては、公社賃貸住宅の居住者の居住の安定と公社の雇用問題について充分に配慮すること。

十、住宅建設計画法及び住宅建設５箇年計画に替わる新たな住宅基本法制の在り方について、広く国民の意見を求めつつ早急に検討を行うこと。

右決議する。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の実施、既存の公的賃貸住宅等の有効活用等について、国及び地方公共団体の努力義務を定める。

二、国土交通大臣は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

三、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等は、地域における公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織することができる。

四、地方公共団体は、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画（以下「地域住宅計画」という。）を作成することができる。

五、国は、地域住宅計画を提出した地方公共団体に対し、当該計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

六、公的賃貸住宅等の整備等の特例措置として、地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数は、除却公営住宅の入居者戸数を超えれば足りるものとする。また、一定期間以上入居者を確保することができない特定優良賃貸住宅について、都道府県知事の承認を受けて、地域住宅計画に記載された住宅の確保に特に配慮を要する者に一定期間賃貸することができる。

七、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)とする。

二、機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

三、機構に、役員として、理事長及び監事３人を置くとともに、副理事長１人及び理事６人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とする。

四、機構は、二の目的を達成するため、住宅建設資金等の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け、当該貸付債権を担保とする債券に係る債務の保証、住宅融資保険法による保険、資金の調達又は良質な住宅の設計等に関する情報提供、災害復興関連等一般の金融機関では対応が困難な分野の資金の貸付け等の業務を行うほか、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の既往債権の管理及び回収等の業務を行う。

五、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣、国土交通省及び財務省並びに国土交通省令・財務省令とする。

六、資本金、業務の実施、区分経理、利益及び損失の処理の特例、長期借入金及び住宅金

融支援機構債券、金利変動準備基金等に関して、所要の規定を設ける。
七、所要の罰則規定を設ける。
八、この法律は、一部を除き、平成19年４月１日から施行する。
九、機構は、この法律の施行の日に成立する。また、公庫は、機構の成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は機構が承継する。
十、政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要な長期資金の調達に支障が生じないよう必要な施策の推進に努めるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるよう、証券化ローンの一層の普及に努めること。
　また、証券化ローンの内容の充実と取扱金融機関の店頭等における正確な情報提供等に配慮するとともに、住宅資金の貸付けに際して融資選別が生じることのないよう留意すること。
二、住宅のバリアフリー化、耐震化等を促進するため、証券化ローンを活用した優良住宅取得支援制度について、取扱金融機関の拡大、内容の周知等を図り、その普及に努めること。
三、住宅金融支援機構の設立に当たり、組織のスリム化、事務の合理化等が推進され、財団法人公庫住宅融資保証協会から承継する業務を含め効率的かつ適切な運営がなされるよう努めるとともに、業務の継続的な点検と所要の見直しが行われるよう努めること。
　また、金融市場にも精通した人材の育成・活用に配慮すること。
四、証券化支援業務を円滑に実施するため住宅ローン担保債券市場の拡大が図られるようにするとともに、国民の需要に対応した住宅資金の供給及びその供給主体の多様化が促進されるよう、住宅金融市場の整備及び住宅金融産業の育成に努めること。
　右決議する。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に適切に対応し、総合的な国土の利用、整備及び保全を図るため、国土総合開発計画に係る各種制度を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
第一　国土総合開発法の一部改正
一　法律の題名を「国土形成計画法」に改めるとともに、計画の名称を「国土形成計画」に改める。
二　計画の対象事項に、海域の利用及び保全、環境の保全及び良好な景観の形成等に関

することを加える。

三　法の目的を、国土形成計画の策定その他の措置により、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することに改める。

四　国土形成計画は「全国計画」及び「広域地方計画」とし、国土形成計画の基本理念に関する規定を設ける。

五　全国計画

１　国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国計画を定める。

２　国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

３　都道府県等による全国計画の案（変更の案を含む。）の作成の提案等に関する所要の規定を設ける。

六　広域地方計画

１　国土交通大臣は、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域について、広域地方計画を定める。広域地方計画には、当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針等を定める。

２　広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市により、広域地方計画協議会を組織する。

３　広域地方計画区域内の市町村による広域地方計画の策定又は変更の提案等に関する規定を設ける。

第二　国土計画体系の簡素化・一体化

一　国土利用計画法は国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

二　首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の各大都市圏整備に係る事業計画は廃止し、各大都市圏整備計画は国土形成計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。

三　東北開発促進法及び九州・四国・北陸・中国の各地方開発促進法を廃止する。

第三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、都市における浸水被害の防止、公共用水域の水質の保全等を図るため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共下水道により排除される雨水のみを受けて、２以上の市町村の区域における雨水を排除し、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有する下水道を、雨水流域下水道として整備することができる。

二、一定の流域別下水道整備総合計画に定めるべき事項として、終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量について、終末処理場ごとの削減目標量及び削減方法に関する事項を追加する。

三、流域別下水道整備総合計画に二の削減目標量が定められた終末処理場で、放流する下水の窒素含有量等に係る水質を一定の基準に適合させることができる構造のもの（以下「高度処理終末処理場」という。）を管理する地方公共団体は、他の地方公共団体が管理する終末処理場の削減目標量の一部に相当するものとして、自らの削減目標量を超えて窒素含有量等を削減する旨を、当該他の地方公共団体の同意を得て、都道府県に申し出ることができる。

四、三の申出を受けた都道府県が、申出に係る窒素含有量等の削減方法、当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項等を流域別下水道整備総合計画に記載した場合には、当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、その管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

五、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害等を生ずるおそれがある一定の物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

六、公共下水道管理者は、五の者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、これを講ずべきことを命ずることができることとするとともに、この命令に違反した者に対する罰則を設ける。

七、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、閉鎖性水域の水質の改善等を図るため、下水の高度処理が効果的に実施され、速やかに普及するよう技術開発の促進に努めるとともに、水質に悪影響を及ぼす物質の下水道への流入の抑制の重要性について国民への周知等に努めること。

二、高度処理に係る排出負荷量調整手法の導入に当たっては、地方公共団体に対して、必要に応じて、助言・支援等を行うことにより、費用負担等における調整が円滑に進められるようにすること。

三、雨水流域下水道等における浸水対策の推進に当たっては、雨水排除に関する他の事業分野との十分な連携を図るとともに、それぞれの分野においては、より実効性のある対策が行われるよう努めること。

四、下水道事業を取り巻く厳しい財政・経営状況を踏まえ、国と地方の財政上の役割分担、受益と負担の関係を始めとした下水道事業の在り方について、その見直しを含め早急に検討を進めること。

右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要旨】

本法律案は、増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応して、空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新技術を活用した航行方式を導入するため、一定の高さ以上の空域において有視界飛行方式による飛行を禁止するとともに、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の特別な方式による航行について国土交通大臣の許可制度を導入することとする。

二、国土交通大臣は、空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報提供等の航空交通の管理に係る措置を講ずるものとする。

三、航空交通の安全を確保するため、管制化されていない空港周辺を航行する航空機に対し他の航空機の飛行情報を入手させるといった空域に係る規制の見直しを行うこととする。

四、航空機の設計検査において民間能力の活用を図るため、国の認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）が設計した航空機について国の検査を一部省略できる等、航空機検査制度の合理化を行うこととする。また、国が認定事業場の適正な業務遂行について事後チェックを適切に行うことができるよう、業務改善命令等の事後監督規定を整備することとする。

五、国際民間航空条約に基づく国際標準に準拠して、国際航行を行う操縦士に対する英語能力の証明制度を導入することとする。

六、この法律は、平成17年10月１日から施行する。ただし、新技術を活用した航行方式に関する規定及び航空英語能力証明に関する規定は、それぞれ政令で定める日から施行する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、流通業務総合効率化事業について、流通業務の総合化及び効率化の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針を定める。

二、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、総合効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

三、重要港湾の港湾管理者は、臨港地区及び港湾区域内において、港湾流通拠点地区を指定することができる。

四、特定流通業務施設を整備しようとする者は、整備計画が基準に適合することについて、

主務大臣の確認を受けることができる。

五、総合効率化計画の認定を受けたときは、倉庫業法の登録・届出、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の許可・認可等が行われたものとみなす。また、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行うに当たり港湾法の規定による届出をしたものとみなす。

六、中小企業信用保険法に規定する普通保険等について、流通業務総合効率化関連保証を受けた中小企業者に対し、付保限度額の別枠化等の特例を設ける。また、中小企業投資育成株式会社は、中小企業者たる認定総合効率化事業者について、資本の額が３億円を超える株式会社の新株の引受け等を行うことができる。

七、食品流通構造改善促進機構は、食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借り入れに係る債務の保証、特定流通業務施設の受託整備等を行う。

八、国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業について、都市計画法等による処分について適切な配慮をする。また、工場立地法に規定する事務の実施に当たり適切な配慮をする。

九、国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又は融通のあっせんに努める。

十、国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため必要な措置を講ずるよう努める。

十一、中小企業流通業務効率化促進法は廃止する。

十二、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、平成17年に開催される2005年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進するため、国及び関係地方公共団体は、海外に向けた観光宣伝活動の充実強化、観光案内の充実、外国人観光旅客に対する接遇の向上等必要な措置を講ずるよう努めることとするとともに、外国人の上陸の申請に係る特例措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、2005年日本国際博覧会の終了の日限り、その効力を失う。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の

利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共工事の品質確保に関し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないこと等の基本理念を定める。

二、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者の責務について規定する。

三、政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定めるとともに、各省各庁の長、地方公共団体の長等は、基本方針に定めるところに従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四、発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならない。

五、発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努め、これを適切に審査し、評価しなければならないこととし、この場合には、中立かつ公正な審査及び評価が行われるよう必要な措置を講ずるものとするほか、技術提案についての改善、高度な技術等の提案を求めた場合における予定価格等について規定する。

六、発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努めなければならないこととし、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとするほか、国及び都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

七、政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

八、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。

二、公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。

三、発注者による競争参加資格の設定に当たっては、新規参入企業の競争への参加が阻害されないよう配慮すること。

四、入札に参加しようとする建設業者が適切に評価されるよう、入札参加希望者登録制度における格付け及び経営事項審査制度の適切な運用に努めること。

五、施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底

されるよう努めること。

六、技術提案制度の運用に当たっては、発注者の自主性が尊重され、工事の内容に応じた適切な判断がなされるよう配慮すること。

七、体制が整っていない地方公共団体においても、技術提案に関する審査及び評価を適切に行うことができるよう配慮すること。

八、技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定める場合においては、学識経験者の意見も踏まえ、適切に定めること。

九、適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から、施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。

十、公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討を行うこと。

十一、公共工事に係る工事実績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保に十分留意すること。

右決議する。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため半島振興法の有効期限を延長するとともに、半島振興計画の内容の拡充等必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を10年延長し、平成27年３月31日までとする。

二、法律の目的規定に、半島地域の自立的発展を追加する。

三、半島振興計画に定める事項に次の事項を追加する。

１　国内及び国外の地域との交流の促進

２　水害、風害、地震災害（津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

四、国及び地方公共団体は、①高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実、②半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興、③観光その他の地域間交流の促進について適切な配慮をするものとする。

五、半島振興対策実施地域において旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の新設又は増設に係る事業税等地方税の不均一課税をした場合においては、その減収額について地方交付税により補てんするものとする。

六、この法律は、一部を除き、平成17年４月１日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の目的に、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記する。

二、法律の基本理念に、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者にゆだねるに際しては行政の効率化又は国公有財産の有効利用にも配慮すべきことを明記する。

三、公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定に当たって、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

四、国及び地方公共団体は、選定事業者から民間施設部分を譲渡された者等に対して、一定の場合に、行政財産である土地を貸し付けることができるものとする。

五、独立行政法人を含む公共法人及び地方公共団体への本法の適用の明確化、地方自治法に基づく指定管理者制度との整合を図るための配慮等に関する規定を設ける。

六、この法律は、公布の日から施行する。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	郡司	彰（民主）	関口	昌一（自民）	島田	智哉子（民主）
理　事	大野	つや子（自民）	竹中	平蔵（自民）	林	久美子（民主）
理　事	真鍋	賢二（自民）	中川	雅治（自民）	福山	哲郎（民主）
理　事	谷	博之（民主）	西田	吉宏（自民）	高野	博師（公明）
理　事	加藤	修一（公明）	矢野	哲朗（自民）	鰐淵	洋子（公明）
	阿部	正俊（自民）	大石	正光（民主）	市田	忠義（共産）
	狩野	安（自民）	芝	博一（民主）		（17.3.8 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案５件（うち本院先議２件）、承認案件１件及び衆議院提出（環境委員長）２件の合計８件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願７種類72件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案は、本院先議に係るもので、大気環境の大都市地域を中心とした厳しい状況にかんがみ、特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制となっていた公道を走行しない特定特殊自動車について、特定原動機の型式指定及び特定特殊自動車の型式届出の制度を設けるとともに、技術基準に適合しない特定特殊自動車の使用の規制等の措置を講じようとするものである。委員会においては、技術基準適合車への買換え促進のための金融・税制上の支援、特定特殊自動車における燃料使用の適正化と点検・整備の励行、特定特殊自動車の排出ガス基準に関する国際的連携の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案は、本院先議に係るもので、湖沼が国民の生活や生産活動にとって重要な資産でありながら、その水質については顕著な改善傾向が見られない状況にかんがみ、指定湖沼の水質の保全を図るため、これまでの対策に加えて、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺環境の保護等の特別の措置を講じようとするものである。委員会においては、水質汚濁メカニズムの解明に向けた取組、流出水対策地区の指定の在り方、湖辺環境の保護対策の進め方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

環境省設置法の一部を改正する法律案及び**地方自治法第百五十六条第四項の規定に**

基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件は、両案一括して議題とし審査を行った。

本法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という２系統の地方組織を統合し、環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を設置しようとするものであり、本承認案件は、「環境省設置法の一部を改正する法律案」によって、環境省に、地方環境事務所を設置することについて、国会の承認を求めるものである。委員会においては、地方環境事務所の体制の充実・強化、地域に軸足を置いた廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策などの環境施策の積極的展開等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決され、本承認案件は全会一致をもって承認された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案は、岐阜市における大規模不法投棄事案の発生や、我が国からの廃プラスチックが中国において輸入禁止となるなど、最近における廃棄物処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の不適正処理に対する対応を強化し、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、排出者責任を重視したごみ処理行政の必要性、不法投棄の正確な実態把握と電子マニフェスト普及拡大のための方策、産業廃棄物行政を担う地方公共団体の体制の在り方等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

浄化槽法の一部を改正する法律案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等必要な措置を講じようとするものである。委員会においては提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策のより一層の推進を図るため、特定排出者に係る温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表等の措置を講じようとするものである。なお、本法律案は本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、温室効果ガス排出量の報告等の際の企業秘密の取扱い、京都議定書目標達成計画の実効性を高めるための方策、地球温暖化防止に向けた国民運動の展開の推進策、長期的な展望に立った地球温暖化対策の進め方等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑終了後、日本共産党より温室効果ガス算定排出量の報告等に関する都道府県知事の関与等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、附帯決議が付された。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、施設を設置しないで動物の販売を行うなどの新たな業態が現れるなど社会情勢が変化し、また、依然として動物取扱業者の不適切な飼養保管実態や近隣への迷惑問題の発生が見受けられ、動物取扱業の責任と役割の在り方に対する社会的な批判が高まってきていることにかんがみ、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業に対する登録制の導入等の措置を講じようとするものである。委員会においては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月８日、 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策について小池環境大臣から所信を聴取するとともに、平成17年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について高野環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。また、第161回国会閉会後の１月13日、14日の両日、愛知県において実施した環境保全及び公害対策等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月15日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等について質疑を行った。主な質疑は、地域における環境教育、環境学習への取組に対する環境省の認識、大気汚染の現状と対策及び技術開発等の状況、京都議定書発効の意義及び環境大臣の認識、西ナイル熱対策ガイドラインにおける殺虫剤の今後の扱い、紙の使用量削減に向けての政府及び参議院における取組、ＥＵ各国の温室効果ガス排出量削減の達成状況と取組等である。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、平成17年度予算における京都議定書目標達成計画関係予算の計上状況、新設される地方支分部局「地方環境事務所」についての将来構想、不法投棄の発生状況と原状回復措置の実施状況、自然再生事業における環境省の取組、知床の世界自然遺産登録に向けての環境大臣の決意、汚染状況が厳しい湖沼の水質悪化防止対策の現状、廃棄物の自社処分等に対する規制強化への取組等について質疑を行った。

５月12日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑は、景観法施行に伴う国土交通省及び環境省の取組、都道府県の合併浄化槽普及構想の現状、安全でおいしい水の供給のための浄水場の見直し、神栖町における有機ヒ素化合物による健康被害への対応、汚水処理施設整備交付金制度の周知方策等である。

７月28日、「四日市市における産業廃棄物不法投棄事案に関する実情調査」のため、三重県四日市市を訪れ、大矢知町産業廃棄物不法投棄現場を視察した。

（２）委員会経過

○平成17年３月８日（火）（第１回）

・環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

・環境行政の基本施策に関する件について小池環境大臣から所信を聴いた。

・平成17年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について高野環境副大臣から説明を聴いた。

・公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年３月15日（火）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小池環境大臣、川村参議院事務総長、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、谷博之君（民主）、島田智哉子君（民主）、加藤修一君（公明）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成17年３月18日（金）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について小池環境大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、大石正光君（民主）、谷博之君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年３月31日（木）（第４回）

・**特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（閣法第68号）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月５日（火）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（閣法第68号）**について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、芝博一君（民主）、谷博之君（民主）、鰐淵洋子君（公明）

（閣法第68号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月７日（木）（第６回）

・**湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月12日（火）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）**について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕狩野安君（自民）、島田智哉子君（民主）、林久美子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第69号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月14日（木）（第８回）

・**環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）**
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）

以上両案件について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月19日（火）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）**
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）

以上両案件について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、
環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）を可決し、
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、林久美子君（民主）、谷博之君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第32号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

（閣承認第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

○平成17年４月21日（木）（第10回）

・**廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月26日（火）（第11回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**について参考人京都大学環境保全センター教授酒井伸一君、ジャーナリスト高杉晋吾君、環境ＮＧＯアジア環境連帯最高顧問江口雄次郎君及び廃棄物処分場問題全国ネットワーク事務局長大橋光雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成17年５月10日（火）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、高野環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、福山哲郎君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第67号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年５月12日（木）（第13回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・景観法施行に伴う国土交通省及び環境省の取組に関する件、山岳トイレの設置に対する環境省の取組に関する件、都道府県の合併浄化槽普及構想の現状に関する件、安全でおいしい水の供給のための浄水場の見直しに関する件、神栖町における有機ヒ素化合物による健康被害への対応に関する件、汚水処理施設整備交付金制度の周知方策等に関する件等について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、谷博之君（民主）、大石正光君（民主）、加藤修一君（公明）

・**浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）**について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第17号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年５月17日（火）（第14回）

・**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年５月19日（木）（第15回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、川村参議院事務総長、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、島田智哉子君（民主）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

〇平成17年６月７日（火）（第16回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について参考人福岡大学法学部教授浅野直人君、ＮＰＯ法人気候ネットワーク代表・弁護士浅岡美恵君、日本電気株式会社エグゼクティブ・エキスパート（全社環境戦略担当）山口耕二君及びＮＰＯ法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（ＣＡＳＡ）専務理事早川光俊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

〇平成17年６月９日（木）（第17回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、大石正光君（民主）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第79号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年６月14日（火）（第18回）

・**動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）**について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第20号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という２系統の地方組織を統合し、法律に規定する環境大臣の権限等を委任できる地方支分部局として、環境省に地方環境事務所を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を置くこととし、地方環境事務所は、環境省の所掌事務の一部を分掌することとする。

二、環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任することができるよう、関係法律について所要の規定の整備を行う。

三、この法律は、平成17年10月１日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、岐阜市において大規模不法投棄事案が発生し、また、我が国からの廃プラスチックが中国において輸入禁止となるなど、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、広域化する産業廃棄物処理、悪質巧妙化する不適正処理事案等に対して、より的確に対応できるようにするため、保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めることとする。

二、産業廃棄物管理票制度の遵守を徹底するため、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対し、産業廃棄物管理票又はその写しを保存する義務を課すこととするほか、違反行為に対する勧告に従わない者についての公表及び命令措置を導入することとする。

三、廃棄物の無確認輸出を税関検査等で発見した場合に、その罪を確実に問うことによって抑止効果を高めるため、廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設することとするほか、産業廃棄物管理票に係る違反行為、廃棄物の無確認輸出等の罪の量刑を引き上げるなど、不法投棄の撲滅及び無確認輸出の防止に向けた罰則の強化を行うこととする。

四、悪質な廃棄物処理業者等の排除を一層推進するため、廃棄物処理業等の許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければならないこととするほか、許可申請書等に虚偽記載をするなど不正の手段により許可を受けた場合について取消処分の対象とすることとする。

五、最終処分場の維持管理を適切に行うことにより、周辺住民の当該処分場に対する信頼

性を高めるため、維持管理積立金制度の施行以前に埋立処分が開始された最終処分場について、新たに対象とすることとする。

六、この法律は、一部を除き、平成17年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の防止には、産業廃棄物の排出量や処理ルート等の実態の把握が不可欠であることにかんがみ、今後、調査の方法や制度についての検討を重ね、より正確な実態把握に努めること。

二、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。

三、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの計画的な普及拡大の実現を図ること。

四、廃棄物処理市場の健全化を図るため、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することができるよう、優良な処理業者の育成を進めるとともに、処理業者に関する情報提供のシステムを充実すること。さらに、不適正処理を行った処理業者に対しては、積極的かつ厳正な行政処分と罰則の厳格な適用を行うこと。

五、廃棄物の無確認輸出の防止を図るため、税関検査時に確実に捕捉できるよう、検査体制の強化に努めること。また、海外においても廃棄物の適正な３Ｒが確保されるよう、十分な対策を講ずること。

右決議する。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（閣法第68号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を新たに導入するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定原動機の型式指定

１　特定原動機について、排出ガス低減性能に関する特定原動機技術基準を定める。

２　特定原動機の製作者又は輸入者は、その基準に適合し均一性を有する特定原動機の型式の指定を受けることができる。

二、特定特殊自動車の型式届出

１　特定原動機以外の部分について、排出ガス低減性能に関する特定特殊自動車技術基準を定める。

２　特定特殊自動車の製作者及び輸入者は、型式の指定を受けている特定原動機を搭載し、特定特殊自動車技術基準に適合する特定特殊自動車の型式を主務大臣に届け出ることができる。

３　届出事業者は、その基準に適合することを検査し、検査記録を保存したときは、特定特殊自動車に基準適合表示を付すことができる。

三、特定特殊自動車の使用の制限等

１　特定特殊自動車は、基準適合表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、使用開始前に、主務大臣の検査を受けて、技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りでない。

２　主務大臣は、技術基準に適合しなくなったと認めるときは、必要な整備を命ずることができる。

四、その他

検査を行うことができる民間機関の登録、燃料の種類その他特定特殊自動車の使用に際し配慮すべき指針、罰則その他の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、特殊自動車のうち現在排出ガス許容限度目標が設定されていないもの及び可搬式の発動発電機等特殊自動車以外の汎用エンジンについては、その排出寄与率等が無視できないことから、早期に排出ガス規制の導入について検討すること。

二、特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準等を定めるに当たっては、オンロード特殊自動車と異ならない規制とすること。

三、オフロード特殊自動車については、現在メーカー指定の燃料以外の燃料が広く使用され、排出ガスの性状の悪化をもたらしていると言われていることから、これらの燃料の使用状況に関する実態調査を早期に行うとともに、適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策を実施すること。

四、オフロード特殊自動車については、定期検査が義務化されていないことから、整備不良を排除し適正な機能を維持するため、使用者に対し、点検・整備の励行等に係る普及啓発対策を強化すること。

五、排出ガス基準に適合するオフロード特殊自動車への買換えが円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。

右決議する。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要旨】

本法律案は、湖沼が国民の生活や生産活動にとって重要な資産でありながら、その水質については顕著な改善傾向が見られない状況にかんがみ、指定湖沼の水質の保全を図るため、これまでの対策に加えて、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、

市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺の環境の保護等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農地、市街地等から流出する汚濁負荷の削減を図るため、都道府県知事は流出水対策地区を指定し、当該地区に係る流出水対策推進計画の策定、流出水対策の実施のための指導等を行うことができることとする。

二、湖沼の水質の改善に資する植生を保護するため、都道府県知事が指定した湖辺環境保護地区において植物の採取等の行為を行う場合に届出を義務付けるとともに、都道府県知事は必要に応じ当該行為に対する措置命令等を行うことができることとする。

三、事業場から排出される汚濁負荷の一層の削減を図るため、事業場からの排出水に係る負荷量規制について、これまで適用を除外してきた既設事業場にも適用することとする。

四、湖沼水質保全計画に対する地域住民の理解と協力を得るために、都道府県知事は、湖沼水質保全計画の策定に当たって、指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

本法制定後20年が経過し、その間、指定湖沼についてさまざまな施策が講じられてきたにもかかわらず、その水質状況に顕著な改善が見られていないことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、水環境保全施策の実施においては、地域住民をはじめ地域関係者の役割が重要であることから、湖沼水質保全計画の策定に当たっては、地域住民・地域関係者の意見が最大限尊重されるとともに、定量的な目標や補助指標の設定等により、地域住民・地域関係者の理解が得られるようなものとなるよう、都道府県と十分な連携を図ること。

二、流出水対策の実施に当たっては、その実効性を確保するため、地域住民・地域関係者の理解と協力を得るとともに、対策の効果を把握するため、汚濁負荷の調査の実施及びモニタリング体制の構築・強化について、都道府県と十分な連携を図ること。

三、負荷量規制が新たに適用される既設の事業場については、経済的な負担に配慮しつつ、その規制の在り方について適宜見直すこと。また、未規制の小規模事業場については、排出実態調査を実施するとともに、都道府県における排水規制の状況も踏まえ、その対策について検討を行うこと。

四、湖辺環境の保護に当たっては、土地の所有者等の協力を得られるよう十分配慮するとともに、植生規模の維持・拡大を図るため、自然再生等の施策と十分連携を図ること。

五、現行の指定湖沼以外の湖沼についても、未然防止の視点も踏まえ、本法に基づく水質保全対策が実施できるよう、指定湖沼の指定の在り方等について検討を行うこと。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、特定排出者に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の責務及び地方公共団体の責務について、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にする。

二、地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを追加する。

三、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガスの排出量等を事業所管大臣に報告しなければならないものとする。

四、事業所管大臣は、三の報告事項及び報告に係る排出量の集計結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。その際、特定排出者の権利利益の適切な保護を図るものとする。

五、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項等を電子ファイルに記録するとともに、報告に係る排出量の集計結果を集計し、公表するものとし、何人も、ファイル記録事項の開示請求を行うことができるものとする。

六、二酸化炭素排出量に係る「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく定期の報告は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量についての三による報告とみなすものとする。

七、政府は、平成20年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

八、この法律は、平成18年４月１日から施行するものとし、三については、平成19年度以降に行う報告について適用するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の運用に当たっては、制度の趣旨に照らし、企業秘密について厳格かつ公正な判断を行うこと。また、可能な限り個別事業所ごとの排出量等の情報も開示の対象とするとともに、当該情報が地方公共団体にも提供されるよう努めること。

二、京都議定書目標達成計画の実効性を高めるため、目標及び施策についての評価・見直しを行う平成19年を待つことなく、随時施策の進捗状況等について点検を行い、必要に応じて施策の強化を図ること。その際、パブリックコメントの実施はもとより、国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。

三、温室効果ガス排出量の削減に向けた国民運動の展開を図るため、国民各界各層それぞ

れの主体の参加と取組が促進されるよう普及啓発を効果的に行うとともに、ＮＧＯ等の活動の支援の充実に努めること。さらに、業務その他部門及び家庭部門からの排出量が急増していることにかんがみ、ワークスタイルやライフスタイルの転換を促すための施策を検討し、最大限の努力に基づいたものから順次実施すること。

四、京都議定書目標達成計画に明記された諸課題（環境税など）については、必要に応じそのあるべき姿について早急に検討すること。

五、京都議定書の発効を踏まえ、同議定書の未締結国に対して参加を強く働きかけるとともに、すべての先進国と途上国がその差異を認めつつ排出者責任を共有できる京都議定書以後の枠組の構築に向け、積極的に国際的なリーダーシップを発揮すること。特に、途上国における温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。

右決議する。

浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽からの放流水の水質について、技術上の基準を創設する等必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示する。

二、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質についての技術上の基準を創設する。

三、浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期の見直しを行う。

四、浄化槽の維持管理等に対する都道府県知事の監督規定を強化するとともに、罰則の規定を整備する。

五、この法律は、平成18年２月１日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案は、施設を設置しないで動物の販売を行うなどの新たな業態が現れるなど社会情勢が変化し、また、依然として動物取扱業者の不適切な飼養保管実態や近隣への迷惑問題の発生が見受けられ、動物取扱業の責任と役割の在り方に対する社会的な批判が高まってきていることにかんがみ、動物取扱業に対する規制の見直しをはじめとする必要な改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定めなければならないこととする。また、都道府県は、同指針に即して、動物愛護管理推進計画を定めなければならないこととする。

二、動物取扱業の規制について、届出制から登録制に改めることとし、動物の飼養又は保

管のための施設の設置の有無にかかわらず、動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市の長の登録を受けなければならないこととする。

三、動物取扱業者は、事業所ごとに、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任することとする。

四、動物を科学上の利用に供する場合には、その目的を達することができる範囲において、できる限り、動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮することとする。

五、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本承認案件は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、「環境省設置法の一部を改正する法律案」により、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	北澤	俊美（民主）	河合	常則（自民）	江田	五月（民主）
理　事	岩城	光英（自民）	国井	正幸（自民）	輿石	東（民主）
理　事	鈴木	政二（自民）	桜井	新（自民）	西岡	武夫（民主）
理　事	円	より子（民主）	陣内	孝雄（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	簗瀬	進（民主）	真鍋	賢二（自民）	白浜	一良（公明）
	有村	治子（自民）	山本	一太（自民）	井上	哲士（共産）
	岡田	直樹（自民）	今泉	昭（民主）		

（17.1.26 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を３回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、３回開かれ、岡田克也君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

２月23日の合同審査会（第１回）では、北澤俊美参議院国家基本政策委員長が会長を務め、所得税定率減税問題についての十分な議論の必要性、日米安全保障協議委員会の共同発表の内容、国際テロへの対応において自衛隊が果たす役割、国連決議がない場合での自衛隊の米軍協力の可能性、米国の先制攻撃論に対する評価、国民年金を含めた年金一元化、年金制度を始めとする社会保障制度改革の道筋等について討議が行われた。

４月６日の合同審査会（第２回）では、丹羽雄哉衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、両院合同会議における年金改革の骨子作成、年金制度改革についての具体案の提示、被災者生活再建支援法の対象の拡大、地震保険加入者や被災地において活動中のＮＰＯへの寄付に対する税控除の拡大、ＢＳＥ問題についての食品安全委員会への諮問と科学的議論の必要性、旧橋本派への政治献金問題に関する証人喚問の実現等について討議が行われた。

４月20日の合同審査会（第３回）では、北澤俊美参議院国家基本政策委員長が会長を務め、中国における反日気運の盛り上がりとアジア軽視の外交、国連常任理事国入りに向けての中国・韓国に対する外交戦略、村山談話及び日中パートナー宣言に対する総理の認識、年金制度の抜本改革の骨子を今秋までに作成する決意、郵政民営化後に35兆円もの貸付けを実施できるという確証、国が資本の３分の１を有する窓口会社による事業拡大と官の肥大化との関係等について討議が行われた。

（2）委員会経過

〇平成17年１月26日（水）（第１回）

・理事の補欠選任を行った。

・国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

・国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

〇平成17年４月20日（水）（第２回）

・理事の補欠選任を行った。

〇平成17年２月23日（水）（合同審査会第１回）

・国家の基本政策に関する件について岡田克也君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

〇平成17年４月６日（水）（合同審査会第２回）

・国家の基本政策に関する件について岡田克也君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

〇平成17年４月20日（水）（合同審査会第３回）

・国家の基本政策に関する件について岡田克也君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	中曽根	弘文（自民）	大仁田	厚（自民）	主濱	了（民主）
理　事	阿部	正俊（自民）	大野	つや子（自民）	辻	泰弘（民主）
理　事	椎名	一保（自民）	岡田	広（自民）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	野上	浩太郎（自民）	世耕	弘成（自民）	白	眞勲（民主）
理　事	舛添	要一（自民）	関口	昌一（自民）	平野	達男（民主）
理　事	若林	正俊（自民）	田村	耕太郎（自民）	前川	清成（民主）
理　事	池口	修次（民主）	中島	啓雄（自民）	前田	武志（民主）
理　事	小川	勝也（民主）	長谷川	憲正（自民）	水岡	俊一（民主）
理　事	福山	哲郎（民主）	松村	龍二（自民）	山本	孝史（民主）
理　事	荒木	清寛（公明）	山崎	力（自民）	風間	昶（公明）
	秋元	司（自民）	山谷	えり子（自民）	福本	潤一（公明）
	浅野	勝人（自民）	犬塚	直史（民主）	山本	香苗（公明）
	泉	信也（自民）	大久保	勉（民主）	紙	智子（共産）
	市川	一朗（自民）	大塚	耕平（民主）	大門	実紀史（共産）
	岩永	浩美（自民）	小林	正夫（民主）	福島	みずほ（社民）

（17.1.26 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本委員会に付託された案件は、平成十六年度補正予算３案及び平成十七年度総予算３案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会付託の請願１種類６件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔予算の審査〕

平成十六年度補正予算　平成十六年度補正予算３案は、１月21日国会に提出され、２月１日に成立した。

予算委員会では、１月26日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、１月31日及び２月１日の２日間、小泉内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行い、２月１日、討論の後、多数をもって可決した。

主な質疑は以下のとおりである。まず冒頭に郵政民営化問題について、「総理は郵政民営化の実現に政治生命をかけるという強い決意でこの通常国会に臨んでいるというが、どのような形で民営化しようとしているのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣から「郵政３事業は公務員でなくてはできない仕事なのか。これらの事業の経営も国民の様々な要望に応えられるのであれば民間に委せたほうがいい。また、官の資金を民間に流すためにも郵政民営化は欠かせないと考えている。ただし、郵政公社の職員の雇用について配慮すること等を定めた郵政改革５原則については、これを尊重しながら改革を行っていきたい」旨の答弁が行われた。

また、補正予算について、「厳しい財政事情の中で財政規律を守りながら必要な災害対策予算を確保したことは評価するものの、経済対策を盛り込まなくても我が国の経済は大丈夫なのか。今後の経済の見通しはどうか」との質疑があり、これに対し、竹中経財担当大臣から、「我が国経済は、不良債権の減少に伴い金融基盤が安定し、構造改革と企業の努力が相まって民間需要を中心にプラスの成長が続いている。短期的には踊り場の状況にあるが、大局的には回復を続けていけると考えている。今回の補正予算の効果も織り込むと、17年度の実質経済成長率は1.6％、名目経済成長率は1.3％程度になると見込んでおり、更に持続的に発展させていきたい」旨の答弁が行われた。

このほか、被災者再建支援法改正問題、イラク国民選挙の実施状況、日歯連の「迂回献金」問題、定率減税廃止の法的根拠、公務員制度改革の進捗状況、中国に対するＯＤＡの必要性、二極化した経済に対する経済政策の在り方、ＮＨＫ番組改変問題、少子化対策へ向けた取組の推移、北朝鮮への人道支援と拉致問題の関係、米軍のトランスフォーメーションと在日米軍駐留基地の在り方等について質疑が行われた。

平成十七年度総予算　平成十七年度総予算３案は、１月21日国会に提出され、３月23日に成立した。

予算委員会では、２月１日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、３月３日より審査に入り、10日には税制・景気に関する集中審議及び年金・社会保障に関する集中審議、17日には外交防衛等に関する集中審議、22日には証券・金融・規制緩和に関する参考人質疑及び証券・金融・規制緩和に関する集中審議、23日には政治・政治資金に関する集中審議を、また、15日には公聴会を、さらに18日及び22日には委嘱審査を、３月23日には締めくくり質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、予備審査中の２月16日から18日にかけて、静岡県、愛知県に委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑は以下のとおりである。まず、本年度予算の特徴について質疑が行われたのに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣から「極めて厳しい財政状況の中で、国債発行を抑制し財政状況の改善に努めると同時に、現在の経済状況を少しでもプラスにすることを目指しつつ、将来の負担と現状の経済、景気をにらみながら予算編成を行ったものである」旨の答弁がなされた。次に、経済・財政問題について、「現在は景気回復が踊り場の状況にあると政府は表明しているが、踊り場はいつまで続くのか。景気回復に伴い企業収益は好調であるが個人所得への還元が進んでいないではないか。デフレ脱却が行われるときには次の課題として何が問題になるのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「経済全体としては大局的に見ると回復の局面にあるが、一時的に弱い動きが出ているだけであり、鉱工業生産指数等の指標を見ても景気が下折れする段階ではなく、年央から踊り場を脱する動きが出てくることを期待している。最近になって企業収益が雇用者報酬にプラスに反

映し始めたという動きがあり、このような流れを実現して、個人消費に支えられた景気回復にしていきたい。デフレを脱却した後は、長期金利の上昇、国債費の増大は避けられない。だからこそ、今歳出改革をしていかなければならない」旨の答弁が行われた。また、「定率減税を２分の１に縮減する措置は景気に水を差すことになりかねない」との質疑に対し、小泉内閣総理及び関係大臣から、「定率減税は景気対策としては異例の措置として行ったものである。本年度において定率減税が縮減されるのは平成18年１月から３月まで、金額にすると約1,700億円程度の負担増にすぎず、消費税を１％引き上げた場合の２兆5,000億円と比べると、消費に与える影響ははるかに小さい。定率減税は、当時の非常に低迷した景気状況の底入れと税制の抜本改革までのつなぎの措置という意味合いがあり、当時のその厳しい低迷した状況から比べると、今日の経済状況には変化がみられる。ただし、一遍に元に戻すと景気に与える影響もあることから、半分ずつ行うことにした」旨の答弁が行われた。「日銀の金融緩和の出口施策として国債の長期金利の動向も考慮すべきはないか」との質疑に対しては、日銀総裁から「消費者物価指数が安定的にゼロ％以上になるまで金融緩和を続けるが、長期金利の動向等を含め、経済、物価情勢によっては更に緩和政策をより長く続けることもあり得る」旨の答弁が行われた。

次に、年金、社会保障問題について「今後の年金一元化をどのように行っていくのか。その場合に納税者番号制は導入するのか。社会保険庁の機構改革はどのように行っていくのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「年金一元化は望ましいと考えており、この問題についての政党間協議をできるだけ早く始めようと言っている。基本的に納税者番号はこれからの時代に必要だと考えているが、この問題についても同様に政党間で協議を行っていきたい。社会保険庁の組織、存続を前提としないで改革を行うということで、５月に最終案を出すことになっており、それを参考にして取り組んでいきたい」旨の答弁が行われた。また、「少子化対策の予算が高齢者に対する施策の経費に比べて少ないのでは」との指摘に対して、小泉内閣総理大臣から「少子化対策については、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、今回は子育て、子ども・子育て応援プランが行われているが、今後も対策を充実していかなくてはならない。限られた財源の中でどうめりはりを付けて子育て支援に重点化していくかは、難しい問題である。子育ての重要性は党派を超えた理解があるので、財源配分と支援対策をどのように重点化していくかについては各省連携しながら対策の強化に努めていきたい」旨の答弁が行われた。

次に、教育問題について、「どのような地域、家庭に生まれた子供でも教育の機会と場が与えられなければならない。義務教育段階において国際的な学力低下が明らかになってきているがその原因をどのように認識しているか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「収入の多寡にかかわらず教育を受けたい人にはすべて教育の機会を与えるという方向で現在進んでいる。教育が子供たち

に学ぶ意欲を持たせ、あるいは学習習慣を身に付けさせることになっているのか等の課題について、検討しなければいけない」旨の答弁が行われた。

次に、三位一体改革、地方分権に関連して「今後地方分権の道筋をどのようにつけていくのか。地方財政計画と決算の乖離をどのように解消していくのか。昨年地方６団体が提出した意見を政府案にどう反映させたのか。義務教育国庫負担の問題は今後どう処理していくのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「地方にできることは地方にという改革を今後も進めていきたい。地方財政計画に７兆円もの過大計上があると言われているが、投資的経費と一緒に見れば違いはそれほどなく、今年度の予算でその点を是正し、今後決算との乖離が起きないようにしていきたい。３兆円の税源移譲のうち２年間で２兆4,000億円の形がついたので及第点はもらえると思うが、積み残した問題もあるので総務大臣等と６団体の定期的会合を進めていきたい。義務教育国庫負担については本年度は税源移譲予定特例交付金として暫定的な扱いとなっているので、今後義務教育全般の話の中でその取扱いを議論していきたい」旨の答弁が行われた。

このほか、イラクの自衛隊活動状況、日米安全保障協議委員会と我が国の基本姿勢、国連安保理常任理事国入りへの我が国の決意、６か国協議と北朝鮮拉致問題への取組、中国残留孤児への支援策、人権擁護法案の問題点、食糧自給率の向上策、ＢＳＥ問題と食品の安全確保、学校の安全対策、地域づくりと住宅対策、男女共同参画社会の在り方、政治と政治資金、地球温暖化対策等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として以下のとおり、予算委員会が開かれた。

５月20日、外交等に関する件について、政府に対する集中審議を行った。質疑では、総理の一連の首脳会議出席の感想、スーダン和平支援への政府の取組、ＯＤＡ増額要請への対応、安保理改革における関係各国のスタンス、日露首脳会談の成果、ＪＲ西日本福知山線列車脱線事故と再発防止策等の問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

〇平成17年１月26日（水）（第１回）

・予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

・**平成十六年度一般会計補正予算（第１号）（予）**
平成十六年度特別会計補正予算（特第１号）（予）
平成十六年度政府関係機関補正予算（機第１号）（予）
以上３案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年１月31日（月）（第２回）― 総括質疑 ―

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十六年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、大野防衛庁長官、村田国務大臣、北側国土交通大臣、中山文部科学大臣、町村外務大臣、尾辻厚生労働大臣、村上国務大臣、麻生総務大臣、中川経済産業大臣、細田内閣官房長官、島村農林水産大臣、南野法務大臣、杉浦内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕小川敏夫君（民主）、※森ゆうこ君（民主）、※池口修次君（民主）、若林正俊君（自民）、※市川一朗君（自民）　※関連質疑

〇平成17年２月１日（火）（第３回）― 総括質疑・締めくくり質疑 ―

・**平成十六年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成十六年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、村田国務大臣、中川経済産業大臣、尾辻厚生労働大臣、中山文部科学大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、南野法務大臣、町村外務大臣、小池環境大臣、麻生総務大臣、棚橋国務大臣、細田内閣官房長官、島村農林水産大臣、竹中内閣府特命担当大臣、杉浦内閣官房副長官、七条内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

・総括質疑
〔質疑者〕※市川一朗君（自民）、※野上浩太郎君（自民）、風間昶君（公明）、※澤雄二君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）
※関連質疑

・締めくくり質疑
〔質疑者〕山本孝史君（民主）、※白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、山本香苗君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）
※関連質疑

（平成十六年度補正予算）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

・**平成十七年度一般会計予算（予）**
平成十七年度特別会計予算（予）
平成十七年度政府関係機関予算（予）
以上３案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

・平成十七年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年３月３日（木）（第４回）― 基本的質疑 ―

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、細田内閣官房長官、麻生総務大臣、中山文部科学大臣、島村農林水産大臣、町村外務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、竹中国務大臣、南野法務大臣、小池環境大臣、村田国務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、村上国務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社副総裁團宏明君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕輿石東君（民主）、※柳田稔君（民主）、※福山哲郎君（民主）、※円より子君（民主）、片山虎之助君（自民）　※関連質疑

○平成17年３月４日（金）（第５回）― 基本的質疑 ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、島村農林水産大臣、麻生総務大臣、中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、町村外務大臣、中川経済産業大臣、小池環境大臣、西厚生労働副大臣、上田財務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕片山虎之助君（自民）、※阿部正俊君（自民）、※椎名一保君（自民）、※山谷えり子君（自民）、木庭健太郎君（公明）、※浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

○平成17年３月７日（月）（第６回）― 一般質疑 ―

・派遣委員から報告を聴いた。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について竹中国務大臣、谷垣財務大臣、村上内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、中川経済産業大臣、町村外務大臣、中山文部科学大臣、大野防衛庁長官、島村農林水産大臣、尾辻厚生労働大臣、村田国務大臣、南野法務大臣、小池環境大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、上田財務副大臣、阪田内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、※秋元司君（自民）、白眞勲君（民主）、※主濱了君（民主）、小林正夫君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

〇平成17年３月８日（火）（第７回）― 一般質疑 ―

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について中川経済産業大臣、小池環境大臣、棚橋国務大臣、島村農林水産大臣、中山文部科学大臣、麻生総務大臣、村田国家公安委員会委員長、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、南野法務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、町村外務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、※関口昌一君（自民）、水岡俊一君（民主）、※前川清成君（民主）、犬塚直史君（民主）、風間昶君（公明）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）　※関連質疑

・平成十七年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

〇平成17年３月９日（水）（第８回）― 一般質疑 ―

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について大野防衛庁長官、麻生総務大臣、尾辻厚生労働大臣、谷垣財務大臣、島村農林水産大臣、中川経済産業大臣、中山文部科学大臣、町村外務大臣、北側国土交通大臣、細田国務大臣、村田国家公安委員会委員長、南野法務大臣、村上内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、小池環境大臣、山崎内閣官房副長官、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、※大仁田厚君（自民）、櫻井充君（民主）、※池口修次君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

〇平成17年３月10日（木）（第９回）― 集中審議（税制・景気、年金・社会保障）―

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、中山文部科学大臣、麻生総務大臣、滝法務副大臣、今井総務副大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・集中審議（税制・景気）

〔質疑者〕泉信也君（自民）、※田村耕太郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、※鈴木寛君（民主）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

・集中審議（年金・社会保障）

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、※小林温君（自民）、山本孝史君（民主）、※辻泰弘君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

〇平成17年３月11日（金）（第10回）― 一般質疑 ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について麻生総務大臣、小池国務大臣、島村農林水産大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、町村外務大臣、尾辻厚生労働大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、大野防衛庁長官、南野法務大臣、塩谷文部科学副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、※長谷川憲正君（自民）、松下新平君（民主）、喜納昌吉君（民主）、※池口修次君（民主）、山下栄一君（公明）、吉川春子君（共産）、大田昌秀君（社民）　※関連質疑

〇平成17年３月14日（月）（第11回）― 一般質疑 ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について谷垣財務大臣、麻生総務大臣、竹中国務大臣、細田内閣官房長官、尾辻厚生労働大臣、中山文部科学大臣、北側国土交通大臣、町村外務大臣、南野法務大臣、大野防衛庁長官、伊藤内閣府特命担当大臣、村上内閣府特命担当大臣、島村農林水産大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、中川経済産業大臣、小池環境大臣、黒澤国立国会図書館長、林田内閣府副大臣、西厚生労働副大臣、上田財務副大臣、段本財務大臣政務官、森下会計検査院長、阪田内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井広幸君（自民）、※坂本由紀子君（自民）、小川敏夫君（民主）、※直

嶋正行君（民主）、平野達男君（民主）、遠山清彦君（公明）、※鰐淵洋子君（公明）、仁比聡平君（共産）、※井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）　※関連質疑

○平成17年３月15日（火）（公聴会 第１回）

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

一橋大学大学院経済学研究科長　田近　栄治君
三菱証券株式会社理事チーフエコノミスト　水野　和夫君
静岡県立大学国際関係学部教授　伊豆見　元君
同志社大学法学部助教授　村田　晃嗣君
杉並区立和田中学校長　藤原　和博君
財団法人日本生態系協会会長　池谷　奉文君

・公述人（田近栄治君、水野和夫君）に対する質疑 ―財政・税制、財政・経済―
〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、風間昶君（公明）、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君（社民）

・公述人（伊豆見元君、村田晃嗣君）に対する質疑 ―外交・防衛―
〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、山本香苗君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

・公述人（藤原和博君、池谷奉文君）に対する質疑 ―教育・子育て・青少年問題、環境―
〔質疑者〕山崎力君（自民）、鈴木寛君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成17年３月16日（水）（第12回）― 一般質疑 ―

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について町村外務大臣、麻生総務大臣、島村農林水産大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、尾辻厚生労働大臣、中川経済産業大臣、常田農林水産副大臣、西厚生労働副大臣、小此木経済産業副大臣、塩谷文部科学副大臣、保坂経済産業副大臣、高野環境副大臣、加治屋農林水産大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、※岸信夫君（自民）、前田武志君（民主）、辻泰弘君（民主）、主濱了君（民主）、※小林正夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、※西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）
※関連質疑

以上３案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金

融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月18日の１日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会については３月22日午前の半日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成17年３月17日（木）（第13回）― 集中審議（外交防衛等）・一般質疑 ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、町村外務大臣、大野防衛庁長官、村田国務大臣、島村農林水産大臣、北側国土交通大臣、尾辻厚生労働大臣、竹中内閣府特命担当大臣、南野法務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、中山文部科学大臣、谷垣財務大臣、七条内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣、政府参考人、最高裁判所当局、参考人日本銀行理事白川方明君及び日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。

・集中審議

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、※有村治子君（自民）、齋藤勁君（民主）、※山根隆治君（民主）、山本香苗君（公明）、紙智子君（共産）、渕上貞雄君（社民）　※関連質疑

・一般質疑

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、前川清成君（民主）、※山本孝史君（民主）、大門実紀史君(共産)、※仁比聡平君（共産）、渕上貞雄君（社民）　※関連質疑

○平成17年３月22日（火）（第14回）

― 参考人に対する質疑・集中審議（証券・金融・規制緩和） ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について参考人株式会社大和総研参与・資本市場調査本部長吉川満君、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授弥永真生君及び森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士石綿学君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、小泉内閣総理大臣、村田内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、南野法務大臣、中川経済産業大臣、竹中国務大臣、七条内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、風間昶君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

・集中審議

〔質疑者〕山下英利君（自民）、大塚耕平君（民主）、風間昶君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

〇平成17年３月23日（水）（第15回）― 集中審議（政治・政治資金）・締めくくり質疑 ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、麻生総務大臣、阪田内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕若林正俊君（自民）、池口修次君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）

・各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、町村外務大臣、大野防衛庁長官、細田内閣官房長官、棚橋内閣府特命担当大臣、島村農林水産大臣、麻生総務大臣、村田内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、尾辻厚生労働大臣、南野法務大臣、中山文部科学大臣、小池環境大臣、中川経済産業大臣、上田財務副大臣、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小川勝也君（民主）、※平野達男君（民主）、荒木清寛君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

（平成十七年度予算）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

〇平成17年５月20日（金）（第16回）

・理事の補欠選任を行った。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・予算の執行状況に関する調査のうち、外交等に関する件について小泉内閣総理大臣、町村外務大臣、谷垣財務大臣、中山文部科学大臣、北側国土交通大臣、麻生総務大臣、村田国務大臣、細田内閣官房長官、尾辻厚生労働大臣、政府参考人及び参考人西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長垣内剛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕椎名一保君（自民）、※中島啓雄君（自民）、若林秀樹君（民主）、※辻泰弘君（民主）、福本潤一君（公明）、緒方靖夫君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

（３）予算の概要

平成十六年度一般会計補正予算（第1号）、平成十六年度特別会計補正予算（特第1号）、平成十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）

平成16年12月20日、平成十六年度補正予算３案が閣議決定された。我が国経済は、平成14年１月を谷として低成長とはいえ景気回復局面を続けてきた。具体的には、米国、中国の経済が好調なこともあって、輸出産業を中心に企業収益が回復し、機械受注等生産に関する指標の改善に加え、完全失業率が５％台から４％台に低下する等労働に関する指標についても改善がみられた。その反面、家計収入は伸び悩み、個人や家庭レベルでは景気回復の実感が感じられない状況にあった。平成16年８月から10月まで３か月連続して景気一致指数が50％を割り込み、今後の景気回復を不安視する声も出始めたが、政府は、景気は全体としては回復局面にあるが、現状は一時的な調整局面、「踊り場」であるとの判断を示した。

平成16年度補正予算は、以上のような経済状況において編成されたものである。昨年度の補正予算に引き続いて景気対策のための追加的な財政支出を盛り込まなかったことが特徴として挙げられる。

補正予算案の歳入においては、景気が好調なことを反映して、租税及印紙収入が当初の見積りより２兆2,940億円増加したほか、前年度（平成15年度）剰余金１兆4,910億円が発生し、これを受け入れた。同剰余金については、５年ぶりに財政法の規定に従い２分の１を国債整理基金に繰り入れたほか、同剰余金を活用してＮＴＴ－Ｂタイプ事業のうち8,642億円について繰上償還を行うこととした。

ところで、平成16年においては、梅雨前線豪雨をはじめとして、10回にわたる台風の上陸、新潟中越地震等災害が相次ぎ、各地に被害をもたらした。このため、補正予算案の歳出においては、災害対策費を１兆3,618億円を計上した。その内訳は、仮設住宅、被災者弔慰金等の災害救助等関係費が221億円、瓦礫の処理等の災害廃棄物処理事業費が241億円、公共事業等の追加が１兆2,385億円となっている。このほかの主な歳出は、義務的経費等の追加9,586億円であり、その内訳は、生活保護費負担金2,039億円、国民健康保険助成費1,585億円等の純粋の義務的経費の追加が5,957億円、その他の経費が3,629億円となっている。なお、歳出における、地方交付税交付金の増１兆1,686億円は、同交付金の原資となる国税の税収増に伴うものであり、既定経費の節減9,258億円の内訳は、既定経費の節約1,259億円、国債費の不用7,232億円となっている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加４兆7,678億円を加えた補正後の規模は86兆8,787億円となった。

平成十六年度補正予算のフレーム

（単位：億円）

歳出		歳入	
１．　災害対策費	13,618	１．租税及印紙収入	22,940
(1)災害救助等関係経費	221	２．税外収入	9,828
(2)災害廃棄物処理事業費	241	(1)ＮＴＴ－Ｂ事業償還分	8,642
(3)公共事業等の追加	12,385	(2)その他	1,186
①災害復旧等事業費	8,569	３．公債金	－
②一般公共事業関係費	2,347	４．前年度剰余金受入	14,910
③施設費等	1,469	(1)財政法６条剰余金	10,521
(4)災害関連融資関係経費	494	(2)地方交付税交付金	4,389
(5)その他の災害対策費	277		
２．義務的経費等の追加	9,586		
(1)義務的経費の追加	5,957		
(2)その他の経費	3,629		
①国際分担金及び拠出金	873		
②中小企業金融公庫出資金等	849		
③行刑施設緊急整備費	653		
④その他	1,255		
３．ＮＴＴ－Ｂ事業償還時補助	8,642		
４．国債整理基金特別会計へ繰入	13,903		
(1)前年度剰余金の１／２	5,261		
(2)ＮＴＴ－Ｂ事業償還分	8,642		
５．地方交付税交付金	11,686		
６．既定経費の節減	△ 9,258		
７．予備費の減額	△ 500		
歳出計	47,678	歳入計	47,678

平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算

平成十七年度総予算３案が平成16年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、平成14年１月を谷として低成長とはいえ景気回復局を続けてきた。一方、財政は、景気回復に伴い税収面で回復傾向がみられるものの、歳出と税収とのギャップは依然として大きく、歳入の多くを国債発行に依存しなければならない状況にある。

このような状況の中で編成された平成十七年度予算は、「改革と展望－2004」に掲げられた2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、歳出構造を抜本的に見直すことが目標とされた。一般会計の予算規模は82兆1,829億円、前年度当初比0.1％の増加であるが、政策的経費である一般歳出は47兆2,829億円と前年度当初比で0.7％減少した。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は１兆円程度の自然増があったこともあり、前年度当初比で2.9％増加し20兆3,808億円となり、一般歳出に占める同経費の割合は過去最高を更新し43.1％となった。他方、文教及び科学振興費は同6.7％の減少（このうちの科学振興費だけでみると2.6％の増加）、公共投資関係費は同3.6％減少となった。本年度から新たな防衛大綱、新中期防衛計画が策定されたことに伴い、防衛予算をどの程度の水準にするかについて議論が行われたが、防衛関係費は同1.0％の減少にとどまった。また、歳出の質の改善を高めるため、昨年度に導入された「政策群」（民間のイニシアチブを引き出すための政策と予算の組み合わせ）及び「モデル事業」（「宣言、実行、評価」という予算編成プロセスの確立に向けた取組）が引き続き行われることになったことに加え、特別会計の見直しが昨年度に続き行われた。

一般歳出以外の歳出は次のとおりである。まず、地方交付税等（地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計）は、16兆889億円と前年度当初比で2.5％減となっている。その内訳を見ると、地方特例交付金については、三位一体改革の一環として税源移譲予定特例交付金が前年度より4,132億円増加したことに伴い、前年度当初比で37.4％増となっているのに対し、地方交付税交付金は14兆5,709億円と前年度に比べ8,178億円減少し、当初比で5.3％の減となっている。また、国債費は国債残高の累増に伴う定率繰入等の増加5,536億円により前年度当初比で8,736億円、5.0％の増加となった。

一方歳入面では、18年度（予定）の所得税から住民税への税源移譲等の税制改正を展望しつつ、定率減税を縮小するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等の見直しが行われることになった。この結果、17年度の一般会計の税収は、前年度当初比5.4％増の44兆70億円となり、４年ぶりに前年度よりも増加することになった。これに伴い、歳出総額に占める税収の割合（税収比率）も53.5％まで上昇した。また、公債の発行は前年度に比べ２兆2,000億円減少し（建設公債で3,200億円、特例公債で１兆8,800億円の減少）公債依存度は41.8％に低下した。

この結果、歳入から国債発行額を除き、歳出から国債費を除いて算出される基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、15兆9,478億円の赤字にとどまり昨年度に引き続き、２年連続で改善したが、財政収支の赤字の金額は依然として相当高い水準にあることから、今後とも引き続き財政再建に取り組むことが求められている。

平成十七年度一般会計予算の内訳

歳　出

単位：億円
（　）内は16年度当初予算に対する増減率：%

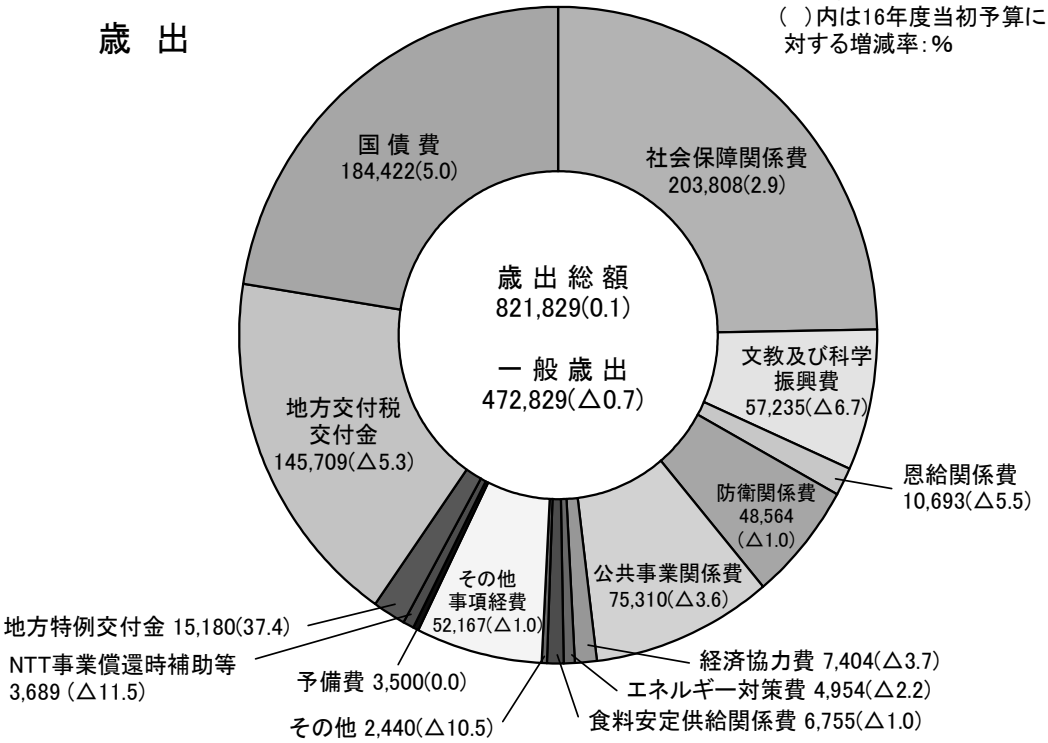

歳　入

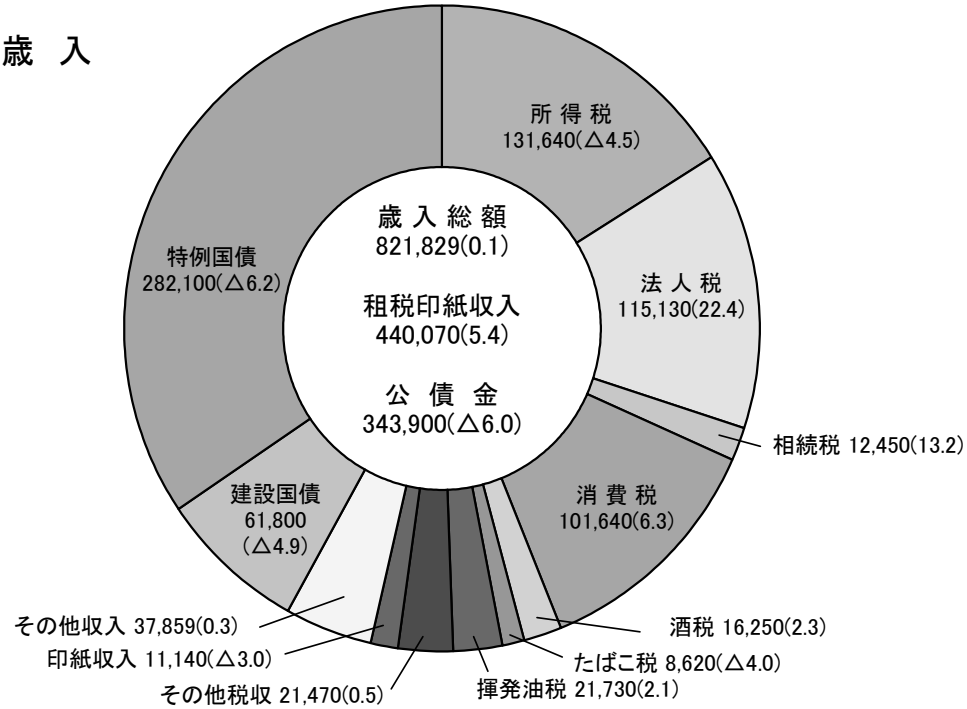

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	鴻池	祥肇（自民）	中原	爽（自民）	佐藤	雄平（民主）
理　事	荒井	正吾（自民）	中村	博彦（自民）	齋藤	勁（民主）
理　事	田浦	直（自民）	西島	英利（自民）	谷	博之（民主）
理　事	山内	俊夫（自民）	野村	哲郎（自民）	林	久美子（民主）
理　事	神本	美恵子（民主）	森元	恒雄（自民）	藤末	健三（民主）
理　事	松井	孝治（民主）	山下	英利（自民）	峰崎	直樹（民主）
理　事	山下	栄一（公明）	山本	順三（自民）	遠山	清彦（公明）
	小池	正勝（自民）	尾立	源幸（民主）	浜田	昌良（公明）
	坂本	由紀子（自民）	大塚	耕平（民主）	小林	美恵子（共産）
	武見	敬三（自民）	加藤	敏幸（民主）	又市	征治（社民）

（17.2.10 現在）

（1）審議概観

第162回国会においては、第161回国会からの継続審査となる平成十五年度決算外２件に加えて、本委員会に付託された案件は予備費関係６件であり、平成十五年度決算外２件を是認し、予備費関係６件を承諾した。また、本委員会から法律案１件の提出、決算審査の充実についての協議等、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

〔決算の審査〕

決算外２件　平成十五年度決算及び国有財産関係２件は、第161回国会の平成16年11月19日に提出された。平成十五年度決算については、11月26日の小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、谷垣財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行い、同日、国有財産関係２件とともに委員会に付託され、谷垣財務大臣及び森下会計検査院長からの概要説明聴取、全般質疑を行った後、継続審査となっていた。

今国会においては、省庁別審査計６回、会計検査院の機能強化及び政府開発援助についての参考人質疑計３回、社会保険庁等の業務執行の効率性についての集中質疑、財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による締めくくり総括的質疑を経て、平成17年６月７日、小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

また、２月８日には、社会保険大学校及び社会保険業務センター三鷹庁舎の視察を行った。

質疑の主な項目は、①特別会計の事務事業等の見直し、②「社会保険オンラインシステム」を始めとするＩＴシステムに関する契約の在り方、③警察における捜査費等の不正流用疑惑、④ＯＤＡにおける不正事案、⑤社会保険庁における不適切な随意契約、⑥公共交通機関における事故等の再発防止、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成十五年度決算の議決案が示された。その内容は、「１．平成十五年度決算は、これを是認する。２．内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下12項目＜略＞）」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成十五年度決算外２件について是認することに反対、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、平成十五年度決算外２件について是認することに賛成するとともに、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。続いて、日本共産党より、平成十五年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十五年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、まず、決算審査によって明らかとなった問題点を指摘した36項目からなる平成15年度決算審査措置要求決議について全会一致をもって議決した。次いで、平成十五年度決算外２件についていずれも多数をもって是認すべきものと議決し、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決した。

内閣に対する警告は、①平成15年度決算検査報告の指摘、②特別会計の事務事業等の見直し、③ＩＴシステムの見直し、④警察における捜査費等の不正流用疑惑、⑤ＯＤＡにおける不正事案、⑥総合的雇用情報システムにおける随意契約に関連した厚生労働省の天下りの実態、⑦社会保険庁における不適切な随意契約・監修料の受取等、⑧核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題、⑨産業再配置促進費補助金の見直し、⑩橋梁談合、⑪ＪＲ西日本福知山線における列車脱線事故、⑫航空交通におけるトラブルの多発、である。

また、平成十五年度決算審査の結果として必要と認められた事項について、国会法第105条に基づく会計検査院への検査要請を行うことを決定した。検査を要請する事項は、①特別会計の状況、②国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金、③各府省等におけるコンピュータシステム、④地方財政の状況、⑤先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況、⑥ＯＤＡ事業の執行状況、⑦社会保障費支出の現状、⑧中小企業高度化資金の運用状況、⑨中心市街地活性化プロジェクトの実施状況、の９項目である。

予備費関係　予備費案件については、**平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）外２件**が第159回国会の平成16年３月19日に、**平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外２件**が同国

会の同年５月18日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。
　予備費関係６件は、平成17年４月21日に衆議院から送付され、５月13日に委員会に付託された。
　委員会においては、５月16日、これら６件を一括して議題とし、谷垣財務大臣から説明を聴取した後、平成十五年度決算外２件と一括して質疑を行った。
　同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成十五年度一般会計予備費（その１）及び平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額（その１）について反対、その他の予備費関係４件について賛成する旨の意見が述べられた。
　討論を終わり、採決の結果、予備費関係６件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査等〕
　８月２日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕
　８月２日、**会計検査院法の一部を改正する法律案**に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人、事務・業務の受託者等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものである。なお、本法律案は、８月３日に参議院で可決され衆議院に提出されたが、衆議院解散のため審査未了となった。

（２）委員会経過

○平成17年２月10日（木）（第１回）
・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・平成十五年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十五年度決算外２件（会計検査院の機能強化（諸外国の会計検査院））**について参考人国立国会図書館参事片山信子君及び東邦学園大学経営学部助教授後千代君から意見を聴いた後、両参考人、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕又市征治君（社民）、山下英利君（自民）、小林美恵子君（共産）、中原爽君（自民）、遠山清彦君（公明）、荒井正吾君（自民）、藤末健三君（民主）、谷博之君（民主）、佐藤雄平君（民主）、尾立源幸君（民主）、森元恒雄君（自民）、加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、松井孝治君（民主）

また、平成十五年度決算外２件について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成17年２月15日（火）（第２回）

・**平成十五年度決算外２件（会計検査院の機能強化（我が国の会計検査院））**について参考人構想日本代表加藤秀樹君及び明治大学政治経済学部助教授西川伸一君から意見を聴いた後、両参考人、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小林美恵子君（共産）、小池正勝君（自民）、西田実仁君（公明）、山下英利君（自民）、林久美子君（民主）、中原爽君（自民）、尾立源幸君（民主）、坂本由紀子君（自民）、谷博之君（民主）、荒井正吾君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山下栄一君（公明）、神本美恵子君（民主）、松井孝治君（民主）、峰崎直樹君（民主）、山内俊夫君（自民）

〇平成17年２月22日（火）（第３回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十五年度決算外２件（政府開発援助（ＯＤＡ））**について参考人ジャーナリスト・茨城大学人文学部教授杉下恒夫君及び慶應義塾大学総合政策学部教授草野厚君から意見を聴き、政府参考人から説明を聴いた後、両参考人、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君及び国際協力銀行理事丹呉圭一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、愛知治郎君（自民）、山本孝史君（民主）、谷博之君（民主）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

〇平成17年３月１日（火）（第４回）

・**平成十五年度決算外２件（社会保険庁等の事業執行の効率性）**について政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、小池正勝君（自民）、藤末健三君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

〇平成17年３月28日（月）（第５回）― 省庁別審査 ―

・理事の補欠選任を行った。

・**平成十五年度決算外２件中、法務省、国土交通省、警察庁、裁判所及び住宅金融公庫**

関係について北側国土交通大臣、村田国家公安委員会委員長、南野法務大臣、富田法務大臣政務官、森下会計検査院長、政府参考人及び参考人本州四国連絡橋公団副総裁倉林公夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、山本順三君（自民）、佐藤雄平君（民主）、加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年４月４日（月）（第６回）― 省庁別審査 ―

・**平成十五年度決算外２件中、皇室費、内閣、内閣府本府、金融庁、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係**について竹中国務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、村上内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、麻生総務大臣、村田内閣府特命担当大臣、保坂経済産業副大臣、西銘内閣府大臣政務官、段本財務大臣政務官、森下会計検査院長、佐藤人事院総裁、政府参考人、参考人預金保険機構理事長永田俊一君及び日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、山下英利君（自民）、高橋千秋君（民主）、峰崎直樹君（民主）、山下栄一君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年４月11日（月）（第７回）― 省庁別審査 ―

・**平成十五年度決算外２件中、文部科学省及び厚生労働省関係**について中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、西島英利君（自民）、中村博彦君（自民）、藤末健三君（民主）、谷博之君（民主）、林久美子君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年４月18日（月）（第８回）― 省庁別審査 ―

・**平成十五年度決算外２件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係**について島村農林水産大臣、中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、上田財務副大臣、段本財務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人農林漁業金融公庫理事村田泰夫君、中小企業金融公庫総裁水口弘一君及び同公庫理事樺木野勝夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、山内俊夫君（自民）、高橋千秋君（民主）、尾立源幸君（民主）、加藤敏幸君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年４月25日（月）（第９回）― 省庁別審査 ―

・**平成十五年度決算外２件中、外務省及び防衛庁関係**について町村外務大臣、大野防衛庁長官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、荒井正吾君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、谷博之君（民主）、神本美恵子君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共

産)、又市征治君（社民）

〇平成17年４月27日（水）（第10回）― 省庁別審査 ―

・**平成十五年度決算外２件中、国会、会計検査院、財務省、環境省、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係**について谷垣財務大臣、小池環境大臣、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長、河野参議院法制局長、上田財務副大臣、岩井国土交通副大臣、森下会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、齋藤勁君（民主）、尾立源幸君（民主）、林久美子君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

〇平成17年５月16日（月）（第11回）― 締めくくり総括的質疑 ―

・**平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第159回国会提出）（衆議院送付）**
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第159回国会提出）（衆議院送付）

以上６件について谷垣財務大臣から説明を聴いた。

・**平成十五年度決算外２件**及び**予備費関係６件**について谷垣財務大臣、南野内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、中川経済産業大臣、尾辻厚生労働大臣、麻生総務大臣、棚橋国務大臣、竹中国務大臣、町村外務大臣、島村農林水産大臣、上田財務副大臣、保坂経済産業副大臣、岩井国土交通副大臣、衛藤厚生労働副大臣、段本財務大臣政務官、森下会計検査院長、佐藤人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第159回国会提出）（衆議院送付）
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第159

回国会提出）（衆議院送付）

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第159回国会提出）（衆議院送付）

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第159回国会提出）（衆議院送付）

以上６件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、中原爽君（自民）、中村博彦君（自民）、直嶋正行君（民主）、松井孝治君（民主）、平野達男君（民主）、山下栄一君（公明）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

（平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

（平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派　自民、公明、共産、社民

反対会派　民主

（平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

（平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派　自民、公明、共産

反対会派　民主、社民

（平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派　自民、公明、共産

反対会派　民主、社民

（平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））

賛成会派　自民、公明、共産

反対会派　民主、社民

○平成17年６月７日（火）（第12回）― 締めくくり総括質疑 ―

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十五年度決算外２件**について参考人独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君から説明を聴いた後、小泉内閣総理大臣、北側国土交通大臣、町村外務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、中川経済産業大臣、棚橋国務大臣、森下会計検査院長、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人ベリングポイント株式会社シニアマネージャー葛西重雄君に対し質疑を行い、討論の後、

平成十五年度決算審査措置要求決議を行い、**平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書**を議決し、
平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書及び**平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書**をいずれも是認すべきものと議決した後、
谷垣財務大臣、棚橋国務大臣、村田国家公安委員会委員長、大野防衛庁長官、麻生総務大臣、町村外務大臣、中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、島村農林水産大臣、中川経済産業大臣、北側国土交通大臣及び森下会計検査院長から発言があった。

〔質疑者〕鴻池祥肇君（委員長質疑）、山内俊夫君（自民）、※西島英利君（自民）、松井孝治君（民主）、※直嶋正行君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）　※関連質疑

（平成十五年度決算審査措置要求決議）
賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書）
賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（内閣に対する警告）
賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書）
賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書）
賛成会派　自民、公明、共産、社民
反対会派　民主

・国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

〇平成17年８月２日（火）（第13回）

・**会計検査院法の一部を改正する法律案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

（３）議案の要旨

○本院を通過し、衆議院において審査未了のもの

会計検査院法の一部を改正する法律案（参第7号）

【 要 旨 】

本法律案は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選択的検査対象の拡大

会計検査院は、次に掲げる会計についても検査をすることができるものとする。

①　国の工事以外の役務の請負人又は事務若しくは業務の受託者のその契約に関する会計

②　国が資本金の２分の１以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国が資本金の２分の１以上を出資している法人に対する物品の納入者のその契約に関する会計

二、実地の検査等に応じる義務

１　会計検査院による実地の検査を受けるものは、これに応じなければならないものとする。

２　会計検査院から、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならないものとする。

三、国会等への随時の報告

１　会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができるものとする。

２　１による報告は、検査官会議でこれを決するものとする。

四、施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行するものとする。

２　その他所要の規定の整備を行うものとする。

（4）決算・予備費の概要

平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書

平成十五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は85兆6,228億円、歳出決算額は82兆4,159億円であり、差引き３兆2,068億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十六年度一般会計歳入に繰り入れられた。平成十五年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は１兆6,635億円、不用額は１兆874億円、また、財政法第６条の純剰余金は１兆521億円である。

平成十五年度特別会計歳入歳出決算における32の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は385兆7,548億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は357兆6,913億円である。

平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆9,179億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は52兆2,349億円であるため、差引き6,830億円の残余を生じた。

平成十五年度政府関係機関決算書における９機関の収入済額を合計した収入決算額は５兆4,330億円、支出済額を合計した支出決算額は５兆2,055億円である。

〈平成十五年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

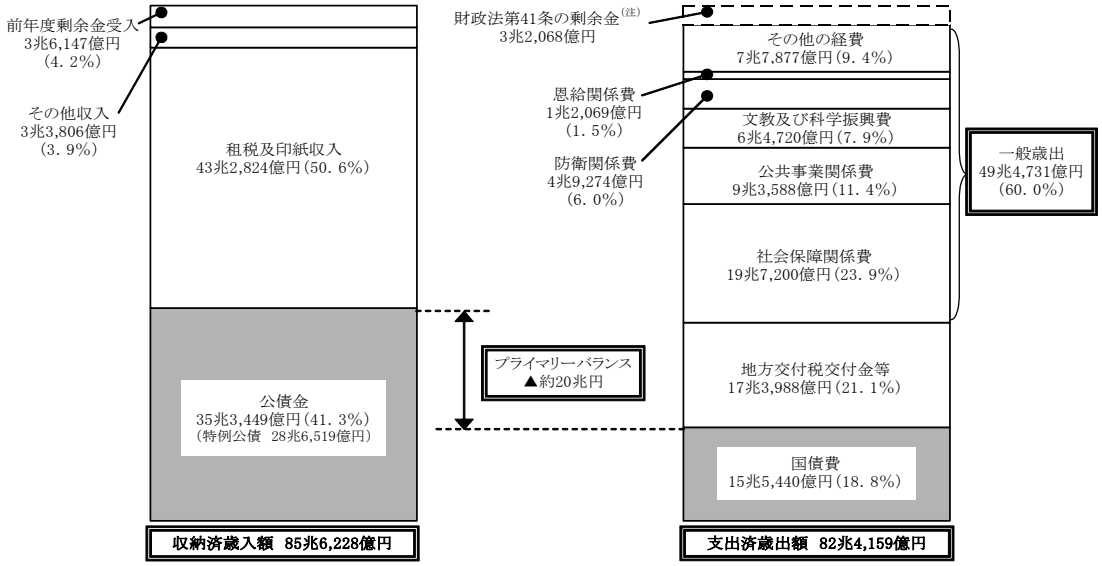

（注）財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額１兆6,635億円、地方交付税交付金等特定財源増4,911億円、財政法第６条の純剰余金１兆521億円である。

（資料）「平成15年度決算の説明」等より作成

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書における15年度中の国有財産の差引純減少額は８兆7,023億円、15年度末現在額は102兆2,215億円である。

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書における15年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は153億円、15年度末現在額は１兆422億円である。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成15年４月22日から16年１月27日までの間に使用を決定した金額は1,189億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費742億円、②イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費268億円などである。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

特別会計予備費予算総額２兆214億円のうち、平成15年12月９日に使用を決定した金額は110億円で、これは農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

平成15年８月５日から同年９月26日までの間に決定した経費増額総額は281億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額212億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額55億円などである。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成16年３月１日から同年３月30日までの間に使用を決定した金額は130億円で、その内訳は、①退職手当の不足を補うために必要な経費109億円、②矯正収容費の不足を補うために必要な経費13億円などである。また、15年度一般会計予備費使用総額は1,319億円である。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

特別会計予備費予算総額２兆214億円のうち、平成16年３月26日に使用を決定した金額は１億円で、これは国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費である。また、15年度特別会計予備費使用総額は111億円である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

平成16年３月26日から同年３月30日までの間に決定した経費増額総額は110億円で、その内訳は、①国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額109億円、②交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額１億円である。また、15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総額は392億円である。

（５）委員会決議

―― 平成15年度決算審査措置要求決議 ――

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１　平成15年度決算検査報告の指摘について

平成15年度決算検査報告の指摘内容には「国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの」などが見られ、また指摘件数及び指摘金額は「不当事項」219件、126億余円、「意見を表示し又は処置を要求した事項」11件、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」47件、303億余円、「特に掲記を要すると認めた事項」８件、合計285件、430億余円となっており、既往30年間で指摘金額としては過去２番目に多いものとなっている。

政府は、検査結果を踏まえ、会計規律の保持、関係職員の資質向上など、効率的な予算執行及び会計事務の適正な処理に向けた措置を講ずべきである。

また、効率的な予算執行のため、政策評価の活用、内部監査体制の強化が必要であり、関係省庁が協議し、政策評価、内部監査の強化に向け具体的措置を講ずべきである。

随意契約の基準を悪用した事件が発生しているが、随意契約については、入札公告等が行われない、特段の理由もなく少額の調達に分割し随意契約とする、随意契約によるものの大きな部分が委託契約で再委託、再々委託が繰り返され効率性が損なわれている等の問題が存在する。本委員会の指摘を受け、政府が随意契約の透明性向上等に向けた方策を取りまとめたことは評価できる。政府は着実に同方策を実施すること等により、随意契約に係る諸問題の解決に取り組むべきである。

２　特別会計の事務事業等の見直しについて

現在31ある特別会計は、その歳出総額が17年度当初予算で411兆余円、純計額でも205兆余円に達しており、その規模は一般会計を大きく上回っているが、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用、剰余金、積立金の発生、政府出資法人等への支出等に係る問題等、多くの問題点が存在する。

とりわけ特別会計の不用、剰余金の抑制は喫緊の課題であり、政府は、各特別会計の性

格に応じ、不用、剰余金を抑制するとともに、一般会計からの繰入れも抑制するなどの措置を講ずべきである。

また、産業投資特別会計においては、ＮＴＴ株式売却収入を活用した無利子融資制度を原則廃止することとしたが、さらに、償還終了時の同特別会計社会資本整備勘定の廃止等の具体的措置について調査・検討する必要がある。さらに、産業投資特別会計から研究開発法人への出資状況とその有効性・効率性について調査・検討する必要がある。

農業経営基盤強化措置特別会計においては、歳入額に対する歳出額の比率が著しく低く、多額の決算剰余金が生じている。同特別会計における各事業の執行状況と決算剰余金の使途について調査・検討する必要がある。

空港整備特別会計においては、空港建設を始めとする空港整備事業等が行われている。関西国際空港２期事業の2007年限定供用決定の前提となった需要予測及び採算を確保するためには、関西国際空港株式会社の安定的な経営基盤の確立に向けた経営改善努力が不可欠になっている。政府は、同社の経営改善及び収益向上に取り組み、その有効性を検証すべきである。

３　特別会計における予算積算と執行の乖離について

(1) 電源開発促進対策特別会計

電源開発促進対策特別会計電源立地勘定において、電源地域産業育成支援事業補助金における「電気のふるさとじまん市」に関する車内広告、パンフレットに係る経費、電源地域振興指導事業に関する一部の委員会等の経費及び原子力なんでも相談室の出張説明旅費等の経費が予算参考書には記載されていたものの、実際には執行されていなかった。

また、原子力の広報に関するホームページの作成に係る経費については、予算参考書における見積りと執行との間に乖離が生じていた。

政府は、これらの点について、予算執行の経緯や実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

(2) 財政融資資金特別会計

財政融資資金特別会計においても、数年にわたり財政投融資問題調査研究経費において、執行実績と異なる研究会の名目で経費が計上されていた。政府は、このような事態が生じた経緯と同特別会計の予算執行の実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

(3) 厚生保険特別会計、国民年金特別会計

厚生保険特別会計、国民年金特別会計においても、「年金週間」と関連した予算計上において、数年にわたり実際には行われていないイベントの経費が計上されていた。政府は、このような事態が生じた経緯と両特別会計の予算執行の実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

４　国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金について

国は、一部の公益法人等の団体に補助金等を交付して資金を造成させ、公益性の高い事業を継続して行わせている。しかし、平成12年度決算検査報告は、この資金の実績等につ

いて検査したところ、設置当初から事業の実績が全くなかったものや、設置後に資金を取り巻く環境が変化したにもかかわらず資金が活用されないままになっているものが相当数見受けられた等の問題があると、掲記している。

当該検査に関して会計検査院は、資金の具体的改善状況を含めて、資金の有効性及び効率的使用についてのフォローアップの必要性について言及しており、前回検査から３年以上経過した今般、①当該資金の設置、保有状況、②運営状況、③資金の制度の見直し体制の整備状況等について、改めて検査する必要がある。

５　ＩＴシステムの見直しについて

現在、政府部内には、厚生労働省の「社会保険オンラインシステム」を始めとするレガシー・システムが合計36あり、平成17年度予算で約3,572億円の経費が計上されている。また、このほかに、「人事給与システム」や「災害管理システム」などの多くのＩＴシステムがある。

これらのＩＴシステム、とりわけレガシー・システムの調達は、技術的専門性の高さから、その多くがシステム事業者任せになり、システムの詳細がどうなっているのか、各府省側でその内容の把握が不十分なまま特定事業者との間で随意契約が繰り返され、その結果、不透明な契約内容、割高な契約額、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の帰属、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債の存在、政府全体として平成15年度におけるＩＴ調達にかかわる決算額を確定することのできない事実等の多くの問題が生じている。

一方、会計検査院の「決算確認システム」では、その運用業務委託契約の業務内容を全面的に見直すとともに、契約方法を随意契約から一般競争契約へ移行させた結果、委託経費がそれまでの約30分の１に削減できたように多大の成果も見られる。

政府は、今後、レガシー・システムを含む77のＩＴシステムについて「業務・システム最適化計画」を作成しシステムの全面見直しを進めていく中で、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の各府省への帰属の実現、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債問題の解消等に努め、汎用コンピュータのオープンシステム化、データ通信サービス契約そのものの見直し、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

また、会計検査院は、以上の観点に留意して会計検査を実施すべきである。

６　警察における捜査費等の不正流用疑惑について

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する捜査員の活動諸経費及び捜査等に関する捜査協力者に対する諸経費などであるが、近年、北海道警察、福岡県警察等においてその不正流用が相次いで発覚している。

平成14年度決算審査においても、この捜査費不正流用問題に関して多くの質疑応答が行われ、その結果、「内閣に対する警告」に、「北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺

憾である。平成８、９年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。」と盛り込まれたところであるが、度重なる本院の警告決議を受けながら平成15年度の決算検査報告の中で、「極めて憂慮すべき事態」とまで特記された不正経理の問題は、国会及び会計検査院の監査機能を否定しかねないゆゆしき事態である。さらに本年に入って、現職警察官の内部告発により新たに愛媛県警察の捜査費等の不正流用疑惑が発覚した。

政府及び会計検査院は、改めて捜査費等の不正流用疑惑の徹底解明に向け愛媛県警察ほか、未調査都府県警察に対し、監査を実施する必要がある。警察庁は、都道府県警察の監査及び会計検査院の実地検査に当たって、情報開示、捜査員との面談など、心証が得られるための協力を指導すべきである。また、不正疑惑に関する関係者の処分などに厳正に対処し、再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきである。

７　防衛庁における燃料入札談合事件について

公正取引委員会は、平成11年10月、防衛庁調達実施本部が発注した自衛隊基地等で消費される自動車ガソリン、灯油、軽油、Ａ重油及び航空タービン燃料の各石油製品の入札に関して、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、石油会社11社を告発し、同年11月には、排除勧告を行うとともに、調達実施本部に対しても、入札における公正かつ自由な競争を確保し、入札制度の適切な運用を行うことなどを要請した。

本年１月、防衛庁は、本件談合に関し不当利益があったと考えられる11社に対し合計約141億円の返還請求を行ったが、各社は、いまだ返還に応じていない。

返還に応じない場合、防衛庁は不当利得返還請求訴訟を起こし国損の回復を図るべきである。

８　地方財政計画の計画額と決算額の乖離について

地方財政計画は、地方自治体が標準的に歳入・歳出すると見込まれる地方税収入や人件費、行政経費などの総額を算出するもので、交付税の法定率だけでは歳入と歳出の差額が生ずる場合に、その財源不足額は地方交付税の増額や地方債の増発等によって措置されている。

しかし、地方財政計画の歳出項目ごとの計画額と決算額が近年大きく乖離している。平成14年度の地方財政計画額をその決算額と比較すると、例えば、「投資的経費（単独）」では、約15.7兆円の計画額に対して決算額は約10.6兆円にとどまり、計画額は決算額に比して約5.1兆円の過大計上となっている。これに対して、枠的に計上される「一般行政経費」では、約20.0兆円の計画額に対して決算額は約26.9兆円に上り、計画額は決算額に比して約6.9兆円の過少計上となっている。また、「給与関係経費」も、約24.5兆円の計画額に対して決算額は約25.9兆円に上り、計画額は決算額に比して約1.4兆円の過少計上となって

いる。

このような計画額と決算額が乖離している現状に対して、財務省は、地方財政計画の「投資的経費（単独）」等の過大計上が給与関係経費等の不適正な支出の背景、さらには、地方交付税の肥大化につながっており、その是正・削減は喫緊の課題であると主張し、総務省は、経常的経費と投資的経費のプラス、マイナスは見合っており、投資的経費だけが過大計上であるとの主張は受け入れられず、仮に是正するならば一体的に是正すべきもの等と主張している。

政府は、国民に対する説明責任を果たす観点から、地方団体の決算の状況を十分調査し、地方財政計画の計画額と決算額の乖離の縮小に努め、地方財政計画の適正な計上に努めるべきである。

９　地方公務員の厚遇について

一部自治体の地方公務員が通常の給与以外の不合理な手当や福利厚生などにより厚遇を受けているとの批判が高まり、全国的な問題となった。

地方公務員の特殊勤務手当については、①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当、②他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当、③月額支給等となっている特殊勤務手当が、多数の自治体において存在することが総務省の調査により明らかになった。

また、地方公務員の福利厚生については、報道などで、一部の自治体において、職員の互助組織を介在させることにより、所定の給与等とは別に、退職給付金や祝い金などの現金給付、旅行券や家電製品などの物品給付という様々な形で公費が個人に給付される例が多くあることが明らかにされた。

これらの特殊勤務手当や福利厚生などには、住民の理解が得られないものや、制度の趣旨に反するものも見受けられる。

また、給与が保障されている病気休暇の日数等についても、民間企業等との格差が指摘されている。

政府及び会計検査院は、地方自治の本旨を尊重し、地方自治体の行財政権を損なわないよう配慮しつつ、地方自治体における福利厚生の実態並びに休暇制度の実態及びその国・地方の格差について、特殊勤務手当と同様に調査をする必要がある。

10　公務員の研修施設の在り方について

主に国家公務員を対象とした研修に関し、国家行政組織法第８条の２において、国の行政機関には、法律又は政令の定めるところにより、施設等機関として文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）を置くことができる旨定められている。

国立学校を除く文教研修施設については、中央省庁等改革基本法において「国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする」とされた。これを受け、水産大学校等の機関はすべて独

立行政法人となったが、民営化、統廃合は全く行われていないのが実情である。なお、平成16年12月の行政改革推進本部決定において、海技大学校・航海訓練所・海員学校の３機関につき、海技大学校と海員学校を統合するなどとされている。

公務員の研修施設においては、そのほとんどが附帯して宿泊施設やグラウンド、テニスコート、体育館、図書館等の施設を有しており、類似の目的を有するのに大学校と学校の２機関に分かれていたり、研修に携わる職員が少数であるのに対し複数の指定職を置いたり、さらに国家公務員以外の地方公務員や民間人が主な研修対象者となっている施設が存在したり、その運営に不透明な点が多い。また、これらの国家行政組織法上の施設等機関としての文教研修施設以外に、本省の内部部局や地方支分部局において職員の研修を行うための独自の研修機関を設置し、文教研修施設と同様に、宿泊施設やグラウンド、テニスコート、体育館、図書館等の施設を有しているものもある。

政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである。

11　独立行政法人の業務運営等の状況について

平成13年４月以降、特殊法人等の独立行政法人化等により法人数は増加を続けているが、一部の独立行政法人において、著しく不適正な会計処理が行われるなど会計面での規律性及び内部監査体制の欠如等が懸念される事態が生じている。

政府は、独立行政法人の監査の一層の徹底強化や業績評価の一層の厳格化に努めるべきである。

12　ＯＤＡにおける不正事案について

昨年９月、コスタリカへのＯＤＡ事業「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」で、同国政府機関「国土地理院」への再委託料として（株）パシフィックコンサルタンツインターナショナル（ＰＣＩ）に支払われた約231,000ドル（約2,500万円）のうち、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル（約1,800万円）が政府機関の口座に入金されないまま使途不明になっていることが、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の調査で明らかになった。ＪＩＣＡは、「不正又は不誠実な行為」があったとして、同年12月、指名停止６か月の処分を行った。なお、ＰＣＩは、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル（プラス利息分）を今年１月ＪＩＣＡに返還した。

上記事案を受けてＪＩＣＡは、ＰＣＩが過去５年間に受注した類似の案件について調査を実施し、本委員会においてその結果を聴取した。それによれば、調査の結果４か国４案件において実態と異なる再委託契約を行いＪＩＣＡに対して不正な請求を行っていたことが新たに判明したことを踏まえて、ＪＩＣＡはＰＣＩに対して新たに９か月の指名停止措置をとり、不正請求額合計1,527万円相当及び利息分の返還を請求した。

ＯＤＡの実施に際して、再度開発コンサルタント会社の不祥事が起きることのないよう、外務省は、再発防止のためにより透明性の高い事業を遂行するように指導監督すべきであ

り、またＪＩＣＡは、再委託契約手続の各段階を見直して、再委託先に関する情報のＪＩＣＡ在外事務所への報告の徹底、入札時の同事務所員による立会いの励行、再委託契約にかかわるすべての会計書類のＪＩＣＡへの提出、ＪＩＣＡ在外事務所が設置されていない地域への現地調査団派遣など監督体制強化の措置を講ずべきである。

ＰＣＩを始めとするＯＤＡに関するコンサルタント会社への委託業務についての会計検査については、過去に不正事案がなかったかなどの実態を十分に調査した上、実施すべきである。

13　草の根・人間の安全保障無償について

グローバル化が急進する中、感染症、環境問題といった国境を超える問題が世界中で広がっている。また、多発する地域紛争や経済的な要因により、難民や国内避難民などの非自発的な人の移動が大きな問題となっている。こうした問題を克服するためには、人間の生存、生活、尊厳を直接に脅かす深刻かつ広範な脅威から人々を保護し、個人やコミュニティが自立するための能力を育成することが必要である。これが「人間の安全保障」の考え方であり、我が国は、人間の安全保障分野における取組を推し進めるために、1999年３月国連に「人間の安全保障基金」を設置し、積極的に支援を行ってきた。

平成15年度予算から、開発途上国の現地住民に直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得てきている草の根無償資金協力（平成14年度予算100億円）に、人間の安全保障の考えをより強く反映させ、「草の根・人間の安全保障無償」として、主にＮＧＯを被供与団体とし、迅速な実施が求められる緊急の支援にも対応していくこととした（平成15年度草の根・人間の安全保障無償資金協力予算150億円）。

供与限度額の原則1,000万円以下は草の根無償資金協力時と変更はないが、最大供与額を従来の5,000万円から１億円に引き上げた。

政府は、15年度から実施した「草の根・人間の安全保障無償」について、それまでの草の根無償と比較して、その意義、効果等について調査・検討する必要がある。

14　ＮＧＯの業務委託について

平成13年度決算における内閣に対する警告において、政府開発援助の効率的かつ効果的な実施を図ることを求め、さらに平成14年度決算に関する要請決議においては、政府開発援助を適正かつ効率的に実施するため、国際協力活動に取り組む非政府組織との連携・支援・対話を拡充し、その育成・強化を図ることを政府に要求している。

現在、ＮＧＯに対する支援には、外務省の日本ＮＧＯ支援無償やＪＩＣＡの委託事業である草の根技術協力などがあるが、外務省は、ＯＤＡとＮＧＯの連携を示す手段として、ＮＧＯへの業務委託の実績額（決算ベース）を毎年度公表すべきである。

15　スマトラ沖地震に対する緊急援助の実施状況について

昨年末に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に関し、我が国は５億ドルを限度とする協力を関係国及び国際機関等に対して無償で供与することを決定した。このうちの半分の２億5,000万ドルはユニセフ、世界食糧基金等の国際機関経由で、残りの２億5,000万ドルはインドネシア、スリランカ等の被災国に直接送金されている。しかし、後者の二

国間供与分については、資金が相手側に届いているにもかかわらず、調達がまだ実施されていない部分がある。

政府は、今後の緊急支援においてその趣旨が生かされないというものがないよう、スマトラ沖地震に関し緊急支援として供与した援助について、その実施状況を調査する必要がある。

16　外務省直轄の無償資金協力項目、外務省・財務省が所管している国際機関出資・拠出項目、各省庁技術協力等の項目の個別案件事後評価について

ＯＤＡについては、効果的・効率的実施の観点から評価の充実が図られてきている。しかし、現在までのところ、事後評価が十分になされていない分野もある。

政府は、ＯＤＡにおける外務省直轄の無償資金協力項目、外務省・財務省が所管している国際機関出資・拠出項目、各省庁技術協力等の項目について、その使用状況、効果等を調査する必要がある。

特に、ＯＥＣＤ・ＤＡＣ（開発援助委員会）や世界銀行が提示している国際基準に準ずる事後評価制度を個別案件ごとに幅広く実施すべきである。

17　国際機関等への資金拠出に関する情報開示について

国際機関への出資・拠出は、平成15年度において4,314億円となっているが、各国際機関の事業実績、財務状況等についての情報が十分開示されていない。

国際機関に対する資金拠出に当たっては、国際機関側から適切な報告を求め、十分な情報開示に努めるとともに、拠出の時期・方法を精査した上、滞留金や事業執行の状況を踏まえた適切な予算要求を行うべきである。

18　在外公館における不適正な出納事務について

平成12、14及び15年度決算検査報告に、在外公館の職員による公金の着服など、在外公館における会計経理が適正を欠くと認められる事案が掲記されていた。

さらに、平成15年度決算検査報告では、会計検査院が検査した21公館（在カンボジア、在モンゴル、在ラオス、在アルゼンチン、在エクアドル、在コスタリカ、在パナマ、在ホンジュラス、在オランダ、在ブルガリア、在ルーマニア、在トルコ、在チュニジア、在リビア各日本国大使館、及び在シアトル、在シカゴ、在デトロイト、在エドモントン、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール各日本国総領事館）において、歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき重要な事務が当該者により行われていない、補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金が取り扱われている、会計事務処理が適正に行われていない事態があった。また、在ラオス大使館及び在エドモントン総領事館においては、現金が領得される事態があった。平成16年10月28日、会計検査院は、外務大臣に対し、在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置要求を行った。

外務省は、外務省改革の一環として、特別集中査察を平成13年度から平成15年度末までに130の在外公館に対して実施した。前述の会計検査院が検査した21公館のうち17公館ではこの特別集中査察が実施されていたが、会計検査院から指摘された事態を含め必ずしも

是正されるには至っていなかった。

外務省は、内閣官房報償費をめぐる不祥事以来、綱紀粛正と意識改革の必要性が再三指摘されながら、会計検査院から更なる指摘を受け、また外務省改革に取り組んでいる中、職員による公金の着服が行われたことは、極めて遺憾である。外務省は、出納事務手続について会計検査院から受けた指摘を厳粛に受け止め、事務の範囲の明確化、会計法令の遵守の一層の改善に取り組み、内部統制、相互牽制が十分機能するよう努めるべきである。

19　財団法人の破産について

外務省所管の財団法人国際教育情報センターにおいては、平成16年９月の外務省の立入検査により債務超過となっていることが判明し、同年11月、破産宣告を受けた。原因として、長引く不況により企業等からの会費、寄附収入や受注が減少したことや、理事長や事務局長の高齢化による事務の停滞等、同センター自身の運営体制の問題が挙げられるが、そもそも、外務省が定期的な立入検査を行ってきたにもかかわらず基本財産の取崩し等に気付かず、指導監督が十分でなかったことは、極めて問題である。

文部科学省所管の財団法人日本学会事務センターにおいては、財務状況が長年にわたって徐々に悪化して債務超過に陥り、平成16年８月、破産宣告を受けた。同センターが文部科学省に提出した報告書では、財務状況悪化の原因として、長期借入金で取得した同センターの本部ビルに関し、その償還が適切に行われなかったことや、同センターが設立した株式会社に対する貸付金が回収困難に陥った上、同センターによる債権回収の努力もなかったことなどを挙げている。また、同センターは、文部科学大臣の承認手続を経ずに長期借入れを行い、その返済について学会からの預り金を無断流用した上、当該事実について平成14年度まで財務書類に計上していなかった。このような不適切な財務運営に一部の役員のみが関与し、長期間にわたり他の理事や監事によるチェック機能が働いていなかった上、文部科学省が同センターから報告を受けるまで財務状況の問題点を認識していなかったことは、ゆゆしき問題である。

外務省及び文部科学省は、それぞれが所管する財団法人国際教育情報センター、財団法人日本学会事務センターの破産について、なぜ破産に至ったのか、どのような指導、監督が行われてきたのか等について、主務官庁として詳細な報告をするべきである。また、所管するすべての公益法人の財務状況を精査して問題点を整理し、その上で監査体制を見直すなど指導監督の強化徹底を図り、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

20　（独）科学技術振興機構の収支改善について

会計検査院が独立行政法人科学技術振興機構の文献情報提供業務の運営状況について検査したところ、売上げの過半を占めるオンライン情報サービスにおいて、商品ごとの費用収益が的確に把握されておらず、商品ごとに収支改善計画が策定できないものとなっていた。また、収支改善計画の実施状況について検査したところ、策定された計画の見直しに当たり、事業収入が２か年間も減少し続けているにもかかわらず、収入の伸びを見込んで策定するなど、楽観的な見込みに基づいた計画を策定していた。

同機構が平成14事業年度及び平成15事業年度に行った収支改善計画の見直しは、事業収

入が減少傾向にあることを十分に反映させていないなど抜本的なものとはなっておらず、文献情報提供勘定において引き続き費用が収益を上回る状況が長期にわたって継続し、今後の安定的な業務実施が困難となるなどのおそれがあった。

文部科学省は、同機構が、利用者の需要動向等を的確に把握し、その需要に即したサービスの開発・提供に努めるなどするとともに、提供する商品ごとの売上状況等を的確に把握するなどし、事業の実績を適切に収支改善計画に反映していくよう適切な措置を講ずべきである。

21　厚生労働省都道府県労働局における不正経理について

厚生労働省広島労働局において、物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から１億7,302万円を不正に支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどの会計法令等に違背する事案があった。また、この不祥事案を受けて行われた厚生労働省における都道府県労働局への調査の中で、兵庫労働局においても同様の不正経理の実態が明らかとなった。これらの行為は長年にわたり組織的に行われ、いわゆる裏金として管理され、職員間の懇親やタクシー代等の費用に充てられていた。これらの不正経理に関係し、両労働局職員が逮捕・起訴されている。

厚生労働省は平成16年８月に公表した内部調査結果において、兵庫労働局の不正経理の金額を約3,000万円としていたが、その後の警察における捜査によって、それを大きく上回る金額が不正に支出されていたことが判明し、当初の内部調査が不十分であったことが明らかとなった。これにより、この問題に関して再調査を行うこととなったが、いまだその全容解明には至っていない。

広島労働局においては、このほかにも、職員が支出負担行為担当官及び支出官の補助者として予算執行事務に従事中、支出負担行為担当官等の決裁を受けることなく小切手等を作成し、自ら開設した他人名義の金融機関口座に国庫金を振り込ませるなどして、計2,359万円を領得した事案もあった。

厚生労働省では、依然として厚生労働省に対する決算検査報告の指摘金額が最多となっている中、広島労働局の不正経理など厚生労働省での不祥事が頻発していること等を受け、現在、副大臣をトップとする信頼回復対策推進チームにおいて事実関係を徹底して調査しているところであるが、その調査の内容について、すべて公表するとともに、内部監査の充実等の措置を講じ、不祥事を二度と起こさない体制の確立に取り組み、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

22　「総合的雇用情報システム」における随意契約に関連した厚生労働省の天下りの実態について

全国のハローワークで求人受付、職業紹介、雇用・職業関係情報を提供している「総合的雇用情報システム」に関して、保守・運用業務を発注している厚生労働省労働市場センター業務室の元室長らが、発注先企業である（株）シー・エス・エスの役員に相次いで天下りしている。

厚生労働省の「総合的雇用情報システム」は、昭和63年に運用が開始され、事業開始以

来、同一業者（富士通（株）、（株）ＮＴＴ東日本、（株）ＮＴＴ西日本、（株）ＮＴＴコミュニケーションズ、（株）シー・エス・エス）と随意契約が繰り返されている政府のレガシー・システムの一つである。なお、（株）シー・エス・エスは、昭和61年に設立され、資本金5,000万円、役員８名の企業である。

「総合的雇用情報システム」の過去３年間の総契約額は、平成13年度128億円、平成14年度154億円、平成15年度165億円の合計447億円となっているが、このうち、（株）シー・エス・エスの受注額は、平成13年度115億円、平成14年度116億円、平成15年度114億円の合計345億円で、同システムにおける同社の受注比率は、それぞれ90％、75％、69％、合計では77％に上っており、同社の受注比率の高さが目立っている。

同社には設立以来、取締役社長を始め延べ19人の厚生労働省出身者が役員として天下っており、そのうち18人が職業安定局出身者、さらに７人の職業安定局の最終官職が職業安定局労働市場センター業務室長となっている。現在も専務取締役と取締役の２人（ともに職業安定局の最終官職が職業安定局労働市場センター業務室長）が天下っている。これまで延べ29人の職業安定局出身者が役員以外の従業員として天下っている。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず、天下った事実は誠に遺憾である。

職業安定局労働市場センター業務室はシステムの発注窓口であり、このような発注者による受注企業への天下りは看過できず、本件問題については、その詳細を調査する必要がある。加えて厚生労働省は、本件と同様、随意契約によるシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべてについて調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

23　社会保障費の地域格差について

国民医療費は、近年、横ばい傾向にあるものの、その額は30兆円を超え、多額に上っている。医療費の伸びの最大の要因は老人医療費の増加であるが、一人当たりの老人医療費については最大と最小の都道府県で約1.5倍の格差が存在している。

市町村が保険者となっている介護保険においても、毎年給付費が増大しており、また、都道府県別に見ると、第１号被保険者１人当たりの支給額に約２倍の地域格差が生じている。このほかにも、人的要因を含めたサービスの供給体制等についても、地域格差が生じているといった問題も指摘されている。

以上のことから、政府及び会計検査院は、地域ごとの事情を十分配慮しつつ、社会保障における地域間の財政状況・給付状況について調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

24　監修料について

厚生労働省が平成16年10月に公表した全省調査によれば、過去５年間（平成11年度から平成15年度）に国庫補助金等に関する出版物等について、186件、877人、７億4,850万円もの監修料の受取の実態があり、それらが職員の深夜残業時のタクシー代や職員間の懇親等の費用に充てられていた。

また、社会保険庁等においては、上記のほか、特定の事業者からの監修料の受取が過去５年間（平成11年度から平成15年度）で3,161万円あり、それらも職員の深夜残業時のタ

クシー代等に充てられていた。また、同庁においては、ほぼすべてのケースで監修作業を行った職員に代わり、各課の庶務担当者が監修料を受け取り、そこから経理課予算班の担当者に預けられるなど、監修料が組織的に管理されていた。社会保険庁の事案については、平成16年10月の全省調査の際、監修料に関するこのような仕組みの存在を明らかにせず、調査が不十分なものとなったことに対し、28人の職員が処分を受けている。

このような実態は、国民に対して不透明な印象を強く与え、国民の不信感を一層増大、増幅させるものであり、保険料等の公費が監修料という形で職員に還流しているのではないかとの批判を招かざるを得ないものである。厚生労働省はこの問題を受け、現在、監修料等の受取を禁止しているところであるが、一刻も早い国民の信頼回復に向け、綱紀粛正により一層努めるべきである。

25　社会保険庁における不適切な随意契約等について

社会保険庁においては、（株）カワグチ技研と会計法令の趣旨に反する随意契約を締結するなどの問題があった。社会保険庁では、これらの問題を受け全庁調査を行ったが、この中で、100名にも上る同庁職員が（株）カワグチ技研及びその関係企業である（株）ニチネン企画から接待等を受けたことが明らかとなった。このほか、幹部職員１名が（株）カワグチ技研に対し特別の便宜を図った収賄の容疑により、逮捕・起訴されている。同庁においても、このような事態に至った要因として、個々の職員の倫理意識の問題に加え、組織の内部統制不足、コスト感覚の緩みといった問題が背景にあり、組織として極めて深刻な問題を抱えているとの認識を示している。

また、多数の職員による興味本位の年金加入情報の閲覧、度重なる年金の支給ミス等の業務規律の弛緩とも言える事態に加え、ゴルフ練習場、ゴルフ用具やマッサージ機など、年金給付に関すること以外に税金や年金保険料を安易に使っていた問題もある。

社会保険庁においては、これらの事案に対し厳正な処分を下すこと等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて一刻も早い社会保険事業への国民の信頼回復のため、社会保険事業に係る業務について、その組織の在り方をも含め、抜本的に見直すべきである。

26　「社会保険オンラインシステム」について

社会保険庁の「社会保険オンラインシステム」は、約6,500万人に上る国民年金、厚生年金の加入者情報等を一元管理するシステムで、昭和42年の運用開始から平成15年度までに年金保険料などから約１兆1,700億円の金額が支出されてきた最大のレガシー・システムである。

しかし、このシステムの調達について、社会保険庁は、システムの内容をほとんど把握しないまま（株）エヌ・ティ・ティ・データ（ＮＴＴデータ）等の特定事業者との間で随意契約を繰り返した結果、不透明な契約内容、割高な契約額となっている等の問題が指摘されている。

例えば、①ＮＴＴデータ等との「データ通信サービス契約」に関して、契約書に明記されていない業務への支払が平成15年度だけで約106億円に上っていたこと、②ＮＴＴデータのビル内にありオンライン業務が実施されている社会保険業務センター三鷹庁舎は、庁

舎の賃貸借契約が行われず、長年にわたってＮＴＴデータとの「データ通信サービス契約」と一体的なものとして予算上の積算もないまま「通信専用料」から支払われてきたこと等である。

「社会保険オンラインシステム」については、既に実施された刷新可能性調査の最終報告書の内容に問題があるとの指摘もあり、本システムにおける契約内容など会計面での調査を実施する必要がある。

また、社会保険庁は、今後「業務システム最適化計画」を作成し「社会保険オンラインシステム」の見直しを進めていく中で、「データ通信サービス契約」そのものを全面的に見直し、不透明な契約内容を徹底的に改めるべきである。その際、「データ通信サービス」を解除した場合に支払う必要のあるシステム開発費用の残額約2,000億円（いわゆる残債）について、端末設備のオープン化に必要な額約165億円の解消に加えて、その他の部分についてもオープン化していく方向でＮＴＴデータと協議し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の実現を図っていくべきである。

27　全農の米架空取引事件等について

全国農業協同組合連合会（全農）秋田県本部は、平成16年に入ってからの平成15年産米の価格の下落により、入札価格が農家への仮渡金を下回ることをおそれ、卸会社と共謀して高額で落札し、直後に買い戻すという架空取引を行った。これにより引き上げた落札価格を指標価格としてその後の相対取引に反映させたというものである。架空取引分の補助金の不正受給もなされている。

また、同本部は、米の横流し事件も起こしている。全農の100％子会社である（株）パールライス秋田が平成15年度決算において特定の取引先からの米代金の入金が滞り債務超過の懸念が生じたため、農家から販売委託されている米を横流しして簿外で販売し、赤字を埋めたというものである。横流し分についての補助金の不正受給もなされている。

全農は、この２件の以前にも、平成13年からの短い期間に、食品の偽装表示等８件の不祥事を起こし、農林水産省から６回の業務改善命令が出されている。

政府は、今回の２件の事件について厳正に対処するのみならず、不祥事を相次いで起こしている全農に対し、今後二度と不祥事を起こすことがないよう猛省を促すとともに、その事業を抜本的に見直す必要がある。

不正受給が発生した全農向けの補助金についても、受給方式の見直しを検討する必要がある。

また、米の架空取引事件については、背景に米取引の構造的な問題もあることから、公正な米取引の実現及び価格形成の適正化に向けて、取引ルールを検証するとともに、コメ価格センターへの上場数量の増加、取引結果の透明性の向上、不正行為に対する監視の強化等について検討する必要がある。

28　核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題について

原子力発電所における使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出し、高速増殖炉や軽水炉の燃料として再利用する核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が、使用済み

核燃料をそのまま地中に埋める直接処分を行った場合と再処理を行った場合との費用比較について、平成６年に試算を行っていたことが、平成16年７月に明らかになった。

この試算資料の中では、再処理の費用が直接処分の約２倍となることが示されていた。平成６年６月の総合エネルギー調査会原子力部会中間報告書では、「直接処分方式をとることは、資源的、技術的、社会的に見て問題が多く、最終処分費の見積りが極めて不透明であることから、両路線の比較を行うこと自体が困難である」との結論に至ったものである。その後、平成16年３月の本院予算委員会質疑において、資源エネルギー庁は、日本においては再処理をしない場合のコストを試算したものはない旨答弁し、結果として事実と異なる答弁を行った。また、この試算資料の存在が明らかになった後、旧科学技術庁においても、費用比較の非公開資料があったことが明らかになった。

政府は、国民に対する情報提供の在り方を厳しく見直し、種々の意見のある原子力エネルギーや核燃料サイクルのように国民的な関心の極めて高い分野において、幅広い視点から国民に開かれた形で議論されるよう、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

29　産業再配置促進費補助金の見直しについて

工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金（以下「促進費補助金」という。）は、工業の再配置を工場等と地域社会との融和等に配慮しつつ促進するため、市町村、道府県及び企業を交付対象者として、工場の移転又は新増設と密接な関係を有する①環境保全施設（緑地、公園等）、②福祉施設（スポーツ施設等）、③その他の施設（販売促進・展示施設等）の整備を対象に交付されている。その交付実績は、初年度の昭和48年度から平成15年度までの累計で約1,271億円となっている。バブル崩壊後の大型経済対策が行われた一時期を除けばおおむね減少傾向が続いており、ピーク時である昭和50年度の約72億円と比較すると、平成15年度は約４億円（予算額約７億円）と１割以下の水準にまで落ち込んでいる。なお、平成16年度予算額では約５億円、平成17年度予算額では約３億円と更に落ち込んでいる。

促進費補助金については、補助金によって整備された町の研修施設が県内企業の新設した工場から10キロメートルほども離れている、補助金申請のときは存在していた工場が交付のときには倒産していた、また、整備された施設の利用度が見込みに比べ１割以下と著しく低くなっている事例がある等の問題がある。

さらに、東大阪市及び尼崎市については、市からの要望もあり、構造改革特別区域計画において移転促進地域からの除外に係る特例基準で認定されたことを受け、移転促進地域から除外されており、また、工業再配置促進法で求められている工業再配置計画についても、前計画の終了後、経済産業省において、いまだに策定されていない。

促進費補助金については、その交付実績が長年減少傾向にあり、また、創設から30年超を経て、経済社会情勢が変化したことをも踏まえ、時代のニーズにこたえるべき政策という意味で柔軟に対応していく必要がある。また、平成17年度の予算執行調査で促進費補助金が取り上げられていることから、その結果をも踏まえ、財務省、経済産業省が十分に協

議した上、促進費補助金を見直すべきである。

30　中小企業高度化資金の運用状況について

独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧中小企業総合事業団）の実施する高度化事業は、中小企業者が組合等を設立して行う中小企業構造の高度化に寄与する事業（集団化、施設集約化等）及び第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業（商店街整備等支援施設の設置・運営等）に対して融資を行うものであり、その主な原資は政府出資金及び債券発行により調達した資金である。

同事業においては、①貸付資金残（手元資金）、②政府出資金を主な財源とすることによる順ざや収支差から積み上がった利益剰余金、③ほとんどが手元資金となっている出資事業資金が多額に上っていたため、総務省行政評価局の通知において、「資金需要の動向を踏まえつつ、余裕金の有効活用を図っていくこと」、「その際、追加出資の適切な抑制や必要に応じ更なる貸付金利の引下げ等の検討が必要」とされた。

これを受け、旧中小企業総合事業団は平成11年度から、融資対象条件の緩和や貸付割合の引上げ、追加出資の抑制等を行ったが、事業実績は伸びず、平成12年度の余裕金は4,199億円に達しており、総務省行政評価局は、平成14年７月の通知において、改めて余裕金の有効活用のための更なる対策を提起した。

同事業の余裕金の発生に関しては、景気の影響による中小企業の投資意欲の減退等、事業自体のニーズの問題や、中小企業者にとっての使い勝手の悪さなどが指摘されている。また、中小企業者の設立する組合の一部には、組合員の倒産等により必ずしも十分に機能していない状況や、実質的には貸付金の焦げ付きとなっている貸付金返済の停滞等が全国的に見られ、これに対し、各都道府県の対応も適切さを欠いている状況にある。このままでは、近い将来、地方公共団体や納税者に大きな負担を強いることも懸念されており、政府及び会計検査院は、調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

31　中心市街地における商業活性化対策の有効性について

中心市街地における商業活性化対策については、中核であるテナントミックス事業や空き店舗解消事業等の実施に当たり、中心となるべきタウンマネジメント機関（ＴＭＯ）に十分な人的体制や財政的基盤が備わっていない、ひいては本来のＴＭＯ事業の趣旨が十分に浸透しておらず、ＴＭＯに期待される本来の機能が発揮されていないとの会計検査院の報告がある。

中心市街地における市街地の整備改善等の予算額については、国土交通省関係で平成17年度予算で事業費１兆825億円、そのうち国費負担5,369億円、平成10年度以降の総額で事業費８兆9,319億円、そのうち国費負担４兆5,821億円となっている。

同活性化対策が、中小企業の活性化等、真に中心市街地活性化に結び付いているのか、政府及び会計検査院は、その執行の有効性について、調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

32　橋梁談合について

官公庁などが発注する鋼鉄製橋梁工事をめぐり、受注に談合組織の関与が疑われ、平成

16年10月、公正取引委員会は、関係会社の立入調査を行うなどして審査を行ってきたが、本年５月、独占禁止法違反の疑いで８社を告発した。告発された８社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者39社とともに談合組織を結成し、国土交通省の地方整備局などが競争入札により発注する橋梁工事について、不正に受注予定者を決定するなど談合を繰り返していた。

鋼鉄製橋梁業界の年間の市場規模は、約3,500億円に上り、告発の対象となった平成15年度及び平成16年度、国土交通省の関東、東北、北陸の３地方整備局では、167件、発注総額約705億円分の競争入札が行われ、予定価格に占める落札額の割合は、両年度とも94％となっていた。

現在、告発を受けた検察庁では、関係者を逮捕して捜査を行っており、公正取引委員会では、引き続き審査を進めているが、全容解明には至っていない。

公共事業における入札談合は、予算の適正な執行を阻害する悪質な行為である。政府は、入札契約に係る競争性・透明性の確保の徹底、業者への指導の強化等により、再発防止と公正な競争の確保に努めるべきである。

33　ＪＲ西日本福知山線における列車脱線事故について

本年４月、西日本旅客鉄道（株）（ＪＲ西日本）福知山線において、死者107名、負傷者549名というＪＲ発足後最悪の惨事となる列車脱線事故が起きた。事故原因については、現在、航空・鉄道事故調査委員会等の関係機関により調査が進められているところであるが、ＪＲ西日本が経営の効率性を追求する中で安全を軽視してきたことが事故の背景にあるとの指摘もあり、再発防止策として、安全設備の整備、運行に無理のないダイヤ編成、乗務員教育の見直しなどが求められている。

国土交通省は、ＪＲ西日本福知山線における列車脱線事故について原因究明に努めるとともに、急カーブでの速度超過防止のためのＡＴＳシステムの整備や運行ダイヤの審査などについての政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なものであったかを検証し、ＪＲ西日本に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされることがないよう万全の措置を講ずべきある。

34　航空交通におけるトラブルの多発について

日本航空（ＪＡＬ）グループにおいて、管制指示違反、航空機部品の誤使用等の人的要因により安全に影響を与えるおそれのある事案が多発し、国土交通省が事業改善命令等の措置を講じたが、その後も、航空機最後部の滑走路への接触、規定違反の副操縦士による離着陸操縦など同種の事案が続いて発生している。

また、行政側においても、国土交通省の管制官のミスにより、補修工事のために閉鎖中の滑走路に旅客機を誤着陸させるという重大な事故につながりかねない事案が発生している。

国土交通省は、ＪＡＬグループを始め航空各社に対して、社員の安全意識の再徹底を強く求めるとともに、経営陣から現場の末端まで一体となった安全確保のための取組がなさ

れるよう厳しく監視・監督すべきである。

航空管制業務については、管制官に対し安全意識の再徹底をすることはもとより、航空情報の処理手続やそのチェック体制を含め、安全確保の観点から徹底した見直しを図るべきである。

35　地方都市開発整備事業の実施について

地域振興整備公団は、大都市及びその周辺地域以外の地域で地方都市開発整備事業を実施してきたが、特殊法人の整理合理化により、平成16年７月以降、新規事業を行わないこととし、これまでの事業を都市再生機構に承継した。公団が実施した同事業について会計検査院が検査したところ、事業開始後20年以上経過しながらも多くの譲渡予定面積が残っていて事業効果の発現が著しく遅延している地区や、譲渡価格が原価を大幅に下回っているなどして多額の損失の発生が見込まれている地区が見受けられ、事業全体の採算性を確保することが困難となり、多額の損失を生じる可能性が高いことは極めて問題である。

国土交通省は、都市再生機構において、事業の中止を含めた見直しや事業費の削減に関する計画を策定するよう適切な措置を講ずべきである。

36　公共施設等の耐震対策について

公共施設の耐震対策については、阪神・淡路大震災以降、種々の新たな施策が講じられてきているが、緊急輸送道路の橋梁等の耐震補強が不十分であることや、港湾における大規模地震対策施設の整備が十分に進捗していないこと等から、一層の対策推進を図る必要がある。

政府は、①緊急輸送道路の橋梁並びに新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の３箇年プログラムによる耐震補強、②本年３月の交通政策審議会の答申を踏まえた、港湾における大規模地震・津波対策の推進、③河川の堤防の耐震対策、④新幹線の高架橋の耐震補強について、迅速な推進を図るべきである。

また、阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前の耐震性が不十分な建築物に多くの被害が見られたが、平成15年現在でも4,700万戸の住宅のうち1,150万戸が耐震性が不十分とされ、戸建住宅等の耐震診断・改修に対する補助制度が創設されているものの、その利用実績が低調である等の問題がある。政府は、住宅の耐震化について、総合的な対策を早急に取りまとめるべきである。

（６）国会法第105条に基づく会計検査院への検査要請

１　特別会計の状況について

（１）検査の対象

内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（２）検査の内容

各府省が所管する各特別会計についての次の各事項

①情報公開等、透明性の状況

②繰越額・不用額、決算剰余金、積立金等残高の推移

③次の特別会計における予算の執行状況

・電源開発促進対策特別会計、特に予算積算との対比

・財政融資資金特別会計、特に予算積算との対比

・農業経営基盤強化措置特別会計、特に決算剰余金の処理状況

④次の特別会計における政府出資法人への出資の状況

・産業投資特別会計産業投資勘定から研究開発法人への出資状況と出資先の財務状況

・電源開発促進対策特別会計から核燃料サイクル開発機構への出資状況と機構の財務状況

⑤各特別会計の財政統制の状況

２　国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金について

（１）検査の対象

公益法人等に資金を設置造成させるために補助金等を交付している国の機関

（２）検査の内容

国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等についての次の各事項

①資金の設置、保有の状況

②「平成１２年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況

③②以外のものも含めた各資金の運営の状況

④資金の制度の見直し体制の整備状況

３　各府省等におけるコンピュータシステムについて

（１）検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院

（２）検査の内容

各府省等におけるコンピュータシステムについての次の各事項

①各府省の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等コンピュータシステム会社に対する事務・業務の委託契約の状況

②保守・運用契約の競争性、経済性の状況

③主なシステムの利用の状況

④情報セキュリティの管理体制の状況

⑤電子政府構築計画に基づく「業務・システム最適化計画」の作成を予定しているシステム（レガシーシステムを含む）の現状と最適化に向けた取組の状況

⑥右を踏まえた決算内容の検証

4　地方財政の状況について

（1）検査の対象

総務省、都道府県、市町村、

（2）検査の内容

総務省の資料等を活用して、地方公共団体の決算についての次の各事項

①地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況

②決算額に関するその他次の事項

・職員に対する特殊勤務手当等の状況

・職員の福利厚生事業への支出状況

・職員の病気休暇等の制度の状況

5　先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況について

（1）検査の対象

消防研究所、酒類総合研究所、国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校、国立環境研究所

（2）検査の内容

上記の独立行政法人の業務運営等の状況についての次の各事項

①組織運営の状況

②財務の状況

③業務実績の状況
④情報の公表状況

6　ＯＤＡ事業の執行状況について
（１）検査の対象
外務省、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ)、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）
（２）検査の内容
政府開発援助（ＯＤＡ）についての次の各事項
①開発コンサルタント、ＮＰＯ等への委託契約の状況について
特に
・対コスタリカＯＤＡにおける株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（ＰＣＩ）に係る不祥事の概要、同種事案の有無・外務省、ＪＩＣＡ及びＪＢＩＣのＰＣＩ等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況
②草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について
③スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

7　社会保障費支出の現状について
（１）検査の対象
厚生労働省
（２）検査の内容
社会保障給付費（医療・福祉）についての次の各事項
①医療保険及び介護保険の財政状況
②保険給付の状況
③医療費の地域格差の状況
④認定率、サービス内容等を含めた介護保険の地域格差の状況
⑤生活保護の地域格差の状況

8　中小企業高度化資金の運用状況について
（１）検査の対象
独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧・中小企業総合事業団）
（２）検査の内容
機構の実施する高度化事業についての次の各事項
①中小企業者に対する貸付金の返済状況
②余裕金の発生及び資金運用状況
③貸付条件の状況
④中小企業者による制度利用の状況

9　中心市街地活性化プロジェクトの実施状況について

（１）検査の対象

国土交通省、経済産業省など

（２）検査の内容

中心市街地活性化プロジェクトについての次の各事項

①平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況

②プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤

③中小企業の活性化等プロジェクトの有効性

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	山口	那津男（公明）	北岡	秀二（自民）	鈴木	寛（民主）
理　事	荒井	広幸（自民）	佐藤	泰三（自民）	千葉	景子（民主）
理　事	後藤	博子（自民）	山東	昭子（自民）	ツルネン	マルティ（民主）
理　事	鶴保	庸介（自民）	田中	直紀（自民）	津田	弥太郎（民主）
理　事	岩本	司（民主）	橋本	聖子（自民）	蓮	舫（民主）
理　事	浜田	昌良（公明）	藤野	公孝（自民）	和田	ひろ子（民主）
理　事	松	あきら（公明）	水落	敏栄（自民）	渡辺	秀央（民主）
	愛知	治郎（自民）	吉田	博美（自民）	浮島	とも子（公明）
	加納	時男（自民）	岡崎	トミ子（民主）	吉川	春子（共産）
	狩野	安（自民）	島田	智哉子（民主）	近藤	正道（社民）

（17.2.9 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本委員会は、「行政機関における不祥事案等に関する件」をテーマに調査を行い、社会保険庁、警察庁等の不祥事案について調査を行ったほか、その時々に生じた時事的な問題についても調査を行った。また、**政策評価制度の見直しに関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願として、**「松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願」**が付託されたが、審査未了となった。

〔国政調査等〕

２月16日及び**17日**、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査のため、京都府及び兵庫県に委員派遣を行った。

３月18日、政策評価の現状等に関する件のうち、「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した。また、「留学生政策の現状」について塩谷文部科学副大臣から、政府開発援助に対する検査状況に関する件について森下会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。また、派遣委員の報告を聴取した。

３月28日、政策評価の現状等に関する件のうち、「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」について、また、行政評価・監視活動実績の概要に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件及び京都府及び兵庫県における実情調査に関する件について質疑を行った。

質疑では、「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」については、留学生に対する奨学金・住居・医療及び心のケア等の支援体制の現状、奨学金制度の透明性を高

める必要性などの諸問題が取り上げられた。また、京都府及び兵庫県における実情調査に関する件については、私のしごと館の事業内容の見直しと雇用保険３事業の重点化の必要性などの諸問題が取り上げられた。政府開発援助に対する検査状況に関する件については、対中ＯＤＡの意義と中国への経済協力の見直し、コタパンジャン・ダム建設による被害実態及び融資３条件の実施状況などの諸問題が取り上げられた。このほか、春暁及び平湖ガス油田開発の現状と今後の対応、中越地震と雪害との複合的要因によって生じた被災地域の被害状況と支援拡充策、住宅の耐震診断・改修補強及び学校施設耐震化の必要性などの諸問題が取り上げられた。

４月４日、行政評価等プログラムに関する件について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴取した。また、行政機関における不祥事案等に関する件のうち、「社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書」及び「社会保険庁改革の現状」について尾辻厚生労働大臣から、国家公務員倫理規程の改正内容について政府参考人からそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

質疑では、社会保険庁の組織体質改善及び職員の意識改革の必要性、有識者会議の新しい組織のグランド・デザイン策定に際しての議論の内容、国民年金保険料納付率の中期目標の見通しと具体的方法、年金制度の信頼回復に対する決意、財政状況の悪化に対する会計検査院の恒常的な指摘の重要性、私のしごと館の運営状況と事業の妥当性、食糧自給率向上の必要性、政策評価制度の今後の運用改善の方向性、国家公務員倫理規程における監修料等の規制の在り方などの諸問題が取り上げられた。

４月25日、行政機関における不祥事案等に関する件について質疑を行った。

質疑では、ＥＴＣによる料金割引等の高速道路利用促進策の実施状況、観光立国に向けた政府の取組、情報公開の迅速化及び文書管理に関する法律制定の必要性、社会保険庁の市場化テストモデル事業の内容と特徴及び民間委託との違い、全国統一の妊婦バッジを制定する必要性、北海道警不正経理に対する警察の捜査体制、福岡県警不正経理についての調査結果と裏金の私的流用の有無、原子力安全委員会における耐震指針見直しの検討状況などの諸問題が取り上げられた。

５月16日、行政機関における不祥事案等に関する件について質疑を行った。

質疑では、住民基本台帳閲覧制度見直し状況と個人情報保護制度との関係、指定管理者制度の導入状況・民間委託割合・公募手続と問題点、電子入札制度導入によるコスト削減及び談合防止の効果発現状況、新潟県中越地震における農地被災面積拡大に対する取組及び被災中小企業に対する融資実績、予算・決算・政策評価の一体化へ向けた取組、捜査費流用の会計検査の必要性及び警察の立証責任などの諸問題が取り上げられた。

６月13日、行政機関における不祥事案等に関する件のうち、警察庁の「平成16年度会計監査実施結果報告書」及び「予算執行の一層の適正化に向けた施策の推進状況」について政府参考人から、また、「社会保険庁改革の在り方について（最終取りまと

め)」について尾辻厚生労働大臣からそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

質疑では、郵政民営化に関する政府広報の公費支出の是非、民営化後の郵政職員の公務員としての身分喪失に伴う行政救済制度の適用に関する検討状況、遠州浜で行われた農薬空中散布の不当性、残留農薬に係る基準の見直しに対する政府姿勢、警察庁の信頼回復に向けた決意、公共工事における談合防止及び透明性・公正性確保の必要性などの諸問題が取り上げられた。

また、政策評価制度について、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行後３年が経過し、見直しの時期を迎えていることから、政策評価と予算等との連携強化、政策評価の客観性の確保、特別会計の見直しに向けた政策評価の活用の強化などが課題であるとして、政府に対して、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、政策、施策、事務事業などの政策体系を明示した上で評価を行うこと及び政策評価の重点化・効率化を図ることなどを内容とする政策評価制度の見直しに関する決議を全会一致で行った。

７月11日、政策評価の現状等に関する件のうち、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した後、政策評価の現状等に関する件及び行政機関における不祥事案等に関する件について質疑を行った。

質疑では、クールビズを政府が推奨した経緯、住民票・自動車運転免許証・年金証書の住所登録ワンストップ・サービス確立の必要性、小児救急医療体制整備に向けた取組の強化、がん対策推進等医療制度の抱える矛盾を解消する際の問題点、アスベスト排出企業周辺住民への対応、北海道警及び宮城県警不正経理問題、警察捜査協力者に対する会計検査院による聞き取りの必要性などの諸問題が取り上げられた。

７月25日、行政機関における不祥事案等に関する件について質疑を行った。

質疑では、東シナ海ガス田開発における試掘の実施にかかる海上自衛隊の派遣の可否及び閣僚会議設置の必要性、東京・連続大量差別葉書事件に対する認識と人権擁護行政の不十分さ、人権問題等に関する矯正教育拡充の必要性、イラン・アフガニスタン間の道路建設の状況及びイランへの支援の重要性、郵政民営化の広報に関する随意契約における予算価格の算定根拠、社会保険庁のレガシーシステム刷新と税金の使途の妥当性、留学後の早期退職国家公務員の費用返還義務の法整備の必要性、生活保護家賃滞納世帯の増加の背景、構造改革特区における企業経営大学での教員の雇用形態の大学設置基準上の適合性及び大学破綻時の学生保護策、アスベスト被害に対する政府責任と補償の必要性などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成17年２月９日（水）（第１回）

・行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

・委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年３月18日（金）（第２回）

・理事の補欠選任を行った。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について麻生総務大臣、塩谷文部科学副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

・政府開発援助に対する検査状況に関する件について森下会計検査院長から説明を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年３月28日（月）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・政策評価の現状等に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件及び京都府及び兵庫県における実情調査に関する件について中山文部科学大臣、保坂経済産業副大臣、谷川外務副大臣、塩谷文部科学副大臣、今井総務副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事丹呉圭一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、浜田昌良君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年４月４日（月）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・行政評価等プログラムに関する件及び行政機関における不祥事案等に関する件について麻生総務大臣、尾辻厚生労働大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、島村農林水産大臣、尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、常田農林水産副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕鶴保庸介君（自民）、和田ひろ子君（民主）、浮島とも子君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年４月25日（月）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・行政機関における不祥事案等に関する件について岩井国土交通副大臣、谷川外務副大臣、今井総務副大臣、衛藤厚生労働副大臣、森下会計検査院長、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君及び独立行政法人国際観光振興機構理事長中村稔君に対し

質疑を行った

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、千葉景子君（民主）、松あきら君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年５月16日（月）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・行政機関における不祥事案等に関する件について村田国家公安委員会委員長、今井総務副大臣、衛藤厚生労働副大臣、中野国土交通大臣政務官、倉田財務大臣政務官、森下会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、渡辺秀央君（民主）、浜田昌良君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年６月13日（月）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・行政機関における不祥事案等に関する件について尾辻厚生労働大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、村田国家公安委員会委員長、尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、山本総務副大臣、蓮実国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人預金保険機構理事松田京司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井広幸君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、浮島とも子君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

・**政策評価制度の見直しに関する決議**を行った。

○平成17年７月11日（月）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・政策評価の現状等に関する件について麻生総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同件及び行政機関における不祥事案等に関する件について尾辻厚生労働大臣、村田国家公安委員会委員長、高野環境副大臣、蓮実国土交通副大臣、小泉文部科学大臣政務官、森下会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、鈴木寛君（民主）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年７月25日（月）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・行政機関における不祥事案等に関する件について大野防衛庁長官、南野法務大臣、尾辻厚生労働大臣、保坂経済産業副大臣、逢沢外務副大臣、西厚生労働副大臣、小島文部科学副大臣、福島外務大臣政務官、下村文部科学大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官、佐藤人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、松岡徹君（民主）、岩本司君（民主）、松あきら君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

（３）委員会決議

―― 政策評価制度の見直しに関する決議 ――

行政監視委員会は、政策評価制度の導入当初からその重要性にかんがみ、政策評価結果を活用して当該政策を検証するとともに、政策評価の在り方等について議論を重ねてきた。

議論の中では、政策評価制度は一定の進展が図られているものの、必ずしも政策評価結果が有効に活用されていない場合もあることから、政策評価制度を充実・発展させていくためには、政策評価と予算等の連携強化、政策評価の客観性の確保、無駄が多いと指摘されている特別会計の見直しに向けた政策評価の活用の強化などが課題であると指摘されている。

現在、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行後３年が経過し、政策評価制度の見直しの時期を迎えている。よって政府は、本委員会での議論を踏まえ、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の質の向上を図るとともに、政策の企画立案や予算への適切な反映を始めとして、政策評価結果の一層の活用に努めること。

二、政策評価を踏まえた予算の作成に資するため、政策、施策、事務事業などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を行うこと。また、新規事業等については、事前評価を積極的に行うとともに、事後評価の徹底に努めること。

三、政策評価結果を反映した政策の実現に資するため、政策評価の重点化・効率化を図り、制度改正が必要な政策や複数府省に関係する重要な政策等については、適時的確に評価すること。

四、政策評価の客観性を確保するため、政策目標の数値化に一層取り組むとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価に当たって前提としたデータや評価手法等の公表を徹底すること。

五、政策評価の実効性を高めるため、政策評価と予算、決算の連携強化を図るとともに、総務省及び財務省間の連携を密にし、会計検査院との積極的な情報交換に努めること。

六、国民への説明責任を果たすため、政策評価結果を国民に分かりやすく伝えるとともに、政策評価の取組等の広報活動を積極的に行うこと。

右決議する。

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	溝手	顕正（自民）	北川	イッセイ（自民）	芝	博一（民主）
理　事	金田	勝年（自民）	小泉	昭男（自民）	下田	敦子（民主）
理　事	小斉平	敏文（自民）	末松	信介（自民）	藤本	祐司（民主）
理　事	松山	政司（自民）	中川	雅治（自民）	藤原	正司（民主）
理　事	櫻井	充（民主）	二之湯	智（自民）	柳澤	光美（民主）
理　事	平田	健二（民主）	松村	祥史（自民）	谷合	正明（公明）
理　事	弘友	和夫（公明）	三浦	一水（自民）	鰐淵	洋子（公明）
	荻原	健司（自民）	大江	康弘（民主）		
	岸	信夫（自民）	工藤	堅太郎（民主）		

（17.1.21 現在）

庶務関係小委員（15名）

小委員長	三浦	一水（自民）	中川	雅治（自民）	下田	敦子（民主）
	金田	勝年（自民）	松村	祥史（自民）	平田	健二（民主）
	岸	信夫（自民）	松山	政司（自民）	藤原	正司（民主）
	小泉	昭男（自民）	工藤	堅太郎（民主）	谷合	正明（公明）
	小斉平	敏文（自民）	櫻井	充（民主）	弘友	和夫（公明）

（17.3.22 現在）

図書館運営小委員（15名）

小委員長	大江	康弘（民主）	小斉平	敏文（自民）	芝	博一（民主）
	荻原	健司（自民）	末松	信介（自民）	平田	健二（民主）
	金田	勝年（自民）	二之湯	智（自民）	柳澤	光美（民主）
	岸	信夫（自民）	松山	政司（自民）	弘友	和夫（公明）
	北川	イッセイ（自民）	櫻井	充（民主）	鰐淵	洋子（公明）

（17.3.22 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の２件であり、１件を可決、１件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願11種類129件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査等〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定について国会職員法等の給与に関する規定との関係の整理を行うとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構法により核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴う所要の規定の整理を行うものである。

本法律案は、３月29日に衆議院から提出、４月５日、本委員会に付託された。

委員会においては、４月６日に、本法律案の審査が年度を越えたことに伴い、その施行期日を改める修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決された。

国会職員法の一部を改正する法律案は、国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加するものである。

本法律案は、３月29日に衆議院から提出、４月５日、本委員会に付託され、６日に全会一致をもって可決された。

なお、３月30日に、日本学術会議の内閣府への所管変更に伴い関係規定を整理する**参議院規則の一部を改正する規則案**について、委員会の審査を省略し、本会議に上程することを決定した。

（２）委員会経過

○平成17年１月20日（木）（第161回国会閉会後第１回）

・参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成17年度予定経費要求及び平成16年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について決定した。

○平成17年１月21日（金）（第１回）

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会及び北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党１人　計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党９人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人　計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党４人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人　計35人

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会15人、公明党４人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人　計40人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党１人　計20人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党８人、民主党・新緑風会５人、公明党２人　計15人
なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外３国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　１月25日及び26日

ロ、時　間　自由民主党50分、民主党・新緑風会85分、公明党30分、日本共産党13分、社会民主党・護憲連合12分

ハ、人　数　民主党・新緑風会３人、自由民主党２人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党　３公明党　４民主党・新緑風会　５自由民主党　６民主党・新緑風会　７日本共産党　８社会民主党・護憲連合

一、スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年１月25日（火）（第２回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年１月26日（水）（第３回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年２月１日（火）（第４回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年２月９日（水）（第５回）

一、委員派遣を行うことを決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月９日（水）（第６回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について山崎内閣官房副長官、林田内閣府副大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、小島文部科学副大臣及び西厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ハ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ニ、預金保険機構監事の任命同意に関する件

ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヘ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
チ、社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件
一、日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月11日（金）（第７回）

一、理事の補欠選任を行った。
一、本会議における平成十七年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月18日（金）（第８回）

一、本会議における新防衛計画大綱及び新中期防衛力整備計画についての国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党５分、民主党・新緑風会10分、公明党５分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月23日（水）（第９回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月25日（金）（第10回）

一、元議員故山内一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、地域再生法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月30日（水）（第11回）

一、参議院規則の一部を改正する規則案（溝手顕正君外６名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

一、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年３月31日（木）（第12回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月１日（金）（第13回）

一、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案（溝手顕正君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月６日（水）（第14回）

一、**国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）**について提出者衆議院議院運営委員長川崎二郎君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。

（衆第14号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　なし

一、**国会職員法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）**について提出者衆議院議院運営委員長川崎二郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　なし

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月８日（金）（第15回）

一、刑法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月13日（水）（第16回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月20日（水）（第17回）

一、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月22日（金）（第18回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年４月27日（水）（第19回）

一、元議員故三木忠雄君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本会議における西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故についての国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党５分、民主党・新緑風会５分、公明党５分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本会議において憲法調査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年５月11日（水）（第20回）

一、介護保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年５月13日（金）（第21回）

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年５月18日（水）（第22回）

一、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年６月３日（金）（第23回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年６月８日（水）（第24回）

一、証券取引法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年６月10日（金）（第25回）

一、次の件について林田内閣府副大臣、七条内閣府副大臣、今井総務副大臣、滝法務副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び蓮実国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件

ニ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ホ、中央更生保護審査会委員長の任命同意に関する件

へ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
チ、土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年６月15日（水）（第26回）

一、本会議において経済・産業・雇用に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年６月22日（水）（第27回）

一、政策評価制度の見直しに関する決議案（山口那津男君外８名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年６月29日（水）（第28回）

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年７月８日（金）（第29回）

一、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成17年７月11日（月）（第30回）

一、郵政民営化に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。
自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党４人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人　計35人
一、本会議における内閣総理大臣の第31回主要国首脳会議出席に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会20分、公明党15分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順
一、本会議において少子高齢社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年７月13日（水）（第31回）

一、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党15分、民主党・新緑風会30分、公明党15分

ロ、人　数　民主党・新緑風会２人、自由民主党及び公明党各１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年７月22日（金）（第32回）

一、障害者自立支援法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会20分、公明党15分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本会議において国際問題に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年８月３日（水）（第33回）

一、電波法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年８月５日（金）（第34回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年８月８日（月）（第35回）

・本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成17年１月20日（木）（第161回国会閉会後第１回）

・参議院の平成17年度予定経費要求及び平成16年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について協議決定した。

○平成17年３月22日（火）（第１回）

・参議院事務局の諸問題について協議を行った。

〇平成17年３月30日（水）（第２回）

・次の件について協議を行った。

イ、国会職員法の一部改正に関する件

ロ、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

ハ、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

ニ、新議員会館の整備に関する件

図書館運営小委員会

〇平成17年１月20日（木）（第161回国会閉会後第１回）

・国立国会図書館の平成17年度予定経費要求及び平成16年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について協議決定した。

〇平成17年３月22日（火）（第１回）

・国立国会図書館の諸問題について協議を行った。

〇平成17年３月30日（水）（第２回）

・次の件について協議を行った。

イ、国立国会図書館法の一部改正に関する件

ロ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

（３）議案の要旨

〇成立した議案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要旨】

本法律案は、国会職員法等の給与に関する規定との関係を整理するため国立国会図書館の館長、副館長及び専門調査員の待遇に関する規定を削るとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構法により核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴い、納本義務を負う特殊法人等に関する規定の整理を行おうとするものである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

館長等の待遇に係る改正の施行期日を「平成17年４月１日」から「公布の日」に改める。

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加しようとするものである。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	山下　八洲夫（民主）	片山　虎之助（自民）	森　ゆうこ（民主）
理　事	西田　吉宏（自民）	沓掛　哲男（自民）	草川　昭三（公明）
理　事	柳田　稔（民主）	竹山　裕（自民）	
	青木　幹雄（自民）	佐藤　泰介（民主）	（召集日 現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	風間　　昶（公明）	小泉　昭男（自民）	芝　　博一（民主）
理　事	岩城　光英（自民）	田村　公平（自民）	那谷屋　正義（民主）
理　事	大仁田　厚（自民）	西島　英利（自民）	水岡　俊一（民主）
理　事	小林　　元（民主）	野村　哲郎（自民）	森　ゆうこ（民主）
理　事	高橋　千秋（民主）	松村　祥史（自民）	山本　香苗（公明）
	岩永　浩美（自民）	三浦　一水（自民）	仁比　聡平（共産）
	小池　正勝（自民）	足立　信也（民主）	（17.1.21 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出（災害対策特別委員長）１件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願３種類20件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成22年３月31日まで５年間延長する等の措置を講じようとするものであり、委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取し、討論の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月11日、災害対策の基本施策について村田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、平成17年度防災関係予算について林田内閣府副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月25日、福岡県西方沖を震源とする地震について、村田防災担当大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、大規模災害発生時における自衛隊、消防、警察の初動体制の重要性、首都圏における災害に強い自動車専用道路整備の必要性、福岡県西方沖地震発生後の政府の対応と余震活動の見通し、防災意識の高揚に対する防災担当大臣の認識、最近の地震発生状況を踏まえた地震財特法対象地域拡大の必要性、校舎の耐震化推進の在り方と財政措置、行政における災害ボランティアの受入れ・協働体制の整備の必要性、市町村合併に伴う地域消防団のスリム化・弱体化に対する問題意識と対応、地震発生の確率が低いと思われる地域における防災対策の進め方、中央防災会議

専門調査会の首都直下地震被害想定と防災対策見直しの有無、福岡県西方沖地震におけるもれの無い被害の実態把握と対策の必要性、玄界島島民の漁業再開とコミュニティを重視した応急仮設住宅建設の必要性などの諸問題が取り上げられた。

４月25日、福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、福岡県に委員派遣を行った。

５月13日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した後、質疑を行い、ＪＲ西日本福知山線列車脱線事故被害者等に対するメンタルケアの取組体制、被災者・被害者に対するメンタルケアに関する調査・研究の必要性、福岡県玄界島小中学校の早期復旧・再開と被災家屋の早期再建への対応、東海と東南海・南海地震の同時発生に備えた広域支援体制等整備の必要性、スマトラ沖地震津波被害を教訓とする今後の我が国の津波対策、土石流が頻発する三重県いなべ市藤原町の砂防ダム整備の計画と進め方、玄界島の仮設住宅設置費用限度額引上げ要求に関する国の対応及び地盤調査への支援策、住宅等耐震化の現状・推進策と校舎の病院並み耐震性の確保の必要性、福岡県西方沖地震による志摩町・前原市の被災家屋認定状況と認定権限の所在、志摩町・前原市の被災家屋に対する被害認定基準運用指針の弾力的運用の余地などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成17年１月21日（金）（第１回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年３月11日（金）（第２回）

・災害対策の基本施策に関する件について村田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
・平成17年度防災関係予算に関する件について林田内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成17年３月25日（金）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・福岡県西方沖を震源とする地震について村田内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
・大規模災害発生時の初動体制に関する件、地域防災力の充実強化に関する件、災害ボランティア活動に関する件、福岡県西方沖を震源とする地震の復旧対策に関する件、地震防災対策の在り方に関する件、被災者の住宅再建支援策に関する件、三宅島噴火災害対策に関する件、首都直下地震対策に関する件等について村田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、松村祥史君（自民）、小林元君（民主）、高橋千秋君（民主）、谷合正明君（公明）、仁比聡平君（共産）

・**地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第６号）（衆議院提出）**について提出者衆議

院災害対策特別委員長西村真悟君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第６号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年４月20日（水）（第４回）

・福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

〇平成17年５月13日（金）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・派遣委員から報告を聴いた。

・福岡県西方沖を震源とする地震の復旧対策に関する件、事故災害時の心のケア対策に関する件、東南海・南海地震対策の充実に関する件、学校施設等の耐震化の促進に関する件、災害ボランティア活動に関する件、被災家屋の被害認定の在り方に関する件等について村田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、高橋千秋君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）

（３）議案の要旨・附帯決議

〇成立した議案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成22年３月31日まで５年間延長する等の措置を講じようとするものである。

【附帯決議】

わが国では、昭和53年に成立した大規模地震対策特別措置法をはじめ、地震防災対策に係る法制度の整備に努めてきたところである。政府は、本法の施行に当たり、これまでの四半世紀を超える地震防災対策関係法律の施行状況を踏まえ、地震防災対策のより一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、建物の耐震化、津波対策等必要な施策の実施に万全を期すること。

二、地震防災対策の実施に当たっては、住民の防災意識の向上が重要であることにかんがみ、ハザードマップの整備、防災教育の普及等に努めること。

三、わが国は、全国どこでも地震が発生し得る地震国であることから、地震防災対策強化地域以外の地域を含めた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、今後１年以内に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四、地震防災対策の推進に当たっては、関係省庁等の連携に十分配慮しつつ、政府一体となった対策の実施に努めるとともに、具体的な数値目標の設定とその達成状況の把握・評価・公表が適切になされるように努め、必要に応じて対策の見直しを行うこと。

右決議する。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	木俣	佳丈（民主）	魚住	汎英（自民）	藤本	祐司（民主）
理　事	橋本	聖子（自民）	佐藤	泰三（自民）	峰崎	直樹（民主）
理　事	脇	雅史（自民）	中島	啓雄（自民）	遠山	清彦（公明）
理　事	榛葉	賀津也（民主）	西田	吉宏（自民）	渡辺	孝男（公明）
理　事	ツルネン	マルテイ（民主）	水落	敏栄（自民）	紙	智子（共産）
	秋元	司（自民）	池口	修次（民主）	大田	昌秀（社民）
	泉	信也（自民）	喜納	昌吉（民主）		（17.1.21 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出２件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願２種類２件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、沖縄の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、国が交付する交付金の額の算定に関する特例を定めるとともに、沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるための交付金制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、３月22日に小池内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）から趣旨説明を聴取し、同月25日、平成17年度の沖縄振興に関わる特別の交付金の対象事業、沖縄における自立型経済の在り方、琉球諸島の世界自然遺産登録の可能性、国際機関の沖縄への誘致などについて質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決した。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、３月25日に小池内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴取し、同月30日、本法律案の目的、独立行政法人評価委員会と同機構における運営委員会の役割、同機構及び大学院大学の沖縄振興への寄与、世界最高水準の研究者を招聘するための方策、研究者のための研究環境や生活基盤の整備などについて質疑が行われ、全

会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

２月８日、北方領土問題について、参考人として、根室市長藤原弘君、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長小泉敏夫君及び青山学院大学教授袴田茂樹君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

３月９日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、小池内閣府特命担当大臣、町村外務大臣から所信を聴取した。

同日、第161回国会閉会後の１月12日から同月14日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成17年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、沖縄の自立型経済達成の可能性、沖縄の優位性を生かす戦略、沖縄の観光・リゾート産業の課題、沖縄科学技術大学院大学に関する建設費及び運営費の年間見積り、ロシア大統領等の訪日予定の状況、北方領土に残存する建物の保存を求める運動への対応、貝殻島の昆布漁の実情と課題などについて質疑を行った。

同日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、北方領土問題に対する外務大臣の所見、北方領土返還へ向けた具体的なシナリオ、日露行動計画における平和条約交渉と他分野の関係、北方領土返還の国民運動を活発化させる方策、沖縄振興における環境と経済の統合、在日米軍再編問題における日米交渉の進捗状況と課題、在日米軍基地の沖縄の過重負担、沖縄経済の現状とその背景などが取り上げられた。

６月13日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、日ロ外相会談、普天間飛行場代替施設、小泉総理訪ロの目的と成果、我が国の北方領土返還交渉、今後の対ロシア外交の進め方、日ロサケ・マス民間交渉、ビザなし交流の目的、元島民の権益の保護、東シベリアにおけるパイプラインプロジェクト、米国におけるジュゴンの保護訴訟などについて質疑が行われた。

７月19日、在沖縄米軍基地問題及び沖縄振興について、参考人として、米ハドソン研究所客員首席研究員日高義樹君、慶應義塾大学経済学部教授・内閣府特命顧問島田晴雄君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成17年１月21日（金）（第１回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年２月８日（火）（第２回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・北方領土問題に関する件について参考人根室市長藤原弘君、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長小泉敏夫君及び青山学院大学教授袴田茂樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、峰崎直樹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年３月９日（水）（第３回）

・沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について小池内閣府特命担当大臣及び町村外務大臣から所信を聴いた。

・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年３月22日（火）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について小池内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、七条内閣府副大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤本祐司君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

・沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について町村外務大臣、小池内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

・**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）**について小池内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月25日（金）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）**について小池内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第19号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

・**独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）（衆議院送付）**について小池内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月30日（水）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）（衆議院送付）**について小池内閣府特命担当大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、池口修次君（民主）、藤本祐司君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第18号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成17年６月13日（月）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・日ロ外相会談に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、同件、普天間飛行場代替施設に関する件、小泉総理訪ロの目的と成果に関する件、我が国の北方領土返還交渉に関する件、今後の対ロシア外交の進め方に関する件、日ロサケ・マス民間交渉に関する件、ビザなし交流の目的に関する件、元島民の権益の保護に関する件、東シベリアにおけるパイプラインプロジェクトに関する件、米国におけるジュゴンの保護訴訟に関する件等について町村外務大臣、小池内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、峰崎直樹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

〇平成17年７月19日（火）（第８回）

・理事の補欠選任を行った。

・参考人の出席を求めることを決定した。

・在沖縄米軍基地問題及び沖縄振興に関する件について参考人米ハドソン研究所客員首席研究員日高義樹君及び慶應義塾大学経済学部教授・内閣府特命顧問島田晴雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、喜納昌吉君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）、秋元司君（自民）、白眞勲君（民主）、藤本祐司君（民主）

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称

この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）とする。

二、機構の目的

機構は、大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

三、事務所

機構は、主たる事務所を沖縄県に置く。

四、役員及び職員について

１　機構に、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くとともに、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理させるため、理事１人を置くことができる。

２　理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とする。

３　機構の役員及び職員は、秘密保持義務を有し、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

五、運営委員会について

１　機構に、中期計画等を審議するとともに、理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、機構の業務の実施状況を監視する機関として運営委員会を置く。

２　運営委員会は、科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員15人以内をもって組織する。

３　運営委員会の委員の任期は３年とする。

六、機構の業務の範囲について

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

１　国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。

２　１に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

３　科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

４　機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

５　国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

６　大学院大学の設置の準備を行うこと。

７　１から６までの業務に附帯する業務を行うこと。

七、主務大臣等

機構の主務大臣は、内閣総理大臣（大学院大学の設置の準備に関する事項については、内閣総理大臣及び文部科学大臣）とし、主務省は内閣府とする。

八、機構の解散

機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散する。

九、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、大学院大学の在り方や機構の中期計画作成などに関して、機構の運営委員会が行う審議の結果については、自主性と自立性に配慮し最大限尊重されるよう、必要な措置を講じること。

二、内閣総理大臣は、運営委員会の委員の任命については、運営委員会の意見（機構設立時はこれまで構想に関わってきた関係者の意見）を尊重するとともに、理事長の任命についても、運営委員会の意見を最大限尊重すること。

三、運営委員会の構成や機構の運営に関しては、沖縄を代表する委員の任命等を含め、地元の意見が反映されるよう適切な措置を講じること。

四、独立行政法人評価委員会は、機構の学術的活動に関する運営委員会の意見を尊重するとともに、その評価については機構の経営的側面に重点を置いて慎重に行うこと。

五、機構の役員及び職員の任命に際しては、天下りとの批判を招くことのないよう適切な人材を広く内外から起用し、国民の納得を得られる人事を行うこと。

六、世界最高水準の研究者が集う大学院大学の設置の準備については、これまで行われた大学院大学の枠組みに関する検討経緯を尊重して行うこと。

七、大学院大学の早期設置に努めるとともに、その設置については、知的クラスター形成の核となるようにし、ハード先行型にならないようにすること。また設置に際しては、沖縄県内の地方公共団体に過重な財政負担を求めないよう留意すること。

八、大学院大学の用地造成並びに建設に当たっては、沖縄らしい豊かな自然環境に恵まれているとの予定地の選定理由を十分に踏まえ、森林保全や赤土流出防止など環境配慮に万全を期すこと。

右決議する。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、沖縄の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、国が交付する交付金の額の算定に関する特例を定めるとともに、沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるための交付金制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、交付金を交付する場合の額の算定に関する特例

沖縄振興特別措置法別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、同法の規定の適用による補助率の嵩上げ措置を参酌して、交付金の額を算定する。

二、沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てる交付金制度の創設

沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるため、交付金制度を創設する。

三、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	吉村	剛太郎（自民）	荻原	健司（自民）	下田	敦子（民主）
理　事	市川	一朗（自民）	河合	常則（自民）	千葉	景子（民主）
理　事	鶴保	庸介（自民）	山東	昭子（自民）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	森元	恒雄（自民）	世耕	弘成（自民）	平田	健二（民主）
理　事	朝日	俊弘（民主）	中村	博彦（自民）	松下	新平（民主）
理　事	佐藤	泰介（民主）	藤野	公孝（自民）	山根	隆治（民主）
理　事	佐藤	道夫（民主）	真鍋	賢二（自民）	澤	雄二（公明）
理　事	福本	潤一（公明）	山下	英利（自民）	西田	実仁（公明）
	浅野	勝人（自民）	吉田	博美（自民）	弘友	和夫（公明）
	荒井	正吾（自民）	伊藤	基隆（民主）	大門	実紀史（共産）
	荒井	広幸（自民）	家西	悟（民主）	又市	征治（社民）
	岡田	広（自民）	島田	智哉子（民主）		

（17.1.21 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区の改正を行う**公職選挙法の一部を改正する法律案**については、今回の越県合併に限定して選挙区の改正を行う理由、市町村合併の進展に応じた選挙区改定の在り方等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

（2）委員会経過

○平成17年１月21日（金）（第１回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年６月16日（木）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第48号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（３）議案の要旨

○成立した議案

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【 要 旨 】

本法律案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行おうとするものである。

一、衆議院議員の選挙区に関する事項

長野県木曽郡山口村を廃止し、その区域を岐阜県中津川市の区域に編入する総務大臣の処分に係る区域については、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区は従前の区域によるものとする公職選挙法第13条第３項本文及び第５項の規定は適用しないこととすることにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、衆議院小選挙区については長野県第４区から岐阜県第５区へ、衆議院比例代表選挙区については北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ変更する。

二、この法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用する。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	太田	豊秋（自民）	坂本	由紀子（自民）	齋藤	勁（民主）
理　事	阿部	正俊（自民）	田浦	直（自民）	主濱	了（民主）
理　事	田村	耕太郎（自民）	田村	公平（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理　事	山内	俊夫（自民）	中川	雅治（自民）	富岡	由紀夫（民主）
理　事	山本	一太（自民）	二之湯	智（自民）	広野	ただし（民主）
理　事	大塚	耕平（民主）	長谷川	憲正（自民）	福山	哲郎（民主）
理　事	平野	達男（民主）	松村	龍二（自民）	若林	秀樹（民主）
理　事	柳田	稔（民主）	山崎	力（自民）	高野	博師（公明）
理　事	荒木	清寛（公明）	山本	順三（自民）	谷合	正明（公明）
	有村	治子（自民）	浅尾	慶一郎（民主）	遠山	清彦（公明）
	大野	つや子（自民）	犬塚	直史（民主）	緒方	靖夫（共産）
	加納	時男（自民）	岩本	司（民主）	大田	昌秀（社民）
	岸	信夫（自民）	尾立	源幸（民主）		
	後藤	博子（自民）	大江	康弘（民主）		

（17.1.21 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願５種類32件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔国政調査等〕

平成16年12月９日、政府は「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」の変更を閣議決定し、自衛隊の派遣期間を平成17年12月14日まで１年間延長した。これを受けて、第161国会閉会後の**平成16年12月13日**、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について細田内閣官房長官から報告を聴いた後、質疑を行った。

平成17年３月25日、政府は「国民の保護に関する基本指針」を閣議決定した。これを受けて、**４月15日**、国民の保護に関する基本指針について村田国務大臣から報告を聴取した。

他方、イラクにおける１月末の国民議会選挙の実施等政治プロセスの進展、自衛隊が派遣されているムサンナー県における治安維持任務のオランダ軍からイギリス軍への移管等を踏まえ、**４月15日**、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況について大野防衛庁長官から、最近のイラク情勢について町村外務大臣から、それぞれ報告を聴取した。

５月８日に発生した在イラク邦人行方不明事件を踏まえ、**５月11日**、イラクにおけ

る邦人行方不明事件について町村外務大臣から報告を聴取した後、同件及び国民の保護に関する基本指針、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成16年12月13日（月）（第161回国会閉会後第１回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について細田内閣官房長官から報告を聴いた後、町村外務大臣、細田内閣官房長官、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大江康弘君（民主）、主濱了君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、谷合正明君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、岸信夫君（自民）

○平成17年１月21日（金）（第１回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年４月15日（金）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・国民の保護に関する基本指針、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等に関する件について村田国務大臣、大野防衛庁長官及び町村外務大臣から報告を聴いた。

○平成17年５月11日（水）（第３回）

・イラクにおける邦人行方不明事件に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、同件及び国民の保護に関する基本指針、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の部隊の活動状況及び最近のイラク情勢等に関する件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、村田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、若林秀樹君（民主）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	内藤　正光（民主）	岡田　直樹（自民）	津田　弥太郎（民主）
理　事	景山　俊太郎（自民）	北川　イッセイ（自民）	白　眞勲（民主）
理　事	小林　温（自民）	末松　信介（自民）	林　久美子（民主）
理　事	小川　敏夫（民主）	関口　昌一（自民）	木庭　健太郎（公明）
理　事	広野　ただし（民主）	田中　直紀（自民）	渡辺　孝男（公明）
	愛知　治郎（自民）	山谷　えり子（自民）	緒方　靖夫（共産）
	小野　清子（自民）	田村　秀昭（民主）	（17.1.21 現在）

（１）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

平成16年11月に平壌で開催された第３回日朝実務者協議において、北朝鮮側から提出された日本人拉致被害者の情報及び物証について、12月、日本政府は、横田めぐみさんの「遺骨」とされる骨が別人のものと判明したとするなど信頼性を欠くとの精査結果を発表した。このような背景の下、第161回国会閉会後の**平成16年12月14日**、北朝鮮による拉致問題等について村田国家公安委員会委員長及び細田内閣官房長官から説明を聴いた後、第３回日朝実務者協議、北朝鮮に対する経済制裁、北朝鮮に対する人道支援、北朝鮮情勢、北朝鮮の核開発問題等について質疑を行った。また、北朝鮮に対する効果的制裁措置の積極的発動の検討を政府に求めること等を内容とする**北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議**を全会一致で行った。

平成16年12月16日及び17日の２日間、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため新潟県へ委員派遣を行い、横田めぐみさんの拉致現場を実地調査するとともに、新潟県、柏崎市、佐渡市、救う会新潟、救う会全国協議会、特定失踪者問題調査会、新潟救う会及び新潟県警本部等の関係者から、拉致事案、帰国された拉致被害者とその家族に対する支援の在り方､特定失踪者問題等について意見を聴取し質疑を行った。これについて、**平成17年１月21日**、派遣委員から報告を聴取した。

第３回日朝実務者協議以降、日本人拉致問題を始めとする日朝間の協議は具体的な進展が見られていない。このような状況の下、**６月10日**、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立について、参考人として、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表横田滋君、横田早紀江君、特定失踪者問題調査会代表・拓殖大学教授荒木和博君、静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君及び拓殖大学海外事情研究所長森本敏君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

（２）委員会経過

〇平成16年12月14日（火）（第161回国会閉会後第１回）

・理事の補欠選任を行った。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・北朝鮮による拉致問題等に関する件について村田国家公安委員会委員長及び細田内閣官房長官から説明を聴いた後、第３回日朝実務者協議に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、北朝鮮に対する人道支援に関する件、北朝鮮情勢に関する件、北朝鮮の核開発問題に関する件等について町村外務大臣、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、白眞勲君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）、山谷えり子君（自民）

・**北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議**を行った。

〇平成17年１月21日（金）（第１回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

・派遣委員から報告を聴いた。

〇平成17年６月10日（金）（第２回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する件について参考人北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表横田滋君、横田早紀江君、特定失踪者問題調査会代表・拓殖大学教授荒木和博君、静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君及び拓殖大学海外事情研究所長森本敏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（横田滋君、横田早紀江君、荒木和博君）に対する質疑

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、広野ただし君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

・参考人（伊豆見元君、森本敏君）に対する質疑

〔質疑者〕小林温君（自民）、白眞勲君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（３）委員会決議

―― 北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議 ――

本年11月に開催された第３回日朝実務者協議において、横田めぐみさん、松木薫さんのものとして北朝鮮側から提出された遺骨が、今般、我が国捜査機関の鑑定により別人のものであることが明らかとなった。

この北朝鮮の不誠実な対応は、我が国の尊厳を著しく損なうとともに、拉致被害者の心情を弄ぶものであり、強い憤りを禁じ得ない。

平成14年９月の小泉総理訪朝に際し、我が国の主権及び我が国民の基本的自由と人権に対する重大かつ明白な侵害である日本人の拉致という忌まわしい国家的犯罪行為の実行を北朝鮮が認めてから既に２年の歳月が経過した。この間、５人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したが、先の実務者協議における安否不明者に関する北朝鮮側の説明は、我が国民の疑問に応えるものとはなっていないことが今回の鑑定結果により明らかとなり、このような著しく誠実を欠いた北朝鮮の姿勢は、強く糾弾されなければならない。

政府は、この際、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場を堅持し、北朝鮮との間で粘り強く協議を進めるとともに、次の諸点に留意し、拉致問題の抜本的解決の促進に遺漏なきを期すべきである。

一　改正外為法や特定船舶入港禁止法等現行の国内法制上とり得る効果的制裁措置の積極的発動を検討すること

二　いわゆる対北朝鮮人道支援については、北朝鮮側からの誠意ある回答が得られ、その信憑性が確認されるまでの間凍結すること

三　今回の実務者協議の後、我が国に持ち帰った資料については、真相究明に寄与するよう、可及的速やかな科学的鑑定・分析を進め、その結果を当委員会に報告すること

四　朝銀系信組に対する監督を一層厳格に執行すること

五　拉致問題に関与した責任者・実行者等の厳正な処罰の執行とその報告、具体的な再発防止策の確立、拉致被害者に対する補償の確実な履行について、北朝鮮に対し強く求めること

六　政府認定に係る拉致被害者以外で拉致の疑いのある事案についても、その真相究明に積極的に取り組むとともに、拉致被害の認定を進めること

七　本年４月に国連人権委員会が採択した決議において、北朝鮮に対し拉致問題を明確に透明性をもって緊急に解決することを求めていることを踏まえ、かかる国際社会の支持と協力をより強固なものとするため、６カ国協議を始めとするあらゆる機会を捉え、外交的努力を引き続き強化すること

八　帰国された拉致被害者及び家族に対する支援について、国、地方公共団体、民間団体の連携に留意し、十全の対応を図ること

右決議する。

郵政民営化に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	陣内　孝雄（自民）	小池　正勝（自民）	櫻井　充（民主）
理　事	市川　一朗（自民）	小泉　昭男（自民）	高橋　千秋（民主）
理　事	世耕　弘成（自民）	椎名　一保（自民）	峰崎　直樹（民主）
理　事	山崎　力（自民）	関口　昌一（自民）	山根　隆治（民主）
理　事	伊藤　基隆（民主）	野上　浩太郎（自民）	若林　秀樹（民主）
理　事	平野　達男（民主）	長谷川　憲正（自民）	渡辺　秀央（民主）
理　事	山下　八洲夫（民主）	藤野　公孝（自民）	西田　実仁（公明）
理　事	弘友　和夫（公明）	山下　英利（自民）	山口　那津男（公明）
	愛知　治郎（自民）	山本　順三（自民）	山本　香苗（公明）
	有村　治子（自民）	大塚　耕平（民主）	大門　実紀史（共産）
	岩城　光英（自民）	岡崎　トミ子（民主）	又市　征治（社民）
	小野　清子（自民）	齋藤　勁（民主）	（17.7.13 現在）

（1）審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案６件であり、委員会においてはいずれも可決したが、本会議では否決となった。

また、本特別委員会付託の請願４種類67件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

郵政民営化関連６法案　**郵政民営化法案**は、郵政民営化の基本的な理念等を定めるほか、法律公布の日から平成19年３月31日までの準備期間中に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を設置し、持株会社となる日本郵政株式会社をあらかじめ設立すること、その他郵便貯金銀行及び郵便保険会社の設立、公社の業務等の承継計画の策定等について定め、また、平成19年４月１日に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立すること、郵便貯金銀行及び郵便保険会社について、銀行業又は生命保険業の免許を受けたものとみなし、最終的な民営化を実現するまでの移行期間中に、持株会社は両会社の株式のすべてを処分しなければならないこと等について定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案、**郵便事業株式会社法案**及び**郵便局株式会社法案**は、政府が、常時、持株会社の発行済株式総数の３分の１を超えて保有していなければならないこと、持株会社は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有しなければならないこと、また、持株会社は、両会社が実施する社会貢献業務及び地域貢献業務に要する費用に充てる資金を交付するため、社会・地域貢献基金を設け、積み立てること、さらに、郵便局株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないこと等について定めようとするものである。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を履行すること、その他非特定独立行政法人としての機構の役職員､財務等について定めようとするものである。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等13の関係法律を廃止するほか、郵便法において、郵便業務の対象から小包郵便を除外し、特別送達等につき信用力を確保するため郵便認証司の制度を設ける等、関係法律について規定の整備等を行おうとするものである。

６法律案は、衆議院において、５月26日、本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日の委員会で趣旨説明を聴取して審議入りし、以降ほぼ連日にわたり委員会審査が行われた。これに並行して法案修正を検討していた与党は６月28日に案を取りまとめ、６月30日、修正案の趣旨説明が行われた。そして、７月４日、委員会において６法律案の採決の結果、賛成多数により、４法律案について修正議決、２法律案について可決すべきものと決定された。翌５日の本会議において、記名投票をもって採決の結果、賛成233、反対228で、委員長報告のとおり議決され、６法律案は本院に送付された。

衆議院の修正内容は、①郵政民営化法案について、議決権の行使に関する事項を郵便貯金銀行及び郵便保険会社の定款に必ず定めなければならないことを規定するとともに、民営化委員会が３年ごとに行う「総合的な検証」を「総合的な見直し」に改めること、②日本郵政株式会社法案において、社会・地域貢献基金について１兆円を超えて積み立てることができることを明確にし、２兆円まで積み立てる場合には、１兆円までと同じルールで積み立てなければならない旨定めること、③郵便局株式会社法案において、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務として、銀行業及び生命保険業の代理業務を明示すること、その他④郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について所要の修正を行うものであった。

本院では、7月13日、本会議において、６法律案の趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、６法律案を一括して議題とし、7月14日に竹中国務大臣及び修正案提出者衆議院議員山崎拓君から説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣の出席を求めて３回にわたり質疑を行ったほか、一般質疑を延べ７回行うとともに、地方公共団体の関係者を中心として２日間､16名の参考人から意見聴取し質疑を行った。さらに、東京都、大阪府、京都府及び岩手県に２班に分けて委員を派遣し、現地調査を実施するとともに、京都市及び盛岡市において地方公聴会を開催し、計８名の公述人から意見を聴取し質疑を行った。また、金融を中心とした郵政事業及び郵便事業を中心とした郵政事業について、２回の集中審議を行うなど、委員会における審査は、連日16日間に及んだ。

委員会の質疑においては、郵政民営化の意義及びなぜ今民営化が必要なのか、郵政民営化を行うに当たっては、中央省庁等改革基本法第33条第１項第６号の改正が必要であり、また、公社の中期経営計画４年間の状況を踏まえるべきであるとする指摘があった。さらに、過疎地、都市部も含めて郵便局の設置基準をどのように定め、国民

の資産である郵便局全国ネットワーク網をいかに維持していくのか、特に金融のユニバーサルサービスをどのように確保するのか。そのためには、株式持ち合い等によりグループ一体で事業を確保できるようにすべきではないか、等の議論が展開された。また、３年ごとの民営化委員会の見直しには、経営形態の在り方を含め総合的な見直しが必要なのではないか、さらには、340兆円に上る郵貯・簡保資金が郵政民営化により本当に官から民へ流れることになるのか、低所得者が銀行口座を持てないような金融排除の問題が将来生じるおそれはないのか等々の議論が交わされた。その他、４分社化の趣旨、衆議院における修正内容とその経緯、政府関与の残る特殊会社による民業圧迫のおそれ、職員の非公務員化による特別送達等公的サービスへの影響、社会・地域貢献基金の性格及びその必要な規模、情報システム対応の問題点、民営化による財政への貢献、地方議会の意見書に対する説明責任、簡易保険の責任準備金の状況と税制上の取扱い、民営化に伴う職員の雇用及び勤務条件への配慮、国際物流事業への参入に必要な条件整備、骨格経営試算と採算性に関する試算の妥当性、簡易郵便局及び特定郵便局の果たしてきた役割と維持方策、規制改革に関するアメリカの対日要求と民営化との関連、機構に承継される資産の運用方法、分割民営化により新たに生じる税負担の減免、外資等による敵対的買収への防衛策、政府広報の在り方等々と、質疑は広範多岐にわたった。

８月５日、委員会において質疑、討論の後、採決の結果、６法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。次いで、与党から、６法律案に対して、15項目にわたる附帯決議案が提案され、多数をもって議決した。その内容は、簡易郵便局を含めた郵便局ネットワークの現行水準が維持されるとともに、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期すこと。貯金・保険サービスを継続提供するため、長期・全国一括の代理店契約を承継計画において明確にするとともに、基金についても２兆円規模まで積み立てること。持ち株会社及び４子会社が、総合的な経営戦略に基づき、郵便局ネットワークを維持・活用できるよう株式の持ち合いを認め、実効ある措置を講ずること等であった。

なお、８月８日、本会議において、６法律案は、記名投票をもって採決の結果、賛成108、反対125にて否決となった。

〔国政調査等〕

７月27日、郵政民営化に関する調査及び郵政民営化法案外５案の審査のため、東京都、大阪府、京都府及び岩手県に２班に分けて委員を派遣し、合同で東京中央郵便局を視察したほか、大阪府の高島屋大阪店内郵便局及び新大阪郵便局、岩手県の葛巻郵便局及び江刺家郵便局の現地調査を実施するとともに、翌28日、６法律案について京都市及び盛岡市において地方公聴会を開催した。

８月１日、上記の委員派遣について両班の派遣委員から報告を聴取するとともに、地方公聴会速記録を同日の会議録に掲載することとした。

（２）委員会経過

○平成17年７月13日（水）（第１回）

・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年７月14日（木）（第２回）

・理事の補欠選任を行った。

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について竹中国務大臣から趣旨説明を聴き、
郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上４案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山崎拓君から説明を聴いた。

○平成17年７月15日（金）（第３回）― 総括質疑 ―

・理事の補欠選任を行った。
・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・参考人の出席を求めることを決定した。

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員山崎拓君、同柳澤伯夫君、同桝屋敬悟君、小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、北側国土交通大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、世耕弘成君（自民）、江田五月君（民主）、峰崎直樹君（民主）、大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、小池晃君

（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年７月19日（火）（第４回）― 質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員山崎拓君、竹中国務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、北側国土交通大臣、谷川外務副大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩城光英君（自民）、山下英利君（自民）、櫻井充君（民主）、若林秀樹君（民主）、山根隆治君（民主）、西田実仁君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年７月20日（水）（第５回）― 質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員柳澤伯夫君、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、細田内閣官房長官、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、西川内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君及び同公社理事藤本栄助君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、椎名一保君（自民）、平野達男君（民主）、高橋千秋君（民主）、尾立源幸君（民主）、山口那津男君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年７月21日（木）（第６回）― 質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について竹中国務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、西川内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、長谷川憲正君（自民）、小池正勝君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）、広田一君（民主）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

また、６案について参考人の出席を求めることを決定した。

・委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年７月22日（金）（第７回）― 質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員柳澤伯夫君、竹中国務大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、細田内閣官房長官、尾辻厚生労働大臣、西川内閣府副大臣、上田財務副大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、小泉昭男君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、藤本祐司君（民主）、山本香苗君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年７月25日（月）（第８回）― 質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員柳澤伯夫君、竹中国務大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、細田内閣官房長官、伊藤内閣府特命担当大臣、阪田内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君、同公社理事山下泉君、同公社理事斎尾親徳君、同公社理事間瀬朝久

君及び同公社理事藤本栄助君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、山本順三君（自民）、中川雅治君（自民）、大塚耕平君（民主）、櫻井充君（民主）、草川昭三君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年７月26日（火）（第９回）― 参考人に対する質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について参考人石川県知事谷本正憲君、長崎県議会議長末永美喜君、猪苗代町議会議員渡部英一君、三重県議会議長田中覚君、大磯町長三澤龍夫君、廿日市市長山下三郎君、東大阪市議会議員佐野寛君及び千曲市議会議長原利夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（谷本正憲君、末永美喜君、渡部英一君、田中覚君）に対する質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、若林秀樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

・参考人（三澤龍夫君、山下三郎君、佐野寛君、原利夫君）に対する質疑

〔質疑者〕岩城光英君（自民）、山根隆治君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成17年７月29日（金）（第10回）― 参考人に対する質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について参考人横浜市長中田宏君、慶應義塾大学教授榊原英資君、山口県議会議員・ＮＰＯ法人森と海の学校理事長岡村精二君、エコノミスト紺谷典子君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君、八千代町議会議長稲葉常美君、日本経済研究センター理事長・慶應義塾大学商学部教授深尾光洋君及び泰阜村長松島貞治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（中田宏君、榊原英資君、岡村精二君、紺谷典子君）に対する質疑

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、高橋千秋君（民主）、西田実仁君（公明）、吉川

春子君（共産）、大田昌秀君（社民）

・参考人（田中直毅君、稲葉常美君、深尾光洋君、松島貞治君）に対する質疑

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、内藤正光君（民主）、山本香苗君（公明）、吉川春子君（共産）、大田昌秀君（社民）

〇平成17年８月１日（月）（第11回）― 質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について竹中国務大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、細田内閣官房長官、町村外務大臣、尾辻厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君、同公社金融総本部簡易保険事業本部長元女久光君、同公社理事斎尾親徳君及び同公社理事広瀬俊一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、鶴保庸介君（自民）、松村龍二君（自民）、峰崎直樹君（民主）、山根隆治君（民主）、藤本祐司君（民主）、藤末健三君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

・派遣委員から報告を聴いた。

〇平成17年８月２日（火）（第12回）― 質疑（内閣総理大臣出席）―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員山崎拓君、同柳澤伯夫君、小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、麻生総務大臣、尾辻厚生労働大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕片山虎之助君（自民）、舛添要一君（自民）、岡田広君(自民)、平野達男君（民主）、山下八洲夫君（民主）、櫻井充君（民主）、草川昭三君（公明）、谷合正明君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成17年８月３日（水）（第13回）― 集中審議（金融を中心とした郵政事業）―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について修正案提出者衆議院議員柳澤伯夫君、同山崎拓君、竹中国務大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、細田内閣官房長官、伊藤内閣府特命担当大臣、西川内閣府副大臣、竹島公正取引委員会委員長、阪田内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君、同公社総裁生田正治君、同公社理事間瀬朝久君及び同公社理事岡田克行君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、秋元司君（自民）、大塚耕平君（民主）、峰崎直樹君（民主）、尾立源幸君（民主）、櫻井充君（民主）、西田実仁君（公明）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年８月４日（木）（第14回）― 集中審議（郵便事業を中心とした郵政事業）―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について竹中国務大臣、細田内閣官房長官、伊藤内閣府特命担当大臣、尾辻厚生労働大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、西川内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君（自民）、山下英利君（自民）、藤本祐司君（民主）、若林秀樹君（民主）、大久保勉君（民主）、水岡俊一君（民主）、山口那津男君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年８月５日（金）（第15回）― 質疑・締めくくり総括質疑 ―

・郵政民営化法案（閣法第84号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第85号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第87号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）（衆議院送付）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上６案について小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、細田内閣官房長官、麻生総務大臣、北側国土交通大臣、阪田内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君、同公社理事山下泉君、同公社総裁生田正治君及び同公社金融総本部簡易保険事業本部長元女久光君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、峰崎直樹君（民主）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）

・締めくくり総括質疑

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、山崎力君（自民）、高橋千秋君（民主）、平野達男君（民主）、弘友和夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第84号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第85号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第86号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第87号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第88号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第89号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

なお、６案について附帯決議を行った。

（３）議案の要旨・附帯決議

○衆議院を通過し、本院において否決した議案

郵政民営化法案（閣法第84号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社等の設立、日本郵政株式会社等に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

二、平成19年３月31日まで（準備期間）に執られる措置

１　郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、内閣総理大臣を本部長とする郵政民営化推進本部及び内閣総理大臣の任命に係る委員５人からなる郵政民営化委員会を設置する。

２　公社の国際物流事業への進出を可能とする。

３　郵政民営化委員会は、３年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うとともに、民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べる。

主務大臣は、日本郵政株式会社が作成する公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を認可しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

総務大臣は、公社から国際物流事業を行う申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなくてはならない。

４　準備企画会社として持株会社である日本郵政株式会社をあらかじめ設立し、同社に経営委員会を置く。経営委員会は、実施計画を策定する。

５　日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行、郵便保険会社となる子会社をあらかじめ設立する。

三、平成19年４月１日（民営化時）に執られる措置

１　公社は、この法律の施行の時（平成19年４月１日）に解散し、日本郵政株式会社、

郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が認可を受けた実施計画に従って公社の業務等を承継する。公社の職員は国家公務員の身分を離れて各会社のいずれかの職員となる。

なお、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の全部を保有する。

２　郵便貯金銀行・郵便保険会社に、安定的な代理店契約があること等を条件として銀行業・保険業の免許を付与する(みなし免許)。

四、平成19年４月１日から平成29年３月31日まで（移行期間）に執られる措置

１　日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間中にその全部を処分するものとする。

２　各会社の業務について、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

３　移行期間中における、銀行法及び保険業法の特例等を定める。

４　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、同種の業務を営む事業者へ配慮しなくてはならない。

五、平成29年４月１日（民営化移行完了）後

郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は役割を終え、郵便貯金銀行等に関する特例規定は失効する。郵便貯金銀行、郵便保険会社については、他の民間金融機関と同様に、銀行法、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行い、特殊会社である日本郵政株式会社等の３社については、必要な監督が行われることとする。

六、施行期日等

１　本法律は、一部の規定を除き、平成19年４月１日から施行する。

２　郵政民営化推進本部が、郵政民営化のための情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがあり、かつ、そのために郵政民営化の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、閣議決定により、施行期日を平成19年10月１日とすることとし、そのための所要の規定を置く。

なお、本法律案は、衆議院において、移行期間後議決権等の面で株式の連続的保有を可能とするよう、基準日などの議決権の行使に関する事項を郵便貯金銀行及び郵便保険会社の定款に必ず定めなければならない旨の規定を加えるとともに、郵政民営化委員会が３年ごとに行う郵政民営化の進捗状況に係る総合的な検証を行う旨規定する政府提出案の規定について、内外の社会経済情勢の変化に柔軟に対応する趣旨をより一層明確化するため、「総合的な検証」を「総合的な見直し」と改める修正が行われた。

【郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。

二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、２兆円規模まで積み立てること。

三、持株会社及び４子会社が、統合的な経営戦略に基づき、郵便局ネットワークを維持・活用できるよう、以下のとおり株式の持ち合いを認めること。

１　持株会社について、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ経営判断により他の民間金融機関と同様な株式保有を可能とし、その結果、株式の連続的保有が生じることを妨げないこと。そのため、連続的保有に関する法案修正を踏まえ、平成29年３月期の株主総会に係る株主の権利行使の基準日を適切に定款に規定すること。

２　移行期間中と言えども、郵政民営化法第105条、第134条の決定がなされた場合及び持株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した後は、郵便局株式会社が、特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により密接な取引関係を有する郵便貯金銀行、郵便保険会社株式を他の民間金融機関の例と同様に保有しグループとしての経営が可能であること。

３　前記１、２によりグループとして株式の連続保有が可能となっていることに加え、民営化委員会が行う３年ごとの経営形態のあり方を含めた総合的な見直しの中で必要があれば更なる措置を講ずること。

４　新たに設立される株式会社がそれぞれの経営判断により、新規事業への投資に加え、必要に応じ前記１、２、３を踏まえた適切な経営形態を採ることを可能とするため、持株会社において財務計画を定めるなど必要な措置を講ずること。

四、民営化委員会が行う３年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。

なお、民営化委員会の３年ごとの見直しに関する意見については、郵政民営化法第11条第２項によって国会へ報告されることとされているが、更に、郵政民営化推進本部がその意見を受けて施策を講ずるに当たっては、国会へ報告し、その意見を十分聴取するよう求める。

五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループとしての一体感の醸成を図り、職員のモラールの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引き続き使用すること。

六、郵政民営化法附則第３条の運用に当たっては、郵政民営化のための情報システムについて、万が一にもシステムリスクが顕在化し、国民生活に支障の生ずることのないよう、日本郵政公社と協力しつつ適切に対応すること。

七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。

八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会（準備企画会社）及び民営化委員会を準備期間内のできるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会（準備企画会社）と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

九、民営化委員会の運営については、透明性の高いルールの下、積極的な情報公開に努めること。

また、民営化委員会の人選については、広く国民各層の声を反映できるよう公平・中立を旨とすること。

十、毎年巨額の国債を発行しているわが国の財政体質を早急に改善するとともに、それまでの間、郵政民営化法第160条の適切な運用により国債の消化に支障を生ずることのないよう対応すること。

十一、職員が安心して働ける環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切に対応すること。

１　現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。

２　民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すること。

３　民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。

４　労使交渉の結果が誠実に実施されること。

５　新会社間の人事交流が円滑に行われること。

十二、民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。

十三、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行うこと。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところであり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

十四、商法上の規定を活用し、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

１　税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、４分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

２　郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。

右決議する。

日本郵政株式会社法案（閣法第85号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、両社の経営管理を行うこと並びに両社の業務の支援を行うことを目的とする。

二、株式の政府保有

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の３分の１を超える株式を保有していなければならない。

三、業務等

１　会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

２　会社は、両社が発行する株式の引受け及び保有、両社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行うほか、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

四、社会・地域貢献資金の交付及び社会・地域貢献基金

１　会社は、郵便事業株式会社に対し、社会貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。

２　会社は、郵便局株式会社に対し、地域貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

３　会社は、社会貢献資金及び地域貢献資金の交付の財源をその運用によって得るために社会・地域貢献基金を設け、所定の方法等に従って、１兆円に達するまで積み立てなければならない。１兆円を超えて基金を積み立てるときは、当該積立てが２兆円に達するまでは、１兆円までと同じ方法等によって行わなければならない。

五、施行期日等

１　本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の公布の日から起算して６月以内で政令で定める日から施行する。

２　会社は、郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設を平成24年３月31日までに譲渡又は廃止しなければならない。

３　政府は、その保有する会社の株式（二により保有していなければならない発行済株式を除く。）について出来る限り早期に処分するよう努めるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、会社が、社会・地域貢献基金について１兆円を超えて積み立てることができることを明確にするとともに、２兆円まで積み立てる場合には、１兆円までと同じルールで積み立てなければならないとする旨の修正が行われた。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便事業株式会社法案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便事業株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする。

二、業務等

１　会社は、その目的を達成するため、郵便法の規定により行う郵便の業務及び国の委託を受けて行う印紙の売りさばき並びにこれらの業務に附帯する業務を営む。

２　会社は、１の業務のほか、その目的を達成するため、お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行並びにこれらの業務に附帯する業務を営むことができる。

３　会社は、１及び２の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、１及び２の業務以外の業務を営むことができる。

三、社会貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、３事業年度ごとに、３事業年度を１期とする社会貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

四、監督

１　会社は、新株等を引き受ける者の募集、事業計画、重要な財産の譲渡等、定款の変

更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。

２　総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができる。

五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便局株式会社法案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便局株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする。

二、業務等

１　会社は、その目的を達成するため、郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばき（これらの業務に附帯する業務を含む。）を営む。

２　会社は、１の業務のほか、その目的を達成するため、次の業務を営むことができる。

イ　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に定められた事務に係る業務

ロ　イのほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

ハ　イ及びロの業務に附帯する業務

３　会社は、１及び２の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、１及び２の業務以外の業務を営むことができる。

三、郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

四、地域貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、３事業年度ごとに、３事業年度を１期とする地域貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

五、監督

１　会社は、新株等を引き受ける者の募集、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。

２　総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検

査することができる。

六、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務として、銀行業及び生命保険業の代理業務を明示する修正が行われた。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

二、業務等

1　機構は、その目的を達成するため、廃止前の郵便貯金法等の規定による郵便貯金の業務及び廃止前の簡易生命保険法等の規定による簡易生命保険の業務等を行う。

2　機構は、総務大臣の認可を受けて、銀行その他の者との契約により郵便貯金管理業務の一部を委託することができるとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

3　機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社を相手方として、再保険契約を締結することができるものとし、当該再保険関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有する。

4　機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社その他の者との契約により簡易生命保険管理業務の一部を委託することができるとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

三、財務及び会計

機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務ごとに経理を区分し、それぞれ郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定を設けて整理しなければならない。

四、政府保証

政府は、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払並びに旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払に係る機構の債務を保証する。

五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便貯金法等13法律を廃止する。

二、民営化時に政府が保有することとなる日本郵政株式会社の株式の総数の３分の２に当たる株式は、国債の元金償還に充てる資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をする（国債整理基金特別会計法改正）。

三、ユニバーサルサービスの対象である郵便物からの小包の除外、郵便物の料金決定方法の見直し、郵便認証司制度の創設等のため、所要の規定を整備する（郵便法改正）。

四、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務の委託義務、郵便局株式会社から地方公共団体等への再委託等に関する規定を整備する（郵政窓口事務の委託に関する法律（改正後の題名は「郵便窓口業務の委託等に関する法律」）改正）。

五、郵政事業株式会社及び郵便局株式会社について、本来の業務の用に供する施設で政令で定めるものの事業所税を非課税とし、日本郵政公社の出資に係る固定資産のうち、本来業務の用に供するもので政令で定めるものについての固定資産税又は都市計画税の課税標準額を平成20年度から平成24年度までの５年間２分の１とするとともに、民営化以前に締結された簡易生命保険契約を引き続き所得控除の対象とする（地方税法改正）。

六、当分の間、日本郵政株式会社等の役職員をもって組織する共済組合を設け、共済組合が設けられたときは、当該役職員に対して国家公務員共済組合法を適用する（国家公務員共済組合法改正）。

七、国、特殊法人等についての特例を定めた規定から日本郵政公社を削除するための改正、公社役職員が公務員の身分を離れることに伴う改正等を関係法律について行う。

八、本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、地方公営企業法について所要の改正を行う修正が行われた。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

2 調査会審議経過

国際問題に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	松田　岩夫（自民）	小林　温（自民）	佐藤　雄平（民主）
理　事	山東　昭子（自民）	末松　信介（自民）	田村　秀昭（民主）
理　事	世耕　弘成（自民）	中川　雅治（自民）	藤末　健三（民主）
理　事	野上　浩太郎（自民）	二之湯　智（自民）	前田　武志（民主）
理　事	直嶋　正行（民主）	長谷川　憲正（自民）	浮島　とも子（公明）
理　事	山根　隆治（民主）	水落　敏栄（自民）	澤　雄二（公明）
理　事	加藤　修一（公明）	大石　正光（民主）	大門　実紀史（共産）
	大仁田　厚（自民）	大久保　勉（民主）	
	岸　信夫（自民）	工藤　堅太郎（民主）	（17.2.9 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、今期３年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定し、調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対ＥＵ外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、調査を進めることとした。

第１年目は、「多極化時代における新たな日本外交」の下、「日本のアジア外交」について、①日中外交の回顧と今後の課題、②東アジアにおける不安定要因の除去、③東アジア共同体構築に向けての課題について、幅広くかつ重点的に調査を行うこととした。また、「日本のアジア外交」との関連において、「日本の対米外交」では「21世紀における日米関係」、「日本の対ＥＵ外交等」では「拡大するＥＵの現状と今後の方向」についてそれぞれ調査を行うこととした。

第162回国会においては、９回の調査を行った。

「日中外交の回顧と今後の課題」に関して、平成17年２月９日に、国分良成（慶應義塾大学法学部教授・同大学東アジア研究所所長）、孔健（ジャーナリスト）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月16日には、高原明生（立教大学法学部教授）、若林正丈（東京大学大学院総合文化研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「東アジアにおける不安定要因の除去」に関して、２月21日に、小此木政夫（慶應義塾大学法学部教授）、高木誠一郎（青山学院大学国際政治経済学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「21世紀における日米関係」に関して、２月23日に、五百旗頭真（神戸大学大学院法学研究科教授）、船橋洋一（朝日新聞社コラムニスト・同編集委員）の両参

考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「拡大するＥＵの現状と今後の方向」に関して、平成17年２月28日に、羽場久浘子（法政大学社会学部教授）、渡邊啓貴（東京外国語大学外国語学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、「東アジア共同体構築に向けての課題」について、平成17年３月２日に、山影進（東京大学大学院総合文化研究科教授）、朴一（大阪市立大学大学院経済学研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。４月６日には、白石隆（政策研究大学院大学教授）、田中直毅（21世紀政策研究所理事長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

このほか、４月18日に、「日本のアジア外交」を中心に各会派からの意見表明及び委員間の意見交換を行った。

７月20日に、１年目の調査を踏まえ、国際問題に関する調査報告（中間報告）を議長に提出したほか、「日本のアジア外交」について、対中外交を中心に各会派からの意見表明及び委員間の意見交換を行った。

７月22日、本会議において調査会長が国際問題に関する調査報告（中間報告）の概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

１．日中外交の回顧と今後の課題

２月９日の調査において、参考人から意見を聴取した後、胡錦濤政権による対日政策の転換の有無、中国における国内格差問題への取組、日中相互理解促進のための方途、新日中友好21世紀委員会の意義、中国政府による反体制派に対する対応の現状、一国二制度の今後の見通し、中国にとっての京都議定書加入の意義、ポスト京都議定書に対する中国の考え方、中国国内におけるＮＧＯの位置付け、日本のアジア外交に対する参考人の評価、中国のアジア外交の方向性、中国の政治と経済との関係、日中間の歴史認識問題解決の目処、中国における戸籍の現状と社会システム上の問題点、中国が靖国神社におけるＡ級戦犯合祀を問題化した背景、日中間の安全保障問題の現状、日中相互のイメージ向上のための方策について質疑を行った。

２月16日の調査において、参考人から意見を聴取した後、香港・マカオ・台湾との連邦制を視野に入れた経済関係をめぐる中国国内の議論、香港・マカオと台湾のＦＴＡに関する台湾側の受け止め方、中国における日米安全保障条約の位置付け、中台間の経済関係の深化が政治関係に影響を与える可能性、李登輝訪日の際の日本政府の対応、中国の高度経済成長の持続可能性、人民元の切上げに対する中国の考え方、中国の労働力人口の減少に伴う経済成長への影響、中国の経済成長が資源エネルギー問題及び環境問題に与える影響、中国共産党の社会面での統治能力、中台間の政治関係が劇的に改善する可能性と日本が取り残される可能性、中台問題が東アジア共同体に与

える影響、テロ等の非伝統的脅威への対応により国際社会の共通利益が拡大するとの考え方に対する参考人の所見、非伝統的脅威に対する中国の中長期的な対応、ポスト京都議定書の新しい枠組みに中国を巻き込む必要性、日中間における京都メカニズムの利用のための方策、中国の東アジア共同体構想における日本の位置付け、東アジア共同体構想に関する台湾の考え方、中国共産主義体制の今後の見通し、経済上の法整備の見通し、中国人労働者の労働環境、中国人の対日感情の年代による差異、中国と北朝鮮との関係、中国における水資源問題、多民族国家の中国が分裂する可能性、次世代の中国人との交流を図る必要性、中国が信頼できる国家として経済発展できる可能性、中国における民主化要求の受け止め方、今後の中国人との向き合い方、台湾国民に対立意識が消失しつつあるとの考え方に対する参考人の所見について質疑を行った。

７月20日の調査において、対中外交を中心に意見交換を行い、日中平和友好関係確立のための方途、日中関係悪化の原因と関係改善のための方途、歴史問題解決の上での歴史に関する教育・研究の重要性、日本の国際社会での立場・姿勢に関する広報の重要性、地球環境問題等地球規模問題解決を通じた日中外交の在り方、ＮＧＯ等の市民レベルでのアクターを通じた日中パートナーシップ形成の重要性、総理の靖国神社参拝問題等の歴史問題に関する冷静な議論の必要性、人民元の切上げ問題、外交における政治の役割の重要性、我が国のＦＴＡ交渉における政治の役割の重要性、東アジア共同体構想に対する疑問、対中外交の基本スタンスの在り方、靖国問題等の歴史問題解決のための対中外交の在り方、日中平和友好関係確立のための民間レベルの交流の重要性、歴史問題解決のための情報発信と歴史問題共同研究の必要性、靖国問題に関する政権政党としての公式見解発表の重要性、中国に対する日本人の宗教観についての説明の重要性、抗日教育をしている中国に戦後60年間の日本の歴史を伝えるよう主張する必要性、対中外交を行う上で複眼的思考を持つことの重要性、パワーポリティクスの考え方によるアジア外交推進の必要性、日本に中国を対象にした国家戦略を組み立てる研究所を作る必要性、対中ＯＤＡの在り方、現実的な議員外交推進の在り方、大学に外交政策研究機関を設置する必要性について意見が述べられた。

２．東アジアにおける不安定要因の除去

２月21日の調査において、参考人から意見を聴取した後、北朝鮮にとっての日本人拉致問題の持つ意味、現在の北朝鮮の国内事情、中国の民族問題が同国の政治及び社会体制に与える影響、北朝鮮問題と台湾問題との関連性、北朝鮮による６か国協議参加拒否とそれへの対応の在り方、日中戦略対話の意義、第２次アーミテージ報告に対する見解、中国の資源エネルギー不足等が同国の外交・軍事政策に及ぼす影響、日本の今後の対中外交の在り方、中国の北朝鮮に対する影響力の内容、北朝鮮における経済改革、中国における共産党一党体制の今後、北朝鮮に対する経済制裁に対する見解、中国の日米安保体制に対する見方、中国東北部開発の実態、中国における都市と農村

の格差問題、帰国留学生が中国経済・社会に及ぼす影響について質疑を行った。

３．21世紀における日米関係

２月23日の調査において、参考人から意見を聴取した後、第２期ブッシュ政権の対日外交、日米関係上対米慎重配慮が必要な事項、米国の今後の国連外交、我が国の国連外交のあるべき姿、日中経済の進展に対する米国の見方、次世代における日米ＦＴＡの要否、米国研究機関を含む外交戦略総合研究機関設置の意義と我が国大学への付設の必要性、日米関係世論調査結果として報じられた数字の現実味と日米関係における民間交流の重要性、我が国外交におけるソフト・パワー、21世紀の日米関係が国際社会に提起できる価値、日米両国市民交流・相互理解増進のための方途及び施策、日米民間交流の国際社会での役割、東アジア共同体構想具体化に随伴する米国国益阻害事項の有無、我が国による米国債大量購入施策継続の是非、一般教書上言及された米国の抜本的経済施策の実現可能性、今後の米国の軍事費の動向、２月19日の２プラス２共同発表における世界の中の日米同盟への言及の是非、２月19日の２プラス２共同発表における台湾問題の平和的解決への言及の是非、今後の米国における内向き思考発生の蓋然性、今後の日米関係の担い手の現状、動向及び育成策について質疑を行った。

４．拡大するＥＵの現状と今後の方向

２月28日の調査において、参考人から意見を聴取した後、イラク戦争後の米欧関係の現状、ＥＵとロシアとの関係、ＥＵが中国への武器輸出を急ぐ理由、東アジア共同体構想に対する日本の立場、ＥＵにおける人の移動の問題及び農業問題の解決策、ロシアがＥＵに加盟したと想定した場合の「ユーラシアンユニオン」に対する考え方、ＥＵを範とした日中間の歴史問題解決の手法、ＥＵの拡大過程におけるカトリックの影響、ＥＵが自らの世界秩序構築を目指す上での促進要因、ＥＵにおける人間の安全保障ドクトリン、ＥＵの歴史を踏まえた経済効率を超越する日中間の関係改善策、パレスチナ問題をめぐる米国及びＥＵの対応、ミサイル防衛構想をめぐるＥＵの対応、ＥＵが2010年に最も競争力のある経済圏を目指す上での具体策、英仏における社会主義政党の動向、ＥＵにおける社会保障の在り方と国民意識、ＥＵ官僚組織の現状、フランスにおける拡大ＥＵの位置付け、日欧関係と日米関係の連関について質疑を行った。

５．東アジア共同体構築に向けての課題

３月２日の調査において、参考人から意見を聴取した後、日中韓三国間の共同体意識の有無、我が国の対中ＯＤＡの問題点、東アジア共同体構築の持つ意義及びそれがもたらす利益の有無、東アジア共同体構想に対する米国の反応、北朝鮮の現体制に対して取るべき我が国のスタンス、東アジアにおける共通通貨創設の上での課題、京都議定書の発効と中国の地球温暖化対策、ＡＳＥＡＮと日中韓との間のＦＴＡの課題、良好な日韓関係のために歴史認識問題を分離して考慮する必要性、我が国のＡＳＥＡＮ

協力の上での有効な戦略と戦術、東アジアにおける同一の価値観共有のための経済連携の重要性、本年３月１日の盧武鉉韓国大統領演説における日本の謝罪と賠償に関する発言の真意、東アジア共同体構築のための国際共同プロジェクトの意義、農業分野における日本とアジアとの分業の必要性、韓国の北朝鮮に対する太陽政策への評価、東アジア共同体構築の上でＡＳＥＡＮの果たす役割、東アジア共同体に対する日中のアプローチの違い、東アジア共同体構築の上での日韓ＦＴＡ推進の意義、北朝鮮問題解決のための北朝鮮への圧力の効果、東アジア共同体をめぐる日中韓及びＡＳＥＡＮ間の認識と思惑の違い、東アジア共同体構築のための朝鮮半島問題及び中台問題解決の重要性について質疑を行った。

４月６日の調査において、参考人から意見を聴取した後、東アジア共同体構想における我が国の果たすべき役割、東アジア共同体構想に対する中国の見方、東アジア共同体構想及び同構想に関する中国の動向に対する米国の見方、イラク及びインド洋に派遣されている自衛隊部隊の撤退時期、不戦の決意と東アジア共同体との関係、東アジアの様々な文化や思想と経済的な連携との関係、中国の市場メカニズムの規律付けに対する我が国のかかわりの在り方、中国との間で構築すべき安定的な制度の具体的内容、最近の韓国における日本批判の背景、中国政府が反国家分裂法を制定した意図、東アジアにおいて共同体を構築する上での日本の姿勢及びかかわり方、アジア経済の安定化のためのＦＴＡの在り方、アジア経済安定化のための日本の役割、実現可能な経済共同体の姿とそれに至るまでの手順、東アジアサミットに対する日本の外交戦略、東アジアにおけるエネルギー問題の重要性及びその解決のための日本の役割、日中ＦＴＡ構想に対する見解について質疑を行った。

４月18日の調査において、意見交換を行い、今時反日デモの背景と我が国の取るべき方策、我が国の対アジア・中東外交施策上の中国、韓国とこれら以外の諸国の弁別（遠交近攻）、我が国の安保理常任理事国就任の安全保障上の意味、我が国とドイツとの戦後賠償比較、日中、日韓の歴史認識の齟齬克服の一助たる独仏融和学習の必要、中国の今時反日デモと文化大革命との比較、法輪功弾圧など人権問題につき中国への問題提起の必要、対アジア外交と日米基軸戦略、対アジア外交と歴史認識の共有への挑戦の必要、テロ、海賊など非伝統的脅威除去への我が国のあるべき貢献、非核三原則、武器輸出三原則など不戦の制度化の実例とその一層の主導の必要、アジアの環境ガバナンス強化の必要、東アジア共同体構築に向けての日中共同イニシアティブの必要、今時反日デモへの青年の参加の要因分析の必要、日中の見解不一致に対する英国有力紙のとらえ方、日本経済の再生の視点からのアジア外交の把握、東アジア共同体構築の目的の整理の必要及び互恵性、ＥＵ統合と東アジア統合における価値観、文化など与件的状況の異同、中国との係争問題の報道と我が国マスメディアの課題、我が国ＦＴＡ締結施策の戦略化の必要、日中間エネルギー協調、食料協調、環境協調の必要とその方途、中国における愛国教育、愛党教育と国内政争、歴史教科書相互交換、

青年交流の増進など独仏友好の経験学習の必要、日韓歴史問題解決への我が国外相提案の韓国メディアによる黙殺是正の必要、今時反日デモと中国高度成長社会のひずみ、今時反日デモへの中国人エリート関与の有無、過去の清算と実績の発言を明らかにしていくための政治家の役割、日本人と中国人との国民性、歴史の把握の相違、政治家による外交の重要性、我が国主張の世界への発信の必要、日米同盟基調のアジアの安定と発展について意見が述べられた。

（２）調査会経過

○平成17年２月９日（水）（第１回）

・国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（日中外交の回顧と今後の課題）について参考人慶應義塾大学法学部教授・同大学東アジア研究所所長国分良成君及びジャーナリスト孔健君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、工藤堅太郎君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、小林温君（自民）、前田武志君（民主）、水落敏栄君（自民）、澤雄二君（公明）、長谷川憲正君（自民）

○平成17年２月16日（水）（第２回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（日中外交の回顧と今後の課題）について参考人立教大学法学部教授高原明生君及び東京大学大学院総合文化研究科教授若林正丈君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君（自民）、大久保勉君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、山東昭子君（自民）、大石正光君（民主）、末松信介君（自民）

○平成17年２月21日（月）（第３回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（東アジアにおける不安定要因の除去）について参考人慶應義塾大学法学部教授小此木政夫君及び青山学院大学国際政治経済学部教授高木誠一郎君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕長谷川憲正君（自民）、直嶋正行君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、小林温君（自民）、前田武志君（民主）

○平成17年２月23日（水）（第４回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本の対米外交（21世紀における日米関係）について参考人神戸大学大学院法学研究科教授五百旗頭真君及び朝日新聞社コラムニスト・同編集委員船橋洋一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を

行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、藤末健三君（民主）、浮島とも子君（公明）、大門実紀史君(共産)、中川雅治君（自民）、直嶋正行君（民主）、小林温君（自民）

○平成17年２月28日（月）（第５回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本の対ＥＵ外交等（拡大するＥＵの現状と今後の方向）について参考人法政大学社会学部教授羽場久浘子君及び東京外国語大学外国語学部教授渡邊啓貴君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、藤末健三君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君(共産)、山東昭子君（自民）、前田武志君（民主）、澤雄二君（公明）

○平成17年３月２日（水）（第６回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（東アジア共同体構築に向けての課題）について参考人東京大学大学院総合文化研究科教授山影進君及び大阪市立大学大学院経済学研究科教授朴一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、澤雄二君（公明）、大門実紀史君(共産)、小林温君（自民）、藤末健三君（民主）

○平成17年４月６日（水）（第７回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（東アジア共同体構築に向けての課題）について参考人政策研究大学院大学教授白石隆君及び21世紀政策研究所理事長田中直毅君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、田村秀昭君（民主）、浮島とも子君（公明）、二之湯智君（自民）、大久保勉君（民主）、藤末健三君（民主）、野上浩太郎君（自民）、直嶋正行君（民主）

○平成17年４月18日（月）（第８回）

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交を中心に意見の交換を行った。

○平成17年７月20日（水）（第９回）

・**国際問題に関する調査報告書（中間報告）**を提出することを決定した。

・国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

・「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交について対中外交を中心に意見の交換を行った。

（３）調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【 要 旨 】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日に設置され、３年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定し、具体的調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対ＥＵ外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、調査を進めることとした。

第１年目においては、「日本のアジア外交」について重点的に調査を行うとともに、その関連において、日米関係及びＥＵ情勢についても調査を行い、平成17年７月20日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

日本のアジア外交

一　日中外交の回顧と今後の課題

近年、日中関係が悪化しているのは、両国関係が非常に複雑であり、それぞれの国の内政と密接に結び付いている結果であるとの意見、日本の対中外交の基本姿勢として、日本が大国である中国の姿を見るのは初めてであり、21世紀の今は日中が対等であることを再認識することが重要であるとの意見、今後の日中関係に関し、日本の外交にとって高度で、かつかなり専門的なコミュニケーション技術を取り入れた対中外交戦略を樹立する必要があるとの意見、日中両国が困難な状況を乗り越えて、相互理解を着実に進めていくことが重要であるとの意見などが述べられた。

二　東アジアにおける不安定要因の除去

北朝鮮の核問題をめぐって朝鮮半島に緊張が続く限り、東アジアの安定と平和はもたらされず、日韓にとって北朝鮮といかに付き合い、どのようにソフトランディングさせていくかが重要であるとの意見、我が国の対北朝鮮政策について、中国や韓国の協力をいかにかち取るかが外交的に重要なポイントではないかとの意見、台湾問題は、中台双方がそれぞれ共存共栄できる政治的枠組みを求めることしかないとの意見、日本は、日米安保を通じて米国の現状維持政策を助けていくというスタンスを変える必要はないとの意見などが述べられた。

三　東アジア共同体構築に向けての課題

東アジアから様々な形で活力を得ることによって日本の繁栄と安定を維持することができるとの観点から、東アジアでは経済共同体構築が今後五年間の最重要課題であるとの意見、東アジア共同体は21世紀の日本とアジアの政治・経済、アジア全体の発展を考える上で不可欠であり、その際、日中の政治的・経済的連携が不可欠であるとの意見、日本と中国のどちらが東アジア共同体のリーダーシップを取るかは重要ではなく、東アジアにおいて関税、人の移動、企業活動の円滑化などにかかわるマーケットフレンドリーな諸制度を作り上げていくことが重要であるとの意見、東アジア共同

体と日米同盟は矛盾するものではなく、共存していかなければならないことからも、日本が今後東アジア共同体の形成に当たって大きな役割を果たしていくべきであるとの意見、日本はＦＴＡ交渉体制を一本化することにより、ＦＴＡ交渉を迅速に進めるべきであるとの意見などが述べられた。

四　21世紀における日米関係

戦後日本の経済発展は日米同盟を外交の基軸としてきたからであるが、今後外交の舞台が東アジアに移ると思われることから、日米同盟をバックボーンとして押さえながら、東アジアの隣国に対応していくべきとの意見、日米間で様々なレベルにおいて交流し理解し合うことにより、両国の信頼関係が真に安定したものとなり、日本外交の選択肢も広がるとの意見などが述べられた。

五　拡大するＥＵの現状と今後の方向

日本は、独仏和解のプロセスをＥＵに学ぶべきであるとの意見、日本にとってＥＵは遠い存在であるが、経済的に見れば米国と日本との関係に比肩するほどの関係があり、ＥＵの存在は日本外交にとって欠かすことのできない大きなものであるとの意見などが述べられた。

六　今後の外交課題

これからのアジア外交は、対中、対韓に偏るのではなく、東南アジアを重視し、ロシア、インドさらにはアラブ諸国との交流を強化することにより、裾野の広い足腰のしっかりした展開をしていく必要があるとの意見、テロ、海賊問題、環境汚染、災害問題などの非伝統的な脅威に対処するために、我が国のソフトパワーの有用性を十分駆使して、粘り強い合意形成を進めていくことが大切であるとの意見、日本の外交が後手後手に回らないよう独自の戦略を打ち立てるため、本格的な外交戦略研究所が不可欠であるとの意見、外交を外務省だけに任せるのではなく議員にも役割があり、日本外交にとり大きな意義のある問題に関し議員が果たすべき役割について考えるべきであるとの意見などが述べられた。

経済・産業・雇用に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	広中　和歌子（民主）	岡田　　広（自民）	谷　　博之（民主）
理　事	加納　　時男（自民）	小池　正勝（自民）	広田　　一（民主）
理　事	北岡　　秀二（自民）	小泉　昭男（自民）	和田　ひろ子（民主）
理　事	椎名　　一保（自民）	中島　眞人（自民）	浜田　　昌良（公明）
理　事	朝日　　俊弘（民主）	西島　英利（自民）	井上　　哲士（共産）
理　事	辻　　泰弘（民主）	野村　哲郎（自民）	渕上　　貞雄（社民）
理　事	松　　あきら（公明）	松村　祥史（自民）	又市　　征治（社民）
	小野　　清子（自民）	足立　信也（民主）	
	大野　つや子（自民）	小林　正夫（民主）	

（17.2.9 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日（第161回国会）に設置され、同年11月に調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定した。

今国会においては、まず、平成17年２月16日に、「成熟社会における経済活性化に向けた方策」について、内閣府経済社会総合研究所長香西泰君、日本労働組合総連合会（連合）副事務局長久保田泰雄君及び社団法人日本経済団体連合会専務理事矢野弘典君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

２月23日には、「地域経済の活性化」について、法政大学経済学部教授黒川和美君、社団法人全国地方銀行協会会長・株式会社東邦銀行取締役頭取瀬谷俊雄君及び日本政策投資銀行地域企画部参事役藻谷浩介君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

３月２日には、「日本経済の国際競争力の強化」について、オリンパス株式会社代表取締役会長岸本正壽君及び株式会社三菱総合研究所主任研究員後藤康雄君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月６日には、「多様化する雇用への対応」について、大阪大学社会経済研究所教授大竹文雄君、テンプスタッフ株式会社代表取締役・社団法人日本人材派遣協会会長篠原欣子君及び株式会社日本総合研究所調査部主任研究員山田久君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月20日には、「フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題」について、特定非営利活動法人「育て上げ」ネット理事長工藤啓君、東京大学社会科学研究所助教授玄田有史君、兵庫県教育委員会教育次長杉本健三君及び千房商事株式会社代表取締役中井政嗣君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

５月11日には、「経済社会の変化に対応した人材育成の在り方」について、早稲田大学ビジネススクール経営専門職大学院教授梅津祐良君、ジャーナリスト多賀幹子君

及びお茶の水女子大学文教育学部教授耳塚寛明君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

５月18日には、初年度の中間報告をまとめるに当たって、各会派からの意見表明、委員間の意見交換を行った。

また、２月17日及び18日の両日、経済・産業・雇用に関する実情調査のため、京都府に委員派遣を行い、３月２日に派遣委員から報告を聴取した。

６月13日、初年度の調査を踏まえ、若年者の雇用問題に関する６項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

なお、７月13日に東京都立六郷工科高等学校におけるデュアルシステム等について視察を行った。

〔調査の概要〕

２月16日の調査会では、参考人から、成熟社会の特徴、少子高齢化への対応、グローバリゼーションへの対応、労働を中心とする福祉型社会、社会や雇用の現状、競争力の強化、これからの人事・賃金制度、現場力の向上等について意見が述べられ、請負業の現状とその対応、技術者の海外流出、我が国のものづくりの優位性が低下した原因と必要な施策、65歳までの雇用確保が進みにくい原因、少子化対策、デフレ脱却の見通し等について質疑を行った。

２月23日の調査会では、参考人から、「二層の広域連携」という考え方、地域が自立する必要性、地域が自立している事例、福島県経済の現状、地域内での資金循環のための方策、地域経済への対策を景気とは別に考える必要性、地域でのマイクロビジネス及び消費の重要性等について意見が述べられ、インフラ整備の必要性、税源移譲なしで地方が自立できる可能性、地域のグランドデザインの作成方法、都市連携の阻害要因、「二層の広域連携」に転換するプロセス等について質疑を行った。

３月２日の調査会では、参考人から、日本経済の国際競争力の基本的要件、科学技術・生産技術の現状と課題、我が国の国際競争力の現状、競争力を左右する要因、研究開発・技術進歩の方向性等について意見が述べられ、研究開発投資減税の評価と課題、技術力を発揮するための企業間連携の在り方、知的財産の海外流出防止策、研究開発が製品化に結び付かない原因と対応策、企業における研究開発の在り方、技術創造立国・貿易立国を前提とした学校教育の在り方等について質疑を行った。

４月６日の調査会では、参考人から、雇用形態の多様化の現状と課題、人材派遣業の現状と課題、労働市場の変化、就業形態の多様化を実現するための方策等について意見が述べられ、非正規社員の増加に伴う正規社員への影響、雇用が多様化する中での教育訓練の在り方、「同一労働同一賃金」に関する見解、解雇規制の緩和、人材派遣事業の今後の見通し、若年者の雇用等について質疑を行った。

４月20日の調査会では、参考人から、ニート等の若者支援の状況と在り方、ニート

と呼ばれる若者の状況、「トライやる・ウイーク」の概要、若者の労働に対する考え方、外食産業における人材育成の在り方等について意見が述べられ、若年者の就業に関する雇用者側の問題、若者に夢・目標を与えるための方策、「トライやる・ウィーク」の効果、若者を自立させるために必要な方策、ニートの増加と学校教育・家庭教育との関係、ニートに見られる共通点等について質疑を行った。

５月11日の調査会では、参考人から、ＭＢＡ（経営専門職大学院）における教育の目的・方法、企業内における経営訓練と人材育成、イギリスにおけるギャップ・イヤーの概要及び効果、アメリカにおける子育て方法、高卒無業者の現状、学校から職業社会への移行システムの変容等について意見が述べられ、企業内人材育成の在り方、進路指導の在り方、ＭＢＡ教育の在り方、イギリスのワーキング・リンクスの概要、日本企業でガバナンスが機能しない理由等について質疑を行った。

５月18日の調査会では、各会派からの意見表明、委員間の意見交換が行われ、経済活性化に向けた方策、地域経済の活性化策、国際競争力の強化策、社会的・経済的格差の問題、雇用形態の多様化への対応、若年者の雇用問題、人材の育成等について意見が述べられた。

６月13日、初年度の活動を踏まえ、特に緊急を要する若年者の雇用問題に関し、「ジョブカフェ」や「ヤングジョブスポット」の設置拡大、トライアル雇用・インターンシップ制度の拡充強化、フリーター・ニート等の就職支援活動を積極的に行っているＮＰＯ法人との連携強化等６項目の提言を含む中間報告を議長に提出した。

（２）調査会経過

○平成17年２月９日（水）（第１回）

・経済・産業・雇用に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

・委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年２月16日（水）（第２回）

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、成熟社会における経済活性化に向けた方策について参考人内閣府経済社会総合研究所長香西泰君、日本労働組合総連合会（連合）副事務局長久保田泰雄君及び社団法人日本経済団体連合会専務理事矢野弘典君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、松あきら君（公明）、谷博之君（民主）、井上哲士君（共産）、渕上貞雄君（社民）、小野清子君（自民）、小林正夫君（民主）、岡田広君（自民）、足立信也君（民主）、広田一君（民主）

○平成17年２月23日（水）（第３回）

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、地域経済の活性

化について参考人法政大学経済学部教授黒川和美君、社団法人全国地方銀行協会会長・株式会社東邦銀行取締役頭取瀬谷俊雄君及び日本政策投資銀行地域企画部参事役藻谷浩介君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、和田ひろ子君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、渕上貞雄君（社民）、小野清子君（自民）、松あきら君（公明）、広田一君（民主）、岡田広君(自民)、小泉昭男君（自民）

〇平成17年３月２日（水）（第４回）

・理事の補欠選任を行った。

・派遣委員から報告を聴いた。

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、日本経済の国際競争力の強化について参考人オリンパス株式会社代表取締役会長岸本正壽君及び株式会社三菱総合研究所主任研究員後藤康雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、谷博之君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、小泉昭男君（自民）、足立信也君（民主）、小野清子君（自民）、広田一君（民主）、西島英利君（自民）、岡田広君(自民)、小林正夫君（民主）

〇平成17年４月６日（水）（第５回）

・理事の補欠選任を行った。

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、多様化する雇用への対応について参考人大阪大学社会経済研究所教授大竹文雄君、テンプスタッフ株式会社代表取締役・社団法人日本人材派遣協会会長篠原欣子君及び株式会社日本総合研究所調査部主任研究員山田久君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、谷博之君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、渕上貞雄君（社民）、野村哲郎君（自民）、広田一君（民主）、岡田広君(自民)、足立信也君（民主）、小池正勝君（自民）、小泉昭男君（自民）

〇平成17年４月20日（水）（第６回）

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題について参考人特定非営利活動法人「育て上げ」ネット理事長工藤啓君、東京大学社会科学研究所助教授玄田有史君、兵庫県教育委員会教育次長杉本健三君及び千房商事株式会社代表取締役中井政嗣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕井上哲士君（共産）、岡田広君(自民)、広田一君（民主）、松あきら君（公明）、渕上貞雄君（社民）、小池正勝君（自民）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、松村祥史君（自民）、谷博之君（民主）

○平成17年５月11日（水）（第７回）

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、経済社会の変化に対応した人材育成の在り方について参考人早稲田大学ビジネススクール経営専門職大学院教授梅津祐良君、ジャーナリスト多賀幹子君及びお茶の水女子大学文教育学部教授耳塚寛明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、和田ひろ子君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、渕上貞雄君（社民）、松村祥史君（自民）、広田一君（民主）、松あきら君（公明）、野村哲郎君（自民）、谷博之君（民主）

○平成17年５月18日（水）（第８回）

・「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」について意見の交換を行った。

○平成17年６月13日（月）（第９回）

・**経済・産業・雇用に関する調査報告書（中間報告）**を提出することを決定した。

・経済・産業・雇用に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

経済・産業・雇用に関する調査報告（中間報告）

【 要 旨 】

本調査会は、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定し、初年度においては、政府からの説明聴取・質疑、参考人からの意見聴取・質疑、委員間の意見交換、委員派遣による実情調査を行い、調査項目全般について鋭意調査を進めてきた。今般、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、去る６月13日、議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

成熟社会における経済活性化に向けた方策について、参考人から、成熟社会の特徴、少子高齢化・グローバリゼーションへの対応、労働を中心とする福祉型社会の形成とそのための政策展開、事業構造改革による競争力の強化、競争力を強化する人事戦略と多様な人材の活用等について意見が述べられ、中国の発展が我が国経済・産業・雇用に与える影響、ものづくりの優位性の低下原因と回復策、デフレ脱却の見通し等について質疑が行われた。

地域経済の活性化について、参考人から、二層の広域連携という考え方、地域自立の必要性、地域内での資金循環のための方策、今後における人口減少の状況、団塊世代の定年退職に伴う地域経済対策の必要性等について意見が述べられ、地域振興の前提となるインフラ整備の必要性、地域のグランドデザインの在り方、都市間連携の阻害要因等について質疑が行われた。

日本経済の国際競争力の強化について、参考人から、日本経済の国際競争力の基本的要

件、生産技術・科学技術の現状と課題、我が国の国際競争力の現状と国際比較、研究開発・技術進歩の今後の方向性等について意見が述べられ、研究開発投資減税の評価と今後の課題、知的財産の海外流出に対する防止策、技術力を発揮するための企業間連携の在り方、研究開発が製品化に結び付かない原因とその対応策等について質疑が行われた。

多様化する雇用への対応について、参考人から、雇用形態の多様化の現状、雇用形態の多様化に伴う問題とそれに対する政策的対応、人材派遣業界の概要、過去10年間における労働市場の変化、今後見込まれる労働市場の変化とその対応等について意見が述べられ、非正社員の増加に伴う正社員への影響、労働者派遣事業の今後の見通し、ＮＰＯにおける今後の雇用の見通しと支援策、若年者雇用についての考え方等について質疑が行われた。

フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題について、参考人から、フリーター、ニート等の若者の就業支援の状況と在り方、ニートの増加原因、「トライやる・ウィーク」の概要、人材育成の在り方等について意見が述べられ、若年者の就業に関する雇用者側の問題、若者を自立させるために必要な方策、フリーター対策における重点の置き方、ニートに見られる共通点等について質疑が行われた。

経済社会の変化に対応した人材育成の在り方について、参考人から、ＭＢＡ（経営専門職大学院）教育の日米比較、企業内における経営訓練・人材育成、イギリスにおけるギャップ・イヤーの概要及び効果、高卒無業者の現状、社会階層の視点からの教育的支援の必要性等について意見が述べられ、ガバナンスとマネジメントの区別を前提とした企業内人材開発の在り方、経営者の倫理と責任、イギリスのワーキング・リンクスの概要、学校から職業社会へ移行する際の調整システム等について質疑が行われた。

これまでの調査を踏まえて、近年、フリーター、ニートの増加等若年者をめぐる雇用問題が大きな社会問題の一つとして喫緊の課題となっていることから、本調査会は、次の６項目の提言を行った。

一、若年者の就職支援活動を行う通称「ジョブカフェ」や「ヤングジョブスポット」の設置を一層拡大するとともに、その周知徹底、施策の充実を図ること。

一、現行のトライアル雇用、インターンシップ制度の拡充強化を図ること。

一、フリーター、ニート等の就職支援活動を積極的に行っているＮＰＯ法人との連携を強化するとともに、財政上、税制上の支援の在り方について検討すること。また、若年者の就職支援を行うＮＰＯ法人の一覧リストを作成し、公開するよう努めること。

一、ニートについては、各分野の専門機関の連携を強化し、相談、支援体制の整備を図るとともに、イギリスで実施されている「パーソナル・アドバイザー」の導入について検討すること。

一、若年者に対する勤労観、就業観の育成の重要性にかんがみ、義務教育段階からの就業体験の一層の拡充を図ること。

一、若年者の労働環境の一層の整備に努めること。また、多くの若年者が働いている製造業における請負業務の実態把握に努めるとともに、いわゆる違法派遣については、その取締りを強化し、厳正に対処すること。

少子高齢社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	清水　嘉与子（自民）	荻原　健司（自民）	島田　智哉子（民主）
理　事	中島　啓雄（自民）	狩野　安（自民）	柳澤　光美（民主）
理　事	中原　爽（自民）	後藤　博子（自民）	山本　孝史（民主）
理　事	山谷　えり子（自民）	坂本　由紀子（自民）	蓮　舫（民主）
理　事	神本　美恵子（民主）	関口　昌一（自民）	山本　保（公明）
理　事	羽田　雄一郎（民主）	中村　博彦（自民）	鰐淵　洋子（公明）
理　事	山本　香苗（公明）	小川　勝也（民主）	小林　美恵子（共産）
	荒井　広幸（自民）	岡崎　トミ子（民主）	
	岩城　光英（自民）	加藤　敏幸（民主）	

（17.2.9 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定し、調査を進めている。

今国会においては、第161回国会における議論を踏まえ、「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」を当面の調査事項として取り上げることとし、まず、平成17年２月９日、政府が平成16年12月に策定した子ども・子育て応援プランについて、林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び塩谷文部科学副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。また、２月16日には、お茶の水女子大学名誉教授袖井孝子君、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘君及び国立成育医療センター名誉総長松尾宣武君を、２月23日には、慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君、全国商工会議所女性会連合会副会長・横浜商工会議所女性会会長秋山桂子君及びＮＰＯ法人びーのびーの理事長奥山千鶴子君を、３月２日には、白梅学園短期大学学長無藤隆君、教育評論家・法政大学キャリアデザイン学部教授尾木直樹君及び山口大学教育学部専任講師田中理絵君を、４月６日には社団法人日本経済研究センター理事長八代尚宏君、神奈川大学経済学部教授森泉陽子君及び株式会社ニッセイ基礎研究所社会研究部門上席主任研究員篠原二三夫君を、４月20日には早稲田大学法学部教授宮島洋君、上智大学法学部教授堀勝洋君及び国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官大日康史君を、５月11日には赤枝六本木診療所院長赤枝恒雄君、ＮＰＯ法人円ブリオ基金センター理事長遠藤順子君及び社団法人日本家族計画協会常務理事・クリニック所長北村邦夫君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

５月18日には、これまでの政府からの説明聴取や参考人からの意見聴取等を踏まえ、中間報告の取りまとめに向けて調査会委員間の意見交換を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、５つの柱から成る14

項目の「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を取りまとめ、７月８日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

また、少子高齢社会に関する実情調査のため、２月17日及び18日の２日間、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行うとともに、５月13日には東京都において視察を行った。

〔調査の概要〕

２月９日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①子ども・子育て応援プランの着実な推進のための企業の役割の重要性、②親となる若い世代に子どもを生み育てる意義や家庭の役割を自覚させる必要性、③出産後の施策のみならず、社会の理解の涵養等出産前の環境を整備する必要性等について質疑を行った。

２月16日の調査会では、参考人から、少子化の要因として未婚化・非婚化があり結婚や家族に対する考え方や社会全体を変える必要がある、不安定雇用の若者が将来の生活の見通しを立てられるようにすることが必要である、少子化対策の主眼を出生率向上から子どもの健康の質を確保することに移すべきである等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①若者の生きる力をはぐくむために必要な方策、②出産期の経済的支援の在り方、③現在の小児医療体制の問題点等について質疑を行った。

２月23日の調査会では、参考人から、経済的支援等により若者の将来に対する不安を取り除くことが重要である、子育て世代の女性が安心して働きやすい条件整備の推進とともに従業員のみならず事業主に対する支援が必要である、親への支援として地域に多くの子育て支援の拠点をつくることが必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①女性が安心して子どもを生み、男性も女性も一緒に子育てできる企業風土・社会風土の醸成の必要性、②雇用形態の多様化による働き方の見直しの必要性、③若い世代に子育ての素晴らしさを体験できる場を増やすことの重要性等について質疑を行った。

３月２日の調査会では、参考人から、少子化を考える際には子どもへの関心の在り方や価値観それ自体をとらえ直す必要がある、子どもと子育てに希望を抱くためには自己肯定心情をいかにはぐくんでいくかが重要である、女性の社会進出や家族の多様化に対応した育児環境の整備や家族支援ネットワークの拡充施策が急務である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①男性の育児参加を促進する意義及び方策、②中・高等学校からの親になるための教育の必要性、③大人社会の雇用・将来への不安が子どもに与える影響等について質疑を行った。

４月６日の調査会では、参考人から、多様な働き方に中立的な雇用制度や家族選択に中立的な社会制度が必要である、少子化時代の住宅政策としてアクティブシニアと若年者の混住を前提とした地域の再開発等が重要となる、いかなる社会経済環境においてもコミュニティーの合意の下に市場原理による持続性を重視しながら計画的に実現するまちづくりが求められる等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①雇

用形態の多様化に伴う育児休業制度の在り方、②子育てによる就業中断の機会費用を減らすための方策、③地域の人材を集め活用する場であるＮＰＯに対する支援の必要性、④安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けた具体的政策等について質疑を行った。

４月20日の調査会では、参考人から、少子化対策においては少子化に耐えるための時限政策としての順応政策と少子化の流れを変えるための恒久政策としての対抗政策を識別する必要がある、少子高齢化に耐え得る年金制度の制度設計として支給開始年齢の将来的な引上げ及び女性就労の拡大が挙げられる、高齢化による医療費の高騰は避けられず医療の効率化、予防の促進といった抑制策を講じる必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①消費税を社会保障への公費負担の財源とすることの妥当性、②年金制度における世代間の不公平感を解消するための方策、③医療費抑制のために健康寿命と平均寿命との差を縮める必要性等について質疑を行った。

５月11日の調査会では、参考人から、性感染症や避妊の知識を身に付けられるよう性教育を徹底する必要がある、思わぬ妊娠の悩みや出産後の育児の悩みを相談でき援助を受けることができる体制整備が必要である、セックスレス解消等のため男女間のコミュニケーションスキルを向上させる必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①子どもの発達段階に応じた性教育の必要性、②人工妊娠中絶の最大の理由である将来の生活不安を払拭するための取組の必要性、③出会い系サイト等に対する法的規制の在り方等について質疑を行った。

５月18日の調査会では、①子どもを基本に据えた政策について国を挙げて取り組む必要性、②男女を問わず家庭生活と両立できる働き方の実現、③児童手当の拡充等子育ての経済的負担を軽減する必要性、④不妊治療への経済的支援及び心身への影響をも考慮したケアの必要性等の意見が述べられた。

（２）調査会経過

〇平成17年２月９日（水）（第１回）

・委員派遣を行うことを決定した。
・少子高齢社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件（子ども・子育て応援プラン）について林田内閣府副大臣、衛藤厚生労働副大臣及び塩谷文部科学副大臣から説明を聴いた後、衛藤厚生労働副大臣、塩谷文部科学副大臣、林田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、坂本由紀子君（自民）、後藤博子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、島田智哉子君（民主）、狩野安

君（自民）、山本孝史君（民主）、柳澤光美君（民主）、蓮舫君（民主）、山谷えり子君（自民）、山本保君（公明）、神本美恵子君（民主）、中島啓雄君（自民）

〇平成17年２月16日（水）（第２回）

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について参考人お茶の水女子大学名誉教授袖井孝子君、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘君及び国立成育医療センター名誉総長松尾宣武君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、山本香苗君（公明）、坂本由紀子君（自民）、山本保君（公明）、中島啓雄君（自民）、蓮舫君（民主）、山谷えり子君（自民）、山本孝史君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、神本美恵子君（民主）、荻原健司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）

〇平成17年２月23日（水）（第３回）

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について参考人慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君、全国商工会議所女性会連合会副会長・横浜商工会議所女性会会長秋山桂子君及びＮＰＯ法人び一のび一の理事長奥山千鶴子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、山本香苗君（公明）、関口昌一君（自民）、中島啓雄君（自民）、小林美恵子君（共産）、加藤敏幸君（民主）、山本孝史君（民主）、坂本由紀子君（自民）、島田智哉子君（民主）、山谷えり子君（自民）、後藤博子君（自民）、柳澤光美君（民主）、神本美恵子君（民主）

〇平成17年３月２日（水）（第４回）

・派遣委員から報告を聴いた。

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について参考人白梅学園短期大学学長無藤隆君、教育評論家・法政大学キャリアデザイン学部教授尾木直樹君及び山口大学教育学部専任講師田中理絵君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、中村博彦君（自民）、小林美恵子君（共産）、山本香苗君（公明）、山谷えり子君（自民）、山本孝史君（民主）、神本美恵子君（民主）、後藤博子君（自民）、島田智哉子君（民主）、坂本由紀子君（自民）

〇平成17年４月６日（水）（第５回）

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について参考人社団法人日本経済研究センター理事長八代尚宏君、神奈川大学経済学部教授森泉陽子君及び株式会社ニッセイ基礎研究所社会研究部門上席主任研究員篠原二三夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、山本保君（公明）、山本孝史君（民主）、中島啓雄君（自民）、小林美恵子君（共産）、島田智哉子君（民主）、加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、中村博彦君（自民）、山谷えり子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、後藤博子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）

○平成17年４月20日（水）（第６回）

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について参考人早稲田大学法学部教授宮島洋君、上智大学法学部教授堀勝洋君及び国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官大日康史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、山本香苗君（公明）、山本孝史君（民主）、山谷えり子君（自民）、小林美恵子君（共産）、中村博彦君（自民）、坂本由紀子君（自民）、後藤博子君（自民）、神本美恵子君（民主）

○平成17年５月11日（水）（第７回）

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について参考人赤枝六本木診療所院長赤枝恒雄君、ＮＰＯ法人円ブリオ基金センター理事長遠藤順子君及び社団法人日本家族計画協会常務理事・クリニック所長北村邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、山本香苗君（公明）、加藤敏幸君（民主）、山本保君（公明）、坂本由紀子君（自民）、神本美恵子君（民主）、小林美恵子君（共産）、山谷えり子君（自民）、関口昌一君（自民）、山本孝史君（民主）

○平成17年５月18日（水）（第８回）

・「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件について意見の交換を行った。

○平成17年７月８日（金）（第９回）

・**少子高齢社会に関する調査報告書（中間報告）**を提出することを決定した。

・少子高齢社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

少子高齢社会に関する調査報告（中間報告）

【 要 旨 】

本調査会は、少子高齢社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月に設置された。

本調査会は、「少子高齢社会への対応の在り方について」をテーマと定め、第161回国会における議論を踏まえ、「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」を当面の調査事項とした。

参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取並びに調査会委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、７月８日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

一　子どもにやさしい社会の構築

１　子どもが健全に育つ社会、子育てに喜びを感じることができる社会へ転換することを、すべてに優先して取り組むことが必要であり、社会全体として子どもを大切にする視点に立つことが求められる。

２　子どもを不慮の事故から守る体制の強化、子どもを犯罪の被害から守る取組の推進を図るとともに、だれもが利用しやすいまちづくりに引き続き配意していく必要がある。

二　子育てと仕事の両立支援の推進

１　男女の固定的役割分担を前提とした働き方、家族の在り方を見直すとともに、多様な働き方が可能となるよう企業の積極的な取組が求められる。

２　恒常的な長時間勤務の解消等、勤務体制の見直しについては、官民を問わず、その実効性の確保が求められる。さらに、出産・子育て後の再就業・再就職のための支援の一層の充実を図るべきである。

３　子育てと仕事を両立させるための企業の積極的な取組を促進するため、少子化対策の重要性に対する企業経営者の意識の啓発や各種支援策の周知徹底を図る必要がある。また、男性も含めた育児休業取得推進のための各種助成制度の一層の充実を図る必要がある。

４　保育の多様化を確保するためには、施設型保育への一層の支援、在宅保育への支援の拡充に努める必要がある。また、子どもの健やかな育ちを重視する観点から、認可外保育施設に係る諸課題及び就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の在り方について十分検討することが必要である。

三　子育てに対する経済的負担の軽減

１　将来にわたり持続可能で安心できる社会保障制度の構築を図るとともに、社会全体として次世代育成を支援していくため、児童・家族関係給付費を拡充していく必要が

ある。

2　子育てに係る経済的負担軽減のため、児童手当の拡充、奨学金制度の一層の充実を図る必要がある。また、子育て世代が良質な住宅を確保できるよう、各種助成措置の拡充を図るべきである。

四　女性の健康と生命の大切さ

1　健康な母体づくりの観点から、妊産婦の健康の維持と、満足できる出産のための環境づくりへの取組を一層充実する必要がある。

2　出産及び不妊治療に対する支援の拡充を図る必要がある。併せて、不妊治療に関する実態把握、検証が求められる。また、出産を望みながら精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援についても充実を図る必要がある。

3　若者の健康を守るため、公的機関において性感染症の総合的な検診を実施するとともに、相談体制の整備に努めるべきである。また、発達段階に応じた性に関する正しい知識の適切な普及・啓発に努める必要がある。

4　黙視に堪えない暴力や過剰な性の表現によって子どもに多大な影響を与える有害な図書や情報の規制の在り方、メディア・リテラシーの向上のための施策等について検討すべきである。

五　若者の自立の促進と教育

1　いわゆるニート、フリーターの増大等、若者が将来の生活に対する不安を抱いていることから、雇用のミスマッチの解消、若年者の雇用確保のための各種施策の一層の拡充が求められる。

2　職業体験等の学習機会が与えられるよう、社会全体で組織的に若者の自立に向けた教育を推進することが必要である。また、次世代を担う子どもに対し、地域・家庭の大切さについての教育を充実させる必要がある。

3　委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

（内閣提出法律案）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の実情にかんがみ、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課し、違法営業行為に対する罰則を強化するほか、少年指導委員の職務に関する規定等を整備しようとするものである。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものである。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人情報通信研究機構を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする改正を行おうとするものである。

少年法等の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、労働者の安全と健康の一層の確保等を図るため、製造業等に属する事業の仕事における労働災害を防止するための措置及び長時間労働者等の健康を保持するための措置を充実強化するとともに、労働者災害補償保険における通勤災害に係る通勤の範囲の拡大及び有期事業に係る確定保険料の特例の改正を行うほか、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するため特別の措置を講じようとするものである。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、最近における放送事業をめぐる対内投資の増大等社会経済情勢の変化に的確に対応するため、外国人等が議決権の一定割合を占める法人又は団体が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とすることにより、放送に係る外資規制の実効性を確保しようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

（本院議員提出法律案）

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案（参第2号）

【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすること等の措置を講じようとするものである。

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者に対し、その労苦を慰藉するため、特別給付金を支給しようとするものである。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（参第5号）

【要旨】

本法律案は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止しようとするものである。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（参第6号）

【要旨】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定は在外被爆者等に適用があることを明らかにし、国外からの被爆者健康手帳の申請、原爆症の認定の申請、医療費及び一般疾病医療費の申請、各種手当の申請等並びに死亡した在外被爆者に係る葬祭料の申請を行うことができるようにするとともに、あわせて、在外被爆者に対する健康診断の実施、在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めようとするものである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、被災世帯の住宅再建を支援する等のため、被災者生活再建支援金の支給要件に関し、支給対象となる世帯をその居住する住宅が全半壊した世帯とするとともに、年齢に係る要件の廃止及び収入に係る要件の緩和を行い、支給限度額の区分を被害の程度に応じたものとした上でその額を引き上げ、支給対象となる経費として被災世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費を法定し、あわせて被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げようとするものである。

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（参第9号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位等に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第10号）

【要旨】

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化を背景として歯科保健の重要性がますます高まっていることにかんがみ、職場における歯科疾患対策の充実を図るため、産業歯科医の法定化、一般健康診断における歯科医師による健康診断の実施等の措置を講じようとするものである。

（予備費等支出承諾）

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成16年４月20日から17年１月17日までの間に使用を決定した金額は1,059億円で、その内訳は、①スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費520億円、②河川等災害復旧事業等に必要な経費216億円などである。

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

特別会計予備費予算総額１兆7,362億円のうち、平成16年10月８日から同年12月９日までの間に使用を決定した金額は61億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費40億円、②同特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費10億円などである。

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

【要旨】

平成16年８月３日から同年11月26日までの間に決定した経費増額総額は540億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額242億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額158億円などである。

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年２月14日から同年３月22日までの間に使用を決定した金額は48億円で、その内訳は、①原爆被爆者医療費の不足を補うために必要な経費19億円、②訟務費の不足を補うために必要な経費19億円などである。また、16年度一般会計予備費使用総額は1,107億円である。

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

特別会計予備費予算総額１兆7,362億円のうち、平成17年３月17日に使用を決定した金額は２億円で、これは農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。また、16年度特別会計予備費使用総額は63億円である。

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

【要旨】

平成17年３月15日から同年３月29日までの間に決定した経費増額総額は1,423億円で、その内訳は、①特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額1,184億円、②交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額232億円などである。また、16年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総額は1,963億円である。

（ＮＨＫ決算）

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれ

ば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成15年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成15年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,225億円に対し負債総額2,724億円、資本総額4,500億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,693億円、事業支出が6,578億円で当期事業収支は115億円の黒字となっている。

4　憲法調査会審議経過

委員一覧（45名）

会　長	関谷　勝嗣（自民）	北川　イッセイ（自民）	田名部　匡省（民主）
幹　事	愛知　治郎（自民）	国井　正幸（自民）	高嶋　良充（民主）
幹　事	荒井　正吾（自民）	佐藤　泰三（自民）	富岡　由紀夫（民主）
幹　事	武見　敬三（自民）	桜井　新（自民）	那谷屋　正義（民主）
幹　事	舛添　要一（自民）	藤野　公孝（自民）	直嶋　正行（民主）
幹　事	若林　正俊（自民）	松村　龍二（自民）	前川　清成（民主）
幹　事	鈴木　寛（民主）	三浦　一水（自民）	松井　孝治（民主）
幹　事	簗瀬　進（民主）	森元　恒雄（自民）	松岡　徹（民主）
幹　事	若林　秀樹（民主）	矢野　哲朗（自民）	松下　新平（民主）
幹　事	山下　栄一（公明）	山下　英利（自民）	魚住　裕一郎（公明）
	秋元　司（自民）	山本　順三（自民）	白浜　一良（公明）
	浅野　勝人（自民）	江田　五月（民主）	山口　那津男（公明）
	魚住　汎英（自民）	喜納　昌吉（民主）	仁比　聡平（共産）
	岡田　直樹（自民）	郡司　彰（民主）	吉川　春子（共産）
	河合　常則（自民）	佐藤　道夫（民主）	田　英夫（社民）

（17.1.21 現在）

二院制と参議院の在り方に関する小委員（15名）

小委員長	舛添　要一（自民）	森元　恒雄（自民）	松井　孝治（民主）
	愛知　治郎（自民）	山下　英利（自民）	若林　秀樹（民主）
	荒井　正吾（自民）	郡司　彰（民主）	山本　保（公明）
	武見　敬三（自民）	鈴木　寛（民主）	吉川　春子（共産）
	藤野　公孝（自民）	富岡　由紀夫（民主）	田　英夫（社民）

（17.2.4 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として、平成12年１月20日、両院に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね５年程度を目処とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した議論を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」及び「平和主義と安全保障」の４つのテーマを設け、逐次、調査を進めてきたが、第159回国会で４テーマについての一通りの調査を終え、第160回国会からは、テーマ別調査では十分でなかった論点項目のうち、更に論議を深めるべきテーマについて調査を行ってきた。

今国会でも、これに引き続き、更に論議を深めるべきテーマの調査として、２月９日に「統治システムとその相互関係」について、委員相互間の意見交換を行った。また、報告書のまとめに先立ち、国民の意見を聴くため、２月21日に、「今後の日本と憲法について」をテーマに一般公募により選ばれた８名の公述人から意見を聴取した。

さらに、報告書のまとめに当たって、２月25日、３月２日、４月６日の３回にわたり、委員間の自由討議を行うとともに、３月９日に調査会に提出された、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」について、小委員長より報告を聴取した後、これを踏まえ委員相互間の意見交換を行った。

なお、前国会に引き続き、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」で調査を進め、２月４日、２月16日に、「二院制と参議院の在り方」について、小委員相互間の意見交換を行った。３月９日、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」を調査会に提出することを決定した（日本共産党は反対）。また、上記の通り、同日の調査会で、小委員長より同報告書について報告を行った。

以上の調査審議を終え、５年余にわたる調査の経過と結果をまとめ、４月20日、「日本国憲法に関する調査報告書」を議決し（日本共産党及び社会民主党は反対）、議長に提出した。４月27日、調査会長は、本会議において、同報告書の概要を報告した。

〔調査の概要〕

（更に論議を深めるべき分野）

１．委員相互間の意見交換

＜統治システムとその相互関係＞

委員から、統治の目的が明確に宣言されることこそ憲法の第一のポイント、国会強化、内閣監視機能強化こそ現実の課題、裁判官が民主的基盤を欠くことが統治行為論などにつながっており、裁判官の任命に国会を関与させていくべき、政治部門に抽象的違憲審査制度を創設することは、内閣法制局の上に屋上屋を重ねるにすぎないことに加え、時の政治勢力の強い影響を受けることは否定できないなどの意見が出された。

（締めくくり自由討議）

２．委員相互間の意見交換

報告書をまとめるに当たって、２月25日、３月２日、４月６日の３回にわたって、憲法全分野を対象に、委員間の自由討議を行った。特に、４月６日の自由討議においては、各政党内での検討状況を踏まえ、それぞれの立場を明確にすることが試みられた。また、今後の憲法調査会の在り方について各党から意見が出された。

＜総論＞

現憲法は世界が共有する諸価値を高く掲げ、歴史の流れに沿ったものであり、だからこそ国民も心から受け入れたなどの意見が出される一方、憲法の文言と現状が乖離

することにより憲法規範が形骸化し、政治不信の大きな原因となっているなどの意見が出された。また、現憲法では、人と人とのつながり、伝統の尊重など、健全な社会の運営に不可欠な要素が明記されていないなどの意見が出される一方、最近の意見の中には、国家主義・復古主義の傾向が顕著に見られるなどの意見が出された。

＜前文＞

前文に、日本人がすすんで国際平和と人権擁護に貢献する決意をうたいあげるべき、日本国憲法の平和主義は抽象的国際主義ではなく、又一国平和主義でもない、前文にこの理念をより明確化すべきなどの意見が出された。

＜天皇＞

伝統、文化の象徴としての天皇を大事にすることは大切だが、元首とすることには違和感を覚える、天皇を男性に限る合理的根拠はなく、女性天皇について検討することには賛成等の意見が出された。

＜平和主義と安全保障＞

国連を中心とした国際社会や隣国との協調、ＯＤＡやＰＫＯを通じた積極的な国際貢献、国際法や国際人権法の尊重、人間の安全保障の観点に立った日本の姿勢を憲法に盛り込むべき、東アジアの非核地帯化が重要等の意見が出された。

また、自衛隊を憲法に位置付けるとともに、国際貢献等への対応が９条改正の中で取り上げられなければならない、集団的自衛権に対する制約は、国連等を通じた国際貢献に際しても障害となり得ることから、外交の選択肢を狭め国益を損なうことにもなりかねないなどの意見が出される一方、集団安全保障措置の確立こそ日本の使命とすべきで、集団的自衛権の行使を認めることはこれと相反する、９条は、日本国民の財産であるのみならず、アジア諸国国民の共通の財産であるなどの意見が出された。

さらに、シビリアン・コントロールは、軍隊の最高指揮者が非軍人＝文民でなければならないという狭義の意味でとらえられるべきではなく、民主的手続により選ばれた議会の統制に服する民主的統制として理解されるべきなどの意見が出された。

＜基本的人権＞

普遍的な考え方である人間の尊厳という原点に立ち返るとともに、従来の権利義務関係を超え、共同の責務、未来への責任を憲法に位置付けるべき等の意見が出された。

また、時代の要請に適合する憲法条項を確立する必要があり、環境権、プライバシーの権利等の新しい人権を憲法に加えるべき等の意見が出される一方、憲法改正をしなくても、法律に権利を明記するなどすれば、憲法上の権利は保障されるのではないかなどの意見が出された。さらに、コミュニケーション権の必要性、女性の人権保障と24条、子供の教育と学習権、外国人参政権、生命倫理等に関する意見が出された。

＜国会＞

二院制の維持と役割分担、選出方法の見直し、議事定足数の廃止、政党の位置付けについての憲法上の明記等の意見が出された。

＜内閣＞

閣議の位置付けや分担管理原則等内閣法の見直しが必要、衆議院の解散の行使主体・行使要件を明確にすべき、行政権の帰属の問題も含めて、内閣のリーダーシップの問題として議論をしていくべきなどの意見が出された。

また、首相の選出過程をより透明にし、民主的正統性の根拠をより強く与えることは必要だが、首相公選制の導入には慎重な検討が必要等の意見が出された。

＜司法＞

司法の現状について、裁判の迅速化、司法への国民参加等が課題、最高裁裁判官の国民審査制は無意味であり、やめたらどうかなどの意見が出された。

憲法裁判の在り方について、付随的審査制は非常に優れた考え方であるなどの意見が出される一方、裁判官制度を改革しなければ、違憲立法審査権の行使は活性化しないなどの意見が出され、また、憲法裁判所の導入を主張する立場から、最高裁を違憲審査の終審裁判所とする81条は見直すべきなどの意見が出された。

なお、９条を改正する場合の軍事裁判所の在り方についても意見が出された。

＜財政＞

財政規律について憲法に入れるべきであり、数値目標も検討してよいと考える、などの意見が出される一方、予算の弾力的運営の支障とならないよう、財政の健全性をうたうにとどまり、具体的な数値による規制は避けるべきなどの意見が出された。

また、単年度主義という使い切り型予算が財政の健全化に逆行している面が強いと思われるので、複数年度予算等についても議論すべき、決算は、参議院先議の議決案件とし､決算が翌年度の予算に拘束力を持つことを明定すべきなどの意見が出された。

私学助成については、違憲の疑念を抱かれないよう、89条後段を削除するだけでなく、積極的に私学助成について明記することも一つの方法等の意見が出された。

＜地方自治＞

地方分権を一層推進し、地域住民が自主的に自らの課題を解決していく社会を築く地方自治を確立すべきなどの意見が出された。

また、国と地方の役割分担を補完性の原理に基づいて憲法上明記すべき、地方自治体に課税自主権を付与するとともに、自治体間の財政調整措置を国に義務付ける必要があるなどの意見が出された。

＜改正＞

国民主権の観点から、発議に必要な議決を過半数に下げ、その上で国民投票に付すということが在るべき姿、特別投票による議会決定により国民投票を回避するという考え方があるが、憲法制定権力が国民にあるのは妥当なことであり、憲法改正はすべて国民投票によるという形が妥当等の意見が出された。また、憲法改正国民投票法案について、各党の賛同を得て早急に良いものをつくりたいなどの意見が出された。

＜今後の課題＞

憲法改正論議が国民不在に陥らないよう細心の注意が必要、国の根幹法という性格上、その取扱いには国民大多数の理解を得る必要があり、超党派的な幅広い合意形成を目指すべきで、国論を分裂させるような事態は避けるべきなどの意見が出された。

また、憲法改正手続は早急に整備すべきで、本調査会において引き続き調査検討ができるようにするか、本調査会又はこれを継承する本院の機関において調査検討、立案、審議、議決ができるよう措置する必要があるなどの意見が出される一方、憲法調査会を憲法改正の足掛かりにすることは許されないと考えており、役割を終えれば静かに幕を下ろすべき、最終報告後、憲法調査会は解散し、憲法理念の実現を目指す国民の様々な論議と実践の場に国会議員も参加をしていくべきなどの意見が出された。

（公聴会「今後の日本と憲法について」）

３．公述人からの意見聴取

公述人から、①国民主権論は直接民主主義を前提に考えるべき、②中学高校の教科書に公共の福祉と義務の記述は極めて少なく、殊更に権利の重要性を強調する教科書で学んで、公民的資質が養えるのか危惧する、③恒久平和主義は、地上から戦争をなくそうと努力してきた国際社会の良心と英知の終局の到達点、④知的創造立国を憲法にうたい、日本が国民の頭脳を競争力の資源とすることで国益を守り、世界に富をもたらす国であることを内外に示すべき、⑤24条の見直しは、家庭内の個人の尊厳の軽視になるのではないかと危惧する、⑥９条１項は残すことが望ましいが、２項は削除し、自衛隊の保持、集団的自衛権、シビリアンコントロールを明記すべき、⑦地域主権を確立し、広域自治体としての州をつくり、その中でそれぞれが立法権、行政権、司法権も含めて独立した権限を持つということを憲法に書いてはどうか、⑧財政統制の原理として、財政規律の確保、効率の向上、説明責任、透明性の確保等の基本的原則を盛り込むことが適切、また、決算審査の充実と実効性を高めることが参議院の独自性や衆議院との機能分担・補完性から必要等の見解が述べられた。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」）

４．小委員相互間の意見交換

小委員会では、２回にわたって論議を深めた後、これまでの小委員会における調査の経過と結果について、論点を整理する形でとりまとめ、３月９日の小委員会において「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」提出を議決し、同日の調査会において、舛添小委員長より報告を行った。なお、日本共産党は、同報告書の整理は改憲の方向を示すものであるとの理由から、その提出に反対した。

＜二院制＞

一院制で、ブレーキを掛ける機能が持てるか不安、３年ごとに民意を問うことが強

制される参議院と、時々の政治的状況の中で解散し、民意を確認する機能を持つ衆議院という２つの性格の違う院を持つことは重要な意味を持つなどの意見が出された。

＜衆参の役割分担＞

参議院と衆議院は、できるだけ重複を避け、役割を分担すべきなどの意見が出された。また、参議院の諮問機関的性格を強めようとの主張があるが、議決機関であることが国権の最高機関としての根本であり、議決機関としての権能をなくすないし弱めることは問題等の意見が出された。

＜独自性を発揮すべき分野・運用＞

決算審査、長期的・基本的課題の審議及び行政監視、政策評価の充実が喫緊の課題、会計検査院的機能を国会に取り込むべき、又は国会に取り込んで主として参議院が活用すべき、重要な内閣人事については、米国上院のように、国会で公聴会を行った上で同意するか否か決めるべきであり、参議院が中心となって行うべき、重要な裁判官の任命又はその同意は参議院が行う、などの意見が出され、また、参議院における法案審議の効率化が必要となり、衆議院で第一野党が賛成したものや３分の２以上が賛成したものは審議の省略や簡略化をすると割り切ってもよいなどの意見が出された。

＜両院間の調整＞

法案の再議決要件については現行通りが望ましい、両院協議会は余り活用されていないが二院制堅持となれば意思が一致しない場合の調整を効率的に行う仕組みが必要、首相指名権、閣僚を出すか否かは、議院内閣制を採る限り、両院同じ位置付けでないとおかしいなどの意見が出され、また、議院内閣制の中で、政権に直結する衆議院に対し、参議院は政権から距離を置き、政権監視の役割を果たす意味で、閣僚就任の自粛や首相指名権不行使等の制度的工夫が考えられるなどの意見が出された。

＜政党＞

両院にまたがる党議拘束が参議院の独自性発揮を阻害しており、運用の積み重ねにより解決することが望ましい、事前に政府に権能を与えるものについては党議拘束はやむを得ないが、事後チェックにおいては、党議拘束を極力外して各議員が自由な立場で監視・チェックをすることは可能ではないかなどの意見が出された。

＜選挙制度＞

長い任期、３年ごとの半数改選、衆議院の半分の定数、被選挙権30歳は引き続き大事にし、独自の役割を果たしやすい工夫を引き続き行うべき、国民にとり分かりやすい明瞭な選挙制度を考えていくべきなどの意見が出された。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」）

５．小委員会調査報告及び委員相互間の意見交換

３月９日、舛添小委員長は、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」について、調査会で報告した。同報告書は、（１）二院制の堅持、（２）両院の違

いの明確化のための、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、（３）参議院議員の直接選挙制の維持、（４）参議院が自らの特性をいかして衆議院とは異なる役割を果たすべきこと（長期的・基本的な政策課題への取り組み、決算審査及び行政監視・政策評価の充実など)、(５)現行憲法の衆議院の優越規定はおおむね妥当であり、両院不一致の場合の再議決要件の緩和には慎重であるべきことについて、共通認識が得られたとした。また、今後積極的に検討すべき問題として、（１）参議院と政党との関係（党議拘束の緩和、参議院から閣僚を出すことを含む)、（２）参議院の構成・選挙制度、（３）会期制、（４）予算、特定の条約・法案等の参議院における審議の簡略化、（５）参議院が独自性を発揮すべき分野（会計検査院の位置付け、同意人事案件、司法府との関係など）を挙げた。

二院制と参議院の在り方及び同報告書に関し、委員から、民意の集約機能は第一院、多様な意見を反映する機能は第二院というのが明確ではないか、国民主権を徹底する観点からは、直接選挙制の維持は当然の結論、参議院は衆議院に比べより多様な民意を幅広く吸収するところに大きな存在意味があり、その選挙制度では、候補者個人を選ぶという要素を重視すべき、小委員会報告書に記載された問題意識で、憲法改正をせずに取り組める改革はすぐにでも取り組むべきなどの意見が出された。

（「日本国憲法に関する調査報告書」）

６．日本国憲法に関する調査報告書

４月20日、憲法調査会は、「日本国憲法に関する調査報告書」を多数で議決し（日本共産党及び社会民主党は反対)、議長に提出した。議決に先立ち、同報告書について、各会派の代表者から意見が述べられ、日本共産党及び社会民主党は、報告書は調査の経過及び結果についてのみ記述すべきであり、一定の方向付けをすべきではないとの理由から、同報告書の内容に反対するなどの意見を述べた。

同報告書の概要は、４月27日の本会議で、関谷調査会長より報告された。

同報告書は、第１部「憲法調査会の組織概要」、第２部「経過の概要」、第３部「主な論点及びこれに関する各党・各議員の意見」、第４部「まとめ」の４部構成となっている。第３部は調査会で議論を論点ごとに整理し、第４部は第３部の内容を受けて、調査会における共通の認識が得られたもの等について取りまとめている。

第４部は、第３部の内容を、共通またはおおむね共通の認識が得られたもの（33項目)、意見が対立したものの一方がすう勢であると認められたもの（６項目)、意見が分かれた主要なもの（20項目)、に整理している。

共通の認識が得られたものとは、５党（自民、民主、公明、共産、社民）が一致している意見であり、党または党内の一部に若干の異論がある意見については、「おおむね」が付されている。共通の認識が得られたものとして、（１）３大基本原則の維持、（２）現行憲法の果たしてきた役割への高い評価、（３）国民主権の堅持・発展、

（４）平和主義の堅持、（５）個別的自衛権の認知、（６）国際平和活動・ＯＤＡの活用など国際協力へ積極的に取り組むべきこと、（７）世界の平和保障実現に向けて南北問題や貧困の解決の必要性、（８）基本的人権の重要性、（９）国際人権法の尊重、（10）女性や子供、障害者、マイノリティの人権の尊重、（11）社会権の重要性、（12）新しい人権の保障、（13）三権分立の重要性・必要性、（14）二院制の堅持、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、参議院議員の直接選挙制の維持、参議院が自らの特性をいかして衆議院とは異なる役割を果たすべきこと（長期的・基本的政策課題への取り組み、決算審査及び行政監視・政策評価の充実など）、再議決要件の緩和には慎重であるべきこと、（15）司法の迅速化等、（16）私学助成の必要性、（17）参議院の決算重視、（18）地方の健全な財政基盤の必要性、（19）住民自治の強化、（20）基礎的自治体の強化、（21）地方分権の推進、（22）憲法改正手続における国民投票制の維持が挙げられた。また、おおむね共通の認識が得られたものとして、（１）象徴天皇制の維持、（２）天皇の公的行為の認知、（３）女性天皇の認知、（４）第９条第１項の維持、（５）自衛のための必要最小限度の組織の必要性、（６）シビリアン・コントロールの重要性、（７）国際連合の重視と改革の必要性、（８）外国人の人権の尊重、（９）衆参両院を基盤とした議院内閣制、（10）特別裁判所設置禁止の維持、（11）国と地方の対等な関係が挙げられた。

すう勢であると認められたものとは、自由民主党、民主党及び公明党の３党がおおむね一致した意見であり、（１）新しい人権の憲法上の明記、（２）プライバシー権の明記、（３）環境権の明記、（４）内閣総理大臣・国務大臣の就任資格を従来どおりとすべきこと、（５）複数年度予算の考え方を評価すること、（６）今後の憲法論議について、憲法調査会で憲法改正手続の議論を継続すべきことが挙げられた。

意見が分かれた主要なものとは、自由民主党、民主党、公明党の３党の間においても意見が一致しなかったもののうち、主要な論点であり、（１）前文に書かれるべき理念・内容、（２）天皇の元首性及び憲法への明記の要否、（３）戦力及び交戦権の否認を定める９条２項の改正の要否、（４）集団的自衛権の認知及び認める場合の憲法への明記の要否、（５）自衛隊の憲法上の明記、（６）国際貢献の憲法上の明記、（７）緊急・非常事態法制の憲法上の明記、（８）人権と公共の福祉との関係、（９）権利と義務の憲法上の取扱い、（10）外国人の地方参政権の是非、（11）表現の自由の規制の在り方、（12）政教分離の在り方、（13）内閣の在り方・機能強化、（14）首相公選制導入の是非、（15）憲法裁判所制度の導入の是非、（16）私学助成の憲法上の明記、（17）会計検査院の位置付け、（18）住民投票制の法定化、（19）道州制導入の是非、（20）改正要件の緩和の是非が挙げられた。

（２）調査会経過

〇平成17年１月21日（金）（第１回）

・今後の日本と憲法について公聴会を開会することを決定した。

〇平成17年２月９日（水）（第２回）

・「統治システムとその相互関係」について意見の交換を行った。

〇平成17年２月21日（月）（公聴会 第１回）

・今後の日本と憲法について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

法政大学法学部教授　五十嵐　敬喜君
岡山県議会議員　小田　　春人君
日本民主法律家協会事務局長
弁　　護　　士　澤藤　統一郎君
日本弁理士政治連盟会長　森　　哲也君
ふぇみん婦人民主クラブ職員　赤石　千衣子君
東京大学大学院生　髙見　　康裕君
ＰＨＰ総合研究所第二研究本部本部長　永久　　寿夫君
国立大学財務・経営センター教授　山本　　清君

・公述人（五十嵐敬喜君、小田春人君、澤藤統一郎君、森哲也君）に対する質疑
〔質疑者〕若林正俊君（自民）、若林秀樹君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）

・公述人（赤石千衣子君、髙見康裕君、永久寿夫君、山本清君）に対する質疑
〔質疑者〕河合常則君（自民）、松井孝治君（民主）、山下栄一君（公明）、仁比聡平君（共産）、田英夫君（社民）

〇平成17年２月25日（金）（第３回）

・日本国憲法について意見の交換を行った。

〇平成17年３月２日（水）（第４回）

・日本国憲法について意見の交換を行った。

〇平成17年３月９日（水）（第５回）

・二院制と参議院の在り方に関する小委員長舛添要一君から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

〇平成17年４月６日（水）（第６回）

・日本国憲法について意見の交換を行った。

〇平成17年４月20日（水）（第７回）

・**日本国憲法に関する調査報告書**を決定した。
・日本国憲法に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

二院制と参議院の在り方に関する小委員会

○平成17年２月４日（金）（第１回）

・二院制と参議院の在り方に関する件について意見の交換を行った。

○平成17年２月16日（水）（第２回）

・二院制と参議院の在り方に関する件について意見の交換を行った。

○平成17年３月９日（水）（第３回）

・二院制と参議院の在り方に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

（３）調査会報告要旨

日本国憲法に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、平成12年１月20日に設置され、去る４月20日、５年３か月にわたる調査を終え、日本国憲法に関する調査報告書を取りまとめ、同日、これを議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

一　主な論点のうち共通またはおおむね共通の認識が得られたもの

自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党の５党間で意見が一致した「共通の認識が得られたもの」、及び党又は党内の一部に若干の異論があった「おおむね共通の認識が得られたもの」は、次の33項目である。

（１）国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三大原則は、我が国に定着しており、これを今後も維持すべきであること、（２）現行憲法は基本的に優れた憲法であり、戦後日本の平和と安定、経済発展に大きく寄与してきたと高く評価すること、（３）「国民主権」の原則を今後も堅持し、さらに発展させていくべきであること。

天皇制の関係では、

（４）現在の象徴天皇制は定着し、今後も維持すべきこと、（５）天皇の公的行為について、国事行為には該当しないが純粋な私的行為ともいえず、公的な意味がある行為、すなわち公的行為が存在すること、（６）女性天皇を認めること。

平和主義と安全保障の関係では、

（７）平和主義の意義・理念の堅持、（８）戦争の放棄を定める第９条第１項の維持、（９）個別的自衛権について、我が国が独立国家としてこれを有することを認めること、(10)自衛のための必要最小限度の組織の必要性、(11)シビリアン・コントロール（文民統制）の重要性、(12)国際連合を重視するが、安全保障理事会をはじめ改革が必要であること、(13)日本が、国際社会の一員として、国際平和活動やＯＤＡを活用するなど国際協力に積極的

に取り組んでいくこと、(14)ＯＤＡなどの国際協力に関連し、世界の平和保障は、経済問題の解決をなくしては成り立たず、特に、南北問題や貧困などの解決が不可欠であること。

基本的人権の関係では、

(15)憲法３大原則の一つである基本的人権の重要性を評価し維持すること、(16)国際人権法の尊重、(17)女性や子供、障害者、マイノリティの人権の尊重、(18)外国人の人権を基本的には保障すべきこと、(19)社会保障、教育、労働等の重要性は今後も変わらず、国はその保障に努力すべきこと、(20)新しい人権については、原則として、憲法の保障を及ぼすべきこと。

統治機構の関係では、

(21)三権分立の重要性・必要性はこれからも変わらないということ、(22)二院制と参議院の在り方の関係では、「二院制と参議院の在り方に関する小委員会報告書」で共通認識として示された、①二院制の堅持、②両院の違いの明確化のための、参議院改革の必要性及び選挙制度設計の重要性、③参議院議員の直接選挙制の維持、④参議院が自らの特性をいかして衆議院とは異なる役割を果たすべきこと（長期的・基本的な政策課題への取組、決算審査及び行政監視・政策評価の充実など)、⑤現行憲法の衆議院の優越規定はおおむね妥当であり、両院不一致の場合の再議決要件の緩和には慎重であるべきこと、(23)議院内閣制について、衆参両院を基盤としたものであるべきこと、(24)特別裁判所の設置の禁止の維持、(25)司法の迅速化、裁判の充実の必要性、(26)私学助成の必要性、(27)参議院の決算重視。

地方自治の関係では、

(28)国と地方の関係は、国が地方を支配監督するという従来の関係ではなく、対等な関係であるべきこと、(29)地方財政について、国と地方の対等な関係を実現し、地方が真に自立するためには、健全な財政基盤が不可欠であること、(30)住民自治の強化、(31)基礎的自治体の強化、(32)地方分権の推進。

さらに、(33)憲法改正手続における国民投票制の維持。

二　すう勢である意見

自由民主党、民主党、公明党の３党がおおむね一致した「すう勢である意見」は、次の６項目である。

(１)新しい人権について、憲法上の規定を設けるべき、特に、(２)プライバシー権、(３)環境権について、それぞれ憲法上の規定を設けるべき、(４)内閣総理大臣・国務大臣の就任資格について、従来どおりとすべき、(５)予算単年度主義に関連し、複数年度予算の考え方を評価する、(６)今後の憲法論議について、憲法調査会において憲法改正手続の議論を続けるべき。

三　主な論点のうち意見が分かれた主要なもの

自由民主党、民主党、公明党の３党の間においても意見が一致しなかったもののうち、主要なものを取り上げた「主な論点のうち意見が分かれた主要なもの」は、次の20項目である。

(１)憲法前文に書かれるべき理念・内容について、(２)天皇制の関係では、いわゆる元

首と解すべきか、憲法に明記すべきか否かについて。

平和主義と安全保障の関係では、

（３）戦力及び交戦権の否認を定める第９条第２項改正の要否について、（４）集団的自衛権を認めることの是非、及び憲法で明記すべきか否かについて、（５）自衛隊の憲法への明記について、（６）国際貢献について憲法上明記するか否か、さらに、ＰＫＯや国連の決定に裏打ちされた多国籍軍等にも積極的に参加するかどうか等について、（７）緊急・非常事態について新たに憲法上対処規定を置くか否かについて。

基本的人権の関係では、

（８）人権と公共の福祉の関係、（９）権利と義務の憲法上の取扱い、(10)外国人への地方参政権の付与について、(11)表現の自由に関しては、メディアやＩＴ技術の発達に即した規制の在り方について、(12)政教分離について。

統治機構の関係では、

(13)内閣を強化すべきか逆に国会を強化すべきかについて、(14)首相公選制の導入の是非、(15)憲法裁判所制度の導入の是非、(16)私学助成について憲法改正を要するか否かについて、(17)会計検査院を国会あるいは参議院に附属させるか否かについて。

地方自治の関係では、

(18)住民投票制の法定化について、(19)道州制導入の是非について。

憲法改正要件関係では、(20)現在の憲法改正の要件について変更を求めるか変更に慎重かという点で意見が分かれた。

5　政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会　長	竹山	裕（自民）	田中	直紀（自民）	佐藤	泰介（民主）
幹　事	泉	信也（自民）	西田	吉宏（自民）	千葉	景子（民主）
幹　事	景山	俊太郎（自民）	矢野	哲朗（自民）	峰崎	直樹（民主）
幹　事	今泉	昭（民主）	若林	正俊（自民）	柳田	稔（民主）
	阿部	正俊（自民）	輿石	東（民主）	浜四津	敏子（公明）

（召集日　現在）

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,785件（231種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」359件、「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願」119件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」81件、「総合的難病対策の早期確立に関する請願」76件などであった。また、郵政民営化に関連した請願は４種類67件が紹介提出された。

各委員会への付託件数は、内閣87件、総務３件、法務253件、外交防衛72件、財政金融226件、文教科学137件、厚生労働1,340件、農林水産50件、経済産業25件、国土交通183件、環境72件、予算６件、行政監視１件、議院運営129件、災害対策20件、沖縄・北方２件、イラク・事態32件、郵政63件であった。

取り下げられた請願は１件（付託前）であった。

請願者の総数は1,570万8,163人に上っている。

総務委員会に付託された、いわゆる「郵政民営化関連六法案」の関連請願については、７月11日、郵政民営化に関する特別委員会が設置され、同月13日、同法案が同委員会に付託されたため、同日付託変更した。

請願書の紹介提出期限については、当初６月７日の議院運営委員会理事会において会期終了日の６日前の同月13日までと決定されたが、17日の衆・本会議において55日間の会期延長が議決されたため、20日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、７月28日の議院運営委員会理事会において会期終了日の８日前の８月５日までと決定された。

今国会の会期は８月13日までであったが、同月８日に衆議院が解散されたのに伴い、付託された請願は、委員会審査が行われないまますべて審査未了となった。また、８月４日から同月５日までに受理した請願83件は、委員会付託に至らなかった。

2 請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	87	－	－	87	－	
総務	3	－	－	3	－	
法務	253	－	－	253	－	
外交防衛	72	－	－	72	－	
財政金融	226	－	－	226	－	
文教科学	137	－	－	137	－	
厚生労働	1,340	－	－	1,340	－	
農林水産	50	－	－	50	－	
経済産業	25	－	－	25	－	
国土交通	183	－	－	183	－	
環境	72	－	－	72	－	
予算	6	－	－	6	－	
行政監視	1	－	－	1	－	
議院運営	129	－	－	129	－	
災害対策	20	－	－	20	－	
沖縄・北方	2	－	－	2	－	
イラク・事態	32	－	－	32	－	
郵政	63	－	－	63	－	
計	2,701	－	－	2,701	－	提出総数 2,785件 取下げ 1件 付託に至らなかったもの 83件

質問主意書一覧

第162回国会（常会）

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
1	助産師に関する質問主意書	円　より子君	17. 1.24	17. 1.26	17. 2. 1	17. 2. 9 第５号
2	抗がん剤イレッサの有効性検証に関する質問主意書	小池　晃君	2. 8	2. 9	2.15	3. 9 第６号
3	ＪＣＯにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書	福島 みずほ君	2.22	2.28	3. 4	3. 9 第６号
4	結核予防法改正に伴うＢＣＧ予防接種の対象年齢引下げに関する質問主意書	小池　晃君	2.25	2.28	3. 4	3. 9 第６号
5	国家公務員倫理規程の改正に関する質問主意書	山本　孝史君	2.25	3. 2	3. 8	3. 9 第６号
6	在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問主意書	糸数　慶子君	3. 1	3. 7	3.11	3.18 第８号
7	外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問主意書	白　眞勲君	3. 3	3. 7	3.11	3.18 第８号
8	外務省の「主張する日本外交」における予算措置に関する質問主意書	白　眞勲君	3. 3	3. 7	3.11	3.18 第８号
9	印紙税に関する質問主意書	櫻井　充君	3. 7	3. 9	3.15	3.18 第８号
10	嘉手納基地の騒音問題に関する質問主意書	糸数　慶子君	3.10	3.14	3.25	3.30 第11号
11	登記手数料に関する質問主意書	尾立　源幸君	3.11	3.16	3.22	3.23 第９号
12	義務教育諸学校教科書採択の公正確保に関する質問主意書	福島 みずほ君	3.24	3.28	4. 1	4. 6 第14号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
13	国連人権委員会におけるキューバ人権非難決議等に関する質問主意書	喜納　昌吉君	17. 4.18	17. 4.20	17. 4.26	17. 4.27 第19号
14	日中戦争等における中国人被害者による損害賠償請求訴訟等に関する質問主意書	喜納　昌吉君	4.21	4.25	5.10	5.11 第20号
15	外務省の「新聞見出し作成費」に関わる契約内容に関する質問主意書	白　眞勲君	4.28	5. 9	5.13	5.18 第22号
16	ネパールの人権回復に対する働きかけ及び対ネパール政府開発援助に関する質問主意書	尾立　源幸君	4.28	5. 9	5.13	5.18 第22号
17	十八歳未満に保障されている児童デイサービスの小学校卒業時打ち切りに関する質問主意書	足立　信也君	5. 2	5. 9	5.13	5.18 第22号
18	関税の立替問題等に関する質問主意書	尾立　源幸君	5.12	5.16	5.20	6. 3 第23号
19	長野県南木曽町で起きたヘリコプター墜落事故に関する質問主意書	福島　みずほ君	5.16	5.18	5.24	6. 3 第23号
20	日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問主意書	近藤　正道君	5.20	5.25	6. 3	6. 8 第24号
21	北朝鮮貨客船「万景峰九二」号の積荷に関する質問主意書	白　眞勲君	5.24	5.30	6. 3	6. 8 第24号
22	被爆二世の健康診断の充実に関する質問主意書	犬塚　直史君	5.25	5.30	6. 3	6. 8 第24号
23	小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する質問主意書	広中　和歌子君	5.31	6. 6	6.10	6.15 第26号
24	三角頭蓋に対する脳外科手術と小児医療の安全性に関する質問主意書	広中　和歌子君	5.31	6. 6	6.10	6.15 第26号
25	ジェネリックの普及に関する質問主意書	広中　和歌子君	5.31	6. 6	6.10	6.15 第26号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
26	鍼術における刺絡鍼法に関する質問主意書	谷　　博之君	17. 6. 3	17. 6. 8	17. 6.14	17. 6.15 第26号
27	十八歳未満に保障されている児童デイサービスの小学校卒業時打ち切りに関する再質問主意書	足立　信也君	6. 6	6. 8	6.14	6.15 第26号
28	在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問主意書	喜納　昌吉君	6. 9	6.13	6.17	6.22 第27号
29	生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問主意書	谷　　博之君	6.10	6.15	6.21	6.22 第27号
30	拘置所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.13	6.15	6.21	6.22 第27号
31	歯科技工士国家試験に関する質問主意書	尾立　源幸君	6.20	6.22	6.28	6.29 第28号
32	小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する再質問主意書	広中 和歌子君	6.22	6.27	7. 1	7. 8 第29号
33	難民認定申請者の個人情報に対する守秘義務に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.22	6.27	7. 1	7. 8 第29号
34	北朝鮮貨客船「万景峰九二」号に対する政府の対応等に関する質問主意書	白　　眞勲君	6.23	6.27	7. 1	7. 8 第29号
35	リバースモーゲージの普及促進に関する質問主意書	津田 弥太郎君	6.23	6.27	7. 1	7. 8 第29号
36	イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書	辻　　泰弘君	6.27	6.29	7. 5	7. 8 第29号
37	郵政民営化政策推進についてのアメリカ政府の要請に関する質問主意書	喜納　昌吉君	7. 1	7. 6	7.12	7.13 第31号
38	公立学校建物へのアスベスト使用の状況及び対策に関する質問主意書	津田 弥太郎君	7.13	7.20	7.26	8. 3 第33号

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
39	在沖米陸軍複合射撃訓練場に関する質問主意書	糸数　慶子君	17. 7.15	17. 7.20	17. 7.26	17. 8. 3 第33号
40	教科用図書採択の公正確保と検定申請図書流出問題に関する質問主意書	福島　みずほ君	7.26	8. 1	8. 5	8. 8 第35号
41	違法年金担保に関する質問主意書	前川　清成君	7.27	8. 1	8. 5	8. 8 第35号
42	北朝鮮貨客船「万景峰九二」号の積荷の情報公開に対する政府答弁等に関する質問主意書	白　眞勲君	7.27	8. 1	8. 5	8. 8 第35号
43	スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書	白　眞勲君	7.29	8. 3	8. 9	8.12 追録
44	在日米軍の施設及び区域における廃棄物等の処理及び環境調査に関する質問主意書	糸数　慶子君	8. 2	8. 8	8.12	8.12 追録
45	在沖米軍施設における石綿の使用に関する質問主意書	喜納　昌吉君	8. 3	8. 8	8.12	8.12 追録
46	イラク戦争における劣化ウラン弾使用並びにイラク住民及び自衛隊員の健康診断等に関する質問主意書	福島　みずほ君	8. 4	8. 8	8.12	8.12 追録
47	長崎における被爆者援護の在り方と被爆体験者精神影響等調査研究事業の問題点に関する質問主意書	犬塚　直史君	8. 5	8. 8	8.12	8.12 追録
48	関西電力美浜発電所三号機事故における保安規定遵守義務違反に関する質問主意書	近藤　正道君	8. 8	8. 8	8.12	8.12 追録
49	政府の情報システム関連経費に関する質問主意書	松井　孝治君	8. 8	8. 8	8.12	8.12 追録
50	公務員等の天下りに関する政府の方針等に関する質問主意書	松井　孝治君	8. 8	8. 8	8.12	8.12 追録
51	住宅ローンの不良債権化に関する質問主意書	藤末　健三君	8. 8	8. 8	8.12	8.12 追録

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
52	中心市街地の活性化に関する質問主意書	藤末　　健三君	17. 8. 8	17. 8. 8	17. 8.12	17. 8.12 追録
53	交通安全対策に関する質問主意書	藤末　　健三君	8. 8	8. 8	8.12	8.12 追録
54	「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に関する質問主意書	藤末　　健三君	8. 8	8. 8	8.12	8.12 追録

1　参議院改革協議会

協議員一覧（９名）

座　長	片山　虎之助（自民）	鈴木　　政二（自民）	木庭　健太郎（公明）
	阿部　　正俊（自民）	北澤　　俊美（民主）	小池　　晃（共産）
	金田　　勝年（自民）	輿石　　東（民主）	又市　　征治（社民）

（17.2.9 現在）

専門委員（選挙制度）一覧（８名）

委員長	阿部　　正俊（自民）	朝日　　俊弘（民主）	井上　　哲士（共産）
	泉　　信也（自民）	小川　　敏夫（民主）	又市　　征治（社民）
	木村　　仁（自民）	魚住　裕一郎（公明）	

（17.2.24 現在）

専門委員（議員年金）一覧（８名）

委員長	鈴木　　政二（自民）	羽田　雄一郎（民主）	紙　　智子（共産）
	岩城　　光英（自民）	藤原　　正司（民主）	又市　　征治（社民）
	武見　　敬三（自民）	荒木　　清寛（公明）	

（17.3.16 現在）

（１）検討の経緯

参議院改革協議会（片山虎之助座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第161回国会の平成16年12月１日に設置された。また、同日の協議会において、本協議会の下に選挙制度について調査検討するための専門委員会が設置された。

第162回国会において、本協議会は２回の調査検討を行った。

まず、２月９日の協議会では、定数較差に関する最高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取し、意見交換を行った。また、本協議会で今後検討を行う項目について、各会派から３月末をめどに提案することとなった。なお、議員年金について調査検討するため、新たに専門委員会を設置する旨の提案があったが、持ち帰り検討することとなった。

議員年金に関する専門委員会の設置については、同月22日、各会派持ち回りで了承された。

次に、６月８日の協議会では、専門委員会の協議経過に関して、阿部専門委員長から選挙制度について､鈴木専門委員長から議員年金についてそれぞれ報告があった後、意見交換を行った。また、本協議会における検討項目を選定するに当たり各会派から

案が提出された。そのうち決算審査の充実については、決算委員会で検討の上、具体案がまとまった段階で、本協議会において再度協議することとなった。

決算審査の充実については、決算委員会で検討の結果、会計検査院の機能強化のために会計検査院法の一部改正を行うこととなった。本協議会は各会派持ち回りでこれを了承し、８月２日、決算委員会は**会計検査院法の一部を改正する法律案**を、同委員会提出の法律案として提出することを決定した。同法律案は、８月３日の本会議で可決され、衆議院に送付されたが、８月８日、衆議院の解散により審議未了となった。

専門委員会（選挙制度）（阿部正俊専門委員長）は、参議院議員選挙の定数較差問題について、７回の調査検討を行った。

まず、２月24日の専門委員会では定数較差問題に関する経緯について事務局から説明を聴取した。また、４月８日の専門委員会においては、過去の議論の概要について事務局から説明を聴取した後、学識経験者から意見を聴取し、質疑を行った。その後、意見交換を重ね、６月13日の専門委員会において各会派の検討状況の報告を行い、７月25日の専門委員会では協議会への報告書の骨子案について事務局から説明を聴取し、それぞれ意見交換を行った。

報告書の取りまとめについては、次期国会において協議を続けることとなった。

専門委員会（議員年金）（鈴木政二専門委員長）は、国会議員の互助年金について、２回の調査検討を行った。

３月16日の専門委員会では、「国会議員の互助年金等に関する調査会」答申について、同調査会座長から説明を聴取した後、質疑を行った。

６月14日の専門委員会では、各会派から互助年金の検討状況について報告があり、今後、意見集約に向けて協議を続けていくこととなった。

（２）協議会経過

○平成17年２月９日（水）（第２回）

・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成17年６月８日（水）（第３回）

・参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

専門委員会（選挙制度）

○平成17年２月24日（木）（第１回）

・専門委員会の運営に関する事項について協議決定した。

・定数較差問題に関する経緯について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

○平成17年４月８日（金）（第２回）

・定数較差問題に関する過去の議論の概要について事務局から説明を聴取した。

・上智大学法科大学院教授高見勝利君から意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成17年５月９日（月）（第３回）

・定数較差問題について協議を行った。

○平成17年６月３日（金）（第４回）

・定数較差問題について協議を行った。

○平成17年６月13日（月）（第５回）

・定数較差問題について各会派から検討状況を報告した後、協議を行った。

○平成17年７月11日（月）（第６回）

・定数較差問題について協議を行った。

○平成17年７月25日（月）（第７回）

・協議会への報告書の骨子案について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

専門委員会（議員年金）

○平成17年３月16日（水）（第１回）

・専門委員会の運営に関する事項について協議決定した。

・国会議員の互助年金について「国会議員の互助年金等に関する調査会」座長中島忠能君から説明を聴取した後、質疑を行った。

○平成17年６月14日（火）（第２回）

・国会議員の互助年金について各会派から検討状況を報告した。

２　国会議員の互助年金等に関する調査会

本調査会は、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、第159回国会において設置され、平成16年６月16日から協議を開始した。

第161回国会閉会後、本調査会は３回開会した。

（１）調査会経過

○平成16年12月13日（月）（第17回）

・答申草案について協議を行った。

○平成16年12月17日（金）（第18回）

・答申草案について協議を行った。

○平成17年１月20日（木）（第19回）

・両院議長に答申を提出した。

（２）調査会設置要綱

国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

１　調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長（以下、「両院議長」という。）の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

２　名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

３　構成

一　調査会は、委員６名をもって組織する。

二　委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。

三　調査会に座長を置く。

四　座長は、委員の推薦によって、これを定める。

４　諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

５　諮問期間

概ね６箇月

６　運営

一　調査会の招集は、座長が行う。

二　調査会の会議は、座長が主宰する。

７　参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

８　答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

９　調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

（３）調査会答申

国会議員の互助年金等に関する調査会答申

本調査会は、昨年６月16日に衆参の両院議長の下に設置された。両院議長から諮問を受けた機関の設置は、憲政史上初の試みであり、その諮問事項は「国会議員互助年金制度等に関する諸問題について」というものであった。我々委員は、そのような調査会の意義及び諮問事項の重要性を十分に認識しつつ、18回にわたり、慎重かつ真剣に検討を重ねてきた。

その結果、ようやく結論を得るに至ったので、ここに両院議長に答申するものである。

一　はじめに

今日、急速に少子・高齢化が進む社会にあって、国民の多くは公的な年金制度の将来に不安を抱いている。政治の世界はこうした不安を解消しようと、平成15年から16年にかけて公的年金制度の改革に取り組んでいたところ、その最中に、国会議員による国民年金保険料の未納問題や国民年金への未加入問題が表面化し、相当数の政治家が法令を遵守していなかった事実が判明し、国民の政治への信頼を著しく損ねることになった。それと同時に、国会議員の年金制度にも厳しい目を向けることとなり、一般の公的年金と比べて特権的との批判を招くことにもなった。国民の痛みを伴う年金制度改革が現実化する中で、国民の批判に応えて議員年金制度を改革することは、政治に対する信頼を回復するためにも急務である。

本調査会は、このような背景から、国会議員年金の在り方について鋭意検討を重ねてきた。その結果得られた結論は議員にとってかなり厳しいものになっているが、我々としては衆参両院における誠実かつ速やかな対応を望むものである。

また、今般の６月16日からの短期間における調査会では、審議・検討がし尽くせない多くの問題及び関連事項があり、これらについては、できる限り当該箇所において触れるとともに、本答申の「結論（むすび）」において今後検討すべき課題として提言することとした。

二 総論（総括事項）

1　現行「国会議員互助年金法」の内容

①　互助年金及び互助一時金

現行法による給付は、互助年金及び互助一時金の２種類がある（第２条）。

互助年金は、普通退職年金（第９条）、公務傷病年金（第10条）、遺族扶助年金（第19条）に分類される。

普通退職年金は、在職10年以上で退職した議員に支給される。その年金額は、退職時の歳費年額（1,236万円※）に150分の50を乗じて得た額（在職10年の場合）であり、在職年が１年増すごとに乗数に150分の１ずつ加算される。ただし、この加算は在職50年を限度としている。

公務傷病年金は、議員が公務に基づく傷病により重度障害の状態となったときに支給される。普通退職年金と異なり、在職10年未満の者にも支給される。

その年金額は、在職10年未満の者については在職10年時の年金額を、在職10年以上の者についてはその在職年数に応じた年金額を基礎とし、それに重度障害の程度に応じた金額（恩給法別表第１号表の２）を加算したものである。

遺族扶助年金は、国会議員の死亡退職時又は普通退職年金を受けている者の死亡時に、その遺族に支給されるものである。

その年金額は、原則として普通退職年金額の２分の１である。ただし、公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職10年未満の者については在職10年時の年金額に、在職10年以上の者についてはその在職年数に応じた年金額に、それぞれ100分の173を乗じた額の２分の１となる。また、公務に基づく傷病により死亡した場合には、100分の173ではなく、100分の230を乗じて得た額の２分の１となる。

互助一時金は、退職一時金（第10条の２）及び遺族一時金（第19条の３）に分類される。

退職一時金は、在職３年以上10年未満で退職した議員に、在職期間に納入した納付金総額の８割を支給するものである。

遺族一時金は、これに準じて、在職３年以上10年未満で死亡退職した議員の遺族に在職期間に納入した納付金総額の８割を支給するものである。

なお、在職３年未満の議員には一時金は支給されない。

※　後述のように、互助年金・互助一時金及び納付金の算出の基礎となる歳費月額は、現在103万円とされている。（103万円×12月＝1,236万円）

【備考】

普通退職年金及び退職一時金の具体的な支給額の例を示せば、以下のとおり。

○普通退職年金

退職時期	歳費月額 歳費年額	支給年金年額 在職10年	在職20年	在職30年
平 6.12～	103.00 万円 1,236.00 万円	4,120,000 円	4,944,000 円	5,768,000 円
平 2. 7～ 6.11	98.90 万円 1,186.80 万円	3,956,000 円	4,747,200 円	5,538,400 円
昭59. 4～平 2. 6	96.90 万円 1,162.80 万円	3,876,000 円	4,651,200 円	5,426,400 円
昭56. 4～ 59. 3	88.00 万円 1,056.00 万円	3,520,000 円	4,224,000 円	4,928,000 円
昭54.10～ 56. 3	84.00 万円 1,008.00 万円	3,360,000 円	4,032,000 円	4,704,000 円
昭52. 4～ 54. 9	81.00 万円 972.00 万円	3,240,000 円	3,888,000 円	4,536,000 円
昭51. 4～ 52. 3	74.00 万円 888.00 万円	2,960,000 円	3,552,000 円	4,144,000 円
～昭51. 3	68.00 万円 816.00 万円	2,720,000 円	3,264,000 円	3,808,000 円

○退職一時金（例：平成６年12月以降の議員在職者）

在職年数	一時金額
３年０月	２，９６６，４００ 円
４年０月	３，９５５，２００ 円
５年０月	４，９４４，０００ 円
６年０月	５，９３２，８００ 円
７年０月	６，９２１，６００ 円
８年０月	７，９１０，４００ 円
９年０月	８，８９９，２００ 円

② 若年停止措置

普通退職年金は、65歳になるまで受給できない。（第15条第１項）ただし、一定の経過措置が講じられている。

なお、議員在職中は、65歳以上となっても年金の受給はできず、納付金の納付義務も継続する。

③ 高額所得停止措置

普通退職年金の受給者が当該年金以外に高額な所得を得ている場合に、年金額を減額する措置である。具体的には、普通退職年金を受ける者の前年の当該年金外の所得が700万円を超えるときに、その所得額に応じて年金額を３割５分から５分刻みで５割まで減額するものである。

ただし、年金の支給額は最低支給額である272万円を下回ってはならず、停止額は現に受けている年金額の５割を超えてはならないものとされている。

④ 基礎歳費月額の最高限度額

互助年金及び互助一時金並びに納付金の算出の基礎としている歳費月額は、現在103万円としている。

この限度額設定の経緯については、別添の資料で詳述する。

⑤ 納付金月額

制度開始当初の納付金月額は、歳費月額９万円に対し、100分の３の納付金率で月額2,700円であった。その後16回の改正を経て、現在103万円の基礎歳費月額に対し、100分の10の納付金率で、10万3,000円の納付金月額となっている。

この改正経過の主な理由についても、別添の資料で詳述する。

⑥ 互助年金に要する費用等

第24条は、「互助年金及び互助一時金に要する費用は、国庫が負担する。」と定めている。

納付金は、一般会計の衆議院及び参議院の歳入となり、給付金（年金・一時金）は、総務省人事・恩給局の所管である恩給費の中に計上されている。

したがって、公的年金のように保険料（納付金）を積み立てて運用するといった仕組みになっておらず、保険数理等を用いる設計にはなっていない。

２ 議員年金制度に対する国民の意見及び現職・元職の国会議員等の意見

前述のとおり、本調査会は、国会議員年金制度に対する国民の批判を背景として、同制度の改革案を検討すべく設置されたという経緯がある。

このため、マスメディア等を通じて表明された国民の声を真摯に検討するとともに、各界からの意見も聴取することに努めた。また、議員の立場の理解も重要であり、現職・元職の国会議員からも意見を聴取することとした。

以下にその概要を記すとともに、本調査会として重く受け止めた点を示すこととす

る。

(1) 国民の意見――マスメディアから

新聞の投書欄等に表れた主な意見としては、以下のようなものがあった。

○　基礎年金とは別に年金が支給されること自体が特権的である。

○　国民年金や厚生年金と「一本化」すべきである。

○　10年という受給資格年数は公的年金の25年と比べて短いこと、在職10年の場合に納付金が３年で回収できること、支給額のうち国庫負担の割合が７割にも達していること等、公的年金に比べて優遇されているのは不当である。

○　地方議員年金との併給が制度上可能となっているのはおかしい。

○　国会議員は、手厚い議員年金で守られているので国民年金を軽視し、そのため未納問題が起きた。

○　先の公的年金制度の改革と同時に議員年金制度も改革すべきであった。

○　今後の公的年金改革に向けて議員年金削減で範を示すべきである。

○　財政危機への対処として議員年金を廃止又は削減することを考えるべきである。

これらの意見には、現行制度に対する強い批判が共通して見られる。中には、必ずしも現行の議員年金制度に関する正確な理解に基づくものではないものも見られるが、受給資格年数、併給調整、国庫負担率の問題など、国民からの批判の焦点が端的に示されており、これらの批判に応える改革の必要性を本調査会として改めて認識したところである。

(2) 各界からの意見

経済界・マスコミ関係者から聴取した意見の要旨は、以下のとおりである。

○　国会議員は自営業者に近い存在であり、退職金給付の必然性は薄いが、老後について一定の所得保障制度は存続させ、見直していく必要がある。

○　現行制度には納付と給付に関する数的・財政的アンバランスが存在している。これを是正するためには、情報公開を行うとともに、逐次必要に応じて見直しを行う仕組みを整備することが必要である。

○　国民年金基金制度を参考に、自助努力による制度に見直しを図るべきである。

○　特権的な制度は時代にそぐわず、互助年金の廃止は避けて通ることができない。

○　議員年金の性格は上乗せ年金であり、このような性格にかんがみれば、新たな制度は確定拠出型の設計とするのが望ましい。

○　歳費や公設秘書制度などの現職時の処遇と併せた一体的な議員の処遇として、議員年金・引退後の所得保障制度を考えるべきである。

このように、現行互助年金制度は特権的な制度であるとの批判的な視点からの厳しい意見が多かった。中には、国会議員や国会の役割・特殊性に対する見解の違い

に基づく批判も見られるが、改善策について、国民年金基金制度や確定拠出型年金制度といった現行制度とは大きく隔たる制度を参考とすべしとする思い切った提案もあった。

なお、実現には至らなかったが、労働組合の代表者からの意見聴取の機会の設定にも努力した。

(3) 現職・元職の国会議員の意見

まず、元国会議員については、元衆議院議員２名、元参議院議員１名の３名から意見を聴取したが、その要旨は以下のとおりである。

○　現行の互助年金制度は存続させるべきである。

○　「当分の間、基礎歳費月額を103万円に据え置く」という規定により年金額が削減されており、この規定を廃止すべきである。

○　国庫負担率を引き下げるべきである。

○　最低受給資格年数（現行10年）を改めるべきである。

○　年金制度全体を見れば、年金一元化ということが検討課題として挙げられようが、少なくとも議員年金と被用者年金の統合には難がある。

総じて、現行制度の存続を肯定するものの、現在の国庫負担率は過大であるといった認識に立っており、直すべき点は直さなければならないとの意見であった。

他方、現職の国会議員については、衆参それぞれ５会派（自民、民主、公明、共産、社民）の１名ずつから意見を聴取した（総数10名）。その要旨は以下のとおりであるが、これらの意見のうち、会派の統一見解であるとするものは少なく、多くは議員個人の見解として述べられたことに注意する必要がある。

○　現行制度は廃止し、国家公務員共済年金水準程度の年金及び退職一時金を併給する制度を創設することが考えられる。

○　最終的には議員年金を含む全ての年金を一元化すべきである。互助年金の即時廃止との意見もあるが、一元化に至るまでに退職一時金の給付等、何らかの経過措置は必要である。

○　既裁定者の受給額について一定程度の削減も検討の対象としてよい。

○　廃止後の新たな制度として、確定拠出型年金制度の設計も参考となるのではないか。

○　納付金の範囲で給付を賄い、国庫負担をなくすべきである。

○　現行制度は廃止し、退職一時金制度に一本化すべきである。

○　現在の国庫負担率は高すぎるが、議員の身分に応じた何らかの制度は必要である。

○　現行制度をいったん廃止し、本調査会の答申を受けて抜本改正したい。

このように、制度の改正に当たっては国民からの批判を真摯に受け止め、誠実に

対応したい旨の意見が一致して述べられていた。現行制度の廃止も強く主張されたが、廃止後の具体像については様々であり、本調査会の結論をまちたいとする意見も見られた。また、退職一時金制度の創設に言及した意見もあった。

以上に見たように、現行制度について何らかの改正が必要であるという点では、幅広い意見の一致が見られる。本調査会としては、現行制度をそのまま存続させるという選択肢を選ぶことはできないことを改めて認識する機会になったものと考える。

３　議員年金制度に関する調査会の認識

⑴　国会議員の身分と議員年金の関係

国会は、憲法に定められた国権の最高機関であり、法律の制定、予算の議定、政府統制といった重要な機能を有している。国会がこれらの機能を十分に発揮し、国会の構成員である国会議員がその職責を十分に果たすことができるように、憲法及び国会法等によって、国会議員には一定の特典と相応の処遇が与えられているのである。

国会議員の年金も、本来、そのような処遇の一部として考えられるべきものであり、歳費や文書通信交通滞在費などとともに、議会制民主主義の維持に必要不可欠なコストとして認識されるべきものである。

そもそも、公共性の高い国会議員の身分は、厳しい選挙に当選することによって初めて得られるものである。ところが、議員年金の受給資格を得るには、現行制度の下でも複数回の選挙に当選しなくてはならず、国会議員年金の受給資格を得られるかどうかは、厚生年金や共済年金等に比して、極めて不確実な要素に決定的に左右される。議員年金の問題を考えるに当たっては、このような議員の職務の高い公共性と不安定な身分との間にある不均衡な関係をよく認識する必要があろう。

このように受給資格を獲得することが必ずしも確実でないことから、国会議員年金には、一般的な厚生年金や共済年金等と異なった特殊な意味合いと位置付けが与えられてしかるべきものと考えられる。また、議員年金制度等の引退後所得保障制度が存在しないとすれば、新しい人材の台頭に対して抑制的に作用する可能性があることも十分考慮されるべきである。

⑵　特別かつ独立した制度としての議員年金の考え方

上記のとおり、憲法で規定されている国会議員の重要な職責と身分の特殊性により、一般国民とは別な、かつ、独立した制度として、相当額の年金給付を保障する議員年金制度を構築するのが妥当である。

その理由を整理して示せば、次のとおりである。

①　民主主義において、国民の代表として極めて重要な職責を持つ議員の独立かつ公正な職務の遂行を支える制度が経済的側面からも必要であること。

② 議会制民主主義の下では、国会議員への門戸が広く国民に開かれていることが重要であり、そのためには引退後の生活に経済上の不安を抱かずに済む制度が必要であること。

③ 国会が国民の意識や価値観の変化等に適切に対応できる環境を整えるために、議員が柔軟に身を処することを支援する仕組みが必要であること。

④ 国政における国会議員の重要な職責を考慮すると退職後相当の水準の生活を保障することは認められてよく、国際的にも常識となっていること。

⑤ 厳しい選挙で当選しなければならないため、平均在職年数が公務員共済年金及び厚生年金の被保険者の標準的な在職年数より短いこと。

(3) 公的年金制度との関係

ところで、議員年金の問題を複雑にしている一因に、その性格が曖昧であることが挙げられる。過去の制度の成立過程も、別添の資料に示すように錯綜しており、議員年金制度の性格をはっきりさせた上で、その改革の議論を整理した形で展開する必要がある。

まず、議員年金は公的年金に属する年金とは言えないと考えられている。議員は最低限公的年金としての国民年金に加入する義務があり、この義務の履行を怠った議員が多数存在したことに今回の議員年金問題の発端がある。また、議員の過去の職歴いかんによっては、厚生年金や共済年金の給付対象になっているケースもありうる。

したがって、議員年金は公的年金に加入している議員に対して併給される年金であり、この点では、職域年金としての性格が強いものと理解すべきである。

しかし、このように職域年金としての性格を持つものと考えるとしても、国会議員という特別の職務に対する退職後の処遇を念頭に置く必要があり、給付資格、保険料や国庫負担などにおいて通常の職域年金とは異なった設計にすべきであろう。

三 各論（具体事項）

1 現行「国会議員互助年金法」の廃止

(1) 廃止の理由

現行法は国会法第36条を根拠としながら、その性格、とりわけ退職手当との関係、年金制度全体の中での位置付け等の点で、曖昧である。

したがって、議員年金制度を創設する趣旨・目的が明記されていないという意味において、他の現行法の多くの在り方から見ると、不完全なものであることは否めない。

また、平成16年度予算で、国庫負担が72%を超えているような運用実態は、「互助」の名にふさわしくない年金制度である。それを後述するような50%に抑えるという改正案によっても「互助の精神に則り」という基本的な立法姿勢と相容れない

ものがある。

その上、現行法については、短期間の在職で多額の年金が受給できる等、給付と負担にかかわる多くの点について各方面から問題点が指摘されている。議員年金が公的年金に属するものでなく、職域年金としての性格が強いものであることは先に述べたとおりであるが、受給資格年数及びその年金額は、国会議員が国民の代表として極めて重要な職責を担っていることを考慮しても、公的年金とのバランス上優遇されている点が目立つと言える。

さらに、特権的と言われる恩給法の思想に沿った規定も多く、かつ、随所にその規定を準用している。

また、年金の実質価値を維持するための附則規定も、抜本的に見直す必要がある。

このように、第１条から附則に至るまで再検討の必要があると言わざるを得ない。

現在、納付金を納める現職議員722人に対し、受給者は遺族を含めて946人となっており、年金集団としての成熟度が極めて高く、現職議員の負担も限界に近いものがある。

給付と負担、そして国庫負担について思い切った改革が必要となっている。その上で、議員年金制度を独立な特別な制度として存続させることが適切な選択なのかを慎重に検討する必要がある。

以上の理由で、現行法の廃止はやむを得ないと考える。

(2) 新制度提案の障壁

以上の諸点から考えると、議員年金制度を抜本的に改革し、新制度を提示するのが本筋と思慮する。そのため、我々は、多様な改正案を念頭に置きながら議論を進めてきたが、その第一歩として以下の方向性についても審議した。

① 現行制度を廃止し、共済年金制度や厚生年金制度に一元化することは、年金制度の抜本的改革の端緒になりうるという意味において魅力的であり、その統合のための本格的な議論を今後さらに進めることが必要である。(そのために、まず、両制度間の、基本的性格、運営原則、受給資格年数、給付と負担、積立金等の相違の調整という課題を克服していくことになる。)

② 議員年金を共済年金制度に統合し、かつ、新たに退職金制度を導入することも検討した。非常勤とされてきた国会議員への退職金支給の根拠、既受給者に対する支給財源の手当て、それに、全額国庫負担となる退職金制度を新たに導入することについての国民の納得等が必要となる。

③ 議員年金に確定拠出年金を導入することも検討したが、そのためには、これまでの運用状況から見ると、現在の低利息と高い手数料、拠出金についての非課税制度等、運用環境を改善することが必要と思われる。

我々は、上述したとおり、議員年金について魅力ある新制度を短期間のうちに提言することを念頭に鋭意努力を重ねてきた。しかし、与えられた時間の制約の中で、

しかも複雑な年金体系・制度の中に議員年金制度を適切に位置付けることの難しさを認識することとなった。

そこで、まず、国民から議員年金に対して寄せられている批判を真摯に受け止め、それらの批判に応えていくことを中心に改革案をまとめて答申することとした。

2　現行制度廃止後の措置（抜本改正）

(1) 抜本改正の理由

議会制民主主義の下で、国会議員は国民の信託を受け、その代表者として極めて重要な職責を有していることは事実である。しかし、上記の現行国会議員互助年金法の「廃止の理由」及び「新制度提案の障壁」で述べたとおり、今日の我が国の逼迫した財政難及び社会的諸情勢を考慮するとき、ひとり国会議員のみを例外とした扱いをすることは許されるべきものではなく、国民の納得を得られるものではない。

ただし、既に現行制度で年金を受給している元議員と遺族については、その所得を保障している年金権を尊重することが望ましいと判断した。

こうした認識に立って、次のような抜本改正案を提言する。

(2) 抜本改正の具体事項及び内容

イ　趣旨・目的の明確化

本来、法律をもって保障・制限・義務等を規定する場合は、その法律の第１条においてこれらの趣旨・目的を明確にすべきものである。

現行法はその点において不備であり、国民の納得が得られるような説明を十分していない。そこで、次のようにその趣旨・目的を明記することを提言する。

「国会議員は代表民主制を基本とする現行憲法下において国権の最高機関である国会を組織する国民の代表として極めて重要な職責を担う立場にあることにかんがみ、議員退職後における生活を保障することによって、国会議員が独立かつ公正にその職務を遂行し得る精神的・経済的な環境・条件を整備するとともに、議会制民主主義を担う人材の国政への参加に資することを目的として、この法律を制定するものとする。」

なお、このことに伴い、改正法の題名は「国会議員年金法」とすることを提案する。

ロ　国庫負担

現行法における国庫負担は、公的負担か雇用主負担なのかについては、議論の余地はあるが、仮に雇用主負担であるとした場合には、共済年金も厚生年金も50％負担が行われており、公的負担であるとした場合においても、国民年金の国庫負担についても平成21年度までには50％になることが予定されている。

したがって、議員年金においても国庫負担を原則として50％とすることが妥当である。この場合、現職議員への急激な負担増を避けるため、段階的に国庫負担の割合を逓減させていくこととし、４年程度の期間で50％を達成するのが望まし

い。（仮に、改正の初年度を17年度とした場合には、概ね、初年度64％、第２年度59％、第３年度55％、第４年度50％というように国庫で負担すべき割合を毎年設定し、この経過措置の期間は、月例の歳費からの納付金額、期末手当からの納付金の額の引き上げに伴い剰余金が出る場合には、それを翌年度に繰り入れるものとする。）ただ、議員定数の削減等、予定外の事態への対応については、両議院の議長が第三者の意見を聴取した上、対処するものとする。

ハ　年金算出の基礎歳費月額

現行どおり、103万円とする。

ニ　納付金算出の基礎歳費月額

現行どおり、103万円とする。

ホ　納付金率

現行の100分の10を100分の13とする。

ヘ　納付金月額

現行の10万3,000円を３万900円引き上げ、13万3,900円とする。

ト　期末手当からの納付金

現行の1000分の５（１人年額２万9,605円）を1000分の100（１人年額59万2,100円）とする。

チ　受給資格年数の最低

現行の10年を２年引き上げ、12年とする。

リ　受給資格年数の最高

現行の50年を20年引き下げ、30年とする。

ヌ　在職12年以上13年未満に係る年金の支給率

現行の150分の52を33％引き下げ、150分の35とする。

ル　在職13年以上に係る１年ごとの加算割合

現行の150分の１を150分の0.7（１年増すごとに年額５万7,680円）とする。

ヲ　高額所得による年金の停止措置

互助年金外の所得が700万円を超える場合に普通退職年金を35％から５％刻みで50％まで４段階で停止する（ただし、272万円は保障する）、としている現行制度を、議員年金と議員年金外の所得の合計が700万円を超える場合は、当該超える額の２分の１を議員年金から控除する。ただし、議員年金の50％は保障する、というように改める。

ワ　併給調整

現行の併給調整措置に新たに次の調整措置を加える。

a　普通退職年金と遺族扶助年金（普通退職年金）

b　普通退職年金と公的年金

ａの調整は、夫婦で国会議員の経歴があり、夫婦ともに年金の受給資格年数を満たしている場合は、公的年金の併給調整と同様の措置とする。

ｂの調整は、公的年金に係る被保険者期間との重複期間については、その期間における使用者負担部分相当額を互助年金から控除する。

なお、上記ａ及びｂの調整措置を実施する場合は、高額所得による年金停止措置の対象となる所得の中から控除する必要がある。

カ　退職及び遺族一時金制度

在職３年以上12年未満で退職（死亡を含む）した場合には、退職及び遺族一時金を支給する。

退職及び遺族一時金の支給割合は、100分の60から100分の80の範囲内で両議院の議長が協議して定めるところによる。

ヨ　恩給法の準用

現行法においては、恩給法の準用が随所に見られるが、このことが議員年金制度に特権性があるものと実態以上に強く誤解されている面がある。したがって、これを改め、国家公務員共済組合法を準用することとする。

タ　既受給者への対応

既受給者（現職議員を除く受給資格を有する者で未裁定及び未請求の者を含む）の年金は、

ａ　本調査会による答申により改正される法律（以下「改正法」という。）の施行日以後においても、既受給者全員の年金額は、現行どおりとする。

ｂ　改正法の施行日以後において、既受給者の年金を増減させる場合は、消費者物価指数（全国ベース）に増減がある場合とし、当該指数をもって行う。

レ　議員年金管理の一元化と透明性の確保

現行の総務省人事・恩給局長の下における審査・裁定及び支給機関を国会に移管し、衆・参両院議長の委任を受けた共通の事務管理機関を設置して、その一元化を図るとともに、特別会計を設置して一括計上し、毎年公表を義務付けるなどして、公開性・透明性を確保する。

(3) 抜本改正の経過措置

イ　改正法は、施行日以後に在職する議員に適用する。ただし、改正法の施行日の前日に在職する議員で、施行日以後引き続き在職する議員のうち、在職年数が同日前に現行法による年金の受給資格を得ている場合は、現行法の規定による年金を支給する。

改正法の施行日以後の在職年数に係る措置については、**ニ**から**ヘ**に提言した措置とする。

ロ　**「納付金率」**及び**「納付金月額」**については、改正法の施行日に当たる年度から納付金は月額１万300円ずつ引き上げ、３年後の年度当初からは月額13万3,900円とする。

なお、納付金率は、それぞれ当該年度に引き上げることとなる納付金月額に相

当する割合とする。

ハ　**「期末手当からの納付金」**については、改正法の施行日に当たる年度は、その納付金率を1000分の40とし、以後１年ごとに1000分の20ずつ引き上げ、４年後の年度当初から1000分の100とする。

ニ　**「受給資格年数の最低」**については、改正法の施行日以後に在職する議員に適用する。ただし、改正法の施行日の前日に議員であった者が、現行法による当該年数を満たし、かつ、施行日以後引き続き議員である場合には、施行日の前日までの在職年数に係る年金額を支給する。

ホ　**「受給資格年数の最高」**については、改正法の施行日以後に在職する議員に適用する。ただし、施行日において、30年を超える者については、同日における在職年数を認め、引き続き在職した場合にあっても同日における在職年数に係る年金額を支給する。

なお、施行日において30年に満たない者は、30年をもって最高とする。

また、現職議員である間は、受給資格年齢に達しても、現行どおり年金を支給しない。

ヘ　**「在職13年以上に係る１年ごとの加算割合」**については、改正法の施行日以後の在職年数について適用する。

ト　**「高額所得による年金の停止措置」**については、前年の所得調査を行い、その調査を行った年の７月から翌年の６月まで停止措置を実施するため、提言のとおり改正した場合は、改正法の施行日が本年の４月１日のときは、改正法の適用対象となる所得調査の期間が平成18年となり、その停止措置の適用は平成19年７月からとなる。

また、現行法において既に停止措置が適用されており、改正法の施行日以後引き続き新たな停止措置が適用される場合には、停止額が低額となる方を適用する。

チ　**「併給調整」**についても上記トと同様であるが、新規の調整措置であるため、改正法の施行日が本年の４月１日のときは、平成17年の所得調査の後に適用することになるため、平成18年の７月から適用することとなる。

リ　上記の**イ**から**チ**までに掲げた経過措置のほか、必要な事項は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

ヌ　**「恩給法の準用」**については、現行法において恩給法の適用（準用）によりその法的効果を得ているものはないため、改正法の施行日の前日まで現状であれば、施行日以後国家公務員共済組合法の準用が可能である。

３　国会議員に対する退職手当

国会議員に対する退職手当については、勤務の常勤性一つを例にとっても、それをいかに解釈するかによって具体的対応は様々に異なることになる。したがって、議員に退職金を支給することについては、多角的かつ根本的に議論を行う必要がある。本

調査会の期間内での検討で結論を得ることは困難であった。

（しかし、今日、国会の年間の開会期間は250日を超える場合がある。閉会中にあっても閉会中審査などがあり、通年国会の様相を呈することもある。

また、閉会中といっても選挙区等での国会（国政）報告等の活動を見れば、公務の連続性は極めて高く、常勤性の濃いものとなっているという指摘もある。）

４　議員年金制度と公的年金制度の関係における将来の在り方

先の第159回国会（常会）で成立した法改正による年金制度改革は、５年ごとの財政再計算期に合わせたもので、年金財政の均衡が中心課題であり、その趣旨は、将来の保険料率の上限設定と厚生年金モデル世帯での給付水準を現役世代の所得に比して一定の水準に維持することであった。

しかし、以前から課題とされてきた「基礎年金を税方式にすべきかどうか」、「第三号被保険者問題をどうするか」、「パート従業員の厚生年金加入を義務付けるか」、「国庫負担を２分の１にするための財源をどうするか」など、重要で難しい問題は先送りにされた。

しかし、年金制度の一元化を含めた社会保障制度全般の一体的見直しを行うという基本問題の検討が必要であることは、十分認識しておくべきである。

このように公的年金制度自体に山積する重要課題がある中において、現時点において現行の議員年金制度を国家公務員共済年金制度等の公的年金制度に統合することを提言することには、いささか躊躇を覚えるものである。

このため、厳しい国政選挙にさらされる議員を対象とする年金制度を公的年金制度に統合するためには、まず、議員年金制度自体の健全性と安定性を確保するための措置を講ずることが急務である。今後における公的年金の課題が解決の見通しが立ち、いわゆる一元化の運びが見えてくる時点までは、本答申で提言した内容をまず実効あるものとされることを望むものである。

◇　◇　◇

なお、他の先進諸国に準じた議員年金制度の社会保険年金制度化、米国を参考とした厚生年金制度への一元化、被用者年金制度と同一のマクロ経済スライド導入、受給資格を在職15年とし在職12年未満者に対する給付不支給、地方議員年金制度との併給禁止などの少数意見も存在した。　（渡部委員の意見）

四　結論（むすび）

本調査会は、今般の両院議長からの諮問に対する答申を提出するに当たり、この答申の位置付け及び今後検討すべき課題について、以下のとおり考えた。

まず、我々は、調査・審議をスタートするに当たって、年末の12月に答申を提出することが期待された。そのため、６月16日の第１回会合以降の短期間での検討を経て結論を出すべく努めた。

そもそも、長期間議員年金についての本格的議論が行われてこなかった今の時期に、議員年金制度の調査・審議を行うということになれば、国民世論の的確な把握を基礎にした上での国内外の諸変化を受けての議員年金の本質的性格付け、それを踏まえた上での議員年金の構造、負担と給付の在り方、そしてその上に立っての年金制度全体の中での位置付け、関連諸制度との整合性等について十分時間をかけて今後検討すべき課題として調査・審議しなければならないと考える。このためには、調査・審議の体制整備も必要となる。

時あたかも、国会、政府においては、現行年金制度の抜本的見直しを行い、年金制度全体の再編議論を進める機運と見受けられる。この際、我々は、今後のこの議論の推移と方向性等を注視しながら、議員年金制度の将来の在り方について適時・適切な対応を図るための準備・体制を整えることが賢明であり、また、重要であると認識するものである。

それにしても、議員年金制度及び運営の実態には極めて厳しい現実があることを認識しておかなければならず、成熟度一つとっても異常と言わざるを得ない。今後の年金制度全体の再編論議のテンポに合わせるためにも、議員年金制度の公的年金制度への統合について基礎的調査・研究をスタートすることを提言したい。

本日、本調査会が提出する答申は、当面急務とされる、議員年金に対する国民各界各層から寄せられている批判に対して、速やかに講ずべき施策をとりまとめたものである。その背景事情は、上述したとおりであり、両院議長におかれては、この間の事情を御賢察の上、御了解いただきたい。

国会議員の互助年金等に関する調査会委員名簿

座長	中島　忠能	前人事院総裁
座長代理	貝塚　啓明	中央大学教授
委員	中島　　勝	政治評論家
同	渡部　記安	立正大学大学院教授
同	大石　　眞	京都大学大学院教授
同	猪口　邦子	上智大学法学部教授

3　年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議

合同会議員一覧（35名）

会　　長	与謝野　馨（衆・自民）	鈴木　俊一（衆・自民）	峰崎　直樹（参・民主）
会長代理	仙谷　由人（衆・民主）	武部　勤（衆・自民）	山本　孝史（参・民主）
幹　事	長勢　甚遠（衆・自民）	津島　雄二（衆・自民）	井上　義久（衆・公明）
幹　事	丹羽　雄哉（衆・自民）	片山　虎之助（参・自民）	福島　豊（衆・公明）
幹　事	柳澤　伯夫（衆・自民）	田浦　直（参・自民）	冬柴　鐵三（衆・公明）
幹　事	武見　敬三（参・自民）	中島　眞人（参・自民）	遠山　清彦（参・公明）
幹　事	枝野　幸男（衆・民主）	小宮山　洋子（衆・民主）	山口　那津男（参・公明）
幹　事	城島　正光（衆・民主）	五島　正規（衆・民主）	佐々木　憲昭（衆・共産）
幹　事	小川　敏夫（参・民主）	中塚　一宏（衆・民主）	小池　晃（参・共産）
幹　事	坂口　力（衆・公明）	古川　元久（衆・民主）	阿部　知子（衆・社民）
	伊吹　文明（衆・自民）	横路　孝弘（衆・民主）	近藤　正道（参・社民）
	鴨下　一郎（衆・自民）	朝日　俊弘（参・民主）	（17．4．8 現在）

（1）発足の経緯

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議の設置については、平成17年３月25日の自由民主党、民主党、公明党、日本共産党及び社会民主党の幹事長・書記局長会談において確認され、28日、５党から衆参両院議長に対し申入れが行われた。

４月１日、衆参両院本会議において、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案」が可決され、両院合同会議の設置が決定された。決議では、会議における議論はすべて国民に公開し、今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すこととされた。

また、同本会議において、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱を議院運営委員長が報告し、了承された。

この要綱に従って両院合同会議が設置され、４月８日に第１回の会議が行われ、第162回国会中、８回の会議を行った。

（2）合同会議経過

○平成17年４月８日（金）（第１回）

・会長及び会長代理から発言があった。

○平成17年４月14日（木）（第２回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年４月22日（金）（第３回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革について、自由討議を行った。

〇平成17年６月６日（月）（第４回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（年金制度の現状認識及び将来の見通し）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年６月30日（木）（第５回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（公的年金制度の必要性）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年７月８日（金）（第６回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（国民年金の位置付け）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年７月22日（金）（第７回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（国民皆年金の意義）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

〇平成17年７月29日（金）（第８回）

・年金制度をはじめとする社会保障制度改革（国民年金と生活保護の関係）について、各党から意見を聴取した後、自由討議を行った。

（３）年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議

（「Ⅲ－４　本会議決議」を参照）

（４）両院合同会議要綱

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱

一、名　称　年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議とする。

二、目　的　両院合同会議は、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」に基づき、国民に開かれた国会の持つ機能を十分に発揮し、全党会派の参加による衆参議員の一体的な議論を保障し、各党会派が責任を持って最も適切かつ効率的な議論を行うものとする。

三、構　成　①両院において各党会派を代表する35人の合同会議員によって構成する。
②合同会議員の各党会派の割当は次のとおりとする。

自民13人、民主12人、公明６人、共産２人、社民２人

③合同会議に会長１人、会長代理１人及び幹事８人を置く。

幹事は自民４人、民主３人、公明１人、

幹事会のオブザーバーを、共産１人、社民１人とする。

四、運　営　①合同会議の運営については、会長、会長代理及び幹事の協議によって行う。なお、原則として、幹事会の合意に基づき、運営・議論を進めるものとする。

②合同会議の運営については、政府に対する資料要求など、国会法に基づく委員会運営に準じたものとする。

③合同会議は公開するものとする。

五、報　告　合同会議の経過及び結果を両院の議長に報告するものとする。

六、その他　①合同会議は、会期中であると閉会中であるとを問わず、活動できるものとする。

②合同会議は、国会の召集の都度その設置を確認する。

③合同会議の運営、調査、会議録作成等の事務は、委員会に準じて行うものとする。

1　国会会期一覧

（直近15国会を掲載）

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 (臨時会)	12. 7.28(金)	12. 7.28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9.21(木)	12. 9.21(木)	12.12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常　会)	13. 1.31(水)	13. 1.31(水)	13. 6.29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8.10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9.27(木)	13. 9.27(木)	13.12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常　会)	14. 1.21(月)	14. 1.21(月)	14. 7.31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14.10.18(金)	14.10.18(金)	14.12.13(金)	57	—	57
第156回 (常　会)	15. 1.20(月)	15. 1.20(月)	15. 7.28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9.26(金)	15. 9.26(金)	15.10.10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15.11.19(水)	15.11.21(金)	15.11.27(木)	9	—	9
第159回 (常　会)	16. 1.19(月)	16. 1.19(月)	16. 6.16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7.30(金)	16. 7.30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16.10.12(火)	16.10.12(火)	16.12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常　会)	17. 1.21(金)	17. 1.21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200

2　参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第１回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第１回（特別会）	22. 5.20(火)
第２回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第８回（臨時会）	25. 7.12(水)
第３回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回（特別会）	28. 5.18(月)
第４回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回（臨時会）	31.11.12(月)
第５回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回（臨時会）	34. 6.22(月)
第６回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回（臨時会）	37. 8. 4(土)
第７回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回（臨時会）	40. 7.22(木)
第８回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回（臨時会）	43. 8. 1(木)
第９回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回（臨時会）	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回（臨時会）	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回（臨時会）	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回（特別会）	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第99回（臨時会）	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回（特別会）	61. 7.22(火)
第15回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第115回（臨時会）	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回（臨時会）	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回（臨時会）	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7.11(日)	16. 7.26	22. 7.25	第160回（臨時会）	16. 7.30(金)

※任期３年議員（第１回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

（平成17年８月８日現在）

第２次小泉改造内閣国務大臣

内閣総理大臣
農林水産大臣※
　　小泉　純一郎（衆・自民）
総務大臣
　　麻生　　太郎（衆・自民）
法務大臣
（内閣府特命担当大臣（青少年育成及び少子化対策））
　　南野　知惠子（参・自民）
外務大臣
　　町村　　信孝（衆・自民）
財務大臣
　　谷垣　　禎一（衆・自民）
文部科学大臣
　　中山　　成彬（衆・自民）
厚生労働大臣
　　尾辻　　秀久（参・自民）
経済産業大臣
　　中川　　昭一（衆・自民）
国土交通大臣
　　北側　　一雄（衆・公明）
環境大臣
（内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策））
　　小池　百合子（衆・自民）

国務大臣（内閣官房長官）
（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））
　　細田　　博之（衆・自民）
国務大臣（国家公安委員会委員長）
（内閣府特命担当大臣（防災））
　　村田　　吉隆（衆・自民）
国務大臣（防衛庁長官）
　　大野　　功統（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（金融））
　　伊藤　　達也（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））
　　竹中　　平蔵（参・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構））
　　村上　誠一郎（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（科学技術政策、食品安全、食育））
　　棚橋　　泰文（衆・自民）

※ 国家行政組織法第５条第２項但書の規定による。農林水産大臣 島村宜伸 17.8.8辞任

内閣官房副長官

山崎　正昭（参・自民）　　杉浦　正健（衆・自民）　　二橋　正弘

副大臣

内閣府副大臣
　七条　　明（衆・自民）
　西川　公也（衆・自民）
　林田　　（衆・自民）
防衛庁副長官
　今津　　寛（衆・自民）
総務副大臣
　今井　　宏（衆・自民）
　山本　公一（衆・自民）
法務副大臣
　　（欠）

外務副大臣
　逢沢　一郎（衆・自民）
　谷川　秀善（参・自民）
財務副大臣
　上田　　勇（衆・公明）
　田野瀬 良太郎（衆・自民）
文部科学副大臣
　小島　敏男（衆・自民）
　塩谷　　立（衆・自民）
厚生労働副大臣
　西　　博義（衆・公明）
　　（欠）

農林水産副大臣
　岩永　峯一（衆・自民）
　常田　享詳（参・自民）
経済産業副大臣
　小此木 八郎（衆・自民）
　保坂　三蔵（参・自民）
国土交通副大臣
　蓮実　　進（衆・自民）
　岩井　國臣（参・自民）
環境副大臣
　高野　博師（参・公明）

※ 法務副大臣 滝実、厚生労働副大臣 衛藤晟一 17.7.5辞任

大臣政務官

内閣府大臣政務官
　江渡　聡徳（衆・自民）
　木村　　勉（衆・自民）
　西銘 順志郎（参・自民）
防衛庁長官政務官
　北村　誠吾（衆・自民）
　　（欠）
総務大臣政務官
　松本　　純（衆・自民）
　増原　義剛（衆・自民）
　山本　　保（参・公明）
法務大臣政務官
　富田　茂之（衆・公明）

外務大臣政務官
　小野寺 五典（衆・自民）
　河井　克行（衆・自民）
　福島 啓史郎（参・自民）
財務大臣政務官
　倉田　雅年（衆・自民）
　段本　幸男（参・自民）
文部科学大臣政務官
　下村　博文（衆・自民）
　小泉　顕雄（参・自民）
厚生労働大臣政務官
　藤井　基之（参・自民）
　　（欠）

農林水産大臣政務官
　大口　善徳（衆・公明）
　加治屋 義人（参・自民）
経済産業大臣政務官
　平田　耕一（衆・自民）
　山本　明彦（衆・自民）
国土交通大臣政務官
　岩崎　忠夫（衆・自民）
　中野　正志（衆・自民）
　伊達　忠一（参・自民）
環境大臣政務官
　　（欠）

※ 厚生労働大臣政務官 森岡正宏、環境大臣政務官 能勢和子 17.7.5辞任
　防衛庁長官政務官 柏村武昭 17.8.8辞任

政府特別補佐人

人事院総裁	佐藤　壮郎	内閣法制局長官	阪田　雅裕
公正取引委員会委員長	竹島　一彦	公害等調整委員会委員長	加藤　和夫

4 本会議･委員会等傍聴者数

回次			総計	内訳	
				本会議	委員会等
平成11年	145	（常　会）	6,108	1,837	4,271
	146	（臨時会）	1,115	362	753
12年	147	（常　会）	4,497	1,340	3,157
	148	（特別会）	45	32	13
	149	（臨時会）	432	193	239
	150	（臨時会）	2,028	902	1,126
13年	151	（常　会）	4,788	1,351	3,437
	152	（臨時会）	122	78	44
	153	（臨時会）	3,041	913	2,128
14年	154	（常　会）	7,202	2,438	4,764
	155	（臨時会）	2,374	788	1,586
15年	156	（常　会）	7,374	1,814	5,560
	157	（臨時会）	489	295	194
	158	（特別会）	264	40	224
16年	159	（常　会）	6,061	1,990	4,071
	160	（臨時会）	209	180	29
	161	（臨時会）	1,675	436	1,239
17年	162	（常　会）	6,484	1,668	4,816

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5　参議院参観者数

	総 計（人）	参観内訳				特別参観
		一般	小･中学生	高校生	外国人	
平成７年	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
８年	176,414	32,030	138,823	2,668	2,893	55
９年	180,875	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10年	187,652	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11年	190,554	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12年	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13年	204,028	45,943	152,822	3,063	2,200	97
14年	215,057	54,388	154,841	3,297	2,531	24
15年	229,835	48,690	170,603	6,850	3,622	133
16年	234,882	54,866	169,844	5,759	4,413	74
17年	140,859	27,663	109,308	1,783	2,105	0

（注）特別参観は、国会閉会中の第１・第３日曜日に限り実施している。
17年の数は、会期終了日（８月８日）現在。

6　参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数（人）	団体数（件）	（団体内訳）		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	493	353	132	8
平成16年度					
４月	2,334	50	8	41	1
５月	3,733	69	28	41	0
６月	3,241	54	25	29	0
７月	158	4	2	2	0
８月	114	12	0	1	11
９月	1,202	19	11	8	0
10月	4,143	62	51	11	0
11月	6,606	94	90	4	0
12月	6,437	88	84	4	0
１月	6,441	86	84	2	0
２月	7,804	112	108	4	0
３月	1,822	27	24	1	2
（16年度計）	44,035	677	515	148	14
平成17年度					
４月	2,344	51	7	44	0
５月	4,155	74	32	42	0
６月	4,363	63	40	21	2
７月	840	12	7	3	2
（年度途中計）	11,702	200	86	110	4

（注）その他とは、地域の子ども会等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
タイ王国上院議長一行 (17. 1.21 招待状発送)	団長　上院議長 スチョン・チャーリークルア君 団員　上院議員 スラチャイ・ダナイタントラクン君 同　同 ニウェート・パンジャルーンウォーラクン君 同　同 サワット・アモーンウィワット君 同　同 アランヤー・スジャニン君 同　同 プラシット・パトゥマーラック君 同　同 プラシット・ピトゥンキッジャー君 同　同 ウィブーン・チェムチューン君 随員　上院議長付 アカラポーン・カウィーワッタナー君 同　国際部長 ソムサック・マヌンピチュ君 同　上院議長室長 ワラーラット・ダーンウィワット君 同 カタリア・アモーンウィワット君	17. 2.12 ～ 2.18
カナダ上院議長 (17. 4.27 招待状発送)	団長　上院議長 ダン・ヘイズ君 同夫人 キャシー・ヘイズ君 団員　上院議員 シャロン・カーステアーズ君 同夫君 ジョン・カーステアーズ君 同　上院議員 ジョン・リンチ・ストーントン君 同夫人 ジュリアナ・リンチ・ストーントン君 同　上院議員 ジョージ・フュリー君 随員　上院職員 ケヴィン・ゲラン君 同　同 ミシェル・ティトリー君	17. 5.19 ～ 5.24

8　参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ＷＴＯに関する議員会議・ブリュッセル会合出席 （16.11. 8 議長決定）	ベルギー	16.11.23 ～11.27	若林　　正俊君(自民) 平野　　達男君(民主)	17. 1.21 議院運営委員会に報告書提出
第13回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会出席 （16.12. 9 議長決定）	ベトナム	17. 1. 8 ～ 1.15	松田　　岩夫君(自民) 内藤　　正光君(民主)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
第112回ＩＰＵ（列国議会同盟）会議出席 （17. 3. 8 議長決定）	フィリピン	17. 4. 2 ～ 4. 9	有村　　治子君(自民) 犬塚　　直史君(民主) 加藤　　修一君(公明)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

9　我が国で開催された国際会議

会議名	ＩＰＵ「ＡＳＥＡＮ＋３」東京会議	
開催地	東京	
期　間	17. 4.19～ 4.20	
出　席 議　員	日本国会代表団 団長　　衆議院議員　瓦　　力君 副団長　参議院議員　松田　岩夫君 参議院議員 山東昭子君、大野つや子君、有村治子君、千葉景子君、高橋千秋君、犬塚直史君、加藤修一君 衆議院議員 井上喜一君、谷津義男君、茂木敏充君、嘉数知賢君、上川陽子君、福井照君、西銘恒三郎君、葉梨康弘君、土肥隆一君、河村たかし君、海江田万里君、石毛鍈子君、生方幸夫君、小宮山泰子君、丸谷佳織君	各国議会代表団 ウン・ヌン君（カンボジア）、ノロドム・ラッタナー・デヴィ君（カンボジア）、ソー・ヴィクター君（カンボジア）、プム・シチャン君（カンボジア）、ハッ・サレン君（カンボジア）、タッチ・セター君（カンボジア）、路甬祥君（中国）、吉佩定君（中国）、房鳳友君（中国）、李連寧君（中国）、王涛君（中国）、李主其君（中国）、ユヌス・エフェンディ・ハビビ君（インドネシア）、ユスロン・イザ君（インドネシア）、クーケオ・アカモンティー君（ラオス）、バンオン・サイニャラート君（ラオス）、アーマド・フスニ・ハナザラ君（マレーシア）、ロザイダ・タリブ君（マレーシア）、フアン・フラビエル君（フィリピン）、柳在乾君（韓国）、リョン・ホーンキー君（シンガポール）、チャールズ・チョン君（シンガポール）、ラリター・ルークサムラン君（タイ）、リキット・ディラウェーギン君（タイ）、クンジン・チンタナー・スックマーク君（タイ）、アロンコーン・ポンラブット君（タイ）、パー・アグソンスア君（タイ）、サンサニー・ナーカポン君（タイ）、チットラー・ユープラスート君（タイ）、ヴー・マオ君（ベトナム）、ゴー・アイン・ズン君（ベトナム）、チュオン・ティ・マイ君（ベトナム）

会議名	第26回日本・ＥＵ議員会議	
開催地	東京	
期　間	17. 5.16～ 5.17	
出　席 議　員	日本国会代表団 団長　　衆議院議員　中山　太郎君 副団長　参議院議員　林　　芳正君 参議院議員 舛添要一君、小林温君、田村耕太郎君、藤野公孝君、松村祥史君、江田五月君、山下八洲夫君、広中和歌子君、平野達男君、荒木清寛君、緒方靖夫君 衆議院議員 津島雄二君、　利耕輔君、高村正彦君、森山眞弓君、柳澤伯夫君、小杉隆君、植竹繁雄君、小坂憲次君、山口俊一君、原田義昭君、平井卓也君、後藤田正純君、鳩山由紀夫君、佐々木秀典君、大畠章宏君、田中慶秋君、池田元久君、一川保夫君、中川正春君、伴野豊君、赤松正雄君、谷口隆義君 顧問　　衆議院議員　羽田　　孜君	欧州議会代表団 団長 ゲオルク・ヤルツェンボウスキー君（ドイツ） 副団長 キュオスティ・タピオ・ヴィッランコスキ君（フィンランド） 同　　ヤラスラフ・ズヴィエジナ君（チェコ） シルヴィア・イヴォンヌ・カウフマン君（ドイツ）、ヤヌシュ・レヴァンドフスキ君（ポーランド）、ラルフ・ワルター君（ドイツ）、ビル・ニュートン・ダン君（英国）、マルコム・ハーバー君（英国）、マリア・バディア・イ・クチェ君（スペイン）、グリン・フォード君（英国）、ブルーノ・ゴルニッシュ君（フランス）、アントリン・サンチェ・プレセード君（スペイン）、ピエル・アントニオ・パンゼーリ君（イタリア）、コリーン・Ｍ・ウォルトマン・コール君（オランダ）、カルロス・ホセ・イトゥルガイス・アングロ君（スペイン）、マッテーオ・サルヴィーニ君（イタリア）

10 参議院委員派遣一覧

第161回国会閉会後

○厚生労働委員会　（16.12.3 議長承認）

目　的	社会保障及び労働問題等に関する実情調査
派遣委員	岸宏一君（自民）、国井正幸君（自民）、武見敬三君（自民）、 辻泰弘君（民主）、山本孝史君（民主）、西島英利君（自民）、 藤井基之君（自民）
派遣地	山形県、福島県
期　間	平成16年12月８日及び９日の２日間

○国土交通委員会　（16.12.3 議長承認）

目　的	青森県、福島県及び新潟県における国土の整備、交通政策の推進及び災害対策等に関する実情調査
派遣委員	田名部匡省君（民主）、田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、 佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、岩城光英君（自民）、 太田豊秋君（自民）、岡田広君（自民）、藤野公孝君（自民）、 前田武志君（民主）山下八洲夫君（民主）、仁比聡平君（共産）、 渕上貞雄君（社民）
派遣地	青森県、福島県、新潟県
期　間	平成16年12月８日から同月10日まで３日間

○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会　（16.12.9 議長承認）

目　的	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査
派遣委員	内藤正光君（民主）、景山俊太郎君（自民）、広野ただし君（民主）、 岡田直樹君（自民）、北川イッセイ君（自民）、末松信介君（自民）、 田中直紀君（自民）、津田弥太郎君（民主）、白眞勲君（民主）、 林久美子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、木庭健太郎君（公明）、 渡辺孝男君（公明）、吉川春子君（共産）
派遣地	新潟県
期　間	平成16年12月16日及び17日の２日間

○**文教科学委員会**　（16.12.16 議長承認）

目　的	地方における初等中等教育、高等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査
派遣委員	亀井郁夫君（自民）、有村治子君（自民）、北岡秀二君（自民）、 鈴木寛君（民主）、河合常則君（自民）、後藤博子君（自民）、 下田敦子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、山下栄一君（公明）、 小林美恵子君（共産）
派遣地	広島県、山口県
期　間	平成17年１月11日から同月13日まで３日間

○**環境委員会**　（16.12.16 議長承認）

目　的	愛知県における環境保全及び公害対策等に関する実情調査
派遣委員	郡司彰君（民主）、大野つや子君（自民）、真鍋賢二君（自民）、 谷博之君（民主）、狩野安君（自民）、大石正光君（民主）、 芝博一君（民主）、島田智哉子君（民主）、林久美子君（民主）、 福山哲郎君（民主）、高野博師君（公明）、鰐淵洋子君（公明）
派遣地	愛知県
期　間	平成17年１月13日及び14日の２日間

○**総務委員会**　（16.12.21 議長承認）

目　的	熊本県及び鹿児島県における行財政状況、消防、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査
派遣委員	木村仁君（自民）、世耕弘成君（自民）、森元恒雄君（自民）、 山崎力君（自民）、伊藤基隆君（民主）、津田弥太郎君（民主）、 山本保君（公明）、吉川春子君（共産）
派遣地	熊本県、鹿児島県
期　間	平成17年１月11日及び12日の２日間

○**法務委員会**　（16.12.21 議長承認）

目　的	司法行政及び法務行政等に関する実情調査
派遣委員	渡辺孝男君（公明）、松村龍二君（自民）、吉田博美君（自民）、 千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）
派遣地	福島県、宮城県
期　間	平成17年１月13日及び14日の２日間

○**農林水産委員会**　（16.12.21 議長承認）

目　的	北海道における畑作・畜産・食品加工等に関する実情調査
派遣委員	中川義雄君（自民）、岩永浩美君（自民）、田中直紀君（自民）、 羽田雄一郎君（民主）、和田ひろ子君（民主）、岸信夫君（自民）、 野村哲郎君（自民）、小川勝也君（民主）、福本潤一君（公明）、 紙智子君（共産）
派遣地	北海道
期　間	平成17年１月18日から同月20日まで３日間

○**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**　（16.12.21 議長承認）

目　的	沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査
派遣委員	木俣佳丈君（民主）、橋本聖子君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、 秋元司君（自民）、喜納昌吉君（民主）、遠山清彦君（公明）、 紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）
派遣地	沖縄県
期　間	平成17年１月12日から同月14日まで３日間

第162回国会

○予算委員会　（17.2.4 議長承認）

目　的	平成十七年度総予算の審査に資するため
派遣委員	中曽根弘文君（自民）、阿部正俊君（自民）、野上浩太郎君（自民）、 若林正俊君（自民）、池口修次君（民主）、小川勝也君（民主）、 荒木清寛君（公明）、秋元司君（自民）、関口昌一君（自民）、 田村耕太郎君（自民）、松村龍二君（自民）、山谷えり子君（自民）、 前川清成君（民主）、前田武志君（民主）、水岡俊一君（民主）、 福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）
派遣地	静岡県、愛知県
期　間	平成17年２月16日から同月18日まで３日間

○行政監視委員会　（17.2.9 議長承認）

目　的	行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査
派遣委員	山口那津男君（公明）、荒井広幸君（自民）、後藤博子君（自民）、 鶴保庸介君（自民）、岩本司君（民主）、浜田昌良君（公明）、 狩野安君（自民）、北岡秀二君（自民）、佐藤泰三君（自民）、 水落敏栄君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、 和田ひろ子君（民主）、渡辺秀央君（民主）、浮島とも子君（公明）、 吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）
派遣地	京都府、兵庫県
期　間	平成17年２月16日及び17日の２日間

○**経済・産業・雇用に関する調査会**　（17.2.9 議長承認）

目　的	経済・産業・雇用に関する実情調査
派遣委員	広中和歌子君（民主）、加納時男君（自民）、北岡秀二君（自民）、 朝日俊弘君（民主）、辻泰弘君（民主）、松あきら君（公明）、 小野清子君（自民）、小泉昭男君（自民）、西島英利君（自民）、 松村祥史君（自民）、小林正夫君（民主）、広田一君（民主）、 和田ひろ子君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、 渕上貞雄君（社民）
派遣地	京都府
期　間	平成17年２月17日及び18日の２日間

○**少子高齢社会に関する調査会**　（17.2.9 議長承認）

目　的	少子高齢社会に関する実情調査
派遣委員	清水嘉与子君（自民）、中島啓雄君（自民）、中原爽君（自民）、 山谷えり子君（自民）、神本美恵子君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、 山本香苗君（公明）、荻原健司君（自民）、狩野安君（自民）、 後藤博子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、 加藤敏幸君（民主）、柳澤光美君（民主）、山本孝史君（民主）、 山本保君（公明）、鰐淵洋子君（公明）、小林美恵子君（共産）
派遣地	大阪府、兵庫県
期　間	平成17年２月17日及び18日の２日間

○**災害対策特別委員会**　（17.4.22 議長承認）

目　的	福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査
派遣委員	風間昶君（公明）、岩城光英君（自民）、大仁田厚君（自民）、 小林元君（民主）、高橋千秋君（民主）、山本香苗君（公明）、 仁比聡平君（共産）
派遣地	福岡県
期　間	平成17年４月25日　１日間

○郵政民営化に関する特別委員会　（17.7.25 議長承認）

<table>
<tr><td colspan="2">目　的</td><td>郵政民営化に関する諸問題について地方における実情調査を行うとともに、郵政民営化法案（閣法第84号）、日本郵政株式会社法案（閣法第85号）、郵便事業株式会社法案（閣法第86号）、郵便局株式会社法案（閣法第87号）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">派遣委員</td><td>第1班</td><td>陣内孝雄君（自民）、世耕弘成君（自民）、山下八洲夫君（民主）、
弘友和夫君（公明）、愛知治郎君（自民）、有村治子君（自民）、
岩城光英君（自民）、小野清子君（自民）、小泉昭男君（自民）、
二之湯智君（自民）、野上浩太郎君（自民）、尾立源幸君（民主）、
高橋千秋君（民主）、津田弥太郎君（民主）、広田一君（民主）、
渡辺秀央君（民主）、山本香苗君（公明）</td></tr>
<tr><td>第2班</td><td>市川一朗君（自民）、山崎力君（自民）、伊藤基隆君（民主）、
平野達男君（民主）、小池正勝君（自民）、椎名一保君（自民）、
関口昌一君（自民）、長谷川憲正君（自民）、山下英利君（自民）、
山本順三君（自民）、大塚耕平君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、
山根隆治君（民主）、若林秀樹君（民主）、山口那津男君（公明）、
西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）</td></tr>
<tr><td colspan="2">派遣地</td><td>第１班　東京都、大阪府、京都府
第２班　東京都、岩手県</td></tr>
<tr><td colspan="2">期　間</td><td>両班とも平成17年７月27日及び28日の２日間</td></tr>
</table>

11 国会に対する報告等　(16.12.4～17.8.8)

第161回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年 月 日	報　告　等　の　名　称
平成16年	
12. 9(木)	・ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成16年12月)
17(金)	・ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	・ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	・ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	・ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	・ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	・ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	・ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	・ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	・ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	・ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	・ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	・ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	・ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	・ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
20(月)	・ 平成16年度第２・四半期予算使用の状況
21(火)	・ 平成16年度第２・四半期国庫の状況
平成17年	
1. 17(月)	・ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成17年１月)
	・ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成17年１月)
21(金)	・ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成16年７月１日から同年12月31日まで)
25(火)	・ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成16年10月12日から平成17年1月20日まで)
2. 4(金)	・ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成16年1月1日から同年12月31日まで)
8(火)	・ 平成17年度地方団体の歳入歳出総額の見込額
15(火)	・ 日本放送協会平成15年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書
25(金)	・ 平成15年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	・ 平成15年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
3. 11(金)	・ 地方財政の状況(平成17年3月)
15(火)	・ 平成17年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
22(火)	・ 平成16年度第３・四半期予算使用の状況
	・ 自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告(平成17年3月)
	・ 国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告(平成17年3月)
23(水)	・ 平成16年度第３・四半期国庫の状況
25(金)	・ 国民の保護に関する基本指針(平成17年3月)
	・ 食料・農業・農村基本計画(平成17年3月)
	・ 平成16年営利企業への就職の承認に関する年次報告
	・ 平成16年官民人事交流に関する年次報告
30(水)	・ 国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出

4.19(火)	・ 平成16年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	・ 平成16年防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告
	・ 「平成16年度森林及び林業の動向に関する年次報告」及び「平成17年度において講じようとする森林及び林業施策」
22(金)	・ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成17年4月)
	・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成16年1月1日から同年12月31日まで)
	・ 平成16年団体規制状況の年次報告
	・ 「平成16年度水産の動向に関する年次報告」及び「平成17年度において講じようとする水産施策」
26(火)	・ 「平成16年度中小企業の動向に関する年次報告」及び「平成17年度において講じようとする中小企業施策」
5.17(火)	・ 「平成16年度食料・農業・農村の動向」及び「平成17年度食料・農業・農村施策」
27(金)	・ 「平成16年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成17年度男女共同参画社会の形成の促進施策」
	・ 平成16年度エネルギーに関する年次報告
31(火)	・ 「平成16年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成17年度交通安全施策に関する計画」
	・ 「平成16年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」及び「平成17年度母子家庭の母の就業支援施策」
6. 3(金)	・ 「平成16年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成17年度高齢社会対策」
	・ 2004年の国際労働機関第92回総会において採択された勧告に関する報告書
	・ 平成16年度ものづくり基盤技術の振興施策
7(火)	・ 平成16年度障害者施策の概況
	・ 平成16年度首都圏整備に関する年次報告
10(金)	・ 平成16年度科学技術の振興に関する年次報告
	・ 「平成16年度土地に関する動向」及び「平成17年度土地に関する基本的施策」
	・ 平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告(関係個表に係る評価結果一覧)
	・ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成17年6月)
14(火)	・ 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成17年度の防災に関する計画」
	・ 「平成16年度観光の状況」及び「平成17年度観光政策」
	・ 国家公務員倫理法に基づき各省各庁の長が定める職員の職務に係る倫理に関する訓令等に関する報告(平成17年6月)
15(水)	・ 平成16年度人事院の業務状況報告書
17(金)	・ 「平成16年度環境の状況」及び「平成17年度環境の保全に関する施策」
	・ 「平成16年度循環型社会の形成の状況」及び「平成17年度循環型社会の形成に関する施策」
	・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成17年6月)
7.11(月)	・ 平成16年度第４・四半期予算使用の状況（出納整理期間を含まず。）
12(火)	・ 平成16年度第４・四半期国庫の状況
	・ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成17年1月1日から同年6月30日まで)
29(金)	・ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成17年7月)
	・ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成17年7月)
	・ 平成16年度人権教育及び人権啓発施策
8. 2(火)	・ 平成16年度公害等調整委員会年次報告
5(金)	・ 日本郵政公社平成16年度財務諸表の承認に関する報告

12 国会関係日誌 （16.12.4～17.8.8）

年 月 日	事　　項
【第161回国会（臨時会）閉会後】	
平成16年	
12. 5(日)	・ 大野防衛庁長官、イラク・サマーワの陸上自衛隊宿営地を視察
8(水)	・ 第３回日朝実務者協議において北朝鮮から持ち帰った遺骨がＤＮＡ鑑定の結果、横田めぐみさんのものではないことが判明
9(木)	・ 「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更」を閣議決定。自衛隊のイラク派遣を１年間延長
	・ 日・独首脳会談
10(金)	・ 衆・拉致問題特別委(日本人拉致問題解決促進決議)
	・ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)について」を閣議決定
	・ 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部、「テロの未然防止に関する行動計画」を決定
13(月)	・ 衆・イラク支援特別委(イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更等に関する調査)
	・ 参・イラク・事態特別委(イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する調査)
14(火)	・ 参・拉致問題特別委(日本人拉致問題解決促進決議)
15(水)	・ 与党、平成17年度税制改正大綱を決定
16(木)	・ 参・拉致問題特別委員会委員派遣(新潟、～17日)
17(金)	・ 日・韓首脳会談
18(土)	・ 宣仁親王妃喜久子殿下薨去
20(月)	・ 平成16年度補正予算閣議決定
	・ 平成17年度予算財務省原案内示
21(火)	・ 最高裁、鎌田さゆり、今野東両衆議院議員の選挙違反事件で公選法違反容疑の元労組幹部らの上告棄却
24(金)	・ 平成17年度予算閣議決定
	・ 「今後の行政改革の方針」を閣議決定
	・ 鎌田さゆり衆議院議員辞職
	・ 東京地裁、詐欺罪などの罪で坂井隆憲元衆議院議員に懲役２年８月の実刑判決
26(日)	・ インドネシア・スマトラ沖地震・津波発生
30(木)	・ 清子内親王殿下の婚約内定発表
平成17年	
1. 5(水)	・ スマトラ沖地震・津波支援として国際緊急援助隊員法に基づき航空自衛隊派遣命令
6(木)	・ スマトラ沖大地震・インド洋津波被害に関するＡＳＥＡＮ主催緊急首脳会議
11(火)	・ 常会召集の閣議決定
	・ 佐藤三吾元参議院議員逝去
12(水)	・ イラク・サマーワの陸自宿営地にロケット弾が着弾
18(火)	・ 国連防災世界会議開幕(神戸、～22日)
19(水)	・ 日・カナダ首脳会談(共同声明発表)
20(木)	・ 国会議員の互助年金等に関する調査会、衆・参両院議長に改革案を答申
	・ 東京高裁、平成16年７月の参院選の定数較差(最大5.13倍)について違憲とは認めず、選挙無効請求を棄却

【第162回国会（常会）】

1.21(金)	・第162回国会(常会)召集
	・開会式
	・参・本会議(議席の指定、宣仁親王妃喜久子殿下薨去につき弔詞奉呈報告、特別委員会設置、スマトラ沖大地震支援決議、政府４演説)
	・衆・本会議(議席の指定、特別委員会設置、宣仁親王妃喜久子殿下薨去につき弔意を表する件、スマトラ沖大地震支援決議、政府４演説)
23(日)	・山形県知事選で斎藤弘氏、岐阜県知事選で古田肇氏がそれぞれ初当選
24(月)	・衆・本会議(代表質問)
25(火)	・参・本会議(代表質問)
	・衆・本会議(代表質問)
	・皇室典範に関する有識者会議初会合
	・海老沢勝二ＮＨＫ会長ら首脳３人が受信料不払い急増などの責任を取り辞任
26(水)	・参・本会議(代表質問)
	・北朝鮮、拉致被害者の遺骨問題で我が国の鑑定結果をねつ造と正式回答
	・東京第二検察審査会、平成研究会の１億円献金隠し事件で橋本龍太郎衆議院議員の不起訴について不当の議決
	・最高裁、東京都が日本国籍を持たない職員の管理職試験の受験を拒否したことについて合憲と判断
27(木)	・衆・予算委(平成16年度補正予算：基本的質疑)全大臣出席
28(金)	・衆・予算委(平成16年度補正予算：基本的質疑、可決)全大臣出席
	・衆・本会議(平成16年度補正予算可決)
	・名古屋高裁、詐欺罪に問われた佐藤観樹元衆議院議員の控訴を棄却
30(日)	・イラク国民議会選挙
31(月)	・参・予算委(平成16年度補正予算：質疑)全大臣出席
2. 1(火)	・参・予算委(平成16年度補正予算：質疑、可決)全大臣出席
	・参・本会議(平成16年度補正予算可決＝成立)
	・三宅島避難指示解除、第１陣帰島開始
2(水)	・衆・予算委(平成17年度総予算：基本的質疑)全大臣出席
3(木)	・衆・予算委(平成17年度総予算：基本的質疑)全大臣出席
4(金)	・衆・予算委(平成17年度総予算：基本的質疑)全大臣出席
8(火)	・衆・予算委(平成17年度総予算：政治資金等集中審議)総理出席
	・ライブドアがニッポン放送株を時間外取引で大量取得
	・イスラエルとパレスチナ両首脳が停戦宣言
10(木)	・北朝鮮外務省、６者協議参加の無期限停止と自衛の核兵器保有の声明を発表
14(月)	・衆・予算委(平成17年度総予算：外交・経済集中審議)総理出席
15(火)	・中山文科相、「ゆとり教育」を掲げた学習指導要領の全面的な見直しを中央教育審議会に要請
16(水)	・気候変動枠組条約京都議定書発効
17(木)	・全国知事会で初の会長選挙、麻生渡福岡県知事が新会長に当選
	・中部国際空港開港
	・那覇地裁沖縄支部、米軍機の騒音をめぐる沖縄県の新嘉手納基地爆音訴訟で国に約28億円の損害賠償命じる、飛行差し止めは認めず
19(土)	・日米安全保障協議委員会、共通の戦略目標等を掲げ、共同発表
21(月)	・参・憲法調査会公聴会
	・衆・予算委(平成17年度総予算：社会保障集中審議)
22(火)	・衆・本会議(日露関係発展決議)
23(水)	・国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)
	・衆・予算委公聴会（～24日）
26(土)	・Ｈ２Ａロケット７号機打ち上げ成功、運輸多目的衛星を分離
27(日)	・三木忠雄元参議院議員逝去

3. 1(火)	・ 衆・予算委(平成17年度総予算：三位一体その他内政問題集中審議)総理出席
	・ 改正船舶油濁損害賠償保障法が施行(無保険船舶の寄港禁止)
	・ 厚生労働省の第三者機関ハンセン病問題に関する検証会議、最終報告書を提出
2(水)	・ 衆・予算委(平成17年度総予算：締めくくり質疑、可決)全大臣出席
	・ 衆・財務金融委(所得税法等改正案審査)総理出席
	・ 衆・本会議(平成17年度総予算可決)
3(木)	・ 参・予算委(平成17年度総予算：基本的質疑)全大臣出席
4(金)	・ 参・予算委(平成17年度総予算：基本的質疑)全大臣出席
6(日)	・ 山内一郎元参議院議員(元郵政相)逝去
9(水)	・ 参・本会議(日露関係発展決議、京都議定書推進決議)
	・ 参・憲法調査会二院・参院小委員会が報告書を憲法調査会に提出
10(木)	・ 参・予算委(平成17年度総予算:税制・景気集中審議、年金・社会保障集中審議)総理出席
	・ 中西一善衆議院議員、強制わいせつで逮捕
11(金)	・ 衆・文部科学委(義務教育費国庫負担法等改正案：質疑)総理出席
13(日)	・ 千葉県知事選で堂本暁子氏再選
14(月)	・ マラッカ海峡で日本のタグボートが海賊に襲われ３人拉致、20日解放
15(火)	・ 参・予算委員会公聴会
	・ 中西一善衆議院議員辞職
16(水)	・ 島根県議会「竹島の日を定める条例」可決
17(木)	・ 参・予算委(平成17年度総予算:外交防衛等集中審議)総理出席
	・ 国土交通省、運航ミスを重ねた日本航空に事業改善命令
	・ 韓国政府、対日政策の新原則発表
18(金)	・ 参・本会議(防衛計画大綱等の報告・質疑)総理出席
	・ 参・平成17年度総予算委嘱審査(常任委員会)
19(土)	・ 清子内親王殿下納采の儀
20(日)	・ 福岡県西方沖地震発生
	・ アナン国連事務総長が国連改革の指針となる勧告を発表
22(火)	・ 参・平成17年度総予算委嘱審査(特別委員会)
	・ 参・予算委(平成17年度総予算:証券・金融・規制緩和集中審議)総理出席
	・ 片山正英元参議院議員逝去
23(水)	・ 参・予算委(平成17年度総予算:政治・政治資金集中審議、締めくくり質疑、可決)総理出席
	・ 参・本会議(平成17年度総予算可決＝成立)
24(木)	・ 愛知万博開会式（25日開幕）
	・ 内田善利元参議院議員逝去
25(金)	・ 参・災害対策特別委(福岡県西方沖地震等調査)
	・ 「国民の保護に関する基本方針」を閣議決定
	・ 「規制改革・民間開放推進３か年計画」を閣議決定
27(日)	・ 日・仏首脳会談(新パートナーシップ宣言発表)
28(月)	・ 参・財政金融委(所得税法等改正案外１件審査)総理出席
	・ スマトラ沖で再び大地震発生
4. 1(金)	・ 参・本会議(社会保障制度改革決議)
	・ 衆・本会議(社会保障制度改革決議)
	・ ペイオフ全面解禁
2(土)	・ ローマ法王ヨハネ・パウロ２世逝去
6(水)	・ 国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)
	・ 韓国外交通商省、日本の中学校用教科書の検定結果に抗議する声明を発表
7(木)	・ 日・韓外相会談
8(金)	・ 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議初会合
9(土)	・ 中国北京で１万人規模の反日デモ集会、日本大使館等に被害

10(日)	・ 町村外相が駐日中国大使に反日デモについて抗議、謝罪と補償を要求
12(火)	・ 参・経済産業委(関西電力株式会社美浜発電所３号機蒸気噴出事故問題調査)
15(金)	・ 衆・憲法調査会（最終報告書議決）
16(土)	・ 中国上海で反日デモ発生、日本総領事館で窓を割られるなどの被害
17(日)	・ 日・中外相会談
	・ 秋田県知事選で寺田典城氏三選
19(火)	・ 参・国土交通委(航空機の運航における安全確保問題調査)
20(水)	・ 参・憲法調査会（最終報告書議決）
	・ 国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)
	・ 日・豪首脳会談
22(金)	・ アジア・アフリカ会議50周年記念首脳会議(新アジア・アフリカ戦略的パートナーシップ宣言採択、～23日)
23(土)	・ 日・中首脳会談
24(日)	・ 衆議院議員補欠選挙、宮城２区で秋葉賢也氏、福岡２区で山崎拓氏当選
25(月)	・ ＪＲ西日本福知山線で脱線事故発生
	・ 参・災害対策特別委員会委員派遣(福岡県西方沖地震実情調査)
26(火)	・ 参・国土交通委(ＪＲ西日本福知山線列車事故報告)
27(水)	・ 参・本会議(ＪＲ西日本福知山線列車事故報告・質疑)
	・ 仙台高裁、平成15年衆院選での宮城１区今野東衆議院議員派の選挙違反事件をめぐる連座制訴訟で今野議員に当選無効と５年間立候補禁止の判決
28(木)	・ 今野東衆議院議員辞職
	・ 日・インド首脳会談（共同声明発表）
	・ イラク新政権発足
30(土)	・ 日・パキスタン首脳会談（円借款の再開を含む共同宣言発表）
5. 1(日)	・ 北朝鮮、日本海に向けて短距離ミサイル１発を発射したことが米軍の情報で判明、日本海に落下
5(木)	・ 片岡勝治元参議院議員逝去
6(金)	・ 内閣府食品安全委員会がＢＳＥ対策の見直しで全頭検査の緩和容認を決定
	・ ＡＳＥＡＮ＋日中韓外相会議(京都)
	・ アジア欧州会議(ＡＳＥＭ)外相会議(京都、～７日)
7(土)	・ 和泉覚元参議院議員逝去
9(月)	・ 第二次世界大戦終了60周年記念式典(モスクワ)
	・ イラクの武装勢力、邦人を拘束したとする犯行声明をインターネットに掲載
	・ 日・露首脳会談
10(火)	・ 参・厚生労働委(母体保護法一部改正案提出決定)
11(水)	・ 参・イラク・事態特別委(イラクにおける邦人行方不明事件等調査)
13(金)	・ 衆・国土交通委(ＪＲ西日本福知山線列車脱線事故問題についてＪＲ西日本社長らを参考人招致)
16(月)	・ 参・決算委(平成15年度決算：締めくくり総括的質疑)
	・ 衆・予算委(外交等集中審議)総理出席
	・ 参・国土交通委員会視察(ＪＲ西日本福知山線脱線事故)
	・ 福岡高裁、国営諫早湾干拓事業の工事を差し止めた佐賀地裁の仮処分決定をめぐり、国の保全抗告を認め、地裁の仮処分決定を取り消す
	・ 日・パレスチナ首脳会談
	・ 日・独等が国連安保理改革枠組決議案の草案を提示
17(火)	・ 参・国土交通委(ＪＲ西日本福知山線列車脱線事故についてＪＲ西日本社長らを参考人招致)
18(水)	・ 東京地裁、最大5.13倍だった平成16年7月参院選の選挙区選挙の定数配分は憲法違反として選挙の無効を求めた訴訟について請求を棄却
20(金)	・ 参・予算委(外交等集中審議)総理出席
	・ 衆・本会議(郵政民営化特別委員会設置)

23(月)	・公正取引委員会、国発注の橋梁建設工事で談合を繰り返したとして独占禁止法違反の疑いでメーカー８社を刑事告発
26(木)	・衆・本会議(郵政民営化関連６法案の趣旨説明・質疑)
	・ブラジル大統領国会演説(衆・議場)
	・日・ブラジル首脳会談
28(土)	・イラクの武装勢力、拘束している邦人の死亡をインターネットに掲載
29(日)	・イラク移行政府、首都バグダッドの武装勢力掃討作戦を開始
30(月)	・最高裁、ナトリウム漏れ事故後、運転停止中の高速増殖炉「もんじゅ」を巡り、住民らが設置許可の無効確認を求めた訴訟の上告審で、許可処分を無効とした二審判決を破棄
31(火)	・長崎県対馬沖で違法操業容疑の韓国漁船が日本の海上保安官を乗せたまま逃走。６月２日、船長が検査忌避認め担保金を払うことを条件に、船や船長の身柄の韓国側への引き渡しで合意
	・東京地裁、日本歯科医師連盟事件で前日本歯科医師会会長に懲役３年、執行猶予５年の判決
	・政府の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が最終報告提出
	・国連安全保障委員会理事会、イラク移行政府からの多国籍軍の駐留延長要請に対し、延長を決定
6. 2(木)	・衆・予算委(経済・財政・郵政集中審議)総理出席
	・日・インドネシア首脳会談(共同声明「新たな挑戦へのパートナー」発表)
3(金)	・衆・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：質疑)総理出席
7(火)	・参・決算委(平成15年度決算等：締めくくり総括質疑、議決)全大臣出席
	・河野衆院議長、小泉首相と会談し靖国神社参拝に慎重な対応を要請
8(水)	・参・本会議(平成15年度決算等議決)
10(金)	・参・拉致問題特別委(北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表等を参考人招致)
	・沓脱タケ子元参議院議員逝去
11(土)	・Ｇ８財務相会合、アフリカ最貧国の国際金融機関への債務全額削減に合意
	・杉山令肇元参議院議員逝去
13(月)	・参・行政監視委(政策評価制度の見直しに関する決議)
	・参・経済産業雇用調査会(中間報告書議決)
15(水)	・参・本会議(経済産業雇用調査会中間報告)
	・衆・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：質疑)総理出席
16(木)	・自民、公明両党幹事長が衆参両院議長に会期延長の申入れ
17(金)	・衆・本会議(議院運営委員長解任決議案否決、会期延長議決)
20(月)	・日・韓首脳会談
21(火)	・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を閣議決定
	・政府税制調査会、給与所得控除の縮小や配偶者控除廃止などの方向を打ち出した所得課税改革に関する報告書を発表
22(水)	・参・本会議(行政評価制度の見直しに関する決議)
23(木)	・イラク・サマーワで走行中の陸上自衛隊車列脇で爆発、車両１両が破損。宿営地外での被害は初
26(日)	・農林水産省、茨城県水海道市の養鶏場で国内初のＨ５Ｎ２亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出と発表
27(月)	・参・農林水産委(牛海綿状脳症(ＢＳＥ)対策に関する決議)
	・天皇・皇后両陛下、サイパン訪問(～28日)
28(火)	・衆・郵政特別委員会地方公聴会(北海道、新潟、佐賀)
	・国際熱核融合実験炉計画に参加する日、米、ロ、ＥＵなどが閣僚級会合を開き、実験炉を南フランスに建設することで合意
7. 1(金)	・衆・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：質疑)総理出席
3(日)	・兵庫県知事選で井戸敏三氏再選
	・東京都議選投開票
4(月)	・衆・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：質疑、可決)総理出席
5(火)	・衆・本会議(郵政民営化関連６法案可決)

6(水)	・ 第31回主要国首脳会議(サミット)開幕(英国グレンイーグルズ、～８日)
7(木)	・ 自民党新憲法起草委員会、要綱案を発表
	・ 英国ロンドン市内において同時テロ発生。21日、２度目の爆破テロ
8(金)	・ 参・少子高齢調査会(中間報告書議決)
10(日)	・ 岡田広元参議院議員逝去
11(月)	・ 参・本会議(郵政民営化特別委員会設置、サミット報告・質疑、少子高齢調査会中間報告)
12(火)	・ 日・米外相会談
13(水)	・ 参・本会議(郵政民営化関連６法案の趣旨説明・質疑)
14(木)	・ ユネスコの世界遺産委員会、北海道の知床を世界自然遺産に決定
15(金)	・ 参・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：総括質疑)総理出席
19(火)	・ 参・厚生労働委(自殺総合対策推進決議)
20(水)	・ 参・国際問題調査会(中間報告書議決)
	・ 衆・厚生労働委(アスベスト問題調査)
	・ 東京地裁、日本歯科医師連盟をめぐる事件で、業務上横領と公選法違反に問われた自民党の元衆議院議員吉田幸弘被告に有罪判決
	・ 全国知事会等地方６団体、国庫補助負担金等に関する改革案を小泉総理に提出
22(金)	・ 参・本会議(国際問題調査会中間報告)
24(日)	・ 静岡県知事選で石川嘉延氏４選
25(月)	・ 東京地検、日本道路公団副総裁内田道雄を独占禁止法違反等の容疑で逮捕
26(火)	・ 衆・本会議(サミット報告・質疑)
	・ 北朝鮮６カ国協議が開始
27(水)	・ 参・郵政特別委員会委員派遣（～28日）
	・ 東京第二検察審査会、日本歯科医師連盟の自民党議員に対する資金提供疑惑をめぐり、山崎拓衆議院議員について起訴相当と議決
28(木)	・ 参・郵政特別委員会地方公聴会(京都、岩手)
	・ 衆・拉致問題特別委(元北朝鮮工作員等を参考人招致)
30(土)	・ 初村滝一郎元参議院議員(元労働相)逝去
8. 1(月)	・ 永岡洋治衆議院議員逝去
2(火)	・ 参・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：総括質疑)総理出席
	・ 参・決算委(会計検査院法一部改正案提出決定)
	・ 衆・本会議(終戦・被爆60周年決議)
3(水)	・ 参・厚生労働委(アスベスト問題調査)
5(金)	・ 参・郵政特別委(郵政民営化関連６法案：締めくくり総括質疑、採決)総理出席
	・ 田中正巳元参議院議員(元厚生相)逝去
6(土)	・ 広島原爆死没者慰霊式・平和祈念式(扇参議院議長出席)
8(月)	・ 参・本会議(郵政民営化関連６法案否決)
	・ 衆・本会議(解散詔書朗読)
	・ 衆議院解散(第162回国会閉会)